

博士論文

香港の「公民教育」と「国民教育」

－ 二つの愛国を巡る相克 －

平成 26 年 9 月

広島大学大学院総合科学研究科

総合科学専攻

中井智香子

目 次

目 次	i
(1) 表 目次	iv
(2) 図 目次	v
(3) グラフ 目次	vi
序 章	1
第1節 問題の所在	1
第2節 研究史の整理	3
(1) 公民教育について	3
(2) 国民教育について	7
(3) 公民教育ガイドラインについて	8
第3節 分析の視座：教育界の二つの愛国と政治対立	10
第1章 香港人社会の形成過程——1970年代まで	15
第1節 香港政治の構造	15
(1) 選挙における勢力配置	15
(2) 香港教育界の勢力配置	17
第2節 香港人社会の重層性と多元性	22
(1) 1970年代までの戦後香港史	22
(2) 香港出生世代の自由主義思想	28
(3) 左派系愛国学校の存在空間	30
第3節 植民地教育の基本構造とメカニズム	33
(1) 学校制度の多元性	33
(2) 臣民教育の目的と役割	37
(3) 教育政策決定過程と諮問	42
(4) 運用面の多元性と自主権	45
第2章 返還過渡期の政治と公民教育政策	47
第1節 「六四」までの限定的な民主化	47
(1) 「97年問題」を巡る中英交渉	47
(2) 英国による限定的な民主化	49

(3)	中国側による『基本法』草案作り	51
第2節	「六四」以降の民主化	52
(1)	「六四」以降の愛国と民主の変容	52
(2)	二者合意の民主化と中英間の対立	54
第3節	正規課程での公民教育政策の基本方針	57
(1)	政治環境の変動と公民教育政策の変容	58
(2)	二つのガイドラインの共通点と相違点	66
(3)	回帰後の公民教育政策の方向性と問題点	71
第3章	回帰後の教育改革と公民教育政策	73
第1節	一国両制下での公民教育構想	73
(1)	教育改革の前段階	73
(2)	グローバル経済主導の教育改革の方向性	75
(3)	公民教育政策の再度の非政治化	78
第2節	正規課程「通識教育科」と合意形成の軌跡	82
(1)	導入計画の背景	83
(2)	高中課程のカリキュラム改革	83
(3)	「通識教育科」を巡る合意形成づくり	88
第3節	非正規課程の二つの国民教育	90
(1)	正規課程の国民教育	90
(2)	回帰5周年での国民教育政策の検証	93
(3)	情理兼備の国情教育と民間委託の国情教育	98
第4章	政治任務としての正規課程の国民教育	103
第1節	北京政府の対香港政策の変更	103
(1)	「03年七一デモ」以前の不干渉政策と高度自治	104
(2)	「03年七一デモ」以降の積極介入と「従属関係論」	106
(3)	北京政府と香港市民との駆け引き 経済支援 vs 民主化要求	110
第2節	政治任務としての国民教育政策	119
(1)	回帰後の国民教育政策の問題点	120
(2)	正規課程での国民教育の必修・独立科目化計画	122
第3節	「12年国民教育論争」と香港式国民教育	127
(1)	「12年国民教育論争」の経緯	127
(2)	第5回立法会議員選挙の結果と「中間派」世論	133
(3)	推進派内の不協和音	134
(4)	反対派の主張と香港式国民教育の可能性	142

終章	147
第1節 香港人アイデンティティの展開過程	147
第2節 国民教育カリキュラムを巡る主導権争い	153
(1) 「教連会」幹部と教育当局との駆け引き	153
(2) 北京政府と香港人社会の政治対立	157
参考文献	161

(1) 表 目次

表①：Heater, D.B,のシティズンシップ類型	4
表②：二大教育専門団体の比較	18
表③：香島中学 1968 年 週単位の教育内容（単位：時間）	33
表④：1945 年－1984 年までの臣民教育の展開と概要	40
表⑤：中央集権的なカリキュラム発展へのアプローチ	46
表⑥：『96 年ガイドライン』作業部会メンバー	67
表⑦：現行の学校カリキュラム内の国民教育に関する課題	81
表⑧：学習領域「社会と文化」	86
表⑨：2002-03 年と 2003-04 年度の国民教育関連予算と支出	99
表⑩：第 4 学習段階（中 4 から中 6）【国家範疇】	139

(2) 図 目次

図①：香港社会の政治対立と勢力配置	17
図②：学校制度 上：旧 6-3-2-2-3 下：新 6-3-3-4 (2009 年～)	33
図③：公民教育の実践戦略モデル.....	68

(3) グラフ 目次

グラフ①：2012-13 年度 小・中学校の学校類別分布	34
グラフ②：失業率の半年ごとの推移（2003 年－2013 年）	111
グラフ③：香港政府と北京政府に対する満足度	112
グラフ④：「七一デモ」への参加者数	113
グラフ⑤：北京政府の対香港政策への評価	117
グラフ⑥：中国国民となったことへの誇り	118
グラフ⑦：香港人アイデンティティとナショナル・アイデンティティ	150
グラフ⑧：80 後と非 80 後の比較（2012 年調査）	150

序 章

第1節 問題の所在

本稿で取り上げる香港の Civic Education とは市民としての資質 (Citizenship) [以下、シティズンシップ] を形成することを目的とする教育で、本来的には強権的な国家による市民権 (Civic Rights) の侵害に対して抵抗する資質の形成をも含意するものと理解され、市民教育という訳語が適切だと思われる。ただし香港においても日本同様「公民」という用語が常用されており、本稿でも Civic Education を香港における用語法に従い「公民教育」と表記することとする (以下、「」は省略する)。尚、公民教育という用語法が常用されることには、香港が英国の植民地統治下に置かれ欧米の市民教育とは異なる要素を持たざるを得なかったことが関わっているように思われる (後述)。

他方、香港の「国民教育」(National Education) とは文字通り中国人としてのナショナル・アイデンティティを確立することを目指す教育である (以下、「」は省略する)。具体的には、「国家に対する帰属感、愛着、中国人としての誇り、国家に対するプライド、民族主義 (Nationalism) と愛国心 (Patriotism)」の育成が求められている (策略発展委員会国民教育専題小組, 2008, p. 2)。とは言え、その内容に関しては、現実の北京政府をナショナル・アイデンティティのなかでどう位置づけるかを巡って、政治とは切り離された文化的な中国人アイデンティティの確立を最優先する立場と、愛国は愛共産党と同義だとする立場との間で議論がある。またナショナル・アイデンティティの確立の方法、すなわち国民教育の教授法を巡って単独の独立科目とするのか否か、独立科目とするとしても必修科目とするか否かなどを巡る政治対立がある (後述)。

一般的に言って、公民教育と国民教育はともに人々のアイデンティティ形成に直接かわる重要な問題となっているのであるが、とりわけ香港では回帰 17 年目を迎えても依然として複雑な問題のままである。なぜなら、植民地香港は 1997 年 6 月 30 日に終焉したが、一国両制下に移行した香港は特別行政区と 50 年間という共産党政権から新たに付与された条件の下で、植民地支配の清算をしなければならないからである。鄧小平がデザインした一国両制の基本構想では経済発展を重視する国民統合が優先され、一国両制の根幹に関わる政治イデオロギーの相違をどのように処理するかという問題の解決は、回帰後の北京政府と香港特別行政区政府 [以下、香港政府] に託されていたので

ある¹。

実際、回帰後の香港経済は幾度となく深刻な危機を迎えたが、常に北京政府からの恩恵的な支援を受けて立て直しを図ってきた。さらには、華南経済圏との緊密な関係も築かれており、香港側が中国経済に依存する形での経済統合は着実に進んでいると評価する声は少なくない²。

その一方で、政治面での国民統合は大きく後退していると言わざるを得ない状況にある。なぜなら、植民地時代に確立された香港人アイデンティティのなかに、政治イデオロギーの違いを越えてどのようなナショナル・アイデンティティをいかにして構築するかという問題に関して、香港人社会と北京政府および香港政府の三者の間で合意形成が未だに出来ていないからである。つまり、香港市民³の間には愛国を定義するにあたり、回帰後に継承された公民教育が共産党政権とその政治について批判的思考能力を用いて解釈することを奨励してきた為に、「愛国不愛党」との言説が広く浸透している。さらに、一国両制の解釈に関しても、「一国と両制は対等な関係である」とか「経済上の一国であり、政治上は両制である」とような北京政府が決して容認できない主張も極めて少数ではあるが存在していると言われている(South China Morning Post [以下、SCMP], Jun 21, 2014 ; 『人民日報海外版』、2014年6月11日)。

これまで香港人は、総じて「政治には無関心なエコノミック・アニマル」と揶揄されてきた。しかし、1989年の第二次天安門事件 [以下、「六四」] を契機に、「民主と抗共」を表裏一体と見なす⁴「民主派」⁵勢力が台頭し(SCMP, Nov 25, 2013 ; 司徒華, 1989)、北京政府を支持する「親中派」との間で政治対立が始まった(Tsang, 2013)。さらに、その両者の間で経済と民生を重視する「中間派」も存在し、香港人社会は大きく三つに分裂していると言われている(『明報』、2013年8月16日 ; 『文匯報』、2013年8月9日)。

¹ 「香港の主権は回帰したが、香港人の心情は未だに回帰していない」と表現される通り、国家と香港人社会の政治イデオロギーの対立は、香港人の思想の自由に関する問題として極めて敏感な政治問題である。香港に駐在する北京政府の代表機関である中央人民政府駐香港特別行政区連絡弁公室 [以下、中連弁] 元主任の姜恩柱は、2002年8月の離任時に「香港は難解な書」と指摘し、香港問題の複雑さを述べている。

² 商工業界からの強い要望を受けて、2010年12月15日から深圳に住む広東省以外からの出稼ぎ労働者の香港への労働ビザの大幅な緩和策が施行された。香港科技大学商学院院長の雷鼎鳴教授は将来的な深圳との合併も可能性も示唆しながら、「もはや経済面での明確な国境の必要性はない」(SCMP, Oct. 27, 2010) と発言するほど経済面での相互依存関係は進んでおり、経済面での国民統合にはほとんど問題はないとみられている。

³ 香港は国際都市である為、香港市民のなかには非中国系市民も含まれる。したがって、本稿で議論する公立学校を対象とした国民教育には、自ずと非中国系市民も含まれる。本稿では、パスポート上の国籍に関係なく、永久居民 ID カードを所有し、公立学校で教育を受けたまたは受けている中国系市民を対象に考察する。

⁴ これは「民主化で共産党に対抗し、民主化で共産党を押さえつける」意味だと理解されている(許家屯, 1993, p. 410)。

⁵ 「民主派」、「親中派」、「中間派」、左派および伝統左派の基本概念については後述する。

さらに、回帰後の香港政治の分水嶺と言われている 2003 年 7 月 1 日のデモ⁶ [以下、「03 年七一デモ」] を契機に、香港市民の社会問題への関心が高まるにつれ、社会問題が激しい政治対立へと発展する場面も増えてきた。それに加えて、2017 年に実施される行政長官の選挙方法を巡っては、立候補者の二大条件として「第一に愛国愛港者であること、第二に北京政府に反抗しない人物」との最低条件が北京政府側から示されると⁷(『人民日報海外版』、2013 年 4 月 2 日)、その後の議論は双方の間にある愛国の解釈の違いから平行線をたどったまま、解決の糸口はなかなか見えてこない状況にある⁸。「民主・抗共」を掲げ「愛国不愛党」を主張する「民主派」側は、北京政府高官から単一的な価値観を上から押し付けるような発言がなされる度に激しく反発し、政治対立の構図はもはや「親中派」を飛び越えて北京政府との間の直接対立へ移っているとの見方が大勢を占めている(『日本経済新聞』、2014 年 1 月 2 日；『信報』、2013 年 7 月 2 日)。そして、このような危機的な状況に警鐘が鳴らされている(『苹果日報』、2013 年 7 月 1 日)。

筆者は、こうした危機的な状況の形成に公民教育と国民教育を巡る諸問題が密接に関わると同時に、これら教育を巡る政治対立に香港人社会の現実が象徴的に反映されていると考えている。以下、この点に関する研究史を整理しておく。

第 2 節 研究史の整理

(1) 公民教育について

まず本稿のテーマである公民教育と国民教育は、研究史のうえでいかなるものと理解されてきたのか、まず公民教育を巡る議論に焦点をあてて紹介し、これまでの問題点を確認しておく。

鄭宏泰らによれば、香港の文脈では 1970 年代において ID カードに基づく居住権が国籍を代替する市民権として制度化され、ローカル・アイデンティティである香港人アイデンティティの確立と並行して社会統合を達成していた(鄭宏泰 & 黄紹倫, 2003, 2004, pp.139-156)。それを補完したのが、公民教育の前身として民主主義を求めず英国の植民

⁶ 『香港特別行政政府基本法』の第 23 条で自主的に制定するとされた「国家安全条例」[以下、『基本法』23 条] の法制化に反対する 50 万人と言われる香港市民がデモに参加し、董建華行政長官に同法案の白紙撤回を決断させた。

⁷ 2013 年 3 月 24 日、全国人民代表大会 [以下、全人代] 法律委员会主任委員の喬曉陽が、深圳における「親中派」に属する立法會議員 30 名余りとの非公開な会談の席でこの二大条件を述べた。北京政府側からの公式発表としては、後日の『人民日報海外版』となる。

⁸ 議論の争点は、選挙方法に絞られてきている。つまり、北京政府側が一人一票の普通選挙を実施することを容認するに当たり、「民主派」勢力からの立候補を阻止させる為に立候補者を事前に篩にかける合法的な手続きを取り決めようとしている。一方の「民主派」勢力は、大きく二つに分かれている。立候補資格に一切の制限を設けるべきではないとする強硬派と、条件面で折り合えばある程度の制限も止むを得ないとする穏健派である。

地支配を喜んで受け入れる「臣民」を作り出してきた教育〔以下、臣民教育〕であった
 1980年代に入り、政治面において脱植民地化と返還過渡期への対応、そして1990年代に入り経済面でのポスト工業化と中国経済依存からの脱却、さらにはグローバル市場のなかでの国際金融センターとしての地位の確立へと、香港自身が構造転換を図る為にポストナショナルなシティズンシップが不可欠とされた。

従来の研究ではこうした新たな状況に対して、香港の教育当局が英国を中心とした西欧民主国家の教育理論と教授法を積極的に活用し、西欧モデルの公民教育を香港に導入したことに着目してきた(Lee, 1987; Lee, 2008; Tse, 2004)。

具体的に紹介すれば、次の二点に関心が集まったといえる。①香港で公民教育が本格的に始まった1985年から祖国回帰までの13年間は、脱植民地化に向けた政治過渡期であったと同時に、再中国化への政治過渡期でもあったこと。②しかしながら、英国がまだ行政統治権を行使していたため、植民地政府側が意図した公民教育は、一貫して主権を有する祖国中国へのナショナル・アイデンティティの形成を意図的に排除して、一足飛びに多元文化・世界市民モデルを採用するに至ったこと。

つまりこれらの点において、香港の公民教育は他国とは根本的に異なる展開モデルとして議論しなくてはならないことが強調された。たとえば梁恩栄らは香港が採用した多元文化・世界市民モデルとは、表①の Heater, D. B. のシティズンシップ類型の「ポストナショナル・シティズンシップ」と「グローバル・シティズンシップ」を合わせたものとほぼ同等であると見なしている(梁恩栄 & 阮衛華, 2011b)。

表 ① : Heater, D. B. のシティズンシップ類型

古典的シティズンシップ	市民の義務
自由主義的シティズンシップ	民主・自由・人権
社会的シティズンシップ	市民の権利 (国家の経済活動への参加、福祉の共有)
国家・民族的シティズンシップ	国家への忠誠心
ポストナショナル・シティズンシップ	市民の定義は国境を越える
グローバル・シティズンシップ	世界地球村

(出所) : Heater, D.B., (1992)

また Leung らは1980年代以降の公民教育に関する研究の具体的なアプローチとして、①シティズンシップの概念⁹、②公民教育の概念と政策面¹⁰、③公民教育カリキュラムと

⁹ 学生のシティズンシップは何によって確立されるのか、そして学生はシティズンシップの概念をどのように発達させるのかという複雑な問題を制度面と文化面の文脈から議論したものとしては、Kennedy(2007)、Leung(2006)などの研究が挙げられる(Kennedy, 2007; Leung, 2006)。香港の公民教育の実像を他国や他の中国の都市との比較調査によって描いた研究としては、Kennedy,

教科書とそれらの運用面¹¹、④公民教育の個別テーマ（政治教育、国民教育、グローバル教育¹²、人権教育¹³など）、⑤アジア的価値の影響¹⁴の五つを類型化している(Leung & Yuen, 2009)。

しかし、④の政治教育と国民教育を扱った先行研究は、当時進行中の教育改革・カリキュラム改革の現状分析を目的に執筆されたものがほとんどであり「12年国民教育論争」¹⁵を回帰前に遡って歴史的に考察するという視点は含まれていない。

総じて言えば、回帰前の香港は特殊な植民地であった為、世界市民を志向する公民教育が国民国家の理論に基づく国民教育より先行して始まったことが強調されたのである。さらに、Cheng, Yin Cheongによると、今日の香港の学校教育には、英国の影響を受けた多元性と自主性を重視する教育文化が定着し、教育内容および教授法に限らず、学校運営全般から教育政策に至るまでその影響は幅広く浸透しているとされている(Cheng, 2009)。

とすれば、国民教育を理解するためには、それに先行する公民教育について今日までを視野に入れた長期的なスパンからの分析も求められていると言える。その意味で個々

Hahnら(2008)やLee, Wing On(1999)および謝均才(1998)などが挙げられる(Kennedy, Hahn, & Lee, 2008; Lee, 1999; 謝均才, 1998)。

¹⁰ 公民教育の政策面では、①非政治化、②民族観念の欠落、③再度の非政治化、④文化面での愛国主義の四つの視点から主に議論されている(Fairbrother, 2006; Kennedy, 2005; Leung & Ng, 2004; Morris, Kan, & Morris, 2000; Morris & Morris, 1999; Tsang, 1998; Tse, 2004, 2007a, 2007b)。

¹¹ Morris(1997)は香港の公民教育が社会と政治の発展に影響を受けてきていると示したうえで(Morris, 1997)、『学校公民教育ガイドライン』の1985年版は返還過渡期の現状維持の為のもの、1996年版は民主化への要望と愛国心を育成する必要との間に生じた二項対立を和解する為のものであったと指摘した(Morris & Morris, 2000)。公民教育の初期の展開過程に関する研究では、Tse(1997)が公民教育の実態が政治教育であった点において、民主化への消極性とアジア的価値観によって道徳志向であった点を指摘している(Tse, 1997)。さらに、公民教育に関連する個別科目と課外活動に関して、それぞれ目的や特徴の違いについても議論がなされている(Deng, 2009; Fung & Yip, 2010; Morris, 1990; Morris & Morris, 2000; Tse, 2000; Vickers, 2000, 2003; Vickers & Kan, 2003, 2005; Wong, 1992; Yuen & Byram, 2007; 謝均才, 1997)。

¹² 香港の教育界では、社会と国家レベルの問題が優先され、グローバルな問題への取り組みは発展途上段階であるとの認識でほぼ一致しており、さらに意図されたカリキュラムと実行されたカリキュラムとの差異が大きいことが指摘されている(Po, Lo, & Merryfield, 2006; Tse, 2004; 梁恩榮, 2008)。

¹³ 人権教育は、公民教育担当者の間ではグローバル教育よりさらに関心度が低い分野であると指摘されている(Fok, 2006; Leung, 2008; Leung, Chai, & Ng, 2000; 梁恩榮, 2008)。

¹⁴ アジア的シティズンシップの特徴として、儒教の伝統的価値観を重視した道徳教育への志向があることと、欧米のシティズンシップの前提である「個の尊厳」がアジア的シティズンシップでも重視されていることが指摘されている。と同時に、アジア的シティズンシップは非政治的で、人権・民主や権利・義務に代表される欧米のシティズンシップでは公共価値が軽視されていると指摘されている(Kennedy, 2005; Kennedy & Fairbrother, 2004; Lee, 2003, 2004a, 2004b, 2004c)。

¹⁵ 後に詳述するが、2012年7月から10月にかけて、同年新学期からの公立の小中学校での国民教育の必修・独立科目化の順次導入を巡り、全面撤回を求める一部の市民運動が政治対立へと発展した。

の事実については先行研究に学んだが、現状分析を主たる目的とした先行研究と本稿は問題関心を異にしている。

回帰後の香港の公民教育に関する研究では、1990年代以降、世界的な潮流となっているポストナショナルなシティズンシップ教育を採用していることに関心が寄せられている。

すなわち1990年代に入り、世界では経済のグローバル化や情報通信網の発達が急速に進むのと同時に、冷戦の崩壊によって新たな政治体制の構築が始まった。1989年のポーランド民主化を皮切りにベルリンの壁が崩壊し、社会主義体制の東欧諸国が次々に解体・再編されたのである。ドイツの再統一から2年後の1992年には欧州連合が誕生し、EU市民権は国籍ではなく居住に基づく市民権として制度化された。岸田らによれば、従来の国民国家が前提としていた国籍と市民権の一致は、もはや唯一絶対ではなくなったのである(岸田由美 & 渋谷恵, 2007, pp. 4-15)。

しかしながら、国民国家の転換期を迎えた世界とは異なり、香港では一国両制下に立脚した新たな中国国民が模索された。そもそもシティズンシップの内実は、その国の政治システムはもとより、国家としての歴史や国民の形成段階によって異なると言われている。例えば、Kennedyらはアジア的な公民教育の共通項として、西欧モデルの公民教育が権利に焦点を当てているのに対して、アジア的な公民教育は関係性と和諧の価値観を重視している点に顕著な特徴があると指摘している(Kennedy & Fairbrother, 2004)。そのなかでも、中国のシティズンシップ教育は徳育と政治教育が不可分の関係にあるだけでなく、相互補完の関係でもあるとKennedyは指摘している(Kennedy, 2005; 姜英敏, 2008)。

一方の西欧モデルの公民教育も、徐々に変化してきている。G.ディランティによれば、「形式的理解」つまり国家との権利・義務関係を強調し、法的地位としてシティズンシップを捉える見方から、あるべき市民としての活動への実質的な参加やアイデンティティの持ちようを重視する「実質的理解」へと移行してきているのである(G. ディランティ, 2000, pp. 19-22)。

こうした政治的立場の違いから、公民教育と国民教育の定義について異なる解釈が存在する。この点については個別の論文でさまざまな議論がなされてきたが、比較的長い時間軸で問題を考察した研究は未だなされていない。本稿では先行研究に学びつつ、回帰をはさむ30年間を通時的にとらえることで、これまでにない視角から公民教育にアプローチしたいと考えている。

(2) 国民教育について

謝均才の2007年と2011年に発表された研究は、回帰後の国民教育を巡る問題が政治イデオロギーの相違から引き起こされたヘゲモニー闘争の特性と機能を持っていると強調した。謝均才の研究は本稿と密接な関係を持っており、以下でやや詳しく説明しながら、筆者の問題関心の所在を明確にしておきたい。

謝均才は2007年の論文のなかで、回帰後の香港政府がナショナリズムと愛国心を育成する目的で、新しい国民教育プロジェクトを実施していることを前提に議論をしている(Tse, 2007a)。すなわち、回帰後から2007年までの間に推進された国民教育によって、学校教育に劇的な変化が見られていると指摘したのである。例えば、進行中のカリキュラム改革の過程では、ナショナル・アイデンティティや中国事情により重点をおいたカリキュラムが組み立てられていること、民族主義または愛国心をより高揚させるような課外活動や国旗掲揚などの儀式が実践されていること、国民教育を担当する教師へのトレーニングが強化されていることなどを挙げている。

謝均才は、これら公式の国家意識を高めるプロジェクトのなかから、二つの議論をヘゲモニー闘争の事例研究として取り上げている。一つは回帰5周年目を節目に「親中派」議員から提示された公立学校での国旗掲揚の導入を巡る議論であり、もう一つはカリキュラム改革の総仕上げとして計画された「通識教育科 (Liberal Studies)」を巡る議論である。そして、「親中派」が働きかけを行った国民教育はすでに香港政府にも認可され北京政府からも支持を受けているという点から言えば、「香港の国民教育の論述と実践は、他の何よりも支配的である」(Tse, 2007a, p. 245)と、謝均才はグラムシのヘゲモニー概念を援用して分析している。

そのうえで、謝均才は「民族と文化を中心とした中国ナショナリズムは、中華人民共和国との政治統合においてはいくらかの効果があることと、一般市民と若者の間には時間が経つにつれて国民教育と中国と香港の政治面での一体化に対して抵抗が軽減されている」(Ma & Fung, 2007)との指摘をほぼ肯定する見方も示している(Tse, 2007a, p. 245)。

しかし、「12年国民教育論争」が発生した直後の2013年に発表された論文では、「徳育と国民教育科」[以下、「国教科」]での必修・独立科目化を巡る議論にも言及している¹⁶(謝均才, 2013)。謝均才は、これまで常用されてきた「公民教育」が「国民教育」へと改称されようとしている事の背後の意味を以下のように分析している。

まずはじめに、「国教科」カリキュラムの内容と評価方法に対してある価値観を注入する或いは「洗脳」との一般市民からの嫌疑に対して、教育専門家側からの見解を肯定

¹⁶ 2013年に発表された論文「いさかいが絶えず、いつまでも混乱が続く教育改革」は『梁振英政権への課題 曾蔭権時代の分析を通して』の共著書のなかで、回帰後の教育政策について多岐の項目を包括的に論じたものである。

的に紹介している。曾栄光によると、「国教科」カリキュラムは、欠点を庇うことに重点を置き優れた点をむやみに称賛していること、政治的に敏感な問題を回避していること、学生に対する評価に容易に偽りを招くことから、「国教科」カリキュラムにはその教育理念と内容および教授法の各方面において重大な過失と偏向が見られる」（曾栄光, 2011）。

謝均才は 2013 年の論文のなかで、回帰後の教育政策は経済と政治の需要を満たすためにグローバル化の下で競争力を高め、「国家＝共産党」に対する忠誠心を持ち「政府＝共産党」に反抗しない国民として学生を陶冶するよう設計されてきたと指摘している。そして、香港の教育の実態について不治の病を患っているとの見方を示している。さらに、危機的状況の一つが「12 年国民教育論争」として露呈したと指摘し、「国民教育を巡る主導権争いはイデオロギーを巡る争いであり、「一国両制」の緊張の縮図である」と述べている(謝均才, 2013, pp. 183-185)。

このように、謝均才は「12 年国民教育論争」を境に、国民教育を巡る主導権がすでに「親中派」の手中にあり、時間の経過とともに一般市民も若者世代も徐々に国民教育に抵抗を感じなくなっているとの見方を全面的に改め、国民教育を巡る対立は今後ますます激しくなるであろうとの見方を示している。

しかし、謝均才はその根拠を 2013 年の論文では具体的に述べていない。本稿では、その点について「12 年国民教育論争」で断固反対派として中心的役割を担った三つの民間団体が、教育を受けた世代と教育へ関与する立場の違いを越えて、ナショナル・アイデンティティの有り様で一致団結した点に注目している。この点については従来の研究では十分に検討されていないが、筆者はこの点に着目して検討していきたい。

(3) 公民教育ガイドラインについて

上述の諸先行研究のほか、1985 年と 1996 年に公布された二つのガイドラインに関する研究も、本稿の課題の設定に大きな示唆を与えてくれた。

すなわち、1985 年に初めて公布された『学校公民教育ガイドライン』[以下、『85 年ガイドライン』] は、香港の公民教育 [国民教育も含む] の教授法に関して、多元性と自主性を原則とした非必修・非独立科目・浸透式¹⁷という基本方針を示した。回帰直前の 1996 年に改訂された『学校公民教育ガイドライン』[以下、『96 年ガイドライン』] は、『85 年ガイドライン』の教授法を継承しながらも、教育内容は全面的に刷新された。『96 年ガイドライン』は、政治イデオロギーの違いを越えて社会全体で合意形成が図

¹⁷ 浸透式とは、複数の独立科目または独立科目と課外活動の組み合わせ、あるいは校風が反映される学校行事のなかで、時間をかけて徐々に教科の課題を学生が主体的に受け入れるようにさせる教授法のこと。

られ、回帰後の公民教育とそれに準拠する国民教育の基本方針として位置付けられた。実際、『96年ガイドライン』作業部会の民間メンバーであった李榮安は、「初稿の完成直後には「各方面の意見を聞き取りした結果、民主教育・人権教育・法治教育・民族教育・愛国主義教育を並列させバランスの取れた内容である」（『文匯報』、1995年11月11日）と同ガイドラインをプラス評価していた。

しかし、『96年ガイドライン』での合意の今日的意味を掘り下げて考えてみると、回帰直前という特殊な政治ダイナミズムが成し得た瞬間的な妥協の産物ではなかったかとの疑問が生じてくる。例えば次の二つの論評は、『96年ガイドライン』の策定過程にあった1995年に発表されたものである。

公民教育の大前提は、個人の理性的思考の訓練であり、その目的は個人が現行の民主政治制度の運用に参加することを可能にすること、そして個人に既存の制度や社会生活を批判する考える力を持たせることである。国民教育の大前提は、公民教育とは正反対の非理性的で100%感情のアイデンティティである。その対象は、国家が定義し形成する民族と国家である。それは、至る所で感情と思想改造を突出させる。この大前提の下では、国民教育は現行の政治や社会現象の討論を必要としない。反対に、血縁の類の概念など直接的に民族と国家を意識の中に注入する（『快報』、1995年7月7日）。

公民教育の定義とは、国家の存在〔を重視する〕観念を大前提とし、国民に対して発揮する関連教育というものである。公民教育の内容とは、国家の歴史、政治社会および文化的な価値観を教えることであり、突出した公民の体系と義務から、公民が国家と社会に対するアイデンティティを育成し、国家の基本制度を理解させ、愛国の思想を作り出すものである。公民教育には、強烈な民族教育の観念が含まれている。1997年以前には、この種の教育は実施不可能である。なぜなら、植民地政府は国家観念と民族意識を避けているからである（『文匯報』、1995年5月20日&22日）。

前者の定義は教育現場における多数の解釈、後者の定義は中国公民から派生する公民、つまり西欧の公民教育の市民とは異なる国民の意味の解釈であり、当時の左派の解釈に近いと推測される。左派側の公民教育に対する解釈はその目的と理想の市民像において西欧モデルとは明らかな差異が見られたのである。この点については、これまでの研究では軽視されてきた。

特に、多元性に関して言えば、回帰前までは学校教育全般を含め香港人社会は政治イデオロギーの相違を包摂できていたが、回帰後の香港人社会では政治イデオロギーの相

違が政治対立の根源となっている。この政治対立の必然的な結果として発生したのが、「12年国民教育論争」であった。「12年国民教育論争」を取り上げた研究は、現時点ではまだ2年の歳月しか経っていない為、当然多いとは言えない状況である。

とは言え、前述したように『96年ガイドライン』を高く評価していた李栄安は、回帰から数年後には香港の多元的社会が包摂してきた「人権・民主」対「ナショナリズム・愛国主義」の対立という『96年ガイドライン』が内包した政治イデオロギーの違いを強調する立場へと変わっている(Lee & Sweeting, 2001, pp. 111-117)。さらに、回帰10年間の公民教育と国民教育の状況について「カリキュラム改革が推進したグローバル経済に対応した世界市民的な公民教育と、政治的な義務を伴う国民教育とは相反する方向にあり、政治的緊張を強めている」(Lee, 2008, p. 40)と、両者の方向性と目的の違いから生じる政治対立に言及している。

李栄安に加えて、前述した通り謝均才も「国民教育を巡る主導権争いはイデオロギーの争いであり、「一国両制」の緊張の縮図である」(謝均才, 2013, p. 185)と指摘している。実のところ、謝均才は2011年以前の教育政策に関して「香港政府は、現在まさしく学校の内と外で包容な態度で推進している」(謝均才, 2011, p. 22; 2013, p. 165)と分析していたが、「12年国民教育論争」を境にその分析を大きく変更したのである。謝均才は、さらに同論争は多くの研究者が香港政治の分水嶺と検証した「03年七一デモ」と同様のインパクトをもっている、と指摘している。筆者は同論争に至った経緯と争点を李栄安と謝均才の研究の変化に学び、公教育を通じた国民形成の有り様を巡る政治対立が、「03年七一デモ」と同様の意義があると捉えることにする。

その点を踏まえて、本稿では「12年国民教育論争」での政治対立の根源を、以下の四つの展開過程に区分して検証を試みる。①植民地時代の臣民教育から返還過渡期の公民教育(1970年代-1995年)、②世界市民モデルの公民教育とそれに準拠した国民教育(1996年-2001年)、③その枠組みのなかでの国民教育の正規教育と非正規教育での複線化(2002年-2006年)、④正規課程において世界市民モデルの公民教育から一国両制下の国民教育としての独立(2007年-2012年)。

本稿の目的は、これらの展開を辿りながら、公民教育と国民教育を中心に教育政策史を検討することで、そこにみられる政治対立の意味を解明することにある。

第3節 分析の視座：教育界の二つの愛国と政治対立

本稿の分析においては、愛国すなわちナショナル・アイデンティティが二層構造を持つことに留意し、政治的なアイデンティティと非政治的なアイデンティティの歴史的な相剋を明らかにすることで、上記の研究課題にアプローチしてゆく。こうした視座からの研究は先に紹介した研究では不十分であり、本稿は新たな研究方法を確立することも

目指している。

愛国に対する解釈の相違を理解するために、まず『96年ガイドライン』が公布される前後に二大教育専門団体のそれぞれの幹部によって語られた愛国の解釈を具体的に比較してみたい。

1996年当時「香港教師専門人員協会」〔以下、「教協」〕会長で「民主党」議員および「香港市民支援愛国民主運動連合会」〔以下、「支連会」〕幹部でもあった張文光¹⁸の愛国の解釈は、明確に共産党と国家および中華民族を分けている。

私は中国人であり、私の心には中国人の血が流れており、その血は水よりも濃く、これが河の水か井戸の水か気に掛ける必要があろうか。私は青年だった頃、「社会派」¹⁹の一員として植民地統治に反対していた。反植民地の根本的理由は、私が自分の国家を熱愛している事である。私は、当然のことながら中国の繁栄と民主自由を希望する。友人が言うには、愛国は前後に分かつことが出来ないが、真偽を分かつことは出来る。真正な愛国者とは何であるか。真正な愛国者は、国家が過ちを犯した時には必ず遠慮せずには言わなければならないし、回避してはいけない。悪人の手助けをして悪事を働いてはいけない。真正な愛国者とは、国家に独裁や専制が出現したときには、勇気を出して反抗し、勇気を出して立ち上がり、人民の声を発しなければならない。魏京生が冤罪で投獄されることに直面しても、中国国内では政府の高圧な統治が行われているため、10億の人民は声を発することが出来ない。但し、我々の生活は自由な香港に有り、香港は中国の土地にも属している。すなわち、我々の声は中国の声でもある。これは極めて貴重なことである(張文光, 1996)。

「教協」側の愛国論に対して、「香港教育工作者連会」〔以下、「教連会」〕会長である楊耀忠²⁰は、『96年ガイドライン』初稿の「民族主義と愛国主義は、個人の国民身分および帰属心の形成に対して重要であるばかりでなく、一つの国家の凝集力の形成に対し

¹⁸ 張文光は1954年生まれ。キリスト教徒。「教協」の会長を1990年から2010年5月まで務めた後は、副会長の職にある。間接選挙である職能団体別の教育界選出の立法局議員を1991年から1997年6月30日と、立法會議員を1998年から2012年まで務める。さらに、「支連会」発足時から幹部の一人でもある。

¹⁹ 後述する通り、1970年代初め、香港でも世界的潮流に乗じて大学生を中心に民族ナショナリズムの高揚期を迎えた。当初は反植民地体制の下「国粹派」として一致団結していたが、香港社会の現状にもっと目を向けるべきと主張するグループが現れた。彼らは「社会派」として「国粹派」から分派した。そして草の根の圧力団体を次々に結成し、反政府側勢力となり、やがては「民主派」勢力として政治活動を始めていった(後述)。

²⁰ 楊耀忠は1951年生まれ。「教連会」の現会長。1986年から2002年まで香島中学の校長、2003年からは天水圍香島中学の校長。1997年7月1日から1998年まで設置された臨時立法會議員を経て、間接選挙である選挙委員会枠〔非常設機関、2004年に廃止〕選出の立法會議員を1998年から2004年まで務める。回帰後は、全人代の第9期から12期まで香港代表にも選出されている。

て、さらには国力の増強に対して非常に重要である」(教育署, 1996, p. 19)との記述に注目し、次のように愛国主義教育に関する伝統左派の解釈を行っている。

これは、我々の学生が植民地の臣民身分から一国両制の国民身分へ移行することである。すなわち、過去の根無し教育から今日そして 1997 年以後の国民教育へと大転換することであり、これこそ我々教育に従事する者が担う時代の任務である。現在進行する公民教育では、愛国主義教育の重要性と必要性に疑問の余地はない。なぜなら、香港の植民地教育は、青少年の国家観念を欠落させてきた。推進すべき愛国主義教育とは、学生の中に自己の祖国に対する深い情感、いわゆる民族の優秀な伝統に対する熱愛、祖国に対する忠誠、祖国の命運に対する関心、社会と国家に対する責任感、岳飛のような崇高な道德規範を育成することである。愛国主義とは、中華民族の優良な伝統であり、中華民族の力量の源泉を新興するものであり、植民地教育の影響を洗い清める巨大な武器であり、教育に従事する者の間で愛国主義を共通理解として拡大させることを希望している(楊耀忠, 1996)。

上述の通り、回帰直前の 1996 年の時点において、愛国の解釈に大きな相違がある両者が共に『96 年ガイドライン』を支持する立場であった。この点について、阮衛華は「『96 年ガイドライン』が、ナショナル・アイデンティティの確立と世界市民の役割という二つの要素を共に重視しているだけでなく、両者の間にある潜在的な矛盾を抱えていた」(阮衛華, 2011, p. 83) と指摘している。

本稿では、中国共産党政権を支持するか否かを対立軸にした政治対立を分析の枠組みとしている。すなわち、民族と既存の国家権力に対するアイデンティティを異なる概念として取り扱わなければいけない。したがって、本稿の文脈に即して二つの愛国心を再定義するならば、「教協」側は、祖国の民主化を切望する立場から現共産党政権に対する「反共・抗共」の意識が中核にあり、他方「教連会」の愛国心とは、国共内戦を経て中国共産党政権が誕生したことへの忠誠心と、現共産党政権への忠誠心、すなわち愛党心と一致する。しかし、両者ともに中華民族・中国文化・祖国の大地を対象にした「愛郷心」は共有している。

Leung らが、「回帰後の「親中派」政府が推進してきた国民教育は非政治化を意図する為に文化面を中心とした愛国主義であった」(Leung & Ng, 2004; Leung & Print, 2002) と分析した通り、回帰後の香港では民族・歴史・自然などの文化的要素から情感面に訴えかける愛国心＝愛郷心を優先することで、共産党政権を支持する愛国心＝愛党心を後から確立させるという国民教育政策がとられていた。つまり、香港では国家への帰属意識を表すナショナル・アイデンティティを、政治的アイデンティティと非政治的アイデ

ンティティに区分して用いているのである²¹。

²¹ 例えば、戦後の「中国歴史科」では、甲部を政治面とし、乙部を文化面とした区分で別々に取り扱われてきた。

第1章 香港人社会の形成過程——1970年代まで

1970年代マクレホース総督が実施した経済政策と社会改革は、香港出生世代の香港人意識の形成を促進し、香港の社会統合と持続的な経済発展を実現した。呂大樂ら社会学者は、1970年代が今日の香港人社会の淵源と見なしている(馬傑偉, 吳俊雄, & 呂大樂, 2009; 吳俊雄, 馬傑偉, & 呂大樂, 2006)。

さらに、返還過渡期に政治制度改革に呼応して始まった公民教育政策ではあるが、実際の教育現場では、その前身である1970年代までの臣民教育の影響が色濃く残っていた(Morris & Sweeting, 1992)。そのうえ、香港は唯一民族自決ができない特殊な植民地であったため(中園和仁, 1996, pp. 46-48)、1970年代までの臣民教育を主導した「経済と公共事務科」[以下、「経公科」]は、中国系住民に民主主義制度を与えない代わりに、経済的な自由を享受させることで行政主導體制を維持するという、英国の支配を受け入れさせるうえで重要な役割を担っていた(Luk, 1991; 黃炳文, 1983, 1981; 黃顯華, 1983; 龐朗華, 1987)。

本章では、今日の香港人社会に継承されている特質がどのように形成されたのかという視点で、戦後から1970年代までの香港人社会の重層性・多元性、および植民地教育の基本構造とメカニズムについて概観しておきたい。

とはいえ、行論の関係から、まず今日の香港政治の構造について概観しておく。

第1節 香港政治の構造

(1) 選挙における勢力配置

中国共産党を支持するか否かを対立軸として見ると、香港人社会は「親中派」と「非親中派」に大きく二分される。「親中派」は中国共産党、すなわち北京政府を基本的に支持する立場の政党と左派¹系団体を含めた総称として用いられる²。「非親中派」のなか

¹ 劉兆佳によると「左派とは、1949年中華人民共和国の建国前後において、中国共産党に賛同し追随した香港人を指している。その為、彼らは植民地政府の弾圧と、多くの香港人から差別と排斥を受け、1967年の香港暴動[以下、六七暴動]では反英の為に暴力的な抵抗行動をとった為、[主流社会側の]香港人から左派は異類であるとレッテルを貼られた。左派人士は、同質性と凝集性のとても強い集団を形成し自己のサブカルチャーを持つことで主流社会とは一線を画していた」(劉兆佳, 2012, p. vi)。

には、さらに民主化の方向性とその程度によって「民主派」と「中間派」の二つに識別される。本稿では、「泛民主派」³（高度自治の範囲内で最大限の完全民主化を積極的に志向する政治政党の集まり）と彼らを支持する運動や団体を総称して「民主派」とする⁴。「民主派」に対して、ある程度の民主化は必要であるが政治よりも経済と民生をより重視する政治志向性を持つと言われるグループを「中間派」と位置付ける。彼らは、「沈黙の大多数」とも言われている⁵。

とは言え、「中間派」は自らの政治代表を議会に送り出すことはなく、政治勢力を議会政治内に限定した場合は「泛民主派」と「親政府派」に二分される。香港の選挙制度には、民意が最も反映される直接選挙枠以外に、「親中派」に有利な間接選挙枠とされている「機能組」[職能団体や社会団体ごとの選出] 枠と選挙委員会枠 [非常設機関、2004 年廃止] とが設けられている⁶。一方の「親中派」は、香港政府を支持する立場から「親政府派」⁷とも呼称される。劉兆佳はそれぞれの呼称と定義の多義性を前提としたうえで、「親中派」とは常に中国共産党に盲目的に従うとほぼ理解されており、「民主派」は常に反対の為に反対する非理性的な反抗的行為を行う人と見なされ「反対派」とも別称されている」（劉兆佳, 2012, p. vi）と説明している。

さらに「親中派」側の分析によれば、民意が最も反映される直接選挙枠での投票数から、上述した三つの政治勢力分布を「3 : 4 : 3」と読んでいる。「親政府派」と「泛民主派」は共に 3 割の固定支持者を有している。残りの 4 割「中間派」が浮動票として重要な鍵を握っている。これまで直接選挙枠での「泛民主派」の優位を示す「6 対 4 の法則」は、「中間派」の四分の三が「泛民主派」を支持する側につくことで成り立ってきたと

² 竹内孝之は、主な政治勢力を「民主派」「左派」「財界・保守派」の三派に分類している(竹内孝之, 2007, p. 25)。竹内も示す通り「財界・保守派」の共産党政権に対する忠誠心は「左派」に比べると強くないが、中国との友好的な経済関係を重視する立場から共産党政権を受容している。この点において、筆者は「左派」と「財界・保守派」の両派を「親中派」として同一グループとした。

³ 「泛民主派」との呼称が通用されるようになった経緯は、第 4 章第 1 節（3）で後述する。

⁴ 劉兆佳は「民主派」と 2004 年の立法会選挙で出現した「泛民主派」を「中国共産党を信任せず、一国両制に対して疑いを持ち、西洋的な価値観に賛同し、『基本法』が規定した特区政治体制を受容していない。そして、香港に出来るだけ早く西欧式の民主政治を実現できるように努力し、香港が内地の民主化を推進する基地となることを意図している団体と人々」(劉兆佳, 2012, p. vi)と説明している。

⁵ 筆者のインフォーマルな聞き取り調査のなかで、「中間派」に属する一般市民に出会うことが多い。彼らの共通点としては、共産党が嫌いであること、香港政府を積極的に支持していないこと、「六四」の追悼集会や「七一デモ」など政治的な活動には自主的に参加をしたことがないけれども民主化を支持していること、しかし、自分の生活を豊かにすることが一番大事であることが挙げられる。実際、後述する通り有権者登録をしていない者も複数いた。

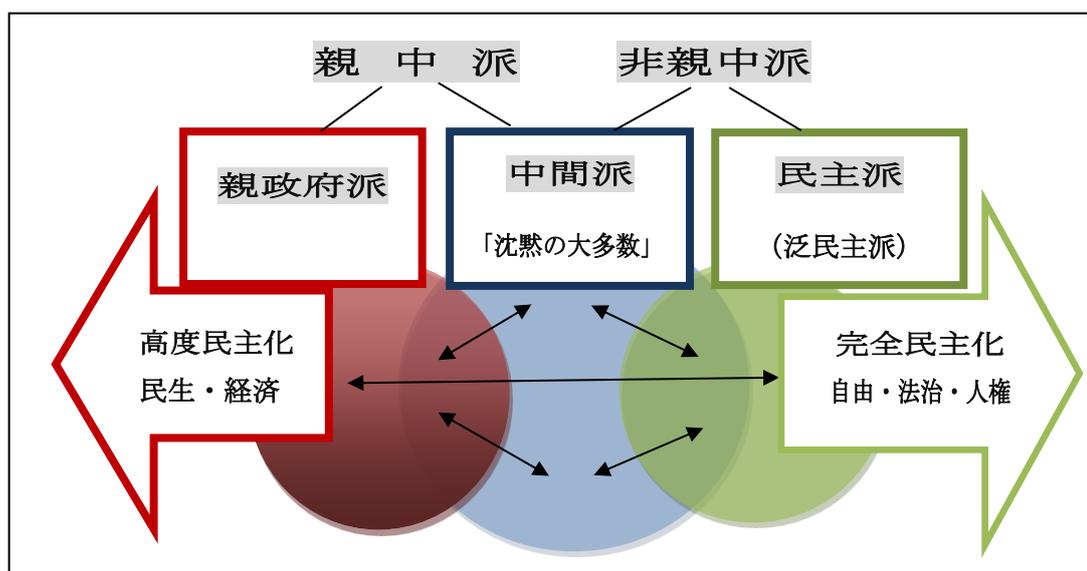
⁶ 「親政府派」内での協力体制が「泛民主派」よりも機能し、直接選挙では同じ選挙区に対立候補を立てないように事前調整しているので当選しやすい。「泛民主派」は北京政府に対峙し完全民主を志向する点で結集しているが、その内実は保守系から急進過激系まで幅広い。選挙時には「泛民主派」内で批判し合っている。

⁷ 「親政府派」に対する呼称としては、「建制派 (Pro-Establish Camp)」の方が香港では広く通用されている。

言われている(李曉惠, 2010, pp. 92-107)。

香港では、18 歳以上の永久居民が有権者登録をすることで初めて地区別の直接選挙枠の有権者となる。図①で示した「中間派」のなかには、有権者登録をしていない為に全く選挙とは無関係な「沈黙の大多数」も含まれている⁸。2012 年データによると、人口 715.5 万人のなかで登録済みの有権者は 3,466,201 人であった。したがって、「中間派」世論に言及する場合には、有権者と非有権者を含めた解釈が必要となる⁹。約 300 万人いると言われる非有権者は、選挙結果に通じる「6 対 4 の法則」とは別に世論の形成に関与していると言える。これらの点を総括すると、「中間派」の政治志向を読み解くのはとても難しく、「親中派」や「民主派」のように一般化できにくいと言われている(李曉惠, 2010, pp. 92-107)。

図 ①：香港社会の政治対立と勢力配置



(2) 香港教育界の勢力配置

立法会においては「親政府派」が優勢であるが、教育界に関しては両者の政治勢力は完全に逆転し「民主派」が圧倒的に優勢である。教師たちの多くは「香港教育工作者連会」(「教連会」)と「香港教師專業人員協會」(「教協」)の二大教育專業団体のいずれか

⁸ 選挙との関連でいえば、18 歳未満の中・高学生には有権者資格はなかったが、「12 年国民教育論争」では反対活動に積極的に参加することで自らの意思を示し反対世論の形成に影響を与えていた。

⁹ 人口の約 95%が中国系住民であるなかで、本稿の研究対象は永久居民 ID カードを所有した中国系住民であるが、有権者登録者の中には少数ながら非中国系の永久居民 ID カード保有者も含まれている。

に属しているが、両団体とも政治に深く関与している。

表 ②：二大教育専門団体の比較

香港教育工作者連会		香港教師專業人員協會
1975 年 (1994 年に会社法人へ)	設立年	1973 年 (社団登記)
約 26,000 名 (「教連会」HP より)	会員数	88,261 名 (2012 年職工会統計年報)
民建連	政党	民主党
間接枠 [選挙委員会] ■ 楊耀忠：1998-2004 年 ■ 葉国謙：1995-1998 年	立法局 ¹⁰ *臨時立法会 ¹¹ 立法会 ¹²	間接枠 [教育界] ■ 司徒華：1985-1991 年 ■ 張文光：1991-2012 年 ■ 葉建源：2012 年-
間接枠 [区議会] ■ 葉国謙：2000 年-		直接枠 [地区別] ■ 司徒華：1991-2004 年 (張文光：2012 年 落選)
直接枠 [地区別] ■ 曾鈺成：1997 年-		
[会長] 楊耀忠 [主席] 黃均瑜 [名誉会長] 吳康民 [名誉顧問] 曾鈺成 (2011-13 年度理事会より)	歴代執行部 主要幹部	[会長] 司徒華：1973-1990 年 張文光：1990-2010 年 馮偉華：2010 年-
■ 愛国愛港 ■ 教師を思いやり、教師の専業を発展させる ■ 香港に立脚し、両地の教育交流の懸け橋を築く	活動理念	■ 教育団体である以上に社会に関心を持つ社会団体 ■ 中国と香港の民主政治制度の実現
国民教育センター ¹³ 国民教育サービスセンター ¹⁴	関連団体	支連会

「親中派」のなかには、国民党との対立の名残で左派と呼ばれるグループがある。具

¹⁰ 第 1 回と第 2 回は間接枠のみ。第 3 回と第 4 回は間接枠と直接枠。

¹¹ 後述する通り、北京政府による任命議員で構成された為、第 4 回選挙で当選した「民主党」議員は 1997 年 7 月 1 日から 1998 年 6 月の臨時立法会設置の期間は失職していた。

¹² 第 1 回 (1998-2000 年)、第 2 回 (2000-2004 年)、第 3 回 (2004-2008 年)、第 4 回 (2008-2012 年)、第五回 (2012-2016 年)。

¹³ 2004 年に開設。2013 年 10 月末で一旦閉鎖。新しい運営事業者は、一般公開入札予定。

¹⁴ 2007 年に開設。2012 年 6 月末の契約満了をもって完全閉鎖。

体的には、「民主建港協進連盟」〔以下、「民建連」〕と「香港工会連合会」の二つの政党である。そして左派のなかでも、教育関係者を中心に共産党政権に強い忠誠心を抱くグループは伝統左派と称されている。

「親政府派」内の第一党である「民建連」は、1991年に実施された第1回立法局選挙¹⁵後の1992年に伝統左派の教育関係者を中核メンバーとして設立された¹⁶。彼らは、左派系愛国学校¹⁷・左派系NGO（後述する「国民教育センター」、「国民教育サービスセンター」）および二大教育専門団体¹⁸の一つ「教連会」のいずれにも関与している。表②で示した通り、「教連会」の主要幹部のなかには、左派系愛国学校の校長在職中に立法會議員を兼務している者も複数いた。もう一方の「教協」は、「泛民主派」のなかの政治政党「民主党」を支持母体としている。一時期の司徒華¹⁹を除いて、校長職と議員の兼務者はいない。

そして、立法局および立法会内の教育界「機能組」枠1議席に限って見ると、1985年以來「民主党」²⁰選出の議員がその1議席を確保している。一方の「親中派」は、1992

¹⁵ 1991年第1回立法局議員の直接選挙枠では、「親中派」に属する③名の立候補者ともに落選した。「民建連」幹部の曾鈺成は落選理由について「「六四」の影響だけでなく、選挙制度の仕組みをよく理解しなかったことによる準備不足であった」と当時の左派の現状を分析している(Tsang, 2013)。すなわち、香港人社会でその政治的地位を確立するためには、民主選挙に参戦するしかないが、左派は「民主派」に比べて民主政治を受け入れるまでに時間がかかった為、選挙対策では大きく出遅れていたと言えよう。

¹⁶ 曾鈺成は（前培僑中学校長）は、初代党首を1992年から2003年まで務めた。楊耀忠（1986年から2002年まで香島中学校長、2003年から天水圍香島中学校長）、葉国謙（前漢華中学校長）、吳康民（元培僑中学教師・校長・校監、現同校董事会主席）は伝統左派の中の最重鎮であり、1975年から全人代の香港地区代表を33年間務めるなど北京政府と特に深いパイプを持つ教育関係者である。その他には、「教連会」主席の黄均瑜（福建中学校長）が、本稿と関わって重要である。補足として、曾鈺成、楊耀忠、黄均瑜の三氏は、左派系愛国学校の卒業生ではない。

¹⁷ 培僑中学（1946年創立、以下同じ）、香島中学（1946年）、漢華中学（1945年、2006年附属小学部併設）、福建中学（1951年）、勞工子弟中学（1946年）の5校が回帰前までの左派系愛国学校。回帰後の新設校・併設校は、天水圍香島中学（2001年）、將軍澳香島中学（2003年）、教育工作者連会黄楚標中学（2003年）、教育工作者連会黄楚標学校（2003年）、培僑書院（2005年、小・中一貫）、漢華中学（2006年、附属小学部併設）、福建中学附属学校（2009年、小学部併設）の7校である。

¹⁸ これら二つ以外の教育専門団体のなかで政治活動に関与する団体としては、「中間派」の「教育評議会」がある。同議会幹部が、過去の選挙で教育界「機能別」選挙に立候補している。さらに、同議会は後述する「12年国民教育論争」では反対側の立場に立ち、初中課程〔日本の中学校に相当〕での「中国歴史科」の独立・必修化を主張している（『星島日報』、2011年5月17日）。しかしながら、これら以外の多くの教育専門団体は教育に関わる問題に対しても政治的な態度の表明は避けている。

¹⁹ 司徒華は1931年香港生まれ（2011年没）。キリスト教徒。教師と校長を経て1992年退職するまで40年間教育に従事しながら、「民主党」所属の政治家を1990年まで務めた。「支連会」の主席は、発足時から没年まで務めた。自叙伝で若い頃には左傾思想の影響を受け親中団体に活動をしてきたが、正式な党員ではなかったと述べている（司徒華, 2011, pp. 52-59）。1980年代中国共産党側からは統一戦線工作の重要人物であったが（許家屯, 1993, pp. 394-398）、「六四」をきっかけに中国共産党とは正式に決別している（司徒華, 2011, pp. 244-310）。

²⁰ 1994年に「民主党」が設立されるまでは、「民主党」前身の「香港民主同盟」所属。

年に「民建連」を立ち上げて 1995 年選挙に初めて参加して以来、選挙委員会枠と地区別の直接選挙枠で「教連会」幹部が数名当選している。このように教育現場の政治から距離を置く立場や政治的中立の建前とは対照的に、二大教育専門団体とともに政治活動に深く関与している。

今日の香港社会では、直接選挙枠で「泛民主派」が「6 対 4 の法則」で多数派を辛うじて維持しているとはいえ、権力構造からみると「親中派」は回帰直前には合法的な民主選挙への参入と主権移行の追い風によって、非政権側から政権側へと地位を高めはじめていた。

しかし、上述した通り教育界では、「教協」が圧倒的な勢力を維持し続けており、この勢力配置が変わる可能性は極めて低いと言わざるを得ない。それ故に、少数派の「教連会」と香港政府および教育当局は北京政府の意向に従い、「教協」所属の教師の国家意識を再鑄造しようとしたと考えられる。それは、以下に述べる両者の政治活動の目的と愛国像の相違に起因している。

「教協」は、1973 年に文憑教師²¹に対する給与改善を求めた集団抗議行動を契機に設立された。設立当時から「①教育専門団体として教育改革の推進、②教師の労働組合として教師の権益の保護と防衛、③社会団体として社会の民主・正義・進歩の促進」という三大綱領を一貫して堅持している(香港教育専門人員協会, 1973)。

特に回帰後は、③の社会問題への関与では反政府の立場をとる団体であり、香港の市民運動を進める団体の先駆けとして重要な役割を担っている。具体的には、民主化の実現、「六四」追悼活動、抗日犠牲同胞追悼、釣魚台島の防衛、日本の歴史教科書改ざんへの反対活動などに対して積極的に関与している。「教協」は、香港内で幼稚園から大学で教鞭をとる教師の約 9 割以上が加盟し、現在登記されている民間団体なかで最大規模の会員数を持ち、最大規模のホワイトカラーの労働組合でもある。その存在は、政府に対峙する最大で最強の「反対派」である以上に、「教協」に所属する「支連会」²²と共に北京政府が最も警戒している民間団体である²³。

²¹ 1970 年代初めに大衆教育へ移行する過程で、公立学校の教員数の急速な拡充を実現する手段として、政府は大学学位未取得者を大量に採用していた。彼らは現場教師として請負う仕事の質と量は同じであったが、給与形態は学位取得教師に比べて低く抑えられていた。

²² 「支連会」は、1989 年 5 月 21 日、中国民主運動を支持する香港市民 100 万人集会において設立された。その目的は中国の愛国民主運動を支援することであり、具体的には「民主活動家の釈放、1989 年の民主化運動の再評価、虐殺責任の追及、一党専制の終焉、民主中国の建設」を五大活動綱領として掲げ、一貫して中国の民主活動を支援し、中国での民主、自由、人権、法治の早期実現を目指している(香港市民支援愛国民主運動連合会, 2013)。

²³ 朱耀明は 1944 年生まれ、「支連会」創始者の一人で副主席を勤める。今年 70 歳を迎える朱耀明は、50 歳代前半の戴耀廷と陳健民と共に、2017 年行政長官選挙での普通選挙実施を要求する「2014 年 7 月 1 日、一万人市民で中環（セントラル）地区を占拠する抗議活動」運動の召集人の一人でもある。朱耀明は「黄雀計画」[イエローバード計画]メンバーの一人として、「六四」で大陸民主活動家を香港経由で脱出させた。朱耀明はインタビューで「2017 年の行政長官選挙での普通選挙導入を香港民主化のラストチャンスと捉え、次世代の若者の為に、「市民的不服従」の抗議行動として中環地区の占拠計画を検討している」と答えている(SCMP, Nov 25, 2013)。

「教連会」と「教協」の最大の違いは、誰の利益を代弁する組織であるかである。少なくとも、「教協」は1973年の設立から一貫して組合員のみならず社会の利益の為に活動をし、その点は一般市民からも広く認知されている。

一方の「教連会」は、1990年代初めに香港へ立脚した愛国愛港者へと軌道修正をはかっているが、共産党政権への忠誠が第一義であることに変わりはない。曾鈺成²⁴によれば「教連会」は、愛国団体であることが最大の特徴である。……「教連会」は教師の労働組合ではない。「教連会」は教育と教学理論を研究するが、決して純粋な学術組織ではない。「教連会」は教育政策に関心を持ち、意見を常に発表するが、活動の範囲と形式は一般の圧力団体とは異なる」(香港教育工作者連会, 1995, p. 104)。その一方で、曾鈺成自身が1992年から「民建連」初代党首に就任し1997年に立法會議員に初当選したことに触れて、自分自身と「教連会」の役割について「北京政府のスポークスマンとして「泛民主派」側と激論を交わすこと」(Tsang, 2013)と述べている。

「教連会」が設立された1975年はまだ文革が終焉しておらず、左派に対する香港政府からの排斥は続いていた。そして、当時の教育制度と内容は反共教育に色濃く染まっており、愛国主義教育を堅持する左派系愛国学校は教育当局から様々な差別を受けていた。例えば、非公立枠に据え置かれていた左派系愛国学校の教師は、公務員待遇の公立枠に比べると雇用主が当該学校であった為、学費と寄付に依存した厳しい財政状態から薄給を強いられていた(呉康民(口述) & 方銳敏(整理), 2011, p. 66)。また「教協」のようにストライキやデモなどの抗議活動で労働争議を解決できる社会的権利を有していなかった。その為に、一般の圧力団体や労働組合とは異なり、左派コミュニティ内での団結を掲げた教育団体としてスタートしている。今日の会員数は2.6万人にまで膨らんでいるが、設立当初の会員数は僅か数千名であった(香港教育工作者連会, 2011, p. 45)。

「教連会」の主たる活動任務は、1975年設立から団結を強化して「愛国進歩」を堅持することであった。しかし、1990年代初めには香港に立脚し「愛国愛港」の為の政治活動の組織へと軌道修正を図っている。この軌道修正の背景には、「六四」発生が左派にも大きな衝撃を与えたと言われている(許家屯, 1993, pp. 381-394)。

実際、1990年代初めまで、教育当局は「教連会」からの要求に対して明確な拒否回答を示してきた(劉美儀, 1994)。しかし、『96年ガイドライン』草案作りがはじまった1995年頃には、一転して彼らの具体的な要求を無視できなくなったのである。

「教連会」を中心とする伝統左派は、植民地時代は政治権力の周縁におかれていたが、祖国への回帰によって政治権力の中核に近い立場を得ることとなり、北京政府と香港政府との間のパイプ役として政権内部への政治的影響力を増していった。しかし香港人社会および教育界の政治勢力からみると、彼らが依然として社会の少数派におかれている

²⁴ 曾鈺成は1947年広東省生まれ。1973年に香港大学を卒業後、培僑中学で数学教師となる。1986年から1998年まで同校校長を務める。その傍ら、1992年から「民建連」初代党首を2003年まで務めた。そして、1997年からは立法會議員となり、2008年からは立法会主席を務めている。

ことに変わらない。謝均才が指摘する通り、国民教育を巡る議論が社会の多数派と少数派との間で政治対立を増す主たる原因となっていると考えられるのではないだろうか(謝均才, 2013)。「教協」が社会の多数派の権益を守る為に活動する圧力団体の先駆けとなっているのに対し、「教連会」は政治以外の局面では香港の利害を優先する立場を臨機応変に示しながらも、政治面においては国家を最優先する立場を堅持することで社会の少数派の核となっている。

第2節 香港人社会の重層性と多元性

(1) 1970年代までの戦後香港史

戦後の香港史は、3年8ヶ月の日本軍占領期を経て終戦を迎えたが、再び英国が統治する植民地へと戻ったことから始まった。その後、1997年7月1日、香港の主権が中国によって回収され、一国両制という新たな国民国家の枠組みのなかで外交と国防を除く高度な自治権が与えられたことで、新たな歩みを始めた。

また、香港が他の英国植民地と決定的に異なる点は、英国政府が政治主体となるべき住民側に対して基本的自治権の行使による独立という選択肢を排除していたことにある(中園和仁, 1996, pp. 46-48)。それは1898年に清朝と大英帝国の間で『展拓香港界址專条』が調印され、香港全土の92%を占める新界地区に99年間の租借期限が設定されていたためであった[以下、「97年問題」]²⁵。

さらに、戦後香港史の特殊性は、中国系住民の質的变化にも起因している。彼らの質的变化の外的要因は、主権を有する中国政府の動向であった。すなわち、大陸では終戦を迎えても国共内戦が続いていたが、1949年10月、ようやく中国共産党が新中国を樹立した。しかし、大陸ではその後も大躍進運動、3年連続の大災害、そして文革と30年余り大混乱期が続いた。1978年、鄧小平が政権中枢に復活し、社会主義市場経済体制による改革開放路線へと国の舵取りを大きく転換させた。こうして中国側の条件が整ったタイミングに、「97年問題」は処理されることになった。しかし、このタイミングは、北京政府にとって正と負の両側面を持っていたと言えよう。つまり、正の側面としては、中英間交渉が始まる頃には香港の経済発展はすでに成功しており、中国にとって海外との経済・貿易の窓口としての香港経済の機能が必要不可欠であったことである²⁶。

²⁵ 清朝が調印した三つの不平等条約の一つであり、九龍島の界限街以北、深圳河以南、ランタオ島など200余りの島嶼を含む土地の99年間の租借であった。租借対象地区の個別土地契約(その当時は最長15年間の有償貸与)は、租借期限1997年6月30日の3日前で切れることになっていた。1970年代後半、土地借用者の間では1997年を跨ぐ契約の更新が可能かどうかに関心が集まっていた。

²⁶ 戦前・戦中・戦後を通して香港経済のゲートウェイとしての役割については、久末亮一の研究が詳細である(久末亮一, 2012)。

その一方で負の側面としては、レッセ・フェールによって自由な経済活動を謳歌していた中国系住民たちの多くが、将来の中国国民としての国家意識をほとんど身に付けていなかったことである。したがって、中国が彼らの祖国であるという事実だけで、彼らの支持を得ることは不可能に近いとの認識が北京政府の香港事務担当者の中から示されていた(許家屯, 1993, pp. 89-94)。

続いて、香港の内政面から、彼らの質的变化の要因について検討してみたい。国共内戦の勃発は、大量の中国人を政治経済難民として香港へ押し出した。1950年5月、国連は中国の朝鮮戦争への参戦に伴い、戦略物資の対中禁輸措置をとった。その為、香港政庁も大陸との国境を閉鎖せざるを得ず、公式には中国人は大陸と香港との間の自由な往来が禁止された。しかしながら、その後も香港へ不法流入する難民は増え続けた²⁷。その一方で、大陸との中継貿易を主としていた香港経済は、対中禁輸措置によって大打撃を受けた。香港政庁はこの危機を乗り切るため、大量の難民を廉価な労働力として生かした労働集約型加工貿易へと経済構造を転換させ、その後の持続的な経済発展の基礎を築いた。当初、香港政庁は、大陸の内政が安定すれば難民はいずれ帰郷すると推測し、彼らに対してわざと居心地を悪くする、言わば不干涉政策を採っていた。しかしながら、1953年クリスマスに不法占拠住宅地で発生した大火災によって、5.8万人もの難民が一夜にして住む家を失った。香港政庁はこの大火災を機に政策を変更し、翌年から本格的な公共住宅政策に着手した。こうして難民第一世代は当初香港を「仮の宿」と見なしていたが、大陸の混乱の長期化によって帰郷の地を失い、大陸への帰郷の念を抱きつつも香港定住を選択せざるを得なくなっていた。そして、彼らはいつの間にか香港社会に吸収されていった。しかしながら、香港経済の繁栄の陰には、彼ら低賃金労働者の多大な犠牲があった。当時の労働法は雇用者側に有利であったため、賃上げと過酷な労働条件の改善を巡る労使間交渉は膠着状態が続いていた。多発する労使紛争にも関わらず問題は一向に解決されず、香港政庁に対する彼らの不満は年々蓄積されていくばかりであった(水岡不二雄, 1983, pp. 55-60)。

一方、1966年には香港出生者が人口の過半数を超え、大陸に望郷の念を抱かない第二世代が増えていった。と同時に、1960年代にかけて工業化に伴う新しい都市共同生活が次第に普及していった。すなわち雇用形態の改善、大衆教育の普及、広東語無料テレビ放送、公共住宅での生活などを通して、難民第一世代が大陸中国からそのまま持ち込んだ生活様式や価値観は徐々に変容し始めたと言われている(可児弘明, 1991, p. 23)。そして、若者を中心に英語を話し欧米的な生活様式や世界観を選好する者が増えはじめると、大陸中国人との異質性から生じる「われわれ意識」²⁸、すなわち香港人意識が芽

²⁷ 香港の人口は、日本軍占領下で終戦を迎えた1945年には60万人にまで減少していたが、1949年には186万人にまで膨れ上がっていた。

²⁸ Ku, Agnes は、香港政庁の移民政策が香港人の「われわれ意識」の形成に貢献したと分析している。香港政庁によってタッチベース政策と名付けられた特例措置は、1974年11月から1980年10月23日までに香港内の家族や親戚の下に辿り着いた不法移民に対して永久居民IDカード

生え始めた(Lau & Kuan, 1988)。1960年代後半、経済発展とともに中国系住民は仮住まいの難民であることをやめ、人口の大多数を占める大衆として香港社会に定着していった(日野みどり, 1997, pp. 197-198)。

彼らの質的变化の兆しに決定的なインパクトを与えたのが、1966年と1967年に発生した二つの暴動であった。それまで北京政府側の対香港政策はというと、「長期打算、充分利用」という方針のもと、香港内に居住する中国人同胞の権利を擁護するという理由で香港の内政に機会が有るごとに干渉していたが、香港の現状を黙認しつつ自制的に自分たちの影響力を拡大させる範囲にとどまっていた。1966年に発生した九龍暴動は、香港内の社会経済的要因によって引き起こされたものであり、翌年に発生した六七暴動は大陸の文革の影響を受けている。この二度の暴動ともある程度の群衆が参加した点から、この時期の住民の間に大きな不満が存在していたことは明白であった。

香港政庁に提出された報告書によると、九龍暴動は六七暴動とは異なり香港内部の社会経済的要因によって引き起こされている。その発端は、スターフェリー²⁹賃上げに反対する為、一人の青年がハンガーストライキを始めたことであった。そして、一部の若者がこの抗議活動に賛同し、徐々に暴徒化していった。報告書は、九龍暴動の発生原因と今後の対策を、以下の四つにまとめている。

- ① 同暴動の内実は、政治的背景のない無組織で自発性の高い騒動であったこと。
- ② 多くの参加者の出自が、戦後に香港で出生したか、大陸で出生し幼い頃に両親と共に香港に移住しすでに10年以上居住しており、かつ小学校程度の学歴で低賃金労働者であったこと。
- ③ 参加者の特徴は、政治的な異議は全く持っていないけれども、社会に対する不満と鬱積を突如爆発させ反社会的な行動をとりやすいこと。
- ④ 今後の対策としては、比較的良好な教育と就業の機会を与えると共に、居住環境を改善させるだけでなく、青年向けの福祉・娯楽施設を増やし、青年に社会への参加意識と帰属心を育成すべきであること(一九六六年九龍騒動調査委員会, 1966)。

翌年に起こった六七暴動は、戦後香港史の大転換点と見なされている。洗玉儀は、六七暴動に対する中国系住民の微妙な心理を、以下のように描写している。

当初、市民は関わりのある労使紛争についてどっちつかずの曖昧な態度をとっていた。甚だしくは香港政庁が長年権威を傘に威張り散らしていたので、香港政庁をひ

を発行するというものであった。香港は移民社会であるが、このタッチベース政策によって移民の出自に「合法＝われわれ意識」vs「非合法＝他者」という識別がなされた(Ku, 2004, pp. 350-352)。

²⁹ スターフェリーは、その当時香港島と九龍半島を唯一結ぶ公共交通機関であった。

どい目にあわせ懲らしめられるのを見るのが痛快だと感じている人もいた。ところが暴動が蔓延し、破壊行為が以前よりもより一層ひどくなり、市民の安全と生活が激しく脅かされるようになった頃には、市民の態度は変化し始めた。同時に、大陸の文革が経済・文化を破壊したことは香港を震撼させた。香港の大部分の中国人は、香港政庁に対して冷淡な態度であったけれども、この社会の重大な危機に直面して、彼らは自己防衛の必要性を感じ、政府が暴動を収束することを支持しなくなってきた。この時の彼らの心境としては、香港は最悪とは言え、自分たちの避難場所なのだから、文革に伴う大きな災禍だけは絶対に回避しなければならないと、まるで香港を大事に思っているがごとく香港を高く評価し始めた(冼玉儀, 1997, p. 205)。

実際、六七暴動では、一部の極左が社会秩序を破壊する行為を繰り返したため、経済活動は8ヶ月間も麻痺し、民衆の日常生活を混乱させていた。それまで多くの中国系住民の間には、中共に対して敵意のような特別な感情は持っていなかった。と同時に、大陸難民として国を捨てた無国籍者的な感性が支配的で、大陸の老百姓とは違いいかなる党派いかなる政治権力によっても容易に政治過程に動員されることはなかった(程介明, 1997, p. 478)。

一部の政治難民を除いて大多数の難民は総じて社会的弱者であり、政治から距離をおく立場にあると言われている。この一般論に加えて香港に流入した難民の心態が、特に「政治恐怖症」(Choi, 1990, p. 85)や「政治的無関心」(Lau, 1982, pp. 174-176)などと表現される背景には、彼らが生きることに精一杯だったことがある。しかし、六七暴動は、彼らの心態に新たに中共に対する「抗共・恐共・防共」を新たに植えつけてしまった(程介明, 1997, pp. 478-479; 許家屯, 1993, p. 92)。

張家偉は、当時の香港左派が限られた左派生活圏内だけに置かれていたため、盲目的服従の心態で愛国を捉えてしまった³⁰と指摘し、当時の左派が払った大きな代償から香港人社会が学んだ教訓について、批判的思考能力をもった愛国であるべき事を体得したと述べている(張家偉, 2012)。さらに張家偉は、香港人社会が国民教育を考えるうえで「六七暴動の歴史が一つの反面教師である」(張家偉, 2013, p. 18)と指摘している³¹。つまり、愛国は絶対に盲目であってはいけない、愛国であるためには批判的思考能力を持つべきであるとの張家偉のコメントは、この今日の香港の社会の多数派に属するシニア世代が彼らの実体験から学んだ共通認識であり、六七暴動が香港人社会にもたらした歴史の教訓として次世代へも継承されてきていると言えよう。

一方、香港の代表的な民族主義者の胡菊人によると「大陸難民世代は自己の出自が中

³⁰ 張家偉が行った勞工子弟学校出身の女性へのインタビューによれば、当時の彼女の日常生活が、左派系デパートで買い物をし、左派系新聞を読むという左派系に限定された狭い生活圏にいた為にほとんど異なった政治思想に触れる機会を持っていなかったと答えている(張家偉, 2012)。

³¹ 同書の出版に関連して、張氏が国民教育についてインタビューを受けた際のコメント。

国大陸にあることを強く意識し、既存の国家や政治権力に対しては、中共か国民党かを問わず愛着を持っておらず、つまりは愛国心〔愛党心の意〕を持ち合わせていないけれども、中国の自然・山河や伝統文化に対しては強い郷愁と愛情を持っている」（胡菊人、1972）。加々美光行は、この心態を「非政治的な港人民族主義」と称し、「文学など表現手段を持つ知識人層に限らず、表現手段を持たない民衆の潜在意識に眠っていること、それは今日に至るまで底流として存続されている」（加々美光行、1988, pp. 322-323）と述べている。加々美によるこの 1980 年代後半の分析は、大陸難民世代を対象としたものであり、香港出生世代で大陸との接触機会に乏しい 80 後と 90 後³²に至ってはもはやこの限りでないことは言うまでもなからう。

この二つの暴動が、それまでの香港政庁と中国系住民との間の冷え切っていた関係を徐々に修復させていった。英国政府と香港政庁はそれまでの不干渉政策を放棄し、失った威信と信頼を取り戻す為に、民意を組み上げる公共チャンネルを新たに設置した³³。この政策転換の目的は、中国系住民の香港に対する帰属心を強めることにあった。その後の香港政庁は、持続する経済発展を求心力に公共サービスの質を向上させ、公的部門を通じた所得の再分配を通して、中国系住民に実感できる生活の豊かさを提供した。こうして、香港政庁は中国系住民との関係を修復しただけでなく、彼らの香港に対する帰属心もより強固なものにした³⁴。結果として、1970 年代に香港の社会統合は達成されたとの見方で一致している(Turner, 1995; Wong, 1998; 呂大樂, 1997)。

ところで、六七暴動は左派系労働組合が関与し、一部の極左が破壊行為を繰り返した点などから左派暴動の側面もあるが、強烈な民族主義的感情に根差した反英暴動の側面の方が強いという評価もある(Cheung, 2004; 陸恭蕙, 2011)。こうした指摘に従えば、1970 年代初めにかけて六七暴動は、香港出生第一世代の若者の間に文革の影響を受けた中国人意識、すなわちナショナリズムを自ずと高揚させたことにも着目しなければならない。奇しくも 1960 年代末から 1970 年代初めにかけては、世界中で学生運動が高まりを見せていた時期でもあった。その余波を受けて、香港でも青年による民族主義運動が沸き起こった。以下、行論に関する範囲で、香港における学生運動について概観しておく。

香港政庁は六七暴動を制圧した後、大陸との接触禁止措置を講じた。この措置に反発した一部の大学生が、1971 年に北京訪問を実現した。この大学生による北京訪問を契機に、大学生らを中心に「認識中国・関心社会」を掲げた学生運動が展開された。

1970 年代初めの学生運動は、「中国語の公用語化運動」³⁵や「釣魚島の防衛運動」を

³² 80 後の言葉は、青年作家の恭小兵によって初めて打ち出された。本来は、中国語圏の文学界における 1980-1989 年生まれの若い作家の総称として使用されていた。近年では、広義として 1980 年代生まれを指す。90 後の解釈も、80 後と同様である。

³³ 1968 年、民政司局が地域毎に新たに設置された。

³⁴ 1960 年代末、香港政庁が主催した「香港フェスティバル」「清潔香港キャンペーン」などは、香港市民の間から「ある程度満足」との評価を得たとされている(呂大樂, 2012)。

³⁵ 植民地香港では、英語が唯一の公用語であった。六七暴動鎮圧後の 1967 年 10 月、香港中文大学学生会機関紙の『中文大学学生報』が「中国語を出来る限り早く公用語の一つにしなければ

通して、ナショナリズムの高揚期を迎えた。その一方で「汚職反対、Godber 総警司を逮捕せよ」をかかげた運動³⁶への対応を巡って、社会問題へ関心を持つグループとの間で決定的な対立が始まり、やがて学生運動は多数を占める「国粋派」から「社会派」が分派していった。しかし、彼らの運動は当初の純粋な理想・道徳主義の段階から、次第に政治性を帯びたものへと変質していった(星河, 1975, p. 13)。

1970年代の学生運動メンバーで「社会派」に属した曾澍基(香港大学学生会)は、1973年頃には内部に矛盾が出現し始めていたと回顧している。つまり、問題関心の違いによる路線対立から、やがて大多数の「国粋派」から少数の「社会派」が分裂していった³⁷(曾澍基, 2001)。

続いて、少数の「社会派」の立場から、両者が分裂するに至った根本的な対立点を総括しておきたい。第一点目としては民族主義運動が香港社会の内在的な諸問題との接点が少なく、狭い民族主義に偏倚しすぎたこと、第二点目としてはより普遍性を持った反帝・反植民地主義の議題を忘れていたこと、第三点目としては中共との政治的一体化を求めていったことである(加々美光行, 1988, pp. 326-327)。特に、第三点目に関して補足するならば、「国粋派」は元来の香港左派とは一線を画して活動をしていたが、実際には香港左派の介入とプロパガンダを受け入れやすい傾向を持っていたと言われている(梁慕嫻, 2012; 陸恭蕙, 2011)。一方の「社会派」も左翼反対派(トロツキー派)へ接近した為、本来の「社会派」の本領を見失い社会改革よりも理論面に移行したとの指摘がある(加々美光行, 1988, p. 328)。

こうして香港の若者による政治化された民族運動は、民衆から積極的な反応を得ることなく(加々美光行, 1988, p. 330)、両派は対立の温床を残したまま、文革の終焉と共に1976年末までには一旦下火となった。こうしてイデオロギーを見失った大学生や知識人は、やがて香港政庁が推し進めた経済発展に新たな活路を見出していった。

ここで、香港史における1970年代の学生運動の位置づけとその後の社会への影響を考えてみたい。Choi, Po Kingは「香港と大陸との間の隔たりを打破しただけでなく、それまで政治に無関心であった社会風潮も一気に打破し、とりわけ(後述する左派系愛国学校以外の)中学生と高校生の政治意識に大きな影響を及ぼした³⁸。今日の香港人社会

ならない」と発表して、「中国語の公用語化運動」が始まった。この運動こそ、民族主義的な香港人知識人による最初の独自の運動であった。1970年9月頃に最高潮に達し、1971年頃まで続けられ、要求の実現を見ないままに同運動は収束していった(加々美光行, 1988, p. 325)。1974年になって、香港政庁は中国語を公用語とする措置を取った。

³⁶ 英国人 Godber 総警司の汚職事件後、独立機関として汚職を摘発する廉政公署が1974年に設立された。香港市民の間では、清廉潔癖なガバナンスを求めて政府を監視する廉政公署の存在は香港の核心価値の一つであると言われている。

³⁷ 1973年晩夏の昼、香港大学付近の龍華茶餐厅で、小数派3名(後に香港大学学生会の機関紙『学苑』の総編集長となった王卓祺とその当時学生連合会の会長であった黄醒華)の間で、分派とその名称についての話し合いがなされた。その席で提議された「国粋派」と「社会派」の仮名称がそのまま採用されている(曾澍基, 2001)。

³⁸ 香港大学の学生が開催した「中国週」展覧には、多くの中・高校生が教師に引率されて参観

で活躍している人材は、左・中・右を問わず、ほとんどが 1970 年代の学生運動の出身者である」(Choi, 1990, p. 81)と述べている³⁹。程介明は、「中国の改革開放政策のもとでの中港交流において非常に有利な基礎を築いた」(程介明, 1997, p. 479)と経済活動面でプラス評価を行っている。

しかしながら、長期的に見ると今日に至る深刻な政治対立の起点を形成したのも事実である。その後の学生運動は、今日の香港人社会の多数派である「非親中派」のなかに、「民主と抗共」を掲げる「民主派」を形成したと同時に、「恐共・防共」心態を持つことから離脱しない「中間派」をも形成した。

1970 年代には、香港社会への関心を強く抱いた「社会派」と学生運動の影響を受けた市民は、香港政庁を監視する圧力団体⁴⁰を組織し、香港政庁に対抗する第三勢力として社会運動を活発化させた。彼らの社会運動の目的は民生改善が主であったが、1980 年代に入り間接選挙が実施されると、次第に政治色を帯びていった⁴¹。そして、圧力団体は市民としての政治的権利を求めて積極的に選挙に参加していった。1991 年立法局選挙で一部に直接選挙が実施されると、「国粹派」も後発ながら伝統左派を中心に政治政党を結成し政治に参加していった。

(2) 香港出生世代の自由主義思想

1970 年代には、香港を故郷とする「われわれ香港人」という概念が登場した。この概念こそ、香港人アイデンティティの出現を意味する。その担い手は、大陸からの難民第一世代の二世として香港で出生したか、幼児期に両親と共に香港へ渡ってきた世代である。彼らは人生の大部分またはすべてを香港で過ごし、香港の学校で教育を受け、香港の経済成長と共に自らも成長した。彼ら、いわゆる香港で出生した第一世代は、今日の香港人社会の中枢を担っている世代であると言える。

した。これまで「親中派」とは無関係であった香港大学学生会や伝統有名中学に通うエリートたちが、学生運動を通じて「国粹派」や「社会派」へと傾倒していった。例えば「国粹派」では、梁錦松（第 3 章で後述する教育改革の推進者。1952 年生。英華書院－香港大学）、曾鈺成（1947 年生。聖保羅書院－香港大学－培僑中学教師－同校校長－「民建連」党首－立法會議員－立法会主席）が挙げられる。

³⁹ 例えば、1982 年に設立された「滙点」の初代会長の劉迺強は、学生運動では「国粹派」に属し、その後分裂した「社会派」に属する香港社区組織協会主任の馮可立と共に『学苑』編集に携わっていた。香港社会では、彼らは共に「公共知識人」と見なされている(陳智傑, 吳俊雄, & 馬傑偉, 2011, pp. 230-250)。劉氏らが立ち上げた「滙点」は、1992 年に政治改革を巡り路線対立が生じ、劉迺強は「滙点」を離れた。残った「滙点」メンバーは司徒華らが属する「香港民主同盟」と合併し、現在の「民主党」を結成している。劉氏は、第 4 章で後述する「教連会」と「親中派」との座談会で司会を務めている通り「親中派」側の「公共知識人」として一般に認知されている。

⁴⁰ 代表的な圧力団体としては、「香港基督教工業委員会」、「香港社区組織協会」が挙げられる。

⁴¹ 1975 年 9 月「香港觀察社」の成立を先駆けとして、1984 年 2 月の「太平山学会」の結成に至るまで次々と圧力団体が登場し、香港の政治制度改革について様々な要求を提起していた(加々美光行, 1988, p. 319)。

張炳良は、彼らを年令、世代、家庭背景、教育、社会的経歴などから香港人社会の新中産階級として定義し⁴²、以下四つの特徴を挙げている。

- ① 新中産階級を形成する者の多くは中下層家庭の出身で、彼らの両親は 1949 年に中華人民共和国が建国された前後に中国大陸から香港に難民として流入した世代であり、その成長過程において幾多の困難を経験していること。
- ② 彼らの多くは、英語を介した近代学校教育を受けており、その思考や視野にその影響を少なからず受けていること。これを可能にしたのは、1960 年代の香港における〔初等〕教育制度の普及および 1970 年代における〔教育の大衆化を通して〕大学教育が、中下層の子女へ開放されたこと。さらには 1960 年代以降の欧米における大学教育の機会拡充に伴い留学をしたものも多くいること。
- ③ 彼らの多くは戦後出生者であり、中国における戦乱を経験していないこと。このため、親たち世代が現実主義的であるのとは異なり、理想主義的な傾向を持っていること。政治的態度に関しては、差異はあるものの、出身家庭環境との関連から民主、自由、正義、平等といった原則に関して敏感であり、彼らの学生時代にあたる 1960 年代末から 1970 年代初期に学生運動を通じて急進的な社会思想の影響を受けたことから自由主義思想を持つ傾向が認められること。
- ④ 1970 年代から 1980 年代にかけて彼らの多くは社会人になるが、高等教育あるいは専門的な資格を背景に、香港経済の推進力として社会の中核的な位置をしめたこと。そして、彼らの多くは自分自身の努力によって社会上昇を果たした者であり、自由独立思想を持つ傾向が認められること。特に自分自身の活躍、成功の場として香港をとらえているため、香港への帰属感が強く、香港の前途に対する関心も高いこと(張炳良, 1989, pp. 9-26)。

筆者は、張炳良が②と③で指摘した親世代との相違点に注目したい。彼ら新中産階級が近代学校教育によって獲得した民主、自由、正義といった価値観は、『85 年ガイドライン』以降の公民教育政策のなかでもユニバーサルな価値として継承され、今日の香港人社会の核心価値として定着している。

一方、彼らが親世代から継承し、彼らが子供世代へとさらに継承させたものはあるのだろうか。それを見極める指標として、彼ら世代と親世代、すなわち大陸からの難民第一世代と香港で出生した第一世代で構成されていた 1970 年代の香港人社会の特徴に手掛かりがあると筆者は考えている。Yau, Hoi Yau は、1970 年代の香港人社会を、次のように分析している。1970 年代は実用主義と個人主義が急速な経済発展と比較的安定的

⁴² 中産階級の議論に関しては、香港出生世代を新中産階級とする張炳良の定義以外に、異なる分析枠組みもなされている。本稿では階級分析は行わないので、階級分析の一例として張炳良の分析を取り上げるにとどめた。階級分析に関する研究は、呂大樂&黄偉邦(1998)『階級分析与香港』香港：青文書店が、その他の分析枠組みも含めて網羅的に紹介している。

な社会秩序を出現させ、人々は民主化への関与に消極的であった。経済的な繁栄と社会的な安定が人々の最大の関心事であり、効率性のような実務的で客観性のある達成に貢献する時のみ民主は彼らに価値が有るものと認められた(Yau, 2006)。先述した通り、経済と民生を重視する「中間派」の存在は、香港人社会の最大の関心事である経済発展と社会安定を継承したものであると見なせる。

また、1970年代の香港市民の政治的態度に関して呂大樂は「1970年代の市民の香港政庁に対する受容性は積極的な支持ではなく、消極的な容忍の態度であった」(呂大樂, 1990, pp. 56-58)と分析している。つまり、香港政庁の統治は多くの市民にとって許容可能なものであったと思われる。総督は少数エリートとの間に確立していた「諮問式民主」というチャンネルを、二つの暴動が発生した後は、社会問題に強い関心を抱く基層の圧力団体にも拡大した。こうして、官民のコミュニケーションをスムーズにすることで市民の間の不満を早めに解決するメカニズムを確立したと言える。しかし「諮問式民主」というチャンネルは、1970年代まではあくまでも総督に対する諮問メカニズムにすぎず、政策決定メカニズムには組み込まれていない(呂大樂, 1990, p. 58)。「諮問式民主」メカニズムについては、後述の教育政策決定過程との関わりで詳しく述べる。

1980年代以降、政治指導者として活躍している者の多くは、基層の圧力団体および新中産階級から輩出されている。しかし、多くの新中産階級の政治的態度と政治志向は、政治指導者とは異なるものと考えられる。つまり、新中産階級は専門職や管理職の地位を自己の努力で獲得した経験から、結果の平等ではなく機会の平等を重んじ、自由主義経済のなかで台頭してきた。彼らは民主的な政治を知らないわけでもないし、また拒否しているわけでもないが、政治的な色合いの強い社会運動からは距離を置くことで、経済的な繁栄と社会的な安定に寄与していると見なされている。すなわち、新中産階級とは、先述した「中間派」に属する「沈黙の大多数」とほぼ同等と見なされよう。したがって、彼らの政治的態度と政治的な志向性は、政治的無関心という消極的なものではなく、敢えて政治と経済を切り離して考える傾向をもち、民主主義を求めて敢えて戦わないことで自由主義経済を重んじる政治志向性を共有している世代だと言えよう。

(3) 左派系愛国学校の存在空間

戦後再び英領植民地となった香港は、西側陣営にとっては東西冷戦下の反共の砦として重要な戦略拠点であると同時に、国民党(右派)、そして左翼民主人士と共産党(左派)の両勢力にとっても、国共両党どちらにも統治されない安全な地域として闘争の重要拠点であった(劉智鵬, 2011, p. 4)。

このような複雑な政治環境下におかれた香港は、両党に対して地下工作を行う政治環境を提供した。なぜなら、香港政庁の最重要任務は香港の経済と社会秩序の建て直しであったことと、中英関係の処理においては中国国内での英国の利益を保護することが目

的であった為、戦後初期において英国と香港政庁は、国共内戦に関してはむしろ超然と中立的態度で対応していたからである(Tsang, 2004, pp. 145-157; 余繩武 & 劉蜀永, 1995, pp. 165-166)。

国民党勢力と英国政府との関係は、日本降伏直後に英国が香港を再び植民地として接收して以来、緊張関係が続いていた。国民党政府は戦後の接收過程で腐敗が加速した為、人民は国民党政府に失望し、知識人の多くは共産党へ傾倒していった。さらに、海外愛国華僑と香港・マカオの進歩青年たちの間では、抗日戦争を経て民族主義が高揚していった。香港は、華南と東南アジア地区を結ぶ重要な拠点として、新中国を建設する為の人材供給基地となった(呉康民(口述) & 方銳敏(整理), 2011, pp. 39-41)。共産党勢力は、香港内で一定の合法的な地位を獲得する為に英国政府と交渉し、「中共」の名義を使わないという条件付きではあったが香港内で半ば公然的な活動を行うことができた。そこで、共産党勢力は香港における新聞と文化・教育活動拠点としての機能を強化した(袁小倫, 2002, pp. 129-142)。

そして、1949年10月に共産党政権による新中国が樹立されると、英国政府は1950年1月、中国内における自国の国益を守る為に国交をいち早く樹立した。その一方で、国共内戦の終結に伴う香港内の政治環境の変化に対しても即応を迫られた。英国の植民地教育は非政治化されるのが通常であるが(Watson, 1982, pp. 35-43)、香港は特殊な政治環境にあった為、さらに踏み込んだ特別な対応が必要とされた(Sweeting, 1993, p. 193)。その一つが、1952年に右派⁴³と左派の愛国学校に対する政治活動の監視と取締りのために制定されたのが政治教育禁止法令である(Sweeting, 1993, pp. 206-207) (後述)。

1950年代から1960年代にかけて、香港政庁は両派の愛国学校に対して徹底した敵視政策を敢行していた。例えば、左派系愛国学校に対しては、学校内での中国国旗の掲揚や国歌斉唱の禁止、図書館における社会主義思想に関する書籍の所蔵禁止にとどまらず、学校の登録取消による学校閉鎖⁴⁴、抜き打ち査察による校長の域外退去⁴⁵など高圧的な態度をとった。

その後、六七暴動と文革の影響を受けて、香港政庁の非政治化の目的は反共教育の為の非政治化に絞り込まれていった。1960年代半ばから1970年代にかけて、香港政庁は、

⁴³ 右派系愛国学校(私立校)は、1980年代に香港から姿を消していった。

⁴⁴ 1949年2月、達徳学院(1946年創立)不可解な理由による登録取消。1951年3月、南方学院(1948年3月創立)学校運営の不備を理由に登録取消。1958年8月6日、中華中学(創立年不明)校舎が危険な建築物であるという理由で強制的に学校閉鎖。但し、学校側は教育当局に対して何度も改修要求を提出していたが、当局はわざと手続きを引き延ばしていた。

⁴⁵ 1958年8月6日、香港政庁は培僑中学の校舎に20数名で突然押し入り、杜伯奎校長に対して校長登録の取消を宣告した。杜校長の激しい抗議と質問に対して、担当者は『教育条例』により総督が貴方をお気に召さないの、我々は貴方を連行し域外退去させる」と告げ、15分以内に荷物を纏めるように命じた。杜校長は担当者に両脇を抱えられたまま、国境の羅湖橋まで連行され、そのまま域外退去させられた(培僑中学, 1996, p. 8)。1950年1月5日早朝、香島中学の盧校長も同様な手法で連行され、そのまま域外退去させられている(香島中学四十週年校慶特刊編輯部, 1986, p. 6)。

共産党イデオロギーが香港内に拡散・浸透するのを防ぐ手段をいくつか講じた。具体的には、「経公科」の導入、反共の教員組合として「教協」の設立⁴⁶、英語教学による反共政治プロパガンダの推進などであった。こうして、香港政庁は公立学校内での反共教育の包囲網を確立していった。

その一方で、林嘉嘉によると、戦後から 1960 年代半ばまで香港政庁が供給可能な公立学校の拡大枠に対して就学人口の需要が急速に上回った為、香港政庁は教師と校舎の確保が出来ず深刻な未就学人口問題に直面していた。その為、愛国学校を含む私立学校はその不足を補う重要な存在であり、僅かでも存続させることにその利用価値があったと指摘している。但し、教育当局は、共産主義イデオロギーの浸透を防ぐため政治教育禁止法令の強化と愛国学校に対する抜き打ち査察など取締りを強化することで、私立学校も含めた全学校を監視下においていたと分析している(林嘉嘉, 1994, p. 46)。

しかし、1970 年代に入りマクレホース総督のもと、教育当局の高圧的な取締りは懐柔的なものへと徐々に変化していったが、愛国学校に対する特殊政策は 1980 年代末まで継続した。特に、教育当局による左派系愛国学校に対する不当な扱いは表向きにはほぼ無くなったが、香港市民の間には六七暴動での極左の関与と文革の余波で左派系愛国学校に対する根強い蔑視と政治迫害が 1970 年代から始まったと言われている(呉康民(口述) & 方鋭敏(整理), 2011, p. 89)。

呉康民によると、左派系愛国学校は 1959 年から 1978 年代まで約 20 年間、極左に傾倒し極左路線の支持に従って活動した時期があったと回顧している⁴⁷(呉康民(口述) & 方鋭敏(整理), 2011, pp. 74-90)。Lau, Chi Shan の左派系愛国学校の教育内容に関する研究でも、1946 年から 1984 年までの約 40 年間を通して反体制的で愛国主義的な政治教育を実践していたことが明らかにされている。それは、香港政庁が、大多数を占める公立枠の学校に対して行った社会の安定、資本主義の礼讃、政治的無関心、非民族主義の政治的教化を目的とした植民地教育とは真っ向から対立するものであった。例えば、「雷峰に学べ」に象徴される通り(張慧真 & 盧乃桂, 1996)、その教育内容はほとんど中共の英雄教育による政治的教化とほぼ同じであった(Lau, 2008a, pp. 131-136)。葉健民も、表③の通り、六七暴動直後に当る 1968 年の香島中学の教育内容から、共産党政権を全面的に支持する政治色が際立っていたことを指摘している(葉健民, 2009, p. 57)。

1970 年代までの左派系愛国学校で実践されていた教育内容を総括すると、香港政庁による敵視政策と厳しい取締りをかいくぐり、共産党政権に対する愛党心を育成し、自らを反体制派・社会の少数派＝「親中派」と定位させることで集団としての結束力を増

⁴⁶ 当時の教育当局は、反共の教員組合が最善の反共兵器であると述べている(Sweeting, 1993, pp. 206-207)

⁴⁷ 例えば、呉康民は、「教育大躍進」スローガンの下、極左路線を支持していた香港新華社社長の梁威林から「愛国学校を香港の主流学校へと拡大せよ」との指示を受け、実際に活動していた時期があったこと、実際にはそれは不可能であったと気付いたことを語っている(呉康民(口述) & 方鋭敏(整理), 2011, p. 79)。

していった。彼らが実践した愛国主義教育には、共産党政権への批判もなければ、自分たちが文革で極左へ傾倒したことも寛容な態度で解釈されている⁴⁸(呉康民(口述) & 方鋭敏(整理), 2011)。

表 ③：香島中学 1968 年 週単位の教育内容 (単位：時間)

政治教育に関連する科目	5 月	7 月	12 月
毛沢東思想の学習	4.5	2.0	7.3
読書と時事討論	4.5	1.5	3.0
革命歌曲の詠唱	0.75	1.0	1.0
政治スローガンの学習	0.5	—	0.67
クラスルーム	0.75	—	—
学校朝礼集会	2.5	—	—
教科書による授業	13.75	15	12
自習	—	5	—
全授業内で政治学習が占める割合	21%	12%	36%

(出所) 葉健民 (2009, pp.57-58) より転載。(原載：『政治部档案』1969 年 1 月 13 日、GEN14/368/139)

英領植民地統治下においても左派系愛国学校に活動の余地を与えることができたのは、香港人社会が重視する多元性の賜物と言えるであろう。しかし、1970 年代までの香港人社会では政治的無関心が広く浸透していた為、両者の政治対立が顕在化しなかつただけである。つまり、香港における多元社会とは、異なる政治イデオロギーを包摂するだけで、政治対立を温存するメカニズムでもあったとも言い換えられると筆者は考えている。

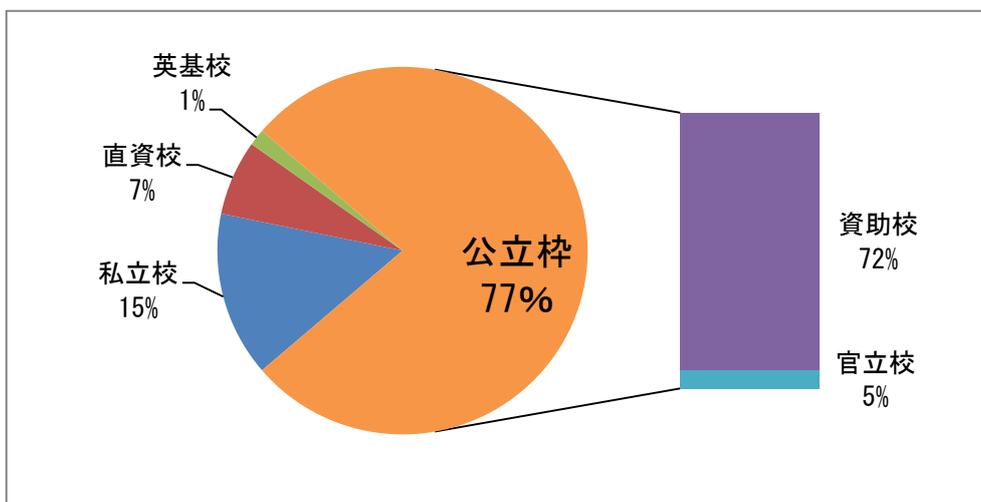
第 3 節 植民地教育の基本構造とメカニズム

(1) 学校制度の多元性

上述した通り、左派系愛国学校は教育制度のなかに特別な存在として存続を認められた。さらに、1990 年代初めに、教育当局は教育の多元性を拡大するという目的で、左派系愛国学校に新たな枠組みを提供した。先述した政治対立と政治勢力の配置にも留意しつつ、香港の学校制度の展開を多元性から検証してみたい。

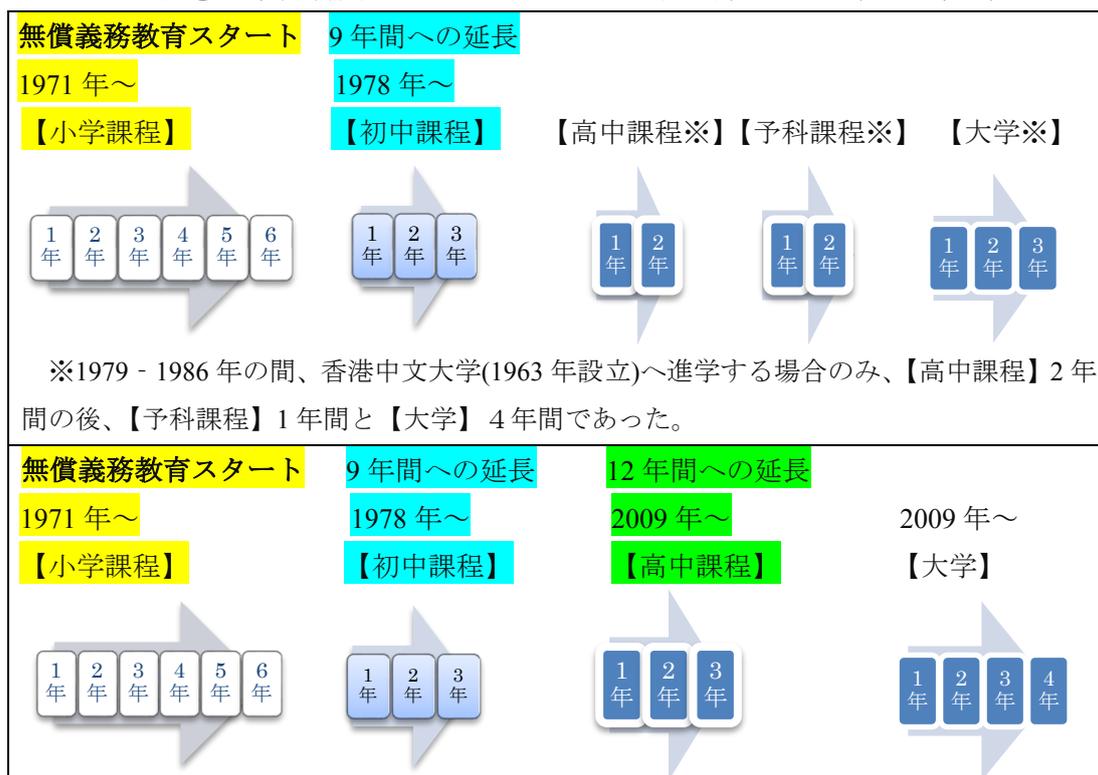
⁴⁸ 呉康民は、「文革と「六四」は、中国現代史の禁区である」として、敢えて多くを語らないと述べている(呉康民(口述) & 方鋭敏(整理), 2011, p. 109)。

グラフ ①：2012-13 年度 小・中学校の学校類別分布



(出所) 教育局データより筆者作成。

図②：学校制度 上：旧 6-3-2-2-3 下：新 6-3-3-4 (2009 年～)



まず学校の種類を公的資金の有無で分けた場合、公立学校に相当する公立枠は「官立校」・「資助校」⁴⁹（「補助校」と「津貼校」）、非公立枠としては「直接資助計画校」[以

⁴⁹ 1970 年代末、「補助校」と「津貼校」の二つの資助計画を「資助校」に統一した。「補助校」とは、1873 年『補助則例』によって私立校が公立枠に組み入れられたことで誕生した。1818 年

下、「直資校」と「英基学校協会校」⁵⁰ [以下、「英基校」] および国際学校などの私立校に大別される。グラフ①が示した通り、香港の学校制度では、「資助校」の占める割合が最も大きい。公立枠の「資助校」とは、1970年代の大衆教育（図②参照）への移行期に大量に誕生した。小さな政府を掲げる香港政庁は、経費面と人事管理面の負担が大きい「官立校」を増やすのではなく、民間団体が運営する私立校に公的資金を提供し、「官立校」と同じ待遇（教師の給与体系など）で公立枠に私立校を組み入れる手法を用い、公立枠の学校数を一気に拡大させた⁵¹。したがって、「資助校」の運営団体は多種多様である。換言すると、「資助校」の存在こそ、香港の学校制度の多元性の最大の特徴であると言えよう。

この時期は文革の高揚期と重なっていた為、香港政庁は反共教育をより一層強化する必要もあった。その為、教育当局は既存の私立校に加えて、大陸を逃れてきたキリスト教系の宗教団体に対して新たに学校を開設するように促した。この点において学校運営団体の約半数が、宗教団体によって占められている一因でもある。そのなかでも、カトリック⁵²とプロテスタントの教会学校が最も多い点は、学校カリキュラムを通して香港人社会の中にキリスト教教義とも共通する民主、自由、人権、法治などのユニバーサルな価値を浸透させる役割を果たしているだけでなく (Morris, 1996, p. 150)、あるべき市民としての活動を促進する環境要因との見方も示されている (Tse, 2007b, pp. 170-171)

さらに、1970年代に創立された「資助校」のほとんどが英語教学を選択した。なぜなら、英語教学は「抗共・反共・恐共」心態を抱く中国系住民からの強い要望であったと同時に、彼らにとって英語を習得することはよりよい就業の機会を得るための経済的実利に直結していたからである。そして、香港政庁にとっても、西欧的な価値観を注入

から1960年までの間に創校された、いわゆる伝統ある英語教学のキリスト教系教会学校22校を指し、現在も有名エリート校としてその名声を維持している。その当時、香港政庁は宗教と教育を分離する世俗教育を掲げていたが、敬虔なカトリック教徒であったヘネシー総督 (Sir. John Pope Hennessy 1877-1883) が就任した後、1879年になって『補助則例』から世俗教育の条文が排除され、公立枠の学校内での宗教活動への干渉がなくなった。「補助校」は、「資助校」に統一化された後も、「香港補助学校議会」を維持し、大衆教育の産物である「津貼校」が組織する「香港津貼中学議会」とは一線を画している。

⁵⁰ 1965年『教育政策白書』の建議に基づいて、1967年に香港駐在の外籍子女に対する英語を教授言語とした現代の教養教育を提供する目的で設立された。設立以来、香港政庁から多額の公的資金を受けている以外に、保護者から高額な授業料も徴収しており、回帰後は植民地時代の負の遺産の一つと言われ、度々公的資金の削減や打切りが議題に挙がっているが、実際は7割近くが香港永久居留権を持つ香港人家庭の子女が通っているという複雑な事情を抱えている (SCMP, Feb 5, 2013)。「英基校」は伝統的に英国式カリキュラムを採用してきたが、近年では国際バカロレアへ切り替える学校が増えている。

⁵¹ 香港政庁の教育支出は1992年まで全公共支出の15%前後であった。1997年以降、香港特區政府は18-24%まで拡大させている。

⁵² カトリック香港教区は、香港最大の学校運営団体である。2012-13年度においては小学校110校と中学校87校で、全体の2割を占める。同教区はバチカンに帰属し、北京政府とは対立関係にある。植民地時代は香港政庁と蜜月であったが、回帰後は反政府勢力の一翼を担い、後述する「12年国民教育論争」でも断固反対側の中核として積極的に発言していた。

しやすい環境を作り、共産党プロパガンダの影響を回避させる戦略とも重なっていた。香港政庁は、大量の私立校を「資助校」として公立枠に囲い込むことで、「非親中派」を社会の多数派とする思想形成の構造とメカニズムを確保したと言える。

一方の社会の少数派を形成する左派系愛国学校は、文革の始まりから 1970 年代において政府と激しく対峙していた為、香港の公式カリキュラムと公開統一試験を拒否していた。その為、公務員への就職の道だけでなく香港内の大学への進学の間も閉ざされていた⁵³(程介明, 1997, p. 477)。しかしながら、文革の終焉と改革開放経済の始まり、そして「97 年問題」の解決を追い風に、左派系愛国学校を取り巻く環境は徐々に好転していった。と同時に、彼らの植民地統治に対する過激な対応も収束していった。香港政庁の敵視政策も和らぎ、1989 年には警察と師範学院を皮切りに卒業生のなかから公務員への採用がようやく始まった。そして、1990 年代に入っては、徐々に社会の多数派を占める「非親中派」および香港政庁に対して存在感だけでなく発言力を示し始めた。その一つは先述した政治政党の結成と民主政治への参画である。

文革の終焉と共に、私立校に取り残されていた左派系愛国学校は入学者数が激減し、財政難はより一層深刻になっていった⁵⁴(Ip, 1994; Lau, 2008a, 2008b; 吳康民(口述) & 方銳敏(整理), 2011)。左派系愛国学校は、1987 年に自分たちも納税者として公的資金を受けられるように公立枠内の「資助校」への加入を希望し請願書を提出した。しかし、「教育統籌委員会」⁵⁵から出された回答は、既存の公立枠への加入ではなく、「直資校」という新たに設けられた特別な枠組みのなかでの「準公立枠」⁵⁶としての扱いであった。

「直資校」を規定する「直接資助計画(Direct Subsidy Scheme)」⁵⁷とは、公式的には私立校の教育水準の向上と保護者の学校選択に多元性をもたらす目的で新設されたが、非公式には当時の教育署長であった李越挺の裁量で、左派系愛国学校の財政難を救済する

⁵³ 左派系愛国学校では内地の教科書を使用し、卒業生は内地大学へ僑生優待生として進学していた。

⁵⁴ 四人組の逮捕は、左派系愛国学校の教師・生徒および保護者の間に、予期せぬイデオロギーの崩壊を引き起こした。特に、教壇を去っていく教師は少なくなかった。1978 年から初中課程まで 9 年間の無償義務教育も始まり、政治への熱情を失った保護者は、子女の将来を案じて左派系愛国学校よりも公立枠の学校を選択した(Ip, 1994)。それでも存続し得たのは、愛国心を抱く教師のボランティアに近い薄給以外に、中国政府系企業からの寄付および中国系銀行からの無利子融資などの経済支援を受けていた恩恵であると言われている(吳康民(口述) & 方銳敏(整理), 2011)。

⁵⁵ マクレホース総督は、1981 年教育全般を検討する為に、教育専門家の派遣を OECD に要請した。英国、ドイツ、アメリカ、オーストラリアの四か国の教育専門家で構成された「国際顧問団」は、1982 年『国際顧問団報告書』を取りまとめた。同報告書は、監督管轄によってそれまで三つに縦割り化されていた教育政策決定過程と教育諮問機関(教育委員会、職業訓練局、大学と理工教育資助委員会)を一つに統籌する最高位の教育諮問機関の必要性を建議し、1984 年に「教育統籌委員会」が新設された(程介明, 1997, pp. 484-487)。

⁵⁶ 「準公立枠」という呼称は、公式には使用されていない。筆者が、公立枠以外をカリキュラム面(国際バカロレアまたは香港の統一試験制度)と公的資金面の有無から「直資校」の一部に適用した。

⁵⁷ 1988 年『教育統籌委員会第 3 号報告書』で提議された。

目的も含まれていたと言われている(呉康民(口述) & 方銳敏(整理), 2011, p. 114)。1991年に同計画がスタートした時点では、先述した左派系愛国学校 5 校以外には国際学校 6 校が私立校から「直資校」へと移管している。

「準公立校」の「直資校」と公立校の「資助校」は、いずれも学生数に応じた公的資金の配分を同等に受けられる。しかし、両者の相違点は、「直資校」は各学校で自由に授業料⁵⁸・入学条件・カリキュラムを決定できる点にある⁵⁹。左派系愛国学校は香港カリキュラムを採用しているが、「直資校」の中には国際バカロレアのみを採用している学校と両者ともに採用している学校と様々である⁶⁰。

左派系愛国学校は、香港政庁の多元化政策によって「準公立校」とも言うべき特別な枠組みを提供された。別の見方をすると、左派系愛国学校は多元性を逆に最大限に活用して、社会の多数派である「非親中派」の子女が多く通う公立校の学校において正統とされる公民教育とは異なる独自の愛国主義教育を実践する枠組みを維持することができているのである。

(2) 臣民教育の目的と役割

『85 年ガイドライン』以降の公民教育政策は、植民地教育と臣民教育を基礎に展開している。その連続性と不連続性を明らかにする為に、戦後の植民地教育の展開のなかで臣民教育と 1970 年代の社会統合との関係を概観しておきたい。

英国が香港を占領したのは、元々香港自身に大きな価値があったのではなく、対中貿易の基地を獲得する為であった。したがって、英国植民地統治者は、香港の少数の中国人エリートに対して英国人への同化ではなく、英国の国益の為に英中貿易の仲介人の役割を期待した。その為、植民地教育の目的は、彼らの中国文化を放棄させることではなく、英国と中国の両地の文化に精通させることであった。さらにもう一つ、香港の学生が中国の革命運動に影響されず、植民地統治に反感を抱かないようにすることであった(Lee & Bray, 1995, p. 358)。

特に、後者の目的は 1945 年以後の大陸からの難民第一世代が持っている政治に関わりあいたくないという要望とも合致していた。香港人の「政治的無関心」の底流は、政

⁵⁸ 2012-13 年度の学校便覧によると、中学校では無徴収から年額 HK \$ 98,000-と各学校で設定された学費には差がある。

⁵⁹ 1998 年に母語教学が実施されて以降、英語教学を継続したい「資助校」が、学校の自主権を求めて「直資校」へと移管した。2012-13 年度では 86 校(小学 23 校、中学 63 校)である。すでに「補助校」22 校のうち 7 校が「直資校」へ移管した為、公立校の教育水準の低下と教育機会の不平等が問題視されている。

⁶⁰ 「準公立校」の「直資校」であっても、カリキュラム面から言うと、香港の公開統一試験に準じたカリキュラムを採用していれば、2012 年 9 月か公立校を対象に導入を計画されていた「国教科」を必修科目としなければならない。したがって、2012-13 年度の「国教科」必修の対象校は、グラフ①の公立校以外 23%から私立校 15%と「英基校」1%を除いた 84%から国際バカロレアのみを採用している「直資校」を除く約 8 割の学校であったと推測される。

治難民であった彼ら第一世代の歩んできた歴史と深く関わっているのである。すなわち、大陸では8年にもおよぶ日中戦争が終焉した後、再び内戦が始まり、内戦を経験した彼らは国民党と中国共産党に対して幻滅していた。それゆえ、彼らは自らの意思で祖国を離れ、香港を一時的な避難先とした。そして、大陸の混乱によって帰郷する機会を失った彼らは、最終的に香港を終の棲家として定住する道を選び、自己の経済利益と家族の幸福を追求することにだけに専念していたのである(Lau & Kuan, 1988)。

さらに、1950年代初め、香港に流入した国民党と中国共産党勢力は、自分たちの政治的立場の正統性を主張する為に学校カリキュラムを利用し、香港政庁を強烈に批判し異なる意見を持つことを奨励していた。香港政庁は、この事態に対応する為に1952年に教育署を設立して、学校内の政治教育を禁止する一連の法的措置を講じた。教育署の役割は、『教育条例』に則して『教育則例』を制定し、政治教育を行う学校と教育署の承認を得ない資料や課程を使う学校を非合法として取締まることであった。香港政庁は、『教育条例』に課程決定プロセスにおける最高位の権威を与えている(Morris, 1996, p. 107)。学校内での政治教育禁止法令は、後述する通り、1990年7月4日に改正されるまで、教育現場での政治教育の推進を阻む合法的役割を果たしていた。換言すると、政治教育禁止法令は『85年ガイドライン』以降も教育現場に臣民教育の影響が残っていた象徴的存在でもあったと言えよう。

植民地教育は、右派でも左派でもない多くの市民の需要にも合致し、文化的な中国人アイデンティティを維持させながら政治意識を高めないための教育政策を推し進めることになった。そして、1970年代に少数エリート教育から大衆教育へと移行したが、その底流はそのまま継承された。陸鴻基は、植民地教育の特徴について、以下の六つを挙げている。

- ① 英語教学：実用性と商業性を重視した英文、英国文学との相違。
- ② 世界歴史科：外交史が中心。
- ③ 中国歴史科と中国語科：中国文化を重視、古代史を称賛し現代史を軽視。
- ④ 中国近代史：内憂外患が中心。
- ⑤ 中華民族と文化面での一体感の重視。
- ⑥ 中共政権への政治面での一体感の否定(『明報』、1996年8月9日)。

さらに、陸鴻基は戦後香港で出生し香港で植民地教育を受けた世代の中国人アイデンティティ像を「現代中国に疎遠で、政治実体を伴わない故に抽象的、移民としての愛国主義」(Luk, 1991, p. 668)と分析したうえで、1997年以降の改善点として「中国近代史に対する認知は肯定的な観念が必要で、決して無批判な思考や激しい情感に訴えるものであってはいけない」(『明報』、1996年8月9日)と指摘している。

戦後の香港で実践された臣民教育は、「公民科」から改称された「経公科」が実質的

に担ってきた。『85年ガイドライン』が公布されるまで迄の臣民教育は、表④の通り、課程綱要の改正内容によって、以下の通り4期に大別される。

第1期（1945－1956年）：「公民科」では、香港政庁にとって必要な人材を確保するために都合のよい知識のみが提供されている。具体的には、英語と西洋文化に精通した公務員に代表される少数エリートが行政に協力的であればよく、行政機構の概括的な知識に限定されている。官民の意思疎通手段は全く提示されていない。いわゆる臣民としての公民意識では、政治を多く語らない、政庁への服従、法の遵守が強調されていた。さらに、香港の都市生活と中国の伝統的農村生活の差異を強調すると同時に、香港社会の「市民」〔文脈からは香港社会の「臣民」の意、以下同様〕と中国社会の「臣民」という対立構図を意図的に作り出している。

第2期（1957－1964年）：「公民科」では、前期までの順調な植民地行政を背景に、香港出生世代を対象に香港を中心とした臣民としての公民意識が追加された。特に、対中貿易の中継貿易地から労働集約型加工貿易へ経済構造の転換を果たしたことで、住民の生活水準の実質的向上を強調し、政治に関わるよりも経済活動に専念することを美德とする風潮を作り上げていった。と同時に、住民の共産党政権に対する離反と祖国に対する郷土意識を希薄化させることで、香港自身への関心を誘導していった。陳健強によると、「市民」の責任感が多く取り上げられ、「市民」には法の遵守と協力を要求することに限定されていた。【責任を負う「市民」】と【今日の香港】の項目では、香港に重点を置いた政庁に従順的な臣民としての公民意識が強調されている」（陳健強，1996，p. 236）

第3期（1965－1974年）：「公民科」から「経公科」へ改称されたが、冒頭の第一項には「香港は植民地である」という記述は残された。この改称の背景には、右肩上がりの経済発展を持続する為には、植民地経済の中核であるレッセ・フェールを基盤から支えるが、政治的権利を持たない臣民が必要とされたことがあった。さらには、住民の社会への不満が鬱積したため1966年と1967年に二度の暴動が引き起こされたという報告にも基づいていた。政府は社会の安定と経済の繁栄を維持する為、それまでの不干涉政策から住民生活により密着した社会政策を積極的に実行する方針へ大幅な軌道修正を図った。特に、青少年の香港への帰属心の育成が急務と考え、教育機会の量的拡充が実行された。つまり、この時期は植民地であることを明確にしたうえで、持続的な経済発展を求心力とする社会統合が課題であった。陳健強は、第一に政府が団塊の若者世代をどのように育成し、彼らの香港に対する帰属心とアイデンティティを創出することができるか、第二に中国大陸と台湾への帰属から分離することで、彼らの香港への帰属心が却って香港政庁に対する反旗となるのではないかと、第三に政府はこのまま政治的権利

表④：1945年－1984年までの臣民教育の展開と概要（出所）筆者作成。

	課程綱要の特徴	社会背景	臣民としての公民意識
四五～五六年「公民科」	<p>(1) 香港の都市生活と中国の伝統的農村生活の差異を強調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香港社会の「市民」と中国社会の「臣民」を区別 <p>(2) 政治学教材に対する意図的な選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民主制度」には、「投票」「選挙」「政党」「政治集会」など含まれず ・「資本主義」「共産主義」「社会主義」「孤立主義」はあるが、「帝国主義」はない ・【香港の統治】：政治的偏見を持った人士は公務員になれない ・【将来の展望】：世界は一つ <p>(3) 1952年『教育条例』学校での政治教育禁止</p>	<p>(1) 英語に精通し、西洋文化を理解し、政庁の行政に協力的な少数の親英人士（公務員・財界）をリーダーとして育成</p> <p>(2) 総督と数人の官方委任議員との間で意思疎通が図られていれば十分で、行政機構の概括的な知識以外に官民の意思疎通手段は不要</p>	<p>(1) 政治を語らず、政治と距離を置く</p> <p>(2) 政庁への服従</p> <p>(3) 法の遵守</p>
五六～六四年「公民科」	<p>(1) 香港自身の関心事に集中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【責任を負う市民】：現状の許容、他人への思いやり、法の遵守 ・【今日の香港】：政府の徳政をアピール(例)経済的困難の克服、労働集約型加工貿易の確立、商工業の発達、治安・医療・社会福祉の充実 <p>(2) 政治学教材の突然の減少</p>	<p>(1) 政庁の順調な行政運営</p> <p>(2) 香港出生世代を対象</p> <p>(3) 大陸共産党政権の確立後、住民の郷土意識が徐々に希薄化</p> <p>(4) 生活水準の向上</p> <p>(5) 政治へ関与するよりも、経済活動へ専念する方が美德とする風潮</p>	<p>(1)～(3) 継承</p> <p>(4) 香港を中心とする意識</p>
六五～七四年「経公科」	<p>(1) 香港の経済状況を理解させる</p> <p>(2) 香港は“植民地”である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1971年修正『教育条例』学校での政治活動が禁止されたが、制限付きの社会参加は奨励（例：赤十字・ボーイ/ガールスカウトなどでの社会奉仕活動） 	<p>(1) 植民地経済の真髄レッセ・フェールを基盤から支えるが、政治的権利を持たない“公民”</p> <p>(2) 1966年と1967年の暴動により、政府は社会政策を生活密着型へ大幅に軌道修正</p> <p>(3) 青少年の香港に対する帰属心の育成は急務</p> <p>(4) 持続的経済発展を求心力とした社会統合へ</p>	<p>(1)～(3) 堅持</p> <p>(4) 継承</p> <p>(5) 経済発展の牽引車としての意識</p>
七五～八四年「経公科」	<p>(1) 香港の経済状況を理解させる</p> <p>(2) 香港は“コミュニティ”である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会への参加意識を高める（例：現地訪問・視察、社会奉仕活動など） ・香港への帰属心の育成 	<p>(1) 1967年「中国語の公用語化運動」から、1970年代知識人青年を中心に「認識中国・関心社会」キャンペーンが起こる</p> <p>(2) 1972年3月 中国が国連植民地委員会宛書簡により、香港を植民地リストから削除させる</p> <p>(3) 時勢を捉えながら、社会の安定を維持することが得策</p>	<p>(1)～(3) 堅持</p> <p>(4)(5) 継承</p> <p>(6) 社会への参加意識</p> <p>(7) 香港への帰属心</p>

を与えずに経済成長を続けていけるのかと指摘し、香港政庁が抱える課題の困難さについて論じている(陳健強, 1996, p. 237)。

第4期:(1975-1984年)「経公科」では、青少年の社会への参加意識を高める為に、視察や社会奉仕活動を通して香港への帰属心の育成を図った。この時期に入って、前期での「香港は植民地である」という政治実体を表す表現から、「香港はコミュニティである」という曖昧な表現が用いられ始めた。その背景には、1967年10月から始まった「中国語の公用語化運動」を発端に、1970年代には知識人青年を中心とした「認識中国・関心社会」運動が社会全体に広まり、住民の間で一定の影響を持ち始めたことが挙げられる。また、1972年3月には中国が国連の植民地委員会宛てに書簡を送り香港とマカオを植民地リストから削除するように求め、同委員会によって中国側の主張が全面的に認められた。したがって、この時期の香港政庁は、時勢を捉えながら社会の安定を維持することが得策と判断していたと言えよう。その一方で、香港政庁は1970年代に社会政策以外の政治面での方針転換を検討していた。1975年版の課程綱要では社会への参加意識と帰属心を向上させるための社会活動への参加を要求しているが、1979年版ではさらに一歩進んで官民の意思の疎通や陳情などの記述も追加されている。

つまり、香港には1985年に間接選挙が導入されるまで、市民には参政権はなかったが⁶¹、香港政庁は1970年代に民生と経済重視の政策で社会統合を果たし、植民地統治の正統性を維持してきた。「経公科」は民生と経済重視の香港人意識の形成を促進する役割を果たし、今日の「中間派」はその香港人意識を継承していると言える。

一方で、「経公科」は、香港出生世代の香港人意識を育成するうえでも重要な役割を果たしたと言える。なぜなら、1965年には香港出生者が人口の半数を超え、大陸を全く知らない世代が社会の多数派となり、大陸からの難民第一世代の抱く文化面に特化した中国人意識だけでは適応できなくなってきたからである。香港政庁の立場からすれば、1985年以降に限定的な民主化を導入するまでの間、文化面に特化した中国人意識と民生と経済重視の香港人意識を強調することで政治的な意識を高めることなく、社会の安定と経済発展を継続する必要があったとも言える。

黄炳文によると、「経公科」の前身である「公民科」は将来公務員になる、いわゆるエリート高校生を対象としていた為、西欧文化に対する認識・憧憬と香港政庁への協力意識が助長されていたと同時に、中英間の不愉快な歴史から復讐心が沸き起こらないように民族主義にも配慮して、限定的な政治知識が盛り込まれていた。1965年に「経公科」へ改称されてからは、政治学教材は減少し、反対に経済重視の内容へと切り替わった(黄炳文, 1983)。黄炳文の分析からも、「経公科」の導入によって「政治的無関心」が促進されたと言える。

⁶¹ 1982年、諮問機関である区議会に対して初めて直接選挙が実施されている。

「経公科」は、『85年ガイドライン』で国家観念が弱いことにも影響を与えている。1970年代に創生期を迎えた香港人アイデンティティ(呂大樂, 2012)は、無国籍のまま社会統合された。香港人の無国籍化を規定した外的要因としては、①1962年『英国連邦移民法』によって英国居住権が剥奪されたこと、②1972年に中国からの要望を受けて「国連非植民地化特別委員会」が植民地リストから香港とマカオを削除したことで、国際法上、香港は植民地ではなく属領地となったこと、③1981年『英国新国籍法』によって英国属領市民へ格下げされたことが挙げられる(中園和仁, 1996)。したがって、「経公科」では1965年から1974年までの間は香港を「植民地」と定義していたが、1975年以降は「コミュニティ」へと切り替えている。「経公科」は香港出生世代に対して、いわゆるパスポート上の国籍ではなく永久居住権の有無を示す⁶²IDカードを基準にした世界市民意識を演出し、大陸中国人を他者とした異質な「われわれ意識」を形成していた(鄭宏泰 & 黄紹倫, 2003, 2004, pp. 139-156)。

(3) 教育政策決定過程と諮問

諮問は、後述する『96年ガイドライン』で採用されて以来、香港の教育文化として根付いている。そこで、この諮問がどのような過程を経てカリキュラム政策を決定するメカニズムに組み込まれるようになったのか、1970年代に遡って検証しておきたい。

香港ではカリキュラムに関わる政策は、民間人を含む「課程発展議会」⁶³から発議される。実のところ、これらの組織は民間人メンバーに誰を選任するかで教育当局⁶⁴の影響力を受けている。そして、カリキュラムの決定は、中央集権と極めて官僚化された制度で成り立っている。Morris, Paulによれば、「教育当局が関心を持っていたのは、何を教えるかではなくて、何を教えないかを決定することであった」(Morris, 1996, p. 111)と分析した通り、教育当局は教育の多元性を尊重しながらもカリキュラムを通して教えるべき知識の選別を間接的に行っている。

例えば、教育当局が新しい学術科目を学校に紹介する場合、まずは「課程発展議会」が「科目委員会」⁶⁵を設立させ課程綱要を製作する。課程綱要には、必ず目的・目標・

⁶² 1965年9月「経公科」課程綱要に準拠した「経公科」教科書では、出生証明書が自分の身分を表すIDカードと一致するものとされ、パスポートは海外旅行時に必要な通行証明書として説明されている(Waller & Jackson, 1973, p. 12)

⁶³ 総督が委任しカリキュラムに関して政府に意見を述べる独立委員会である。1972年発足時は「課程発展委員会」の名称で、1988年に組織改編に伴い「課程発展議会」へ改称。『85年ガイドライン』は前者、『96年ガイドライン』は後者の名称で発行されている。

⁶⁴ 立法局において、政府側代表として議員からの質問に応答するのは、「教育統籌科」であった。しかし、教育署長なども書面で回答したり議会に出席し直接発言したりすることもあった。したがって、教育政策に関与する政府側を教育当局と総称する。

⁶⁵ 「課程発展議会」の配下に設置されている「小学調整委員会」、「中学調整委員会」、「中六調整委員会」、「職業前教育調整委員会」の配下に、科目ごとに細分化された「科目委員会」が設置されている。1996年の時点では、順に11科目、31科目、22科目、6科目の「科目委員会」がそ

教学法・評価方法を盛り込まなければならない。その後、「課程発展議会」は認可する教科書を決定する。学術科目以外では、教育当局がカリキュラム政策の目的を説明し、現存する学校カリキュラムのなかにどのように編入が可能か提議しなければならない。必修科目でない限り、どの科目を採用するかは学校側に選択権が与えられている。

学術科目以外で道徳意識・公民意識・環境意識を高めるものについては、教育署が『ガイドライン』を策定する。教育当局は学術科目と同様に目的・目標・教学法・評価方法を『ガイドライン』のなかで説明し、現存する学校カリキュラムのなかにどのように編入させることができるか提議する以外に、教育政策として立法機関の関与を必要とした。その為、他の学術科目と違って、立法局（現立法会の前身）での議題となった。

このように高度に中央集権化されたカリキュラム決定プロセスは、教育当局から強力な行政権限を付与された『教育則例』によって統括されている。例えば、公民教育の場合、以下の『教育則例』と関連がある。

『教育則例』92条(1)

如何なる学校も、教育署長の認可のないカリキュラムを教授することは出来ない。如何なる人物および如何なる学校の教室においても、授業を行う 14 日以上前に教材の題目・作者・出版社およびその他教育署長が要求する資料を必ず教育署長に提出しなければならない。[1971年改訂]

『教育則例』98条(1)

如何なる学校も、教授・教育・娯楽・レジャー活動・宣伝あるいは政治的活動に対して、教育署長が公衆利益・学生の福祉・課程に違反する政治性または一部政治性を持つと認めた場合、そのような活動は学校内の如何なる施設あるいは学校活動においても行うことは許可されない。[1971年改訂。尚、1990年下線部が削除された]

植民地時代は、英国女王が任命した総督が香港の唯一の政策決定者であった。その為、政策決定過程においても総督が独裁的であったのは当然の事である⁶⁶。しかしながら、総督は自らの正統性を維持することも必要不可欠であった。実際、政権の正統性の範疇には積極的な支持から消極的な容忍までを含めることになるが、政権側にとって最も重要なのはその正統性の維持であろう。その為、香港政庁はごく一部のエリートとの間での合意形成を獲得することで自らの正統性を維持し様々な政策を推進してきた⁶⁷。し

れぞれ設置されていた(Morris, 1996, p.106)。

⁶⁶ その典型例として、1977年10月5日、マクレホース総督は突如初中課程の無償義務教育の開始時期を1979年から1年前倒しの1978年にすると宣言した。この宣言前に告知されていたのは、当時の教育司のTopley, Kenneth Wallis Joseph [中文名は陶建]と「教育委員会」(詳細は後述)主席の利国偉の二人だけであった(程介明, 1997, pp. 471-472)

⁶⁷ 1960年代までの香港政庁の政治手法について、劉兆佳は「低レベルの統合」(Lau, 1982)、金

かし、1960年代半ばに発生した二つの暴動によって、香港政庁は政治安定の為には、一部のエリートだけでなく一般市民からも正統性を承認されることの重要性に気づいた。そして、官民の意思疎通のネットワークを拡大する為に、「諮問式民主」のメカニズムを行政組織の中に新たに構築した。しかし、一般市民はあくまでも諮問の対象であり、政策決定への参与者ではなく、諮問の主導権はあくまでも総督であった(関信基, 1997, pp. 104-105)。二つの暴動後、香港社会では市民の間に民主的な手続きでの政策決定への参加、換言すると、社会全体での合意形成と政策の多元性への要求が徐々に表れ始めた。

実際、植民地時代の香港の政治制度では、総督独裁と言うよりも諮問独裁と呼ぶ方がより適切だと言われていた(Lau, 1982)。つまり、行政局と立法局の各議員は総督が任命していた為、総督に助言する一諮問機関にすぎず、総督の政策決定を追認するだけであった。1984年までの外部諮問機関⁶⁸はあくまでも総督の最終決定を左右するほどの影響力は全くなく、総督が責任を回避する手段として機能を付加されていたにすぎなかった。

1970年代、マクレホース総督のもと、公教育は少数エリート教育から大衆教育へと移行し、学校数だけでなく教師の数も急速に拡充した。この急速な量的拡充は、新たな教育政策を必要急務とした。程介明によると、教育政策決定メカニズムに変化の兆しが現れたのは1973年であった。「同年、「教育委員会」主席の胡百全が、『教育録書』⁶⁹で民間に対して諮問を初めて行い、民間団体からも建議書が提出されるという革命的な出来事が起こった」(程介明, 1997, p. 487)と評している。

さらに同年には、先述した文憑教師の給与問題でのストライキをきっかけに「教協」が誕生している。「教協」は、これまで香港には存在し得なかった反政府色の強い圧力団体として、ストライキやデモなどの行動手段を用いた。この頃から新聞各紙も教育政策に関する諮問の解禁に伴い教育論壇を設け、教育民間団体に意見を発表する場を提供した。そして、「教育委員会」メンバーにも「津貼校」中学校長・私立校などの団体の代表も私人の身分で参加するようになったが、彼らは管理職であり基層教師の代表ではなかった。

しかし、1970年代後半までの政府の教育政策メカニズムは、形だけの諮問による見せかけ開放性であり、政府側には元来民間の意見を受け入れるつもりはなかった。そのことに気づいた教育民間団体は、ストライキやデモを通して世論に訴える手法に転じた。1970年代末には、総督の良きパートナーとしての諮問独裁から大多数が反政府派という官民対峙の局面へと移っていった。民間団体の勇氣ある発言と香港政庁側の保守的な態度は、香港社会に一つの矛盾を生み出した。程介明はこの矛盾について、次のように

耀基は「行政による政治吸収式」(金耀基, 1985)と定義している。

⁶⁸ その一つ「教育委員会」は1947年4月に設立されて以来、全ての教育政策に関して総督の為に諮問を行う唯一の機関として機能してきた。主要メンバーは、総督の良きパートナーと言われてきた大教会(ローマカトリック香港教区・英国聖公会・中華基督教など)と教師会であった。

⁶⁹ 1974年『香港の未来十年間の中学教育に関する白書』の諮詢稿(草案)。

述べている。「1981年から始まった「国際顧問団」による西欧スタイルの開放的な公開討論のプロセスは、香港人社会にセンセーショナルな印象を与えたと評する一方で、これまでのマクレホース総督の見せかけの開放性との違いを市民の間に鮮烈に印象付けた」(程介明, 1997, p. 487)。

1982年『国際顧問団報告書』では、新設の「教育統籌委員会」に圧力団体も加入させることが建議されたが、1984年設立当初のメンバーは「教育委員会」とほぼ同じであり、教育界から批判を受けた。その後、1985年に立法局の選挙で初当選した「教協」会長の司徒華が、教育界の代表として「教育統籌委員会」メンバーに加わった。

1990年代に入ると、政策決定過程に政党と教育専門家からの議論も考慮されるようになった。その一方で、教育界の少数派である「教連会」は、植民地時代は政策決定過程には影響を及ぼす存在ではなかった。しかし、「教連会」メンバーも政治政党「民建連」を1992年に設立し政治活動を本格的にはじめたことで、教育政策に対して発言力を強めるようになった。さらに、一般市民も有権者としてメディアを利用して自らの意見を公表するようになると、議員らも一般市民の意見を無視できなくなった。「国際顧問団」の影響を受けて、政党と教育界だけでなく一般市民も含めた諮問を通して議論を行ったうえで、社会全体で合意形成を図るという政策決定のメカニズムが確立され、香港人社会の政治文化の一つとして定着していった。

(4) 運用面の多元性と自主権

こうして多元社会の政治文化は、政策面での諮問による手続き上の民主を重視する以外に、運用面での多元性へも波及した。どの政策にも運用側である学校の自主権が尊重され、教師の自主裁量が許容された。これまで教育当局と利害関係者との対立の構造には、必ず例外的措置が用意され、多面的な運用が保証されてきた。その中でも、香港の教育文化の重要なメカニズムの一つである「校本化」について検証しておきたい。

「校本化」とは、「学校の自主カリキュラム計画」と「学校の自主管理」を総称している。前者は、1982年『国際顧問団報告書』の中で、トップダウンによる中央集権的な教育行政から、多様な学生のニーズに自在に適応する為に学校と教師を中心としたアプローチへと転向することが建議され、後者は前者に伴いカリキュラム政策決定における中央集権化の程度を軽減させる取組みとして始まった。

教育署の計画案では、「学校の自主カリキュラム計画」は学校側に独自カリキュラムを開発させること奨励し、「学校の自主管理」は教育署が担ってきた役割を軽減する代わりに各学校がより多くの運営責任を負うようにデザインされている。1988年9月に始まった「学校を主体とするカリキュラム設計計画」では、もし教師が積極的にこの計画に参加すれば中央が建議したカリキュラムや『ガイドライン』から各学校が学生の異なる需要に合わせたアプローチがデザイン出来ると同時に、教師の専門水準をそれ相応

に高めることが出来るとして奨励している(教育署, 1989)。

しかしながら、実際の教育現場では、教育当局が提供する既存カリキュラムや『ガイドライン』および教材に依存する体質が大勢を占めている。Fairbrother, Gregory が行った教育関係者とのインタビュー調査によって、学生のニーズに即した独自カリキュラムや教材を作る学校や教師も増えてはいるが、準備に時間と手間がかかるので導入実践例は全体としてはまだ少数であるとの結果が示されている(Fairbrother, 2003)。Morris, Paul によれば、「政府側は、二つの「校本化」を介して脱中央集権化をより推進しようとする一方で、二つの「校本化」は政府によって直接管理されたままである。この相反する事実が、ある種の矛盾を生み出している」 (Morris, 1996, p. 108) と指摘している。

また、Marsh. C は中央集権的なカリキュラムには、以下のような長所と短所があることを明示している(Marsh, 1992)。

表⑤：中央集権的なカリキュラム発展へのアプローチ

長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての学生が等しくアクセスすることで統一または標準化カリキュラムを提供できる。 ■ 全員使用のカリキュラムを一つ発展させるだけなので時間と資料を節約できる。 ■ 不定期にカリキュラムを変更することなく長期の継続性を保証できる。 ■ カリキュラム開発専門家を確保できる。 ■ 中央政府が学校の教育活動をコントロールできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教師に関与させないことで、教師の専門化を奨励しない。 ■ カリキュラムの意図は集中化されるが、計画実行は無視される。 ■ 学生と学校の多様なニーズを満たさないで、標準化だけを増やす。 ■ 教師が政策を実行していると装う。 ■ 教育に対する外部影響力（特に、政治）に過敏になる。

(出所) Marsh.C (1992, pp.125-126)より筆者作成。

つまり、「校本化」とは、各学校と教師による多元的なカリキュラムと教学方法の自主権を尊重するものである。その反面で、Morris, Paul が指摘する通り、運用面では中央集権化への過度に依存しているという教育現場の実態がある。したがって、「校本化」はあくまでも運用面での多元性と自主権を確保する選択肢の一つという象徴的な位置づけと見られる。

第2章 返還過渡期の政治と公民教育政策

本章では、「六四」の前と後で、返還過渡期の政治と公民教育政策がどのように変容したのか、そしてその変容に対して英国政府と香港政庁、北京政府と「親中派」、「民主派」を含めた香港市民の各層がどのようにに関わり、回帰後へどのような影響を与えたのかを概観する。

第1節 「六四」までの限定的な民主化

(1) 「97年問題」を巡る中英交渉

1979年3月下旬から4月上旬にかけて、香港総督として初めてマクレホースが中国を公式訪問することになった。今回の公式訪問は、北京政府が香港政庁へ要請したものであった。なぜなら、前年12月に中国共産党が第11期中央委員会第三回全体会議において対外開放路線を決定し、北京政府には香港側からの協力を得ることが喫緊の課題となっていたからである。その為、今回の訪問では、中国の最高指導者鄧小平との会談が予定されていた。一方の香港側にも、新界地区の土地契約での租借期限に関する問題が浮上しており、マクレホース総督は「97年問題」に関する中国側の意向を探る必要があった¹。さらに、英国側の国内事情として、英国政府側が「97年問題」の交渉と解決に至る過程で香港から大量の難民が流入することに強い恐怖感を抱いていたと伝えられている²。その為、今回のマクレホース総督の公式訪問を通じて、「97年問題」に対する中国側の出方を探る必要があった。

公式訪問を終え香港に帰着したマクレホース総督は、鄧小平との会談で「97年問題」

¹ これまでの研究では、1971年の周恩来のマルコム・マクドナルド東南アジア高等弁務官に対する発言が最も早い時期とされていた(中園和仁, 1996, p. 42)。2006年に公開された極秘外交文書によると、英国側は1969年3月中国との非公式ルートでの折衝のなかで、中国側がすでに1997年に返還させる意思があることを察知していた。それゆえ、今後の中国側との交渉を優位にするため、1970年代に経済発展と社会統合を促進し、民主化については北京政府の怒りを買うことを懸念し、民主化導入を自制した(SCMP, Nov 20, 2006)。この外交文書から、Yahuda, Michael B は「英国政府の矛盾した二重政策の証拠である」と指摘している(Yahuda, 2007, p. 26)。

² この点について中園和仁は「1970年代後半までに、香港で混乱が生じれば、何万もの中国系香港市民が英国の空港や港に溢れることになる」と過剰な心配をするようになった(中園和仁, 1996, p. 43)と指摘している

に関して中国側の主権回収の意思が固いことを察知していたにもかかわらず、香港市民に対しては鄧小平からの「香港の投資家は安心してよい」という言葉だけを伝え、1997年後も英国が統治を継続する可能性があることを装った。そして、英国政府側は自らもその可能性に期待をかけるため、「97年問題」を解決する部署を立ち上げて来たるべき中英交渉の準備に取り掛かった。その一方で、1980年7月、英国政府は『英国国籍法白書』を発表し、翌年には『英国新国籍法』を成立させることで、中英交渉が始まる一年前に、香港市民が英国に押し寄せて来るという最悪の事態を回避するための法的措置も講じていた。

1981年から1982年にかけて、香港市民の間では中国が1997年に香港の主権を回収するとの噂が飛び交っていた。「97年問題」を巡る憶測は、多くの香港市民を不安にさせただけでなく、一部の富裕な市民を海外移民申請へと駆り立てた。さらに、香港経済にも大きな影を落とした³。1982年初めの香港市民の間では現状維持を希望する世論が大勢であった為、新華社と左派系メディアは「一国兩制、港人治港、高度自治」構想についてのプロパガンダを繰り返して広げ、香港人のナショナリズムを喚起し祖国回帰を支持する世論を徐々に拡大させていったと伝えられている(馬嶽, 2010, p. 17)。

一方、1982年9月、アルゼンチンとのフォークランド紛争に勝利したサッチャー首相は、その勢いに乗じて北京を訪問することになった。そして、「97年問題」を巡る中英交渉では、英国側が三つの条約の有効論を主張することから始まった為、すぐに交渉は行き詰まった。翌年7月ようやく交渉は再開されたが、英国が主権と統治権の分離を主張したため、交渉は再び難航した。その後、英国側が大幅に譲歩することで、1984年9月26日に『中英共同声明』の仮調印を迎えるに至った。

英国側の強硬な態度を徐々に軟化させた要因は、香港市民の動揺よりも香港経済への悪影響であった。交渉の詳細は、非公開とされていた。その為、中英両国が会談後に「有益で建設的な会談であった」との慣例化されたコメントを発表する度に過敏に反応したのは、香港市民よりも為替レートであった。第3回の会談後には、1USドルに対する為替レートが6.5香港ドルから7.5香港ドルへと急降下した(Cottrell, 1993, p. 113)。9月22日と23日に行われた第4回の会談後には、両国から慣例コメントは何も発表されなかった。それが逆に不都合な結果を招き、香港市民の間には交渉が決裂し人民解放軍が香港を回収する為には派遣されるなどのデマが広まり、香港市民を一種のパニック状態に陥らせたと言われている(馬嶽, 2010, p. 18)。その状況に追い打ちをかけたのが、9月24日土曜日、為替レートが9.6香港ドルにまで一気に大暴落したことであった。香港市民の中には食料品や日用品を買いだめするためにスーパーマーケットに押しかける者だけでなく、街中では香港ドルから金や外貨へ交換する者が至る所で見受けられた。英国政府は、後に「ブラックサタデー」と呼ばれた9月24日を境にこれまでの強硬な態度を

³ 香港の平均株価を表すハンセン指数は、1981年7月1,810ポイントから1982年8月には960ポイントにまで下落した(Cottrell, 1993, pp. 78-79)。

軟化させていった。10月早々には、香港政庁が1USドル=7.8香港ドルに固定するペッグ制を実行し、香港経済への悪影響を食い止める措置を講じた。第7回目の会談で英国政府側が統治権問題に大幅譲歩を示した結果、中英交渉はようやく合意に向けて動き出した。中国政府の提案した「一国両制、港人治港、高度自治」の内容をどのように『中英共同声明』に具体的な条文として盛り込むかの作業が始まった。

(2) 英国による限定的な民主化

英国が慣例とする植民地撤退では、民族自決による独立を促す為に、まず初めに上からの民主化を導入し代議機関と責任政府をもつ自治領という政治形態を経た後、主権国家として独立させるというプロセスがとられてきた。そして、独立国家となった旧植民地のほとんどが英連邦に加盟し、旧宗主国との友好関係をその後も維持している。

英国は、香港を基本的自決権を行使できない英国唯一の植民地として規定していた(中園和仁, 1996, p. 46)。さらに、香港市民に対しては、1962年の『英連邦移民法』と1981年の『英国新国籍法』改正で英国への居留権の切り替えも禁止してただけでなく、香港市民の要求を中英交渉に反映させる術を何も与えないまま、1997年での英国撤退と、撤退後の香港が社会主義体制下の一国両制に移行することに合意していた。

英国政府の香港市民への対応策に関して言えば、国際社会から非人道的と非難されかねないとの懸念から、返還決定に動揺する香港市民の不安を解消するという大義に基づき、返還前に香港に高度な自治を定着させ、中国に干渉されにくい政治制度を香港に作り上げようとする積極的なものであったとの見方がある。しかし、中園和仁が「英国による民主化導入には限界があり、責任の曖昧さがあった」(中園和仁, 1996, p. 48)と指摘する通り、一人一票の普通選挙ではなく、有権者数が限られた間接選挙の実施であり、民選議員が任命議員を上回らないように慎重な数の配分もなされていた。したがって、この対応策は、実際のところ英国側の事情から消極的なものであったとの見方がより適切だと思われる。中園和仁はその事情について、①英国が急進的な民主化が香港の繁栄と安定に寄与してきた「行政主導」の政府の効率を損ないかねないことを懸念していたこと、②英国が香港の経済システムを破壊することになると考える財界へ配慮していたこと、③英国には中国の反対を押し切ってまで香港に民主主義を植え付けるつもりはなかったことの三点を挙げている(中園和仁, 1996, p. 48)。

こうして始まった英国側による限定的な民主化の第一段階が、1985年9月に初めて立法局へ一部導入された間接選挙の実施であった。その前段階として、香港政庁はマクレホース総督の公式訪中後、その他の植民地と同じシナリオで地方行政に普通選挙を先行導入し撤退準備をはじめていた。馬嶽は、香港政庁の区議会計画⁴に対する戦略的意

⁴ 第1回区議会選挙は、1980年6月『地方行政モデル緑書』、1981年1月『地方行政モデル白書』の発表・公布を経て、1982年に新界地区で3月4日、香港島・九龍地区で9月23日に実施され

図を「攻めと守りの両方に対応可」であったと評している。その根拠は、中英交渉の結果、1997年での英国撤退が決定したことで、区議会は「諮問式民主」から代議制民主主義への発展を準備する役割を持つこととなり、区議会の設置が返還の有無に関係なく、民主化を推し進める第一歩となったと評価したからである(馬嶽, 2010, p. 23)。

1984年7月18日、香港政庁は、『代議制政治制度の緑書：香港における代議制政治制度の発展』(以下、『84年緑書』)を公表した。9月半ば、英国側は『中英共同声明』調印直前のギリギリのタイミングで、中国側に「立法機関は選挙によって構成され、行政機関は立法機関に責任を負う」という一句を受け入れさせることに成功した(中園和仁, 1996, p. 47)。

一方の中国側は、その後の英国側による民主化を以下のように捉えていた。当時中国側の香港代表であった新華社香港分支社長の許家屯によると、「英国が『中英共同声明』仮調印の直前に「抜け駆け」し、残り13年足らずの統治期間に「駆け足」で代議制を推進し、中英共同声明で認めた「中国に主権を返す」という約束を覆し、「香港人に主権を返す」戦略に変えていた」(許家屯, 1993, p. 185)。

1980年代初めの香港人社会は、上層・中層・下層の三つに分かれていたと言われている。その中で政治参加に強い意欲を持っていたのはそれぞれごく一部の人たちで、ほとんどの香港人は政治に無関心で政治への参加意欲はほとんどない「沈黙の大多数」であったと言われている。先述した通り1970年代にかけて社会に不満を持つ中・下層が民間団体を次々に組織し、政策に影響を与える圧力団体として急成長していた。彼らの次なる要求は、政治に参加することで政治を動かし現状を改善することであった。彼らの要求に合致したのが、英国側による限定的な民主化であった。なぜなら、1997年の返還決定は多くの香港人を動揺させる一方で、1985年の選挙後には1988年での直接選挙の実施に向けて空前の民主化ブームが到来することになったからである。

しかしながら、英国政府と香港政庁は、香港人社会のなかにこのような下からの民主化を要求する民間団体がすでに成熟していたにもかかわらず、1997年後の国益を最優先するために、中英交渉での中国側の意向をより重視し、後述するように1988年の直接選挙への要求を時期尚早として見送る決定を下した。その決定に影響を与えたのが、1985年11月の許家屯による発言であった。同年9月に実施された間接選挙に対する許家屯の発言は、「「小冊子」『中英共同声明』調印文書を指す」に明記されていない行為を行った」と英国側を厳しく非難するものであった(許家屯, 1993, p. 186)。実際、中国側も香港の国際金融センターとしての経済機能を維持する為にはある程度の民主化は許容可能としていたが、現状の行政主導體制の方が統治しやすい事を熟知していた。この点に関しては、香港人社会の上層部である財界と同意見であった。そこで、英国は中国側の意向に沿って香港の民主化を限定的なものにとどめながら、現状の行政主導體制を維持しようとした(許家屯, 1993, pp. 184-192)。「六四」発生までに限って言えば、実際

ている。

1997 年後の香港の政治制度を決定するものは、英国政府ではなく北京政府と香港財界であったと言うべきであろう。

(3) 中国側による『基本法』草案作り

香港における、いわゆる上からの限定的な民主化の道程は、英国政府を主体とした 1997 年までの政治力学とは別に、北京政府を主体とした 1997 年後に向けた政治力学によっても影響を受けていた。1985 年 7 月 1 日、北京政府は「基本法起草委員会」〔以下、「起草委員会」〕を中国側から 36 名、香港側から 23 名の合計 59 名で発足させた。香港側メンバーの多数は、「親中派」によって占められていた。「民主派」からは、弁護士の李柱銘⁵と「支連会」初代主席の司徒華が含まれていた。当初から一国を主張する中国側（香港「親中派」を含む）に対して、両制を主張する「民主派」側との間で対立していた。さらに、北京政府は香港人社会の各界から幅広い意見を聴取する為に、1985 年 12 月 18 日、香港側メンバーだけで組織される「基本法諮詢委員会」を発足させた。メンバーには、「親台湾派」・「民主派」・基層組織なども各界の代表として含まれていたが、依然として「親中派」が大多数を占めていた。

鄧小平は、『基本法』起草にあたり「起草委員会」に対して、以下の四つの原則を伝えていた。①原則のみで大雑把であること、②全面的な西洋化、西側制度をワンセットで真似ること、三権分立はいずれも認められないこと、③普通選挙の実施は時間をかけて一步一步進めて行くこと、④『国家安全条例』に関するものを含めることであった(許家屯, 1993, pp. 172-173)。そして、両陣営間の最大の争点は、③の行政長官と立法會議員に対する普通選挙とその実施方法であり、議論のほとんどの時間がそれに費やされていた。「民主派」側の理想案は普通選挙であったが、「親中派」と香港財界は経済面への影響から過度の民主化には懐疑的であり、「民主派」の要求する普通選挙の導入には反対の立場をとっており、限定的な民主化を希望していた。

北京政府は、香港社会との間で『基本法』に対する合意形成を獲得するプロセスを重視して、『基本法』草案に対する諮問を 2 回実施した。第 1 回諮問は、1988 年 9 月 22 日に立法局選挙が実施される前の 4 月 28 日から 8 月末に行われ、香港市民との間で論戦が繰り返された。1989 年 1 月、「起草委員会」香港側メンバーが提出したプランを軸に、2 月「全人代常務委員会」が草案を可決し、最終調整段階に入った。第 2 回諮問は 2 月 22 日から 7 月末までの予定であったが、「六四」の発生により『基本法』23 条に追加条項も加わることになり 10 月末まで延長された。

⁵ 李柱銘は 1938 年香港生まれ。カトリック教徒。弁護士で「民主党」初代党首の政治家（民選議員 1985-2008 年。但し、北京政府が設置した臨時立法会の期間は除く。1991 年迄は「功能組」（法律界）の代表。香港の民主運動のリーダーとして「香港民主の父」と呼ばれ、「支連会」発足時には副会長であった。

これまでの常識から言えば、中国共産党は民主集中制を共産党規約に掲げており、「諮問」は党規約と相容れないものであった。しかし、『基本法』は回帰後の香港の憲法であり、中国と香港を一国両制で繋ぐ最も重要な根幹であった。したがって、香港人社会の各界から支持され、円満に合意形成を得る必要があった。その為、香港市民がすでに受け入れている「諮問式民主」を採用して、香港人社会の幅広い各層との協調路線をはかったものと考えられる。実際、許家屯も「『基本法』は妥協の結晶、共同で知恵を出し合った産物」(許家屯, 1993, p. 190)と評している通り、北京政府は政治対立を内包した合意内容よりも合意形成のプロセスに正統性を持たせることに主眼を置いており、こうした対応は北京政府側からすれば異例の措置であった。

しかし、北京政府が「起草委員会」や「基本法諮詢委員会」で任命した人選は「親中派」に偏っており、香港市民の幅広い意見を代表しているとは言い難いとの意見が大勢である。その一方で、『基本法』の解釈において政治対立が繰り返される時、北京政府側が主張する『基本法』の正統性とは「親中派」に偏った人選で構成された委員会での合意形成に基づくものであり、後述する教育改革での合意形成のプロセスと比較すると、香港人社会の各層との間で合意形成を得たとは言い難い。

第2節 「六四」以降の民主化

(1) 「六四」以降の愛国と民主の変容

北京で発生した学生の愛国民主化運動は、香港社会を震撼させた⁶。「起草委員会」からは、2名の香港メンバーが抗議辞任したが、李柱銘と司徒華は同委員を続けながら「六四」を非難した為、全人代常務委員会から解任された。そして、「六四」は「親中派」をも大きく揺動させた。1989年当時香港の人口の六分の一に相当する100万人もの香港市民が「今日北京、明日香港」と呼びかけて結集した。その集会には、新華社香港支社の職員や古参の共産党員も含めほとんどの「親中派」が参加していた(許家屯, 1993, pp. 380-381)。そして、彼らは祖国愛を共有する香港市民の一員として、香港市民の間で共有されている愛国と民主に賛同していたと思われる。実際「親中派」メンバーは、司徒華ら「民主派」が立ち上げた「支連会」に1ヶ月余りの短い期間ではあるが参加していた⁷。

⁶ 「六四」の翌日、中環や金鐘(アドミラルティ)地区にある各大使館前では、移民申請を切望する市民で長蛇の列が作られていた。ほぼ全ての企業と政府機関で公式な哀悼行事が行われた。学校では校長や教師たちが、学生の前にして泣きじゃくりながら声明を読み上げる姿があった。そして、中国銀行からは3日間の内に170億香港ドルもの現金が一気に引き出された。その後、管理職・専門職・公務員を中心に海外移民ブームが起こり、香港経済を支える主要企業も海外へ本社を移転する事態となり、「六四」の動揺は広がっていった(許家屯, 1993, pp.381-383)。

⁷ 北京政府が「支連会」に参加していた「教連会」ら「親中派」メンバーを説得し脱会させてい

しかしながら、元来「親中派」以外の香港人の愛国は自然・文化・歴史・中華民族などを対象とした中国文化に対する愛であり、彼らの歩んできた政治難民としての歴史から共産党政権を拒否してきた。したがって、「親中派」の中国政治を包摂する愛国、すなわち愛共産党とは異質な愛国であった(『快報』、1992年1月1日)。「親中派」幹部の曾鈺成の回顧によると「六四」が発生するまで『基本法』の草案作りにおいて異なる政治背景を持つ人々が、「一国両制」の為に一つのテーブルを囲んで議論してきた。香港に民主をもたらす為に北京政府と一緒に労を重ねた結果、次第に互いの相違点は狭まり共通認識が形成されようとしていた」。しかし、「六四」発生によってそれまでの協調路線が一瞬にして対立路線へと変わった」(Tsang, 2013)。

「六四」事件が発生した時、『基本法』草案は第2回目の諮問を行っていた。その為、北京政府は『基本法』23条に関する曖昧な表現から、香港を反共の基地にさせないものにしっかりと規定できるようその語気を強めさせている⁸(中園和仁, 1998, pp. 229-230)。つまり、北京政府は「支連会」を急進的な「民主派」組織の中核とみなし、香港社会のなかに国家転覆を企てる可能性がある危険人物がいると公言しはじめた(許家屯, 1993, p. 395)。この北京政府側の態度の急変に象徴される通り、『基本法』23条の条文の明確化は喫緊の課題であった。それ故に、『基本法』23条に香港側の「適時での自主立法化」を付加することを決定した。最終的に「民主派」を排除して取りまとめられた『基本法』は、1990年4月に全人代で可決され公布された。祖国回帰後の17年間を振り返ると、北京政府側が意図していた適時とは、回帰5周年を過ぎた2002年から2003年頃であったと考えられる。

1991年9月に実施された立法局議員選挙では、全60議席のうちの18議席⁹で初めて直接選挙が行われた。「六四」の余波を受けて「民主派」が圧勝した。「親中派」はまだ政党を設立していなかった為に3名が無所属の個人として立候補したが、いずれも落選した。その1人である「教連会」幹部の程介南は、敗戦の弁で次のように述べている。

候補者の政治背景の問題が突出して考慮されるのは、避けられないことである。いくら誠心誠意香港市民の為に尽力し、香港人の利益を守っても親中人士は、簡単に共産党に従うイエスマンだと思われているのは甚だ遺憾である。……親中は必ずし

る(許家屯, 1993, p. 396)。「教連会」の退会理由は「支連会」の愛国民主運動がすでに新たな段階に進んでいた」というものであった(『文匯報』、1989年7月11日)。「支連会」が掲げた愛国と民主は、抗共と一体化していたのである。

⁸ 「国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府転覆および国家機密窃取のようないかなる行為も禁止し、外国の政治的組織または団体が香港特別行政区において政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織または団体が外国の政治的組織または団体と関係を樹立することを禁止する法律を自ら制定しなければならない」(『中華人民共和国香港特別行政区基本法』1990, p. 10)

⁹ 1988年の決定では、1991年の直接選挙枠は10議席であったが、「六四」後に中英間交渉の結果、18議席まで拡大された(馬嶽, 2010, pp. 28-29)。

も恐怖に基づくものではなく、問題は香港人の利益の為に香港にしっかり立脚して努力すれば、北京政府と対等に渡り合えることを立証しさえすればよいことである。……民主は政治派閥の特許ではなく、直接選挙はスター政治家¹⁰のものでもない。香港に留まり香港を建設し、実務的で独立かつ公平な香港路線がいずれは香港政治の主流となるだろう(程介南, 1991, p. 8)。

「教連会」は、7月から「香港がマイホーム」というテーマで絵画展覧会を主催しコミュニティ巡回を開始した。その目的は、「六四」後の移民申請者の急増から伺える香港市民の動揺と「親中派」への反感を軽減させる目的であった。

1992年7月10日、「親中派」は政党「民建連」を発足させた。「民建連」は、愛国愛港よりも香港に立脚した香港人の為の政党として、冠に民主を掲げている。しかし、「親中派」の民主と香港に根付きつつある民主とは根本的に異質である。香港「親中派」の民主の源流は五四運動の新文化運動であり、香港の植民地体制を打倒する為の民主である(香港教育工作者連会, 1989, pp. 1-6)。したがって、返還過渡期に民主化が始まったばかりの頃には反植民地を掲げ、植民地に特有の官僚主義と権威主義的な政治体制を解体させる点において、「親中派」も「民主派」と共闘していた(香港教育工作者連会, 1984a, p. 1)。しかしながら、中国が目指す民主とは「協商民主」であり、民主的な手続きを重視する「選挙民主」ではない¹¹(房寧, 2010)。この点において、香港の「親中派」は、両者を折衷した民主路線を志向していると思なされる。

(2) 二者合意の民主化と中英間の対立

1985年に間接選挙が実施された後の香港人社会の政治関心は、立法局の直接選挙がいつ実施されるかであった。いわゆる下からの民主化要求の高まりを受けて、香港政府は1988年に実施される第2回選挙も含めて1997年までの代議制政治制度を再検討する為に、1987年5月に『緑書：1987年の代議制政治制度の発展に関する検討』を発表し

¹⁰ 程介南の対立候補は、「香港民主同盟」の李柱銘であった。「香港民主同盟」は、1994年に「匯点」と合併して「民主党」を設立。

¹¹ 中国社会科学院政治学所所長の房寧によると、「協商民主」と「選挙民主」の違いは、次の通りである。「選挙民主」と比べて「協商民主」は、異なる利益集団間の競争を通じて政治的妥協を行い、利益構造と政治秩序を形成するのではなく、非対立的な政治協議を通じて利益構造と社会秩序を築く、というものである。それぞれの協議者の利益を認め配慮することが、「協商民主」の前提であり基礎である。「選挙民主」とは、形式上はそれぞれの参加者の平等性を認めているが、競争の結果には勝ち負けがあり、「勝者がすべてを得る」という現象が往々にして出現する。一方、「協商民主」の追求する目標はウィンウィンであり、さらには多くの人々が勝つことを願っている。「協商民主」はまず、各者が各自の利益の交わりを求めて協議し、個別利益のなかの共通利益を発見することを意味する。次に、共通利益の最大化を実現し、溝や対立を最小にまで減らすことがその目的である。利益対立によって引き起こされる競争・対立・排斥の減少が「協商民主」の主たる特徴である(房寧, 2010)。

た。香港政庁は、民意調査を民間調査機関に委託する以外に、独自に諮問を実施した。香港政庁側の 1988 年での直接選挙の実施に対して民意は不透明であるという分析に対して、民間側は民意は明確に 1988 年での直接選挙の実施を支持していると相反する結果を示していた。この原因について陳健民らは、香港政庁側の調査分析能力と経験不足によるミスであったと指摘している(陳健民 & 鍾庭耀, pp. 25-26)。1988 年 2 月、香港政庁側の下した結論は、1988 年での実施は時期尚早だが、1991 年で 10 議席の直接選挙を実施するというものであった。この決定は、1988 年での実施に期待をかけていた香港市民を落胆させ、香港市民の政治への関心は一旦鎮まった。

しかし、1989 年 4 月北京学生による愛国民主化運動と「六四」の発生により、香港の民主化を巡る様相は一変した。これまで民主化に消極的であった「財界保守派」と「民主派」は、民主化を促進させることに合意した。こうして、英国側は「親中派」も含めた香港市民との間の合意形成によって、これまで緩慢なスピードだった民主化を一気に加速させる方向へと切り替えた。

そして、1992 年 7 月には、保守党の大物政治家クリス・パッテンが最後の総督として就任した。パッテンは過去の外交官出身の総督と異なり、中国に対して強硬な対応を辞さず、『基本法』のグレーゾーンを突いた選挙制度改革 [以下、「パッテン案」] を推し進めた。1995 年 9 月 7 日に実施された立法局議員選挙では、「パッテン案」に基づき直接選挙枠が 20 議席にまで拡大された以外に、一議席一票制が採用され、有権者年齢も 21 歳から 18 歳に引き下げられた。さらに、「親中派」に有利に配分されていた「功能組」の 21 議席に対して、新たに「親中派」以外のビジネス界からの代表も加えることで、「功能組」枠を全議席の半分にまで拡大した。その結果、1995 年の選挙では 1991 年の選挙に続いて「民主派」の大勝利となった。「パッテン案」は民主化を支持する香港市民からの賛辞以上に、北京政府と「親中派」からは猛烈な反発と非難を受け、回帰後の政治対立の火種を残すことになった。

英国側は、「六四」前までは主権のスムーズな移行を最優先する為に中国との協調路線を取っていたが、「六四」後はその路線を一変させ香港人社会への対応策を最優先課題とした。香港政庁は、1989 年 10 月の施政報告において、立法局での事前諮詢なしで 5 法案の審議入りを単独で宣言した。その内の 3 法案が、政治に関する内容であった。その内の一つである民主化の促進に関しては、英国側には『中英共同声明』に則り中国側との事前協議が必要とされていた¹²。しかし、残りの二つは『中英共同声明』が想定していなかったものであり、英国側が単独で決定することが可能であった。その為に、北京政府は英国による中国への侮辱行為であると憤慨し激しく反発した(王賡武, 1997,

¹² 実際、パッテン総督が 1992 年の施政報告で示した 1994 年の区議会と 1995 年の立法局の民主選挙の実施方法について、中英間で 1993 年 4 月 22 日から 11 月 30 日の間に計 17 回にも及ぶ協議が行われた。しかし、中英間での合意は達成できないまま、選挙改革法案は 1994 年 6 月に立法局で通過した(馬嶽, 2010, pp. 30-35)。

p. 77)。その2法案とは、『5万家族国籍法案』と『香港人権法案条例』¹³ [以下、『香港人権法』] である。

前者は、香港経済の繁栄を支えてきたテクノクラートや企業の管理者が相次いで海外移民することへの対応策として、英国の居住権を有する英国市民権を5万家族に限って認めるものであった。対象とされたのは、警察官僚を含む中級以上の公務員であり、一般市民は対象外であった。英国政府は1981年の『英国新国籍法』改正で、香港市民から英国での居留権をすでに剥奪していたにもかかわらず、ごく一部の香港市民に限って再び認めるという政策変更を敢えて断行した。後者の『香港人権法』は、「民主派」と北京政府との間の最大の争点である人権と民主化の両問題に深く関わっている。

これら以外で、英国側が香港人社会に対して講じた対応策としては、高等教育の拡充が挙げられる。それは、海外移民による人材の流出を自給自足で補うことと民主化の定着が目的であった。前者は商業界からの要請であり、後者は英国側の政治意図であった(程介明, 1997, p. 484)。既定の教育政策として、1988年から高等教育の拡充が計画されていたが、「六四」後の民主化の急速な拡大に伴いそのスピードが加速された¹⁴。

上述した「パッテン案」を含めた一連の英国側の政策変更について、中園和仁は中国が約束した高度の自治を返還後に機能させるには、香港住民の意思が反映される立法局を強化するしか方法がなかったと分析している(中園和仁, 1996, pp. 50-53)。筆者は、「六四」が香港社会の政治対立構図の原点となった点から、「六四」後の英国側の香港人社会に対する一連の対応策は北京政府への対抗策の側面の方が強いと捉えている。なぜなら、英国政府の対抗策は、回帰後の北京政府と「民主派」との政治対立の構図を導いたという点において、回帰後の香港人社会に与えた影響は計り知れないからである。

一方の北京政府側は、中英間の合意が不成立であったのにもかかわらず、英国側が選挙制度改革案を単独で実行に移した事に強く反発し、英国が推進する民主化を再びゼロに戻すための新たな対抗措置を講じていった。実際、その動きは、選挙方法を巡る中英間の協議と同時進行で始まっていた。

1993年7月、北京政府は「香港特別行政区籌備委員会」[以下、「籌備委員会」] 設置のための「予備工作委員会」を57名で立ち上げた¹⁵。「予備工作委員会法律小委員会」

¹³ 1990年6月から7月にかけての集中審議を経て、翌年6月5日に議会で通過した。『公民権利と政治権利に関する国際規約』には、A規約「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」とB規約「自由権を中心とする人権の国際的な保障に関する多国間条約」がある。B規約の第25条の参政権、普通選挙、選挙権の平等などが、「民主派」の主張する普通選挙実施方法の法的根拠となっている。

¹⁴ 1980年代末の大学進学率6%に対して、1988年6月『教育統籌委員会第3号報告書』の高等教育の拡充計画では14%の数値目標を掲げていた。「六四」後の1989年に、その数値は18%に修正され、1991年にその目標を達成した(Cheng, 2002, p. 159)。

¹⁵ 「予備工作委員会文化部会」メンバーであった劉兆佳によると、同部会は1994年下半期に積極的に公民教育を研究した結果、教育当局以外の立場でありながら、公民教育政策へ関与し積極的に発言している(『文匯報』、1995年5月20日&22日)。

は、1995年10月、『香港人權法』によって一旦改正された6条例を再び旧条例へ戻す決定を下した(中園和仁, 1998, p. 226)。続いて北京政府は、1996年1月に「籌備委員会」を150名で成立させた。北京政府は、いずれの委員会ともに「民主派」を香港側メンバーから排除し、「親中派」と財界リーダーを香港側メンバーとして選んだ。「籌備委員会」には、初代行政長官を選出する400名の選挙委員会と60名の臨時立法會議員の人選が負託されていた。1996年12月、深圳で開かれた第一回臨時立法会では、北京政府が委任した400名の選挙委員会メンバーによって、初代行政長官に財界出身で行政局メンバーであった董建華が選出された。また、この臨時立法會議員60名には、1995年9月に実施された立法局議員選挙で当選した33名が含まれたが、4名の「民主派」所属の議員¹⁶を除いた25名は臨時立法会への参加を拒否したため、1997年6月30日で失職することになった。また、臨時立法会において「民主派」議員の代替人選は、そのほとんどが「親中派」からであった。

第3節 正規課程での公民教育政策の基本方針

教育署が1985年に公布した『85年ガイドライン』は、返還過渡期の政治教育に特化した公民教育政策として始まった。その対象は、政治から距離を置き国家観念を否定する教育文化が浸透していた公立学校であった。しかし、1989年の「六四」発生によって返還過渡期の政治環境は大きく変わった。英国政府と「民主派」に対峙する北京政府と「親中派」という政治対立の構図のなかで、『85年ガイドライン』は回帰後を見据えた教育内容へと全面的に改定されることになった。しかし、教授法に限っては、『85年ガイドライン』が導入した非必修・非独立科目・浸透式が公民教育政策の基本方針として『96年ガイドライン』でも引き続き採用された。それは、国家意識を高めるような系統的学習を排除し、狭隘なナショナリズムの扇動を回避するという英国政府の政治意図に基づいていた。つまり、中央集権的で一元的な民族教育や愛国主義を封じ込め、多元的な価値を重視しようとする狙いがあったと言える。その一方で学習内容は、『85年ガイドライン』は1997年までの行政主導の現状維持を見据えた政治教育に限定されていたが、全面的に刷新された『96年ガイドライン』は新たな問題を抱えてしまった(中井智香子, 2014)。(後述)

本節では、返還過渡期の政治環境の変動が、二つのガイドラインの共通点と相違点のなかにどのように反映しているのかを確認した上で、「何をどのように教えないのか」という視点から、回帰後に継承された公民教育政策の基本方針について検討する。

¹⁶ 「民主派」のなかでも、比較的「中間派」寄りの「香港民主民生協進会」の議員を指している。

(1) 政治環境の変動と公民教育政策の変容

Marshall, Thomas H.によるとシティズンシップの概念は、市民的権利、社会的権利、政治的権利の三つの権利で構成されている(Marshall, 1950, p.46)。1980年代半ばまでの香港では、市民的権利と社会的権利のみが香港政庁によって付与されてきたが、選挙や政治参加を伴う民主的な政治環境が整っていなかった為に、Marshallの概念に相当する公民教育は香港には存在しておらず、先述した通り、政治的権利を奪う臣民教育が実質的に行われてきた。

13年足らずの返還過渡期だが、香港の政治環境は「六四」の前後で性格を大きく変容している。すなわち、「六四事件」発生までは、1997年6月30日までを照準とした英国政府と香港政庁の為の対応策であったが、「六四」の発生以降は、香港市民も含めた三者の合意によって、1997年7月1日以降を見越した中国への対抗策へと切り替わった。香港政庁は、中英交渉が終盤を迎えた1984年7月18日に『84年緑書』を発表し、それからわずか4ヶ月後の11月21日には『代議制政治制度改革に関する白書』[以下、『84年白書』]を正式に公布した。そして、翌年9月には立法局選挙に初めて間接選挙が実施されるという異例のスピードで香港の政治環境は変化していった。こうして後発ながら香港市民に政治的権利が付与される政治環境が整いつつあるなかで、政治改革の方向性に即した公民教育が英国と香港政庁の為に必要急務とされた。

『84年白書』がデザインした公民教育の推進方法は、学校内では「時事討論会」や「ディベートクラブ」の設立、学校外では中学生と高校生が「区議会」「市政局」「行政立法両局非官守議員弁事処」など政府の各部署および立法局を参観することであった(香港政府, 1984, p. 11)。返還過渡期の初期段階で必要とされた公民教育は政治知識の獲得であり、政治的権利を持った市民として積極的な政治参加を促すものではなかった。

教育署と「課程発展委員会」は、宗主国である英国の政治教育をモデルとして『85年ガイドライン』を作成した(Lee, 1987)。まず『85年ガイドライン』の冒頭で、「公民教育は、実質上の政治教育である」と「政治的教化を回避する政治的社会化が返還過渡期の公民教育、すなわち民主化に呼応した政治教育の原型である」と公民教育の方向性が示されている(課程発展委員会, 1985, p. 3)。しかし、国民教育に関する要素は全く考慮されていなかった。なぜなら、『85年ガイドライン』で示す公民教育の内容は英国が単独で決定することが可能であり、選挙制度改革のように中英間で協議される対象ではなかったからである。したがって、『85年ガイドライン』では、『84年白書』が推進する代議制民主主義に則り、青少年を現実の民主的な生活方式にうまく適応させることのみを目的としていた(課程発展委員会, 1985, p. 5)。その為、英国政府の立場からすると、『85年ガイドライン』の段階で、回帰後を見越したナショナル・アイデンティティを考慮する必要性はどこにも見当たらなかった。

『85年ガイドライン』に関しては、国家観念と民族観念を欠落させ、政治知識に偏

重した内容であるとの否定的な評価でほぼ一致している(Morris, 1988, 1992; Morris & Morris, 2002; Morris & Sweeting, 1992; Tsang, 1998; Tse, 1997, 1999; 曾榮光, 2011)。つまり、これらの批判の背景には、公民教育には何らかの国民教育の要素も含まれるべきとの立場があると見られる。それは香港の公民教育と国民教育が、特殊な政治環境にあったことに起因していた。その点に関して「1985年当時の政治環境から香港人のナショナル・アイデンティティに対する理解は曖昧で、明確な国家観念は展開していなかった。「中国語科」や「中国歴史科」は学科知識の習得を偏重し、公民教育は自己理解・社会認識・世界市民の実践面を重視し、明確には学生のナショナル・アイデンティティを育成することを強調しなかったと総括されている(策略発展委員会国民教育專題小組, 2008, p. 2)。

続いて、『84年白書』がデザインした代議制民主主義を、『85年ガイドライン』が請負った政治教育から検証してみたい。中英交渉の当初から、英国政府も北京政府も香港の民主化には消極的であった。この政治環境に見合うものとして導入されたのが、有権者が限定される間接選挙であった。『85年ガイドライン』については、英国政府の主要目的が、中国を怒らせることなく経済利益を獲得し続けることであった為(Wong, 1988)、「香港政庁の基本姿勢は象徴的に政治教育を推し進めたにすぎない」(梁恩榮 & 阮衛華, 2011c, p. 40)と批判する声が大勢である。その批判を象徴するのものが、以下の通り、「六四」が発生する前までと発生後での政治教育禁止法令の取り扱いであったと言えよう。

すなわち、政治教育禁止法令が香港市民の間で議論された時期には、二つのピークがあった。一回目は1984年の代議制政治制度改革の始まりから『85年ガイドライン』が公布された約1年半の間であり、二回目は1989年の「六四」発生後から改正案が可決された前後である。

1984年6月初めの立法局議会で、教育署長のHugh, Haye Colvinが政治教育禁止法令について政府の見解を次のように述べている。「この法令は、学生が政治思想と転覆活動の影響を受けないことを保障するもので、学生の政治意識を向上させる計画と完全に一致する。したがって、この法令は依然有効である」(Legislative Council, 1984, p. 999)。

1985年11月28日の立法局議会で、司徒華議員が「『85年ガイドライン』公布後、現実に即し一連の具体的な措置を講じる必要がある。……『教育条例』と『教育則例』のなかにある公民教育の推進を妨げる条項の改正を政府側が拒否することを誠に遺憾に思う」と発言している(立法局, 1985a, p. 127)。同年12月11日、教育統籌司のHendarsen, Janes Neil [中文名は韓達誠]が司徒華議員からの提議に対して「公民教育にはかなり広範な意味が含まれている。公民教育に対する理解は個々に異なる」と政府側の見解を述べた上で、「『85年ガイドライン』と政治教育禁止法令は無関係である」と反駁し、更なる議論を封じた(立法局, 1985b, p. 201)。

勿論、「教連会」側は、これまで自分たちを厳しく取り締まってきた政治教育禁止法令にひと際特別な思いを抱いていた。学生の政治意識の向上には、明らかに別の目的がある。学校は、教育署が指定する政治の宣伝に利用されている。政府側の望むものに合

致し政府側が規定した内容に沿って政治教育を進行することだけが合法で、それ以外が非合法というのは矛盾している。香港教育の非民主性が明らかである(香港教育工作者連会, 1984a, 1984b, 1985)。

司徒華議員は、両時期の議論において政治教育禁止法令を削除することを強く要求しているが、一回目のピーク時の教育当局の回答では、立法局で議論に応じる素振りは全くなかった。しかし、二回目の時は、教育署の側から法案の削除を前提にした動議が出される状況に変わっていた。教育署の態度を 180 度改変させたのは、紛れもなく「六四」であった。

1989 年 7 月 12 日立法局議会で、張子江¹⁷議員が政治教育禁止法令を検討する特別委員会の設置を求める動議を提出した。教育統籌司の楊啓彦は、張子江議員からの質問に対して書面で次の通り回答している。「教育署長の認識では、公衆の利益または学生の福利または一般教育に対して損害を及ぼす指導または教育のみを禁止する。したがって、実際、今回のデモへの参加・政治宣伝・政治活動を行った学生を学校から排除する事は可能だが、今までこの権力を行使した事は一度もない。もし『教育則例』98 条に対して学校が行う如何なる政治活動をも禁止しているかのように誤った解釈をしている人がいるならば検討を加えて、学生の權益を保障することを [目的としていると] 明確に説明したい。決して政治活動が不適切というわけではない」(立法局, 1989, pp. 1564-1565)。

7 月に入り、立法局の内と外で教育関係者は異口同音に政治教育禁止法令を再検討する時期が来たと発言している(『明報』、1989 年 7 月 6 日; 『星島晚報』、1989 年 7 月 12 日)。教育署側も向こう半年以内を目安に結論を出すとして、7 月初旬には『教育条例』『教育則例』の検討作業に入った。議論の焦点は、学校の政治活動の自由がどの程度まで緩和されるのかであった。すなわち条文の全面削除より一部改正の可能性が高いことを察してのことであった。しかし、「公民教育委員会」¹⁸の謝志偉主席や司徒華議員のように全面削除を求める発言もあった(SCMP, Jul 7, 1989; 『文匯報』、1989 年 7 月 7 日)。教育署は保守的な政府部門であると言われており、世論の関心の矛先は、今日の中国情勢を目の前にして教育署がどのような判断を下すかであった。教育署側が、将来の学校に対してより開明的・民主的・開放的な態度を提供できる否かが試される時が来っていたのである(『文匯報』、1989 年 7 月 10 日)。

1990 年 3 月 21 日立法局会議にて、教育統籌司の楊啓彦が『教育条例』改正草案を動議している。動議の冒頭で「現行の『教育条例』はほぼ 20 年前 (1971 年 9 月 30 日)

¹⁷ 張子江は 1988 年から 1991 年の政府側委任の議員。教会牧師の身分で教育者 (教師、校長) として 30 年以上にわたって学校教育活動に従事している。Sir David Wilson 総督は、教育界の基層側である「教協」会長の司徒華議員と上層側である校長たちとの間の意見のバランスを図るために、「香港津貼中学議會」主席である張子江を教育界の上層側代表として招聘した。同議會は、1970 年に「津貼校」中学校の校長によって設立された非営利教育專業団体である。

¹⁸ 学校のみならず香港市民の公民教育の推進を目的とし、政府管轄の公民教育統括機關として 1986 年 5 月に設立された。

に制定され、その中の多くの条項は 1952 年に制定された別の条例に則っている。香港の教育制度の発展は迅速で、今まさに改正すべき時期を迎えている。……本草案の重要な改正に関して、近年来、学校の政治活動の規定をコントロールし、公民教育の推進の障害になっていると見なす人がいる。教育当局は一度もこの権力を行使したことがないので、全く根拠に基づかない発言である。しかし、これらの法律条文が公布された頃、政府が提供していた学籍数は極めて少数であった。当時の教育制度は、外来の対立する政治勢力に破壊される潜在的危機に晒されていた。現在の香港の教育制度はすでに成熟しており、教育当局は政治活動に関連する条項を削除することを考慮している」(立法局, 1990a, pp. 873-894)。これらの背景説明の後、「『草案』第 10 条として、『教育則例』が校内および教師と生徒の間において政治・転覆・宣伝活動に関与することを禁止する権利の行使を定めた条項の削除を規定する」(立法局, 1990a, p. 874) と動議を提出している。

同年 7 月 4 日立法会議会で、3 月 21 日の動議に対する集中審議が行われ、最初に張子江議員が専門部会で『草案』第 10 条を検討してきた経緯説明を次の通り行っている。

現状では、政治干渉を理由に学校活動を取り締まる事は時勢に合わない。教育当局が各学校に対して政治活動のガイドラインを作成するよう働きかけることで、学校側の意識を高めることになる。……一部の議員は『教育条例』第 84 条第 1 項 m の削除に賛成である。しかし、別の一部の議員はガイドラインを制定する事は不良な政治思想の洗脳〔政治的教化の意〕および偏見のある政治教育の影響から学生を保護するのに十分ではないことを懸念し、現存条項の留保を提案している。……専門部会はさらに一步議論を進めて、教育当局の建議を受け入れ、『教育条例』第 84 条第 1 項 m を改正すべきことに同意し、総督に行政局¹⁹と『教育則例』を規定する権限を付与し、学校内でばら撒かれる政治的偏見をもった情報や意見表明などの言論の類に対して取締りを可能にする。この改正は、教育当局に権力を留保させ、明らかに学生の利益を毀損する活動に対して教育当局の取締りを可能にするを目的としている(立法局, 1990b, pp. 1454-1455)。

その後、各議員から同改正案に対する様々な賛成・反対意見が出された。司徒華議員は、「政治洗脳や宣伝を防止するか否かは教育の専権事項で立法の問題ではない」ことを理由に、3 月 21 日の削除案を支持し、7 月 4 日改正案に反対の立場を表明した(立法局, 1990b, pp. 1456-1457)。最終決議に入る前、教育統籌司の楊啓彦が、前回の削除案から今回の改正案へ変更するに至った教育当局の見解を次のように述べている。

¹⁹ 総督の諮問機関であり、英国資本の大企業の幹部が民間議員として参加していたため、植民地統治における利害調整の役割を果たしていた。「パッテン案」において、行政と立法の分離が図られ、行政局と立法局の議員兼職は廃止された。

前回削除案を動議した時の判断は、香港の教育制度はすでに成熟しているので、外来の政治勢力からの干渉に対して抵抗することが可能だと考えた。……専門部会メンバーと何度も会議を重ねた結果、私は多くの議員から『教育条例』第 84 条第 1 項 m を削除した後、政府が学校内で推進される政治宣伝活動を取り締まる明確な権力を失ってしまうことに気づかされた。彼らは [反政府の立場をとる政治] 活動分子が乗り込んできて、学校を利用して彼らの政治イデオロギーを繁殖させることを懸念した。専門部会の反対建議によって、教育当局はこの方面での明確な権力を留保すべきことを認識させられた。……『教育条例』第 84 条第 1 項 m の削除案を提出した時点での理由には十分な合理性があったが、専門部会の建議を詳細に考慮した後、私は『教育則例』の権力を留保することに同意した。学校内で政治的な偏見のある宣伝活動が行われることを取り締まることで、もし明確な威嚇効果を発揮できるならば、それはとても良いことである。我々は、深い思慮を経て専門部会の建議を受け入れる決定を下した。私はこの決定が香港社会の利益に叶っていると信じている。一部の議員がもし法廷で政治的偏見がある根拠を示すように求めてきた場合の懸念について言うならば、現段階では自己の体験に基づいた善し悪しであると言えない(立法局, 1990b, pp. 1460-1461)。

こうして同日、改正案は可決され、以下の通り『教育条例』第 84 条第 1 項 m が改正された。同改正に伴い関連する『教育則例』にも改正と削除が行われた。

『教育条例』第 84 条第 1 項 m

改正前：「総督は行政局とともに、校内で表明される明らかに政治偏見のある情報や意見を取り締まる則例を制定する権利がある」

改正後：「総督は行政局とともに、校内で流布または表現される明らかに偏った政治性のある資料あるいは言論を取り締まる則例を制定する権利がある」(※下線部が 1990 年に改正、傍点は筆者追加)

『教育則例』92 条(1)

如何なる学校も、教育署長の認可のない課程を教授することは出来ない。
如何なる人物および如何なる学校の教室においても、授業を行う 14 日以上前に教材の題目・作者・出版社およびその他教育署長が要求する資料を必ず教育署長に提出しなければならない。(1971 年改訂、1990 年に全文削除)

『教育則例』96条(1)

教育署長は、学生のデモ、宣伝、政治活動、労使紛争または非合法集会への参加する行為が不良、不適當あるいは当該学校の他の生徒に悪影響を及ぼすと認める場合には、校監と校長に対してその学生を学籍から追放するか指定する時間と条件によってその学生を停学させることを要求する絶対的な裁量権がある。(※下線部が1990年に削除)

『教育則例』98条(1)

如何なる学校も、教育署長が教授・教育・娯楽・レジャー活動・宣伝あるいは政治的活動に対して、公衆利益・学生の福祉・課程に違反する政治性または一部に政治的を持つと認めた場合、そのような活動は学校内のいかなる施設あるいは学校活動においても行う事は許可されない。(※下線部が1990年に削除)

改正案が可決された後、偏った政治性のある [傍点は筆者加筆] との記述に関して、その解釈と取り扱いに議論は発展していった。例えば、次のような議論があった。すなわち、特定の政治政党の立候補者への支持、ある種の政治理念の信仰、ある政治組織への参加の強制などが、憂慮すべき事例として挙げられる。基本的に、明らかな政治的偏見は許さない。しかし偏見自体が一つの政治的な概念であり、価値観を持った相対概念である。教師自身に自分の意見がないのも悪い例であり、バランスの原則とは教学面での原則で政治面での原則ではない。政治教育のバランスを図る事が、偏見のある教学を回避する方法である。基本的に政治教育は一つの政治性のある活動であるが、最終的には一つの教育活動である(梁恩榮, 1990, pp. 4-5; 『信報』1990年9月7日)。

この議論の背景には、教育現場では長期に政治とは距離を置く立場が徹底していたが故に、教師が個々の政治的意見の取り扱いに対して過敏に反応している現況があったのではないだろうか。さらに、香港人社会が、この世の中には基本的に偏見のない政治意見は存在しないという共通認識を形成する初期段階を迎えたと思われる。

いずれにしても1990年代初めの香港人社会には政治教育に関しては根強い不安があり、それを払拭する処方箋として批判的思考能力・独立思考能力を香港の教育現場に導入する必要性が強調され、『96年ガイドライン』にこの二つの能力が網羅されていたと思われる。

1989年6月9日「公民教育委員会」は、「六四」で動揺する教師や学生への対応を検討するため「北京での学生運動の省察—香港教育関係者の役割」セミナーを開催した。謝志偉主席は冒頭で「中国で発生した事を市民に知らせるのは公民教育の重要な役目であり、ちょうど今が公民教育を推進する絶好の機会である」と発言している。「学校内の民主教育を如何に推進すべきか」の議論において、学校行政の民主化として学校協議会への教師の参加や学生会への選挙の導入などが話し合われた(『文匯報』、1989年6月10日)。大多数を占める公立学校の公民教育が、民主教育を重視する方向に向かったものであり(HKS, Sep 20, 1989; SCMP, Jul 27, 1989)、選挙という政治実体をともなった民

主化と歩調が合ってきている。

さらに、公民教育における学生の批判的思考能力・独立思考能力の育成と社会への積極参加を奨励する意見も出始めた(『華僑日報』、1989年8月8日;『明報』、1989年3月22日;『時報』、1990年9月14日)。なぜなら「一国両制」の一国に香港が組み込まれるなかで、中国大陸の状況を知ることはとても重要だからである。「六四」の衝撃で民主化のペースは速まったが、中国に対する認識は不十分なままである。さらに1990年前後から、新しい公民教育ガイドラインを求める意見が次第に出始めた(HKS, Oct 17, 1989;『香港経済日報』、1990年6月29日)。

香港の学生の間では、「六四」によって一時的に国家への熱情と民主への関心が高まったが、一年も経たないうちにまた元の政治無関心に戻っていた(『信報』、1990年6月28日)。次に、学生の政治への関心を喚起したのは後述するパatten総督による政治制度改革が始まった後であった。1991年の立法局選挙では初の直接選挙が実施されたが、有権者でない学生は傍観者であった。しかし、1995年の立法局選挙で有権者年齢が21歳から18歳に引き下げられることになり、教育現場では公民教育の必要性が実体として高まっていった(『文匯報』、1994年6月25日)。

他方、社会の少数派である「教連会」の反応は、「香港人は、現実起こった最大規模の国家民族教育を受け入れた。「北京風波」[「六四」の意]は、香港の学生のナショナリズムと国家に対する使命感を発奮させている」とナショナリズム高揚の好機と前向きに受け止めている(香港教育工作者連会, 1990, p. 5)。両派の共通認識は、「六四」が教師と学生の政治活動への関心と参加を促進させたということと、教育署がこの期間寛容な態度で教師と学生の政治活動を取り締まらなかったということであると指摘されている(黄顯華, 1989)。

1991年9月15日、立法局議員選挙²⁰で初めて直接選挙が実施され、多くの政治政党がこの時期に誕生した。1990年4月には、『基本法』も制定されていた。1990年代初めの香港人社会では、個々の政治意識の喚起にとどまらず、積極的に政治参加を促す環境が整い始めてきた。この劇的な政治環境の変動に呼応して、1992年頃から「親中派」と「民主派」の両陣営から、回帰後を見通す為に『85年ガイドライン』の全面改訂を求める声が出始めた。その要求は徐々に社会へと広がっていき、政府内部では1994年末頃には市民からの要求に応じるべきとの政治判断を下されていたと言われている(Lee, 2008, pp. 30-31)。

『96年ガイドライン』は、世界市民意識に基づく民主・自由・人権・多元化・誠実などのユニバーサルな価値観を香港の核心価値として根付かせた。国家観念と民族観念の欠落と批判された『85年ガイドライン』と比較すると、『96年ガイドライン』は一年後に迫った一国両制下での公民教育へ向けて全面的に刷新されている。特に、ナショナル・アイデンティティ、民族のプライド、民族主義、愛国主義などの概念が含まれてい

²⁰ 「功能組」間接選挙は、直接選挙に先んじ9月12日に実施されている。

る点で評価されている(董秀紅, 1999; 李榮安, 1997)。

同年1月に『96年ガイドライン』の初稿が発表された段階で、以下の通り「教連会」も「教協」も概ね支持を表明している。特に「教連会」は、香港は長期にわたり植民地主義の影響を受け、公民教育では社会が国家を代替していた為に、学生の国家および民族観念が普遍的に薄弱であった点が、全面的に改良されていることを高く評価していた。しかしながら、祖国回帰を目前にして国民教育への対応の緊急性と重要性を考慮して、公民教育を独立科目にして短期間で国民教育の実践を推し進めることの必要性も訴えている。もう一つ、国民教育と基本法教育が『96年ガイドライン』ではほとんど重視されていない点を指摘している²¹(香港教育工作者連会, 1996)。

一方の「教協」側も、公民教育の理念が全面的かつ明瞭に紹介されていること、そのなかで中国の歴史文化を重視しているが、決して狭隘な中国本位のものに流されておらず、愛国思想を肯定すると同時に批判精神を強調し、グローバルな視野から市民の責任を認識させ、民主・自由・平等・法治などのユニバーサルな価値を重視している点を高く評価している(香港教育專業人員協會, 1996)。

『96年ガイドライン』の策定に携わった民間メンバーの李榮安自身も、両派の意見を折衷したバランスの取れた内容であると肯定的な評価を下していたが(李榮安, 1997)、回帰後の政治環境の変動を鑑みて「政治と義務に準拠したナショナル・アイデンティティと経済に準拠したグローバル化という対立する二つのテーマを一つに纏めたことでの緊張が生じている」(Lee, 2008, p. 40)と『96年ガイドライン』に対する見解を否定的なものへと変更している。Morris, Paulらは『96年ガイドライン』において「批判的思考能力・積極的で民主的なシティズンシップ」と「愛国心・ナショナリズム・文化的な中国人アイデンティティ」が併存したことに関して、「政府、「教育統籌委員会」、教育行政、政策立案の間には合意形成はできていない」(Morris & Morris, 2002, pp. 22-23)と指摘し、政治的立場の異なるものの中で統一した政策を打ち立てたり、教科の内容を発展させたりする可能性を否定している。さらに、蔡寶瓊は『96年ガイドライン』の問題点を、感情的・非理性的な政治的教化と独立思考・批判思考の育成は相矛盾するものと指摘している(蔡寶瓊, 1996)。少なくとも『96年ガイドライン』は公布から暫くの間は、対立する政治勢力の間で合意形成が有効に維持されていたと見なせる。しかしながら、先述した通り、政治的立場に基づく愛国と民主の解釈の違いによって、その後の公民教育とそれに準拠する国民教育の方向性と実施内容に大きな違いを生み出しただけでなく、イデオロギーの違いによる政治対立の火種となっている。

²¹ 序章で述べた通り、回帰前後までの「教連会」側の発言には、公民教育と国民教育の混用が散見される。

(2) 二つのガイドラインの共通点と相違点

両者の共通点は、教育当局が堅持する教授法である。つまり、教育当局は『85年ガイドライン』公布後、教育現場だけでなく政界や市民から寄せられ続けた公民教育の必修・独立科目化への根強い要望を拒否し続け、学習効果において疑問視されている浸透式と学校と教師の自主権を尊重する「校本化」を継続させた。他方、両者の相違点はカリキュラム決定のプロセスにある。まず、相違点から確認しておく。

相違点：カリキュラムの決定のプロセス

Lawton, Denis の「誰がカリキュラムをコントロールしているのか」という視点には、社会における知識の分配とその分配に関与する政策決定のプロセスという二つの争点がある(Lawton, 1983, p. 114)。まずは、「誰が何故それを選ぶのか」という視点から『96年ガイドライン』を巡る具体的な議論について検討してみたい。

『85年ガイドライン』は、教育署が『84年白書』からの要請を受けて、「課程発展委員会」との協議によって作成された。そのモデルとされたのが英国の政治教育であった(Lee, 1987)。先述した通り「六四」が発生するまでの民主化は、英国政府の主たる目的である経済的利益の確保が可能な範囲で進められ、政治教育はまさしくその範囲内に収まるように教育署と「課程発展委員会」によってデザインされていた。したがって、『85年ガイドライン』に対する厳しい評価(Morris & Sweeting, 1992; Wong, 1988; 梁恩榮 & 阮衛華, 2011b)は、宗主国である英国政府とその利益を叶える為に『84年白書』を作成した香港政庁と『85年ガイドライン』をデザインした立案者に向けられていたと言ふべきであろう。

1990年代に入り、『85年ガイドライン』が進行中の民主化と大きく乖離している状況は、衆目の一致するところであった。教育署は、1995年1月初めにガイドラインの全面改正を行うことを正式に決定した。1994年後半頃からその気運は高まり、新たなガイドラインに準拠した必修・独立科目を求める論調が活発になっていた(『快報』、1994年10月20日)。

1995年2月17日、「学校公民教育ガイドラインを検討する作業部会」〔以下、「作業部会」〕の主席に就任する教育署高級助理署長の関定輝は、「①『85年ガイドライン』の全面改訂と社会各層の幅広い意見を反映するために政治背景の異なる団体から人選し²²、いかなる人の意見をも考慮すること、②一般市民に対しても諮問を行うこと、③10年間の香港の変化は大きく『85年ガイドライン』の資料や例証は既に時勢に合わない為に、政治制度改革・中港関係・人権や性別平等など多くの新しい観念を組み込んだガイドラインが必要であること、④国内教育部門ともコミュニケーションを図ること」

²² ①の人選されるべき団体名として、政治政党「民主党」と「民建連」以外に、民間団体の「香港基督徒学会」などを挙げている。

を公式に発言している（『明報』、1995年2月18日）。

表⑥：『96年ガイドライン』作業部会メンバー

政府メンバー 5名	
関定輝	「教育署」高級助理署長 *主席
梁一鳴	「教育署課程發展処」総監
鮑慧鶯	「教育署課程發展処人文学科組」主席督学 *秘書
譚貫枝	「教育署輔導視学処公民教育/宗教組」高級監督学)
張陳玉蓮	「廉政公署」高級教育主任
民間メンバー 9名	
陳家樂	弁護士、「公民教育委員会」1994-95年度メンバー
胡少偉	「聖公会基徳小学上午校」教師、「課程發展議會」メンバー ※「親中派」
李榮安	「香港大学教育学院」価値教育修士課程責任者 ※ 必修・独立科目化に反対
麦陳尹玲	「香港教育学院」署理学部長（小学）
鄒秉恩	「聖公会基心小学」校長、「教育評議会」副主席
鐘文堅	「仁愛堂田家炳中学」公民教育主任、「学教団」メンバー
馮敏威	「漢華中学」副校長、「教連会」理事、「民建連」メンバー ※「親中派」
梁恩榮	「九龍工業中学」教育主任、「香港基督学徒學員政治教育計画」召集人 ※「民主派」
鄧耀南	「葵涌工業学院」公民教育主任、「民主党」教育小組メンバー ※「民主派」

※は筆者加筆。但し、無記入の4名に関しては、政治的立場と個人的見解は不明。

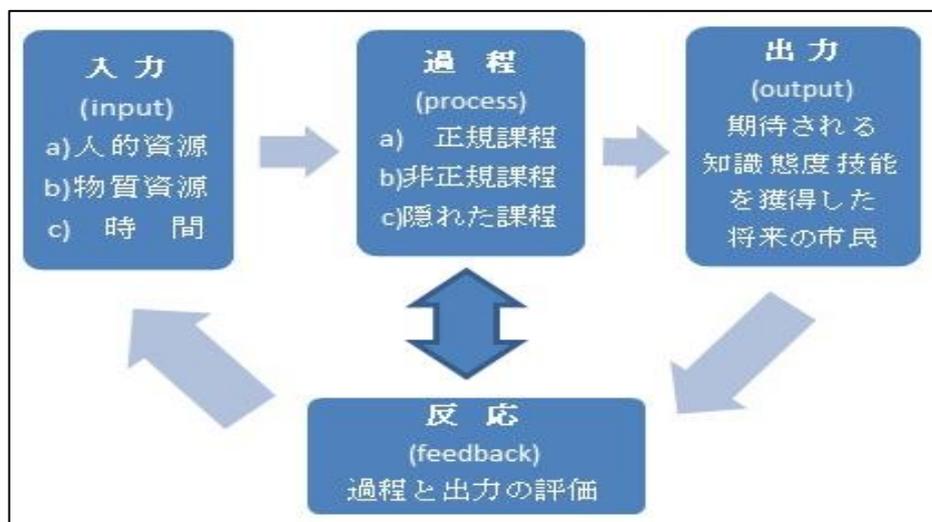
（出所）教育署公民教育常務委員会、(1995, p.1)より筆者作成。

表⑥の通り、「作業部会」メンバーには、民間から異なる意見を持つ各界代表9名が参加している。そして、初稿完成後の1996年1月から、一般市民に対して諮問を実施している。異なった立場の代表を参加させ、諮問という手続きをとったことの二点が、『96年ガイドライン』の『85年ガイドライン』との相違点である。したがって、政治対立関係にある「親中派」と「民主派」は初稿が発表された直後から暫くの間ではあるが『96年ガイドライン』を概ね支持し、社会全体で合意形成が図られていた(老潔慧, 1991)。しかし、後述する通り、この合意は長くは続かなかった。

共通点①：教授法を巡る問題

具体的に『85年ガイドライン』が示した公民教育の実施戦略とは、「入力」「過程」「出力」「反応」の四つの部分で構成されている(課程發展委員会, 1985, pp. 2-3)。

図 ③：公民教育の実践戦略モデル



(出所) 課程発展委員会 (1985, p. 2) より筆者作成。

- ① 「入力」：教育経費は社会にとって長期的投資と見なされるべきである。一般的に、社会投資の収益は投資額に対して正比例である。このことは公民教育においても明確である。注意点としては、①学生の一般的な需要と特別な需要への対応、②教師職務の適正化、③物質的資源と施設の提供、④必要な時間の確保である。
- ② 「過程」：公民教育は、正規課程・非正規課程・隠れた課程の三方向によって実施される。それらは相互に関連付けられており、不足点を相互補完する。
- ③ 「出力」：注意点は、中等教育を修了した学生はどのような資質をもつ人間になることを期待されるか、その期待される資質は教育を受ける「過程」においていかに養成されうるかである。また一般的に言えば、教授法は経験が増すことで改善され、高い水準の「出力」がありうる。
- ④ 「反応」：評価を通じて、「過程」は改善できる。さらに経験を加えることで、「入力」の各要素に影響を与えることができる。

『85年ガイドライン』の目的は、政府の行政主導の現状維持であった(Morris, 1996, p. 146)。教授法に関しては、教育の自由に則り各学校の自主性に任せて、「入力」と「出力」の多元性を可能にする、以下の三つの基本方針を決定した(課程発展委員会, 1985, pp. iii, 2-3)。

- ① 正規課程内のあらゆる教育機会を利用して、複数の科目を跨ぐ浸透式を主とすること。
- ② 非正規課程としての課外活動も補助的に活用すること。

③ 各学校の校風も隠れた課程として有効とみなすこと。

しかし、教育現場では様々な理由で『85年ガイドライン』が意図した政治教育にはほとんど対応できておらず、教育当局〔以下、教育署と課程発展議会を指す〕と教育現場ともにその学習効果は満足のいくものではなかった(Curriculum Development Council, 1995)。つまり、香港の学生への政治教育は教室や課外活動ではなく、1985年以降に現実に起こった一連の政治的出来事によって否応なしに促進されたと言う方がより適切であろう。

『96年ガイドライン』では、浸透式・独立学科・総合学科の三つの実施モデルが示された。学校側には自主権があるのでどのモデルも選択可能であるが、教育当局が公民教育において最も普及させたかったのは浸透式であった。『96年ガイドライン』においても、その点が補足的に記述されている。公民教育とは、知識、技能、態度の学習のみならず、最も重要なのは省察と行動を通して市民としての価値観、信念、能力を内面化させることであり、この本質的な側面から浸透式による系統的な学習が実践面でより効果を期待できる(課程発展議会, 1996, pp. 49-50)。具体的な浸透式の教授法として、①正規課程内の異なる科目間、②正規科目と非正規科目〔課外活動・集会・クラス担任の授業など〕の二通りの組み合わせを挙げている。

共通点②：独立科目化・必修化を巡って

『85年ガイドライン』の改定のため、1995年3月21日、「作業部会」が、第1回会議を開催した。「作業部会」には必修・独立科目を議論する権限はなかったが、「作業部会」側は世論からの強い要望に対して独立科目の是非を第1回会議の議題にすることを公言していた。しかし、「課程発展議会」は「作業部会」の意見を一度も聴くことなく、同月17日には『96年ガイドライン』に準拠した独立科目の「公民教育科」を開設しない方針を決定していた。

「課程発展議会」主席の丁午寿によれば、17日に開かれた会議で、教育署官員から学生のシティズンシップと態度に関する調査報告があった。同報告書は、「中学生の市民としての知識は少し満足というレベルだが、中国国民としての知識は非常に不満である。……学校の正規課程を通して公民教育を推し進めるべき」と提案していた(Curriculum Development Council, 1995)。しかし、「課程発展議会」が諮問した七つの「調整委員会」²³の意見は一致してガイドラインに準拠した独立科目は不要というものであった。したがって、同会議ではこの「調整委員会」の意見が採用された(『明報』、1995年3月31日)。

²³ 「調整委員会」は、「課程発展議会」内に直属する。七つとは、「幼稚園調整委員会」、「小学調整委員会」、「中学調整委員会」、「中六調整委員会」、「特殊教育調整委員会」、「職業前教育調整委員会」、「教科書調整委員会」である(Morris, 1996, p.106)。

「親中派」代表として「作業部会」と「課程発展議会」の両メンバーを兼務する胡少偉によれば、「同会議の初めに、「作業部会」の討論の結果が出るまで最終決定を出さないようにと申し立てをしていた。同席していた教育署「課程発展処」総監の梁一鳴は「継続審議は可能」と回答していたが、最終決定を出すべきか否かについて回答はなかった」と述べている。今回の経緯について「課程発展処」の梁総監は、「課程発展議会」が「調整委員会」に諮問し最終決定を下した。もし「課程発展議会」の次の会議を待っていたら5月になってしまう。「作業部会」はより良いガイドラインを策定することに専念し、「作業部会」が独立科目の問題を再び議論しないものと信じている」と述べている(『明報』、1995年3月31日)。言わば面子をつぶされた「作業部会」の関主席は、「課程発展議会」の決定に対してはノーコメントであったが、「作業部会」の意見を「課程発展議会」は考慮すべき」とコメントしている(『明報』、1995年3月31日)。

新しいガイドラインに準拠した独立科目「公民教育科」を望む声は、教育現場からだけでなく「立法局教育事務委員会」〔以下、「教事会」〕からも強く寄せられていた。「教事会」は1994年10月の会議で、学校が自主選択で①浸透式、②『ガイドライン』に準拠した独立科目、③学校独自の独立科目のなかからどの教授法が公民教育にはふさわしいかについて意見を聞き取った結果、②という結果を得ていた。張文光議員は、この結果が教育署を介して「課程発展議会」に伝達されたのかと疑義を述べている。「課程発展議会」が下した新設しないとの決定と閉鎖的かつ独裁的な決定プロセスは、社会から非難された(『明報』、1995年4月6日)。1995年4月10日の「教事会」会議で、署理教育署助理署長の朱寿権が「課程発展議会」の丁主席の発言を次のように代弁している。「課程発展議会」はすでに独立科目を新設しないとの決定を下しているが、同議会は開放的な態度で公民教育に対応しており、如何なる人士の新たな観点も喜んで検討する(『星島日報』、1995年4月11日)とし、その後、「課程発展議会」は決定を覆して独立「公民教育科」新設の準備に取りかかった。この点については、後述する。

『96年ガイドライン』へ移行する過程で、必修化を巡る議論は独立科目よりもかなり低調であった。「香港政策研究所」²⁴は、学校公民教育に関する調査〔以下、「97年調査」〕²⁵から、教育関係者の間の共通認識を導いている。「公民教育を推進する過程において、政府はマクロ的な主導と明確な政策方針および具体的な実施面で多くの人的支援を提供すべきであるが、学校には自主権を与え、強制的な措置を策定してはいけない」さらに「学校側の自主権と教材内容の自由選択に関しては、校長と教師の90%が非常に同意または同意を示している」(『明報』1997年7月12日；香港政策研究所, 1997)。

²⁴ 1995年設立の非政府機関シンクタンク。中国外交部が主管する中国国際問題研究基金の傘下にある。

²⁵ 1997年4月20日から5月3日に校長(443部)・教師(443部)・保護者(360部)に対して郵送によるアンケート調査を実施。回収率は、それぞれ31.2%・44.6%・31.4%であった。

「97年調査」の結果から、独立科目への要望は、教材を選ぶ際の選択肢を増やす多元的な教授法の一つの手段にすぎず、独立科目の採用を確約するものではない。実際、1998年に『96年ガイドライン』に準拠した初中課程「公民教育科」が新設されたが、同科を採用したのは僅か30校余り（全体の1割弱）であった。

『85年ガイドライン』が公布された直後、「教協」と「教連会」を含む「教育団体連合」は、必修・独立科目化を強く要求する発言を行っている（『文匯報』、1985年9月16日）。85年当時の教育現場は、浸透式の曖昧さと教師側の公民教育に対する経験不足から中央集権的で一元的なものを志向していたと見なせる。つまり、「何をどのように教えるのか」という視点であった。しかし、『96年ガイドライン』と独立科目化への議論および「97年調査」の結果を見る限り、教育当局が堅持した公民教育政策の非必修・非独立科目という基本方針が教育界と香港人社会に徐々に浸透し、「何をどのように教えないのか」という視点に切り替わりつつあると見なせる。『96年ガイドライン』以降、教育関係者の間では民主的な手続きに則った教育政策決定プロセスへの関与、諮問を経た合意形成、教育の多元性および学校側の自主権がより重視されるようになった。

（3）回帰後の公民教育政策の方向性と問題点

「課程発展議会」は、『96年ガイドライン』に準拠した独立科目「公民教育科」課程綱要（初中課程）を1998年に完成させた。教育署「課程発展処中学公民教育科委員会」主席の馮敏威²⁶は、「同科の最大の特徴は『96年ガイドライン』の五つの範疇（「家庭」、「近隣コミュニティ」、「地域社会」、「国家民族」、「国際社会」以外に、「シティズンシップと市民社会」を一つの独立範疇としたことである」と述べている（『明報』、1997年11月19日）。

Morrisらは「同科の目的は、中国共産党のイデオロギーを社会に浸透させるという企てを直接回避することであり、これは回帰直前のカリキュラム開発者が最も理想とした公民教育モデルである」（Morris, Kan, & Morris, 2000, p. 256）と分析している。つまり、Morrisらは、『96年ガイドライン』では描ききれなかったカリキュラム開発者の本音の部分が同科に示されているとみなしており、同科で最も注目すべきは明らかに「シティズンシップと市民社会」である。

この『96年ガイドライン』と「公民教育科」の流れは、回帰後の公民教育政策を、批判的思考能力・独立思考能力を身につけた多元文化を尊重する世界市民モデルを志向するものへと方向づけた。そして、その後、同科のカリキュラム開発者が中心となって

²⁶ 表⑥の通り、馮敏威主席は『96年ガイドライン』作業部会の民間メンバーでもあり、「教連会」の理事である。この人選から、回帰前後の時点では、『96年ガイドライン』に準拠した「公民教育科」、すなわち世界市民モデルの公民教育政策の推進を「教連会」側も支持していたと見なせる。

人文科学・社会科学・自然科学の3分野に跨る学際科目とした「通識教育科」へと継承させている。教育現場だけでなく香港市民の間からも、1990年に政治教育禁止法令が緩和された為、狭隘なナショナリズムの扇動に対抗する新たな自衛手段として批判的思考能力と独立思考能力が必要であると認知されていった。

しかしながら、『96年ガイドライン』が、多元性を志向する公民教育の中に、一元性的な民族教育と愛国主義教育を内包させるという根本的な矛盾を孕んだまま、回帰直前に双方から大局的な合意を得てしまった。Leeらが『96年ガイドライン』に関する研究で指摘した通り「民主・人権」対「ナショナリズム・愛国主義」の政治対立の構図が公民教育政策の中に盛り込まれてしまった(Lee & Sweeting, 2001)。加えて、香港社会が重視する多元性は、回帰前までは政治対立を包摂できていたが、回帰後には愛国と民主の解釈の根源的な違いから公民教育と国民教育の方向性が異なり、政治対立の火種となっている。両者の違いは、中英間の政治対立をそのまま継承したものであったと言うべきであろう。

第3章 回帰後の教育改革と公民教育政策

回帰後の教育制度は、『基本法』136条で「従来の教育制度を基礎に発展する」と明記されている通り、植民地時代の教育制度を継承している。しかし、教育政策に限って言えば、植民地から一国両制という政治体制の変更に伴い、行政トップ人事が交代したことで、植民地時代を通じて徐々に蓄積されてきた諸問題を抜本的に解決する大きなチャンスが訪れた。公民教育政策の中でのナショナル・アイデンティティを巡る諸問題は、教育改革の中でもカリキュラム改革を推進する手段として重要な意味を持ち、主権移行に伴い新政府に課せられた最重要課題の一つとなったからである(李子建, 1999)。

本章では、『96年ガイドライン』で示された公民教育の基本政策が、公民教育と国民教育に分かれ、教育改革に関する全体構想とそれに対応して推進されたカリキュラム改革のなかでどのように展開していったかを検証する。

第1節 一国両制下での公民教育構想

(1) 教育改革の前段階

初代行政長官に就任した董建華は、教育改革を最重要課題の一つに掲げ、1998年からメディアや社会全体を巻き込む手法で抜本的な教育改革に取り組んだ。まずは、教育改革が本格的に始動する準備段階から概観しておきたい。

董長官は、公式にはまだ一立候補者の身分であった1996年初めに、教育政策を検討する為の特別プロジェクトチームを個人的に立ち上げ、就任後初の施政報告で教育改革を取り上げる準備を始めている。このグループの座長を務めたのは、「親中派」で銀行家の梁錦松であった。そして梁錦松は、続く教育改革の推進役として「教育統籌委員会」主席に就任した。この特別プロジェクトチームが示した教育改革の方向性は、董長官の施政報告に以下のように盛り込まれている。

教育は、香港の未来に対する成功の鍵である。教育は、あらゆる分野に関わりさらなる経済発展の人的資源を提供するものである。香港の教育制度は、我々の要求にしっかりと根付いたものでなければならない。すなわち、香港の教育は、国家の発展に我々を貢献させ、国際的な視野を与えるものでなければならない。そして、東

洋と西洋の長所を兼ね備えた多様性を持ち、卓越性への確約を示唆するものでなければならぬ(Hong Kong SAR Government, 1997)。

董長官と特別プロジェクトチームは、教育を香港の経済発展の推進力として重視し、国家レベルと国際レベルを視野に入れた教育を描いている。しかし、Cheng, Kai Ming が指摘する通り、施政報告で述べられた教育と経済発展との互換性に対する見方は決して目新しいものではなかった。しかし、董長官の教育改革に対する意気込みと不退転の決意は、これまで植民地時代の教育改革とは趣が格段に異なっていたと評価されている(Cheng, 2002, pp. 160-161)。

その象徴的なものとしては、これまで教育界の聖域として改革のメスが及ばなかった教師に対する語学能力基準テストの導入であり、英語教学の水準に達していない英文中学に対する母語教学¹への強制的な転換などが挙げられる。これら二つに関しては、該当する学校の校長、教師、保護者、生徒など利害関係者からの反発は想像を絶する大きさだった。その為、これらの教育改革を推進するのに、董長官は大規模な公開討論会やメディアを巻き込んだ世論形成によってこの難局を乗り切った。もう一点は、教育事業への歳出の大幅増大である²。そのなかでも、董長官の特命で政府が 50 億香港ドルを出資して立ち上げた「優質教育基金」は特別の意味をもっていた。同基金を通じた公的資金の流れは、立法会での審議や承認を不要としていたからである。

とは言え、植民地時代にも教育諮問機関の建議に基づいて教育改革は行われてきたが、費用対効果の観点で推し量ると、期待以上の効果が得られたと評価されるものは少なかったと言われている。そのなかで教育現場から高く評価されているのが、先述した「校本化」であった。これまでの中央集権的であった学校運営に対して、学校側の自主権を拡大し教育の多元性を尊重した。教育改革では、「校本化」を基本としたカリキュラム作りや学校独自の革新プロジェクトにまで適用範囲が拡大された(Cheng, 2009, p. 77)。

一方、植民地教育全般に対する評価として「教師は自分たちの学生を信用せず、保護者は学校を信用せず、雇用主は卒業生を信頼しない」³という言説が出るほど、香港社

¹ 母語教学とは、中国語で表記された教科書を中国語で教える事である。すなわち、書き言葉は標準中国語の繁体字であるが、話し言葉は広東語という組み合わせを指す。しかし、実際、筆者が 2002 年 9 月から 2003 年 02 月にかけて現地調査した中学校では、生徒の答案には話し言葉の広東語を混在させた文章が散見された。母語教学が推進された背景には、英語教学の看板を掲げる多くの英文中学で、英語で表記された教科書を英語で教えるのではなく、広東語と英語の混在や広東語で教えるという不適切な教学方法が横行し、学生の学習面での弊害を引き起こしていたことがあった。まずは、教師側の英語能力が英語教学の行うに値する基準に達しているかどうかを見極める手段として、語学能力基準テストの導入が図られた。

² 2001 年教育統計データによると、教育方面への歳出は回帰前に比べて 45% 増加している。

³ 雇用主は、海外留学組や北京や上海の大学の卒業生を優先的に採用していたと言われている(Cheng, 2002, p. 163)。香港人家庭の子どもの香港内の国際学校への就学者の占める割合は年々増えており、海外駐在員が子どもの香港内での就学困難を理由に香港以外の勤務地を選択するという問題へと発展している。公教育の質に関する問題は、香港の国際金融センターとしての機能を脅か

会の中で教育政策に対する信用の欠如は甚だしかった。Cheng, Kai Mingはこの状況に対して、「これまで如何に教育官僚が煩わしい教育改革を避けてきたかの証である」と指摘している(Cheng, 2002, p. 163)。董長官は、植民地教育に傾倒してきた教育官僚も含めて植民地教育が残した負の遺産を一つずつ解消する為に、世論を味方につけながら、抜本的な教育改革に取り組んだと筆者は捉えている。

(2) グローバル経済主導の教育改革の方向性

1997年10月8日、董長官の施政報告を受けて、教育改革を検討する為の「教育統籌委員会」が発足した。教育界をはじめ幅広い社会各層から選抜された100名を超えるメンバーが、二つの作業部会と九つの専門部会に分かれ、教育改革推進チームとして動き出した。「教育統籌委員会」は3度にわたる諮問⁴を市民との間で行い、3万通を超える意見書も検討しながら教育改革の方向性を決定していった。2000年9月に最終報告書として『生涯学習 全人発展：香港教育制度改革建議』[以下、『00年改革建議』]を発表した。以下の通り、『00年改革建議』の冒頭で、教育改革の背景としてグローバル経済への対応が、ナショナル・アイデンティティの確立よりも喫緊の課題であることを訴えている⁵。

世界ではまさしく前代未聞の変化が起こっており、香港も例外でない。グローバル経済、科学技術、社会および文化はいずれも根本的な変化を続けている。経済面においては、世界は工業型経済から急速に転換し、経済構造はすでに知識型経済が主流となっている。……政治面においては、祖国回帰と民主政治はいずれも香港人の思想と生活に新たな変化をもたらした。我々の社会構造は、急速な貧富の差の拡大に対して緊急対応を必要としている。社会の文化と意識もこれらの変化に適応しつつある。急速な情報技術の発達是我々の生活すべてに新しい領域を広げ、新たな挑戦を生んでいる。このような大きな変化のうねりのなかで、誰もが新たな挑戦を受けなければならない。適応力、創造性、コミュニケーション能力、自主学习、協調性などの能力は個々が社会に立脚するための必須条件である。品格、度量、情緒、視野や素養は、成功を手に入れる為の重要な要因である。「生涯学習と全人発展」はこの時代に生きる我々すべての期待である。教育は、全ての人に対して無限の影

す深刻な問題とも連動している(SCMP, Feb 5, 2013)。

⁴ 第1回目は1999年1月22日から3月6日、第2回目は1999年9月22日から12月15日、第3回目は2000年5月8日から7月31日。

⁵ Lee, Wing Onは、西欧由来の教育改革の二大潮流は経済再生と経費削減であると述べている。香港も経済再生モデルを採用しているが、経費削減については例外であると指摘している。なぜなら、回帰後、香港経済は後退期に入ったが、教育への歳出は削減されることなく、後述する通り国民教育関連予算を中心に逆に年々増えているからである(Lee, 2008, p. 30)。

響力をもっている(教育統籌委員会, 2000, p. 3)。

董政権は、これまで香港では有り得なかった規模での一般市民向けの討論会やメディアを動員した大々的なキャンペーンによって、教育改革を展開していった。この教育改革に対する見方としては、二通りある。香港の教育政策にすでに失望していた多くの一般市民に対して教育再生への期待を徐々に喚起させることに成功したとの政府側の見方と、Cheng, Kai Ming が指摘するように、この教育改革の検討時期と回帰直後に始まったアジア経済危機による経済後退期の始まりがちょうど合致したことで、市民の間に教育を通じて知識型経済への転換を図る必要性への訴えかけを受け入れる土壌がすでに備わっていたとの見方である(Cheng, 2002, pp. 168-169)。筆者は香港市民の教育に対する不満の声が鳴りやまない現状を分析するなかで、後者の見方を否定するものは少ないが、前者の政府側の見方に賛同するものはほとんどいないと理解している。

「教育統籌委員会」は、一般市民との間の諮問とは別に、1999年1月に香港経済を動かす財界リーダー800名を一同に会した席で、教育改革への協力を要請する機会を設けている⁶。財界は、中国の一地方都市ではなく、一国両制下の国際金融センターとして香港の独自性を維持できる人材育成を要望していた⁷(『香港経済日報』、1999年3月6日)。すなわち、回帰から暫くの間、財界は中国経済ではなくグローバル経済のなかでの香港の役割が拡大されることを期待していた⁸。なぜなら、香港経済は1990年代後半にかけて中国経済の急速な発展により、1980年代からの中国の改革開放の推進役としての役割の終焉と共に失速をはじめていたからである。その為、次なる活路をグローバル経済へ見出そうとしていた⁹。さらには、シンガポールや上海の台頭により、香港の特権的価値であった国際的な市場開放性は特別な価値を持ちえなくなるのではないかと、考えられ始めた。したがって、香港社会には再び国際性のなかで自分自身の存在価値を積極的に模索すべきだ、という強い危機感が共有されていたことが教育改革への合意形成づくりを後押しした要因の一つとの見方とみなされている(Cheng, 2002, pp. 170-171)。

21世紀に向けた教育改革の基本構想として掲げられた知識型経済への即応は、諮問

⁶ 「教育統籌委員会」からは香港大学教育学院講座教授の程介明が改革推進メンバーを代表し、知識型経済への移行に向けた教育改革の基本構想への協力を要請するスピーチを行い、財界から賛同を得ている。

⁷ 財界「親中派」の田北辰[現「新民党」副党首]は、教育改革は雇用主の意見を考慮し、学生を雇用主が受け入れやすいように教育目標を経済界の需要に符合させる必要がある、と指摘している(『大公報』、1998年2月5日)。この発言に代表される通り、香港では教育は経済にコントロールされているという新自由主義的な考え方が一般的である(謝均才, 2013, p. 167)。

⁸ 2003年6月29日、中国との間で「より緊密な経済・貿易に向けた協定(Closer Economic Partnership Agreement)」[以下、CEPA]が正式に締結されて以降、香港経済は中国経済依存を深めている。

⁹ 香港経済にグローバル経済での活路を見出すように決定づけたのは、2001年12月に中国が15年間の交渉を経て143番目のWTO加盟国になったことと言われている(Cheng, 2009, p. 70)

などの手続きを経て社会の各階層から相当の支持を獲得した。そして、21 世紀に向けた教育目標は「教育改革の展望」と位置付けられ、次の六つの大きな方向性を示している(教育統籌委員会, 2000, pp. 4-5)。

- ① 生涯学習の社会システムを確立すること。
- ② 学生の全体的な素質を普遍的に向上させること。
- ③ 多元的な学校システムを確立すること。
- ④ 開発型の学習環境を構築すること。
- ⑤ 徳育が教育システムのなかの重要な使命であることを確認すること¹⁰。
- ⑥ 国際性と民族の伝統および互換性のある多元文化の教育システムを建設すること。

カリキュラム改革も、教育改革に連動して始まった。2000 年 11 月、「課程發展議會」が『学ぶことを学習する：課程發展路向諮詢書』[以下、『00 年諮詢書』] を発表した。そして、『00 年改革建議』の提言以外に、教育関係者や雇用主との意見交流、一般市民への諮問、そして社会の各界各層から寄せられた様々な意見書を取りまとめて、2001 年 6 月『学ぶことを学習する：課程發展路向』[以下、『学ぶことを学習する』] を発表した。この報告書の冒頭で「課程發展議會」主席の鄭漢鈞が、次のようにカリキュラム改革はグローバル経済への対応を目指していることを強調している。

21 世紀に挑戦する為には、香港の教育は世界の潮流に歩調を合わせていかなければならない。そして学生は教室での学習以外に、学校から飛び出さなければいけない。カリキュラムでは、学生が必要な知識を獲得する以外に、グローバルな視野を広げて学ぶことを学習し、学校の外で活用できる一生涯の技能を習得することを手助けしなければならない。そして、全人發展と生涯学習を推進するという教育目的において、学生の肯定的な価値観や積極的な態度を育成しなければならない(課程發展議會, 2001a)。

Lee, Wing On によると、「政府はこれまで既存のカリキュラム改訂¹¹の中でナショナル・アイデンティティの要素を含める最大の努力をしてきているが、ナショナル・アイデンティティと比較するとグローバル化の挑戦に直面していることをより前面に出すことによって、よりカリキュラム改革に対する抵抗勢力を抑えかつ合理的な理由づけを見出すことに成功した」(Lee, 2008, p. 38) との見方を示している。Kennedy らも、政府

¹⁰ 香港の道德教育に関しては、山田美香が日本と台湾を比較しながら植民地時代から回帰後に始まった教育改革でのその変遷について扱っている(山田美香, 2011)。

¹¹ 「経公科」「社会教育科」「歴史科」「中国歴史科」などのカリキュラムを指している。

は交渉の余地のない外因的経済の制約というグローバル化を背景に必然的なストーリーとして教育改革の方針を表現している(Kennedy & Fairbrother, 2004)。

(3) 公民教育政策の再度の非政治化

教育改革とカリキュラム改革が、市民との間で民主的な手続きを経て知識型経済を志向したことは、回帰後の董政権に好都合であったと考えられる。梁恩栄らによると、董長官は香港を中国の非政治的な一商業都市として、北京政府と「親中派」の意向に沿った非政治的な公民教育を志向していたと分析している(梁恩栄 & 阮衛華, 2011a, 2011c)。すなわち、返還過渡期において政治化された公民教育を再び非政治化へ軌道修正するうえで、経済要因は正当な理由づけとなったと考えられる。さらに、Vickersらが、「董長官自身が慈悲深い新儒家の長老であることが、香港社会の将来像を調和のとれた非政治的な資本主義ユートピアと描き、中国的な価値観との連携を求めている」(Vickers & Kan, 2003, p. 179)と指摘する通り、西欧モデルの公民教育に中国的価値観の道徳を新たに加えることで、返還過渡期において政治化された部分を希薄化させる狙いがあったものと考えられる。

これまで先述してきた通り、香港の公民教育の展開は政治環境の変化に連動してその様相を変容させてきた。梁恩栄らは、「第一段階は国家と学校の非政治化された1984年まで、第二段階は知識面を重視した意図的な政治化がなされた1984年¹²から1997年まで、第三段階は非政治化への後戻りと同時に国民教育が隆盛してきた1997年から2008年まで、第四段階は「通識教育科」が始まった2009年以降」との展開モデルを示している(梁恩栄 & 阮衛華, 2011c)。以下、第一段階と第二段階を簡単に振り返りながら、一旦政治化された公民教育カリキュラムが、第三段階を迎えたカリキュラム改革のなかでどのように再び非政治化されようとしたのか検証しておきたい。

公民教育の第一段階である非政治化は、戦後の香港の特殊な政治環境に起因していたと言える。つまり、英国政府側の非政治化の目的は、中国系住民に対して大陸中国を含めあらゆる政治と距離を置かせることを主眼とした現状維持であった。そして、1971年に制定された『教育則例』第98条(1)が象徴する通り、あらゆる学校教育の場面で政治色を強制的に排除した非政治化が施行された。さらに補足するならば、1960年代後半からの急速な工業化と経済発展が教育の機会を拡充させる中で、「経公科」を中心に敏感な政治問題を一切語らせないだけでなく、国家意識も欠落させた経済重視の非政治

¹² 第二段階と第三段階の区切りとして、筆者は公民教育政策の変容という視点から1985年と1996年に公布された『学校公民教育ガイドライン』を区切りと考えているが、梁恩栄らはカリキュラムを主体とした課程綱要の改訂を目安に時期区分している。例えば、1984年に「経公科」課程綱要が改訂され代議制政治制度の内容が追加されたこと、同じく1984年に「中国歴史科」課程綱要の改訂で中華人民共和国の歴史が追加されたことに着目している。とはいえ、大筋において筆者と論点に違いはない。

化であったと言える(Tse, 1997)。第二段階の政治化は、1997年までの返還過渡期を迎え民主化の推進とともに象徴的に政治知識がカリキュラムの中に盛り込まれた点に特徴がある。さらに、第一段階と比べると、1990年の政治教育禁止法令の改正によって政治教育が解禁されたうえに1991年と1995年には直接選挙が実施され、限定つきとはいえ民主化が進むなかで、学校内でも政治教育を行う環境が整ったことが着目される。これらの側面において公民教育は、政治化に向けて大きく前進した。さらに第三段階を迎えるに当たり、「六四」を経て全面的に刷新された『96年ガイドライン』は、民主教育・人権教育・法治教育・民族教育・愛国主義教育・グローバル教育に加えて批判的思考能力の育成を、回帰後の公民教育が取り組むべき課題として並列化した。

徳育は上述した教育改革のなかで「全ての教育システムのなかの重要な使命」と位置づけられ、「教育改革の展望」の一つに掲げられた。徳育が学生に道徳面・感情面・精神面において十分な経験と系統的学習を行うことで、学生は社会と国家に対する責任を果たすことができる(教育統籌委員会, 2000, p. 5)。続くカリキュラム改革において、公民教育は「徳育と公民教育」へと改称された¹³。さらに、学生があらゆる学習機会を通じて習得すべき主要な学習能力として、教育システムの最高位に当る「四つの鍵項目」¹⁴のなかに「徳育と公民教育」を位置付けた。続いて、『学ぶことを学習する』の記述から具体的に非政治化の特徴を確認してゆく。

まず「徳育と公民教育」の発展させるべき「四つの鍵項目」とは、以下の通りである(課程発展議会, 2001a, pp. 18, 75)。

- ① 個人の性格と人との交流の技能。
- ② 他人の尊重。
- ③ 忍耐力。
- ④ ナショナル・アイデンティティ。

短期計画(2001-2005年)で学生が身に着けるべき「五つの価値観と態度」とは、以下の通りである(課程発展議会, 2001a, pp. 18, 75)。

- ① 忍耐力。
- ② 他人の尊重。
- ③ 責任感。
- ④ ナショナル・アイデンティティ。
- ⑤ 請け合い精神。

¹³ 「課程発展議会」は、「徳育と公民教育」推進チームとして「徳育と公民教育特別委員会」を新たに設置した。

¹⁴ その他は、「プロジェクト学習」「読書中心の学習」「ITを駆使した学習」である。

さらに、「基本学習経験」に関しては、「学生が肯定的な価値観と態度を身に着けることが出来れば、友愛の心配りで学習効果は上がる」(課程発展議会, 2002, pp. i, ii)と記されている。

これらの記述から、梁恩榮らは Wong, Hin Wah による徳育教育は自己と他人との関係をより重視しているという先行研究(Wong, 1988)を援用し、「徳育と公民教育」が政治教育よりは道德教育の要素を強調したものだとして分析している(梁恩榮 & 阮衛華, 2011c, pp. 42-43)。

続いて、非政治化の特徴を教育内容の多元性の観点から捉えてみたい。『学ぶことを学習する』では、学校が「徳育と公民教育」を「性教育」「環境教育」「メディア教育」「宗教教育」「倫理と健康生活」「品德倫理教育」「法律教育」「消費者教育」「薬物教育」「エイズ教育」「生活教育」など公德心に関する分野へ広げより多元化させることを提案している(課程発展議会, 2001a, p. 75)。『85年ガイドライン』の冒頭で「公民教育は、実質的な政治教育である」(課程発展委員会, 1985, p. 3)と明記された方向性と比較すると、今回の「徳育と公民教育」では公民教育を非政治化へと誘導する為に、学校側の自主性を重んじた多元性を効果的に使っていると指摘できる。

「徳育と公民教育」のなかでのナショナル・アイデンティティは、「四つの鍵項目」と「五つの価値観と態度」のいずれにも挙げられており、最も重要な課題となっている。しかし、Morris らによる董長官がスピーチで繰り返す愛国とは祖国と中国伝統文化への熱愛であるという指摘(Morris, Kan, & Morris, 2001)と、Leung らの香港の国民教育では、文化面をその主要な対象としている点において非政治化されているとする分析(Leung & Ng, 2004)をすり合わせると、回帰後のカリキュラム改革が推進するナショナル・アイデンティティの本質は、文化的な中国人アイデンティティに偏ったものであったと見られる。すなわち、「徳育と公民教育」の非政治化とは、教育内容の多元性を前提として、文化面での中国を強調するものであった。

『96年ガイドライン』で示された公民教育の展開モデルには、ナショナル・アイデンティティと世界市民という全く異なる二つの側面があった(Lee & Sweeting, 2001)。Lee, Wing On の指摘によると、カリキュラム改革では、教育改革が示したグローバルな視野での知識型経済に即応する人材育成に照準を合わせながら、注意深く非政治的な中国要素とナショナル・アイデンティティを個別の関連カリキュラムの枠組みの中に投入している¹⁵(Lee, 2008, pp. 39-40)。

¹⁵ 1998年、教育署「課程発展処」は、中国的な要素を既存の人文科学系のカリキュラムのなかに盛り込むことを検討する作業部会を設置した(課程発展処, 1998)。

表 ⑦：現行の学校カリキュラム内の国民教育に関する課題

科 目	内 容	対象学年
常識科	香港特別行政区と中国内地：地理、歴史、政治、歴史。	小5と6
公民教育科 【国家民族社会】	中国の民族および特色、文化風俗、地理、資源。 中国の主要な思想及び信仰、発明、創造及び世界への影響。	中1
	中国の成立と発展、国家象徴、重大建設。 中国の重要人物、社会および経済状況。	中2
	中国の国民と政府、憲法、国民、政治参与。 中国の国家機構。	中3
社会教育科	私の祖国と人民（中国の地勢、機構、土地と気候資源）。 中国人民の文化と習俗（中国文化の期限、習俗、言語、方言、 習俗、祝日と各種芸術）。	中2
	中央人民政府の構造、中国内地の経済。	中3
経公科	中国の一部になった香港、香港特別行政区中国公民の身分。	中1
	中華人民共和国中央人民政府と香港特別行政区の関係。	中2 中4と5
政公科 ¹⁶	中華人民共和国が香港に対する主権行使の回復。 中華人民共和国と香港特別行政区。	中4と5
	中華人民共和国の政府と政治。	中6と7
地理科	中国の人口と関連問題。	中2
通識教育科 【今日中国】	中国の1978年以後の政治体制と現代化政策が準拠する理論 と原則、経済改革と経済発展策略の最新の発展状況、人民の 期待と人民生活に対する影響。 政治体制と法制改革の最新の発展状況、人民の期待と人民生 活に対する影響。 中国の人口問題、この問題を解決し人民の生活の質を改善す る上での政府と教育の役割。 中国の国家統一と民族融和面での発展。 中国の現在の発展と国際政治舞台への参加との影響。	中6と7
中国語科	語学学習を通じた中国文化と伝統への理解と称賛。	小1－中7
中国歴史科	中華民族の歴史、文化と伝統への認識の深化。	中1－7

(出所) 課程発展処、(1998) より筆者作成。

¹⁶ 「政公科」とは、「政治と公共事務科」の略称。1980年代半ばに高中課程に新設され、1988年から中学5年修了時の統一試験では「経公科」に代替する選択科目となった。

表⑦に示した通り、具体的には、小学課程「常識科 (General Studies)」¹⁷は文化的観点から世界市民を捉え文化の多様性を強調している。と同時に、中国要素に関しては、低学年での中国文化から高学年での中国歴史・思想へと移っている。初中課程のなかの八つの学習領域¹⁸の一つである「個人・社会と人文教育」では、政治アプローチへと展開している。例えば、初中課程の「公民教育科」¹⁹では、「家族」「近隣社会」「地域社会」「国家民族社会」「国際社会」への展開以外に「シティズンシップと市民社会」が併記され、「多元的な世界」「世界市民」「人類文明の遺産」「重大な地球規模の問題」「批判的思考能力」などのグローバルな視野の中に、中学2年では中華人民共和国の文化的要素（歴史、象徴、重要人物）と、中学3年では政治的要素（憲法、国民、政治参加、国家機構）を織り交ぜている(Lee, 2008, pp. 39-40)

カリキュラム改革では、公民教育の中で相反する二つのテーマの取り扱う方法として、関連する個別カリキュラムの中では出来るだけ政治面での中国の要素を強調しない方法でさりげなく盛り込みながら、もう一方で学習全般において道德面を強化することで文化面での中国に対するナショナル・アイデンティティの受け皿を徐々に大きくする手法が図られたものと考えられる。

第2節 正規課程「通識教育科」と合意形成の軌跡

本節では、回帰後に10年計画で進められた教育改革とカリキュラム改革の総仕上げ²⁰として2009年から導入された高中課程「通識教育科」を取り上げる。学校制度改革とセットで進められた同科の必修・試験科目化計画は、3年の歳月をかけた諮問を経て、香港人社会の各界各層から幅広い支持を獲得している。同科は、回帰前からの正規課程での公民教育政策を継承し、「12年国民教育論争」では強固反対派が支持する現行の国民教育を含んでいる。香港人社会はなぜ同科を必要としたのか、市民の多くは同科の何に期待をしているのかという視点で検証する。

¹⁷ 2001年からの必修科目であり、初中課程の「個人・社会と人文教育」と高中課程の「通識教育科」と連結している。

¹⁸ 1999年10月「課程發展議會」が『香港学校課程の全面的検討—改革建議』によって、カリキュラムの再編を行った。その際に、既存の科目を統合するものとして学習領域を設定するようになった。「個人・社会と人文教育」領域には、「中国歴史科」「経済科」「倫理と宗教科」「地理科」「歴史科」「観光業科」が含まれる。その他七つの学習領域とは、「中国語教育」「英語教育」「数学教育」「科学教育」「科学技術教育」「芸術教育」「体育」である。

¹⁹ 『96年ガイドライン』に準拠した独立科目で選択科目の一つ。

²⁰ 短期計画(2001-2005年)、中期計画(2006-2010年)、長期計画(2011年-)の3段階の中で、中期計画までをデザインしたものが回帰後に始まった教育改革とカリキュラム改革の全容である。短期計画の一つは、第1節で取り上げた「徳育と公民教育」の推進が挙げられる。中期計画では教授と学習の質の向上、長期計画では生涯学習の構築が挙げられている。

(1) 導入計画の背景

今回の改革には、先述した通り、香港財界が期待する知識型経済に対応した人材育成づくりが求められた。『00年改革建議』の第3章「教育改革の背景」では、「世界は変わった、教育制度は変わらなければならない！」とのタイトルで、以下のように財界から期待される人材モデルが提示されている。

工業型経済から知識型経済へ交代しつつあるということは、廉価な労働による工業生産から、知識・科学技術・創造性を主とした新しい業態に交代しつつあるということである。……知識の創造・更新・応用は、会社組織から個人に至るまで各々の成功の鍵となっている。……我々の任務は相当量の知識を必要とし、知識は常に更新しなければならない。すなわち任務は常に変化しているので、我々は絶えず異なる知識領域に接触しなければならない。それ故に、知識社会においては、一人ひとりが絶えず学習をしなければならない(教育統籌委員会, 2000, p. 24)。

低賃金に依存した競争の時代はすでに終わり、付加価値を求めた発展を希求する時代に向かっている。知識型経済が迅速な発展を遂げ、新たな科学技術・新たな業界・新たな経営戦略・新たな運用モデルが絶え間なく沸き起こり、柔軟でクリエイティブな人材が香港の持続的発展を支える前提条件になっている(教育統籌委員会, 2000, p. 25)。

雇用主たちは、植民地教育の実態が中学5年修了時の公開統一試験に照準を合わせ、教師が伝授する模範解答を学生がひたすら覚えるだけの暗記中心学習であった為、海外で教育を受けた学生と比べて、香港で公教育を受けた学生は語学能力・批判的思考能力・創造性・コミュニケーション能力に劣ると非難してきた(香港総商会, 1999)。したがって、知識型経済が主導するカリキュラムには、これまでの伝統的な知識伝授から、批判的思考能力・創造性などを育成する新たな西欧モデルの教授法を要求していたと言える。急速な経済のグローバル化と1997年返還による脱植民地化という二つの異なる目的を同時に解決する為に始動した教育改革は、その総仕上げとして高中課程の学制改革とカリキュラム改革に着手することになった。

(2) 高中課程のカリキュラム改革

2004年10月、教育統籌局が第一次諮詢書として『高級中等教育と高等教育の新学制改革』[以下、『04年諮詢書』]の発表に続いて、「課程發展議會」と「試験と評価局」²¹

²¹ 1977年に設立された財政独立の法定機構。小学・中学から大学にいたる入学資格試験と評価

が『新高中課程における必修科目と選択科目の構成に関する建議』をそれぞれ発表し、高中課程の包括的なカリキュラム改革の為の具体案を以下の通り示した(教育統籌局, 2004)。

- ① 英国式 3-2-2 学制から国際標準 3-3-4 年制への変更。
- ② 無償義務教育を後期中等教育（高校 3 年）までの 12 年間へ延長。
- ③ 公開試験の回数の削減と制度の見直し。
- ④ 試験科目数と選択科目数の削減。
- ⑤ 高中課程での「通識教育科」の新設と必修・試験科目化。
- ⑥ 現場教師への支援。
- ⑦ 評価メカニズムの改良²²。

『04 年諮詢書』の中で、最も注目を集めたのが「通識教育科」の再導入であった。「通識教育科」は、1992 年に大学進学予科課程に初めて導入されていた。しかし、2004 年の大学進学統一試験での同科の受験者数は、全受験者数 27,442 人の内の僅か 1,279 人 (4.7%) とのデータが示す通り、教育現場では科目としての知名度は低く実績もほとんどないに等しいものであった。その「通識教育科」が、英語・中国語・数学の主要 3 科目と同列に位置付けられ、全学生の必修・試験科目になるとの提議は、教育界からだけでなく社会の各界からも注目を集めた。

教育統籌局高級課程發展主任の黄志堅が、社会からの疑問と不安に対して同科に込めたカリキュラム開発者側の意図を、以下の通り説明している。

「通識教育科」の目的は、学生の知識と物事を観察する視野を広げ、時事に対する関心を持たせ分析力を養うものである。つまり、「通識教育科」は人の素質を向上させるものであり、学科で学ぶ知識のみならず、知識欲や包括的な知識力にも及ぶものである。「通識教育科」の重視は世界的な潮流であり、大学側から思想の発達が未熟な中等教育段階で理系か文系かを早期に選択させるべきではないとの提言が出されてきた。新学制の下、大学での修学期間は 3 年間から 4 年間に延長され、学生は大学進学後に専門科目を選択できることになる。それ故に大学側が学生の入学時に期待するのは、幅広い知識を持つ以外に、自主学習の態度や批判的思考能力

以外に、多くの国際基準の専門資格試験も執り行う(香港考試及評核局, 2014)。

²² これまでは、公開統一試験の結果だけが唯一の評価基準であった為、全ての学習機会が試験至上主義に振り回されているとの見方が一般的である。教育改革はこの弊害を改善する目的も含まれていたが、10 年以上たっても改善されたとの見方は得られていない状況である(謝均才, 2013)。新課程では、「必修科目 (45-55%) + 選択科目* (20-30%) + その他の学習 [「徳育と公民教育」、ボランティア、インターンシップ] (15-35%) = 全人発展」の評価方式に切り替わった。*全 20 の選択科目から 2 科目または 3 科目を選択。

を持っていることである。これは本来の大学カリキュラムの「通識教育科」に相当するので、中等教育課程での「通識教育科」の設置に賛同し、大学入学試験の必修科目とする。……我々が建議した高中課程「通識教育科」は、全く目新しいものではなく、既存の中学6年用の「通識教育科」を修訂・延長したものである。同科は香港ですでに10年以上の経験があり、英語表記では **Liberal Studies** となる²³。新高中課程の「通識教育科」は、同科の名称と理念をそのまま踏襲している。2003年から一部の中学校では「総合人文科」²⁴や「科学と科学技術科」を開設している。両学科の実践的な経験を包括して、次世代の為に時代に適応したカリキュラムを提供する。新高中学制は時代に見合った挑戦であり、3年間の新高中課程「通識教育科」の目標は、学生にバランスの取れた知識の基礎を提供することである。「自我と個人の成長」「社会と文化」「科学・科学技術と環境」の三つの主要な学習範囲を含め、学生に多角的視野からの運用と関連議題の思考を育成させる。我々が強調すべき点は、「通識教育科」はその他の専科学習には代替できないだけでなく、各科目と相互に補完し、「通」と「専」は手を繋ぎ、それぞれの学習経験を豊かにさせることである。……知識型社会の訴求は幅広い知識の基礎、独立思考と創造力を兼ね備えた新世代であり、素質の高い市民は競争の激しい国際的な環境で持続的な発展をすることができる。「通識教育科」は、香港社会の長期的な発展に対して重要な意義があり、教育界と政府が「通識教育科」を共に重視するのはこのような理由によるものである(黄志堅, 2004)。(※ 下線部は筆者が加筆)

下線部で示した発言を繋ぎ合わせるキーワードは、「独立專題探究 (Independent Enquiry Study)」である。「通識教育科」が提議する「独立專題探究」とは、特定のテーマを探求し、テーマは教師または学生が自ら定めるものとしている。学習作業は、個々の学生が独自またはグループで行われる。「独立專題探究」は、学習能力を高め学習療育を広げる手助けとなり、学生が興味や潜在能力を発掘し、学習過程から問題のポイントを掴み、異なる領域の知識を運用し、多角的に問題をみて、ハイレベルな思考能力(批判的思考能力、創造力、問題解決能力など)を発展させ、他人とのコミュニケーション能力や協調性および主体的な学習態度を育成することを目的としている(課程發展議會与香港考試及評核局連合, 2007, p. 5)。

三つの学習範囲「自我と個人の成長」「社会と文化」「科学・科学技術と環境」のなか

²³ 「通識教育科」の英語表記が **Liberal Studies** とされている点に関して、教育当局からの明確な説明はないが、大学の一般教養に相当する通才教育や通識教育とは異なるものである。すなわち、「人文精神」や「古典主義」などのイデオロギーとの関連はなく、高中課程の学生に見合った学習目標が設定されている(課程發展議會与香港考試及評核局連合, 2007, p. 3)。自由市民主義や解放思想など西欧思想に影響を受けた **Liberal Arts**、**Liberal Arts Education**、**General Education** など諸説との歴史的解釈からの議論としては、曾栄光の詳細な研究がある(曾栄光, 2006)。

²⁴ 「中国歴史科」と「歴史科」を合併し、これまでの年代順ではなくテーマ別アプローチを採用している。

で、『96年ガイドライン』から継承された公民教育（民主教育、人権教育、民族教育、愛国主義教育、グローバル教育）に相当するのは「社会と文化」の学習領域である。

表 ⑧：学習領域「社会と文化」

単元	探索の重点	関連する価値観と態度
今日の香港	香港住民はどのようにして社会と政治事務に参加したり、権利を行使したり、義務を履行したりするのか、彼らのアイデンティティはどのように形成されるのか等、香港社会が人々の生活の質を維持し改善する発展の方向を探索する。	適応、正義、自律、協調、他人の尊重、社会の調和、相互依存、民主、参加、人権と責任、思いやり、多元化、帰属感、開放性、主体的な参加。
現代中国	中国が急速に成長発展し改革開放が進行するなかで、国全体の発展・人民の生活水準や生活様式・文物の保全や国力全体が生み出す影響を探索する、並びに中央人民政府がこれらの影響に答えを出し、中国の伝統的な習俗や家庭観念が現代社会の衝撃の下でどのように引継がれ発展しているかなどを探索する。	一致団結、愛国心、異なる生活様式の尊重、多元化、敏感。
グローバル化	グローバルな発展の趨勢と異なる国家に対する文化・経済・国際関係などによってもたらされるチャンスと挑戦を探索する、内地と香港社会そして世界各地の人々にいかにグローバル化に適応しているかを探索する。	適応、主体的な参加、開放性、互いの保護、共感、正義、文化と文明の伝承。

(出所) 課程発展議会与香港考試及評核局連合 (2007, pp.19-30) より筆者作成。

以下、具体的な設問例と関連する価値観と態度を補足として挙げておく(課程発展議会与香港考試及評核局連合, 2007, pp. 24-30)。

【単元2】『今日の香港』「主題:住民の身分とアイデンティティ」

《設問》 香港住民のアイデンティティは、どのように形成されるか？

- ① 香港住民はいかなるレベルで自分をローカルな市民・国家の国民と世界市民とみなすのか？彼らのアイデンティティは、いかに形成されてきたのか？日常生活のなかで、彼らはいかに自己のアイデンティティに影響されているのか？
- ② 香港住民のローカル・国家と世界の異なる次元での多元的な地位の間には、どのような関係があるのか？
- ③ 異なるグループ、例えば新しく香港に来た人、新界の原住民や少数民族は、どの

ようなアイデンティティを發展させているのか？

④ 香港住民にとって、多元的な身分はどのような意義があるのか？なぜそうなのか？
《関連する価値観と態度》 帰属感、多元化、開放、個人の特性、相互依存。

【単元3】『現代の中国』「主題：中国の改革開放」

《設問》 改革開放政策は、国家全体の發展と人民の生活に対してどのような影響を与えたのか？

- ① 人民は、生活水準と生活様式の転変をどのように理解しているのか？
- ② 中国は急速に成長し發展する国家の一つになったなかで、持続可能な發展と文化財の保存はどの程度可能であるのか？そのなかでどのような挑戦やチャンスがあるか？
- ③ 国際事務に参加する事は、国家全体の發展にどのような影響があるか？
- ④ 中央人民政府は、改革開放がもたらした影響にどのような答えを出しているか？
- ⑤ いかなるレベルにおいて、改革開放は国家のトータルな国力に影響を及ぼしたのか？

《関連する価値観と態度》 一致団結、愛国心、持続性、人権と責任、関心、正義。

「通識教育科」は、三つの異なる学習領域を、知識型経済への対応という大局的な方向性の下での目標と理念によって統合した学際科目である。そして、『85年ガイドライン』と『96年ガイドライン』における非独立科目化、すなわち複数の科目を跨ぐ教授法として徐々に導入されてきた背景と重なりあうのではないだろうか。Morris, Paulは、1990年代半ばまでのカリキュラム策定過程を中央集権化と指摘していたが(Morris, 1996)、『96年ガイドライン』以降は民間人メンバーが参加した作業部会以外に一般市民との諮問という民主的な手続きを踏むことが常態化している。許宝強によると、「通識教育科」を設計したのは教育署「課程發展処」であるが、最終査定は民間人メンバーによって構成される「課程發展議會」であった(許宝強, 2009, pp. 105-107)。具体的な「通識教育科」の設計過程としては、中学校長、教師、大学教授と「総合人文科」と「通識教育科」の課程主任が参加した「諮問委員会」が設置された。そして、3年間におよぶ諮問が一般市民との間で行われている。許宝強も指摘する通り、学際科目や総合学科のように元々異なる独立科目の課程發展主任が参加する策定過程において、目標・理念に矛盾や不一致が生じるのは当然のことである(許宝強, 2009, p. 107)。その矛盾や不一致点を大局的な方向性のなかで包容し、「校本化」という多元的な運用に置き換え正統性を与えることが香港の教育文化が最も重視している多元性ではないだろうか。

「通識教育科」は形式上では必修・試験科目となったが、「独立專題探究」という新たな教授法によって多元的なインプットとアウトプットは維持されていると見なされる。『85年ガイドライン』で導入された非必修・非独立科目による浸透式は、系統的学

習による単一的な価値観や態度の注入、すなわち政治的教化を回避する為に『96年ガイドライン』でも継承された。しかし、「通識教育科」において、もはや多元社会のなかでは異なる価値観や態度があることを前提とした議論に移っていると見なされよう。

(3) 「通識教育科」を巡る合意形成づくり

2004年10月23日、高中課程「通識教育科」の必修・試験科目化計画が教育統籌局から発表された。その直後の新聞各紙は、改革に好意的な論調が多かったと見られるが、「教協」会長で立法會議員の張文光は、カリキュラム改革と学校制度改革を同時に行うと学校に混乱をきたすことになるとの強い懸念を表明している(SCMP, Oct 23, 2004)。一方の左派系新聞は、中国の歴史・社会の現状と文化・哲学・思想などの多岐にわたるテーマが討論の議題とされることを歓迎していた(『大公報』、2004年10月22日)。発表から一週間がたち、新聞各紙には教育関係者からの導入に対する様々な意見が出始めた。Morris, Paul は、「同科の導入を実現するには、利害関係者との間で幅広い連携をつくるための土台作りが必要である」と発言している(SCMP, Oct 30, 2004)。Morris の発言が示唆する利害関係者とはまさしく現場教師たちであり、彼らがカリキュラム改革の抵抗勢力として立ちはだかることを予測した発言であったと見られる。

「通識教育科」の教授法は、これまで教室での知識の伝授を常態として来た教師に対して、抜本的な意識改革を促すものであったと言えよう。カリキュラム開発者は、闊達な議論が喚起されるようなテーマを取り上げることで、学生の批判的思考能力を養うことを意図している。すなわち、教室で教える教師の役割はあくまでも学生たちの議論の進行役であり、その点において教師の力量と理解力がまさに問われている(Deng, 2009, pp. 592-595)。しかしながら、Lee らが指摘する通り、制度の運用を動かす人、すなわち教師側の基本的な価値観を切り替える作業ほど難しいものはないとの見方が一般的である(Lee & Bray, 1995, p. 374)。

Cheng, Yin Cheong が教育改革シンドロームと呼称する通り、教育改革を推進する上で次の四つの点が各国で生じる共通問題であると認識されている。①短期間で多くの案件を同時進行させすぎること、②しばしば固有の教育文化を無視し、行き過ぎた教育改革になっていること、③急いで改革しないと競争相手に負けてしまうという不安感を醸し出していること、④混乱と痛みを伴う失敗を教育界にもたらしていることである(Cheng, 2009, p. 75)。香港の教育改革でも、同様の深刻な状況に陥っていたと見方が一般的であった。具体的状況については、次の通りである(Cheng, 2009, pp. 76-78)。

- ① クラスの学生数が35人から40人と比較的多く、日常の仕事量だけで飽和状態であること。
- ② 各学校の学力レベルの識別が5段階から3段階へ削減されたことで、学生の能

力にばらつきが生じ、教える側の負担が増加したこと。

- ③ 学校と教師に対して、学校管理、カリキュラム、革新などあらゆる教育場面での「校本化」を過度に要求しすぎること。
- ④ 少子化による小学生数の減少²⁵に伴うクラス数の削減や学校の閉鎖などが行われ、その対抗措置として生き残りのための学校経営がもとめられていること。

教育改革が始まり日増しに教師のストレス・負担が増幅しつつあるなかで、最悪の状況はちょうど高中課程改革に差し掛かった 2004 年頃に迎えていたと見られる。過度のプレッシャーと長時間におよぶ勤務²⁶で心身機能の不調をきたした教師たちのなかには、早期離職や追いつめられて自殺する者が出始め、教育改革の推進方法が社会問題化しはじめた²⁷(香港健康情緒中心, 2004)。教育現場の実態を無視した教育改革の断行に対して、2006 年初め、1 万人にも及ぶ教師たちが、さらなる支援を求めて抗議行動を行った²⁸。2006 年末から 2007 年半ばにかけて、教育当局はこれまでの教育現場の基本的な価値観を根底から覆す新しい教授法の導入や全人教育の実施など一連の教育改革を計画通り推進する為に、教師に対する包括的なサポート体制作りをようやくはじめた²⁹。特に、高中課程のカリキュラム改革に関しては、個々の教師の水準とペースに合わせた修正と調整が要求された(Cheng, 2009, pp. 80-81)。こうして教育改革がはじまった当初、抵抗勢力であった「教協」および校長、教師たちも、教育当局の用意周到な働きかけによって 2006 年の調査では 7-8 割が支持へと転じていった³⁰。民間側の教育改革推進派メンバーの一人であった Cheng, Kai Ming によると、「教育改革は、「教協」を中心とした教育界の古き体質を改革するという意図も込められていた」(Cheng, 2007, p. 267)と回帰 10 年目に回顧している。

当初の計画では、2008 年から新学制へ移行する予定であったが、その開始時期は一年遅れの 2009 年からの調整された。「通識教育科」の必修・試験科目化に関する合意形成では、3 年間におよぶ市民との諮問によって同科に期待を寄せる世論とメディアを味方に(Fung & Yip, 2010, pp. 27-37)、教育現場からの抵抗を徐々に瓦解させる合意形成づくりがなされたと筆者はみなしている。

²⁵ 教育局統計データによると、2000 年 455,607 名から 2006 年には 366,531 名となり、実数値で 21.6%も減少している。

²⁶ この時期の香港の教師の勤務時間は 1 日あたり平均 11-14 時間で、週に換算すると 67 時間とのデータが示されている。北京とマカオの 63 時間、上海の 55 時間、台北の 50 時間と比較して、香港の教師の勤務時間の長さが問題視されていた(呉国珍 & 過偉瑜, 2003)。

²⁷ 2004 年前後に「教協」や「教連会」が実施したアンケート調査で、37-56%もの教師が離職を考えていると回答していた(香港教育工作者連会, 2004a; 香港教育專業人員協會, 2003)。

²⁸ 2006 年までに教育改革による心労から 10 名の教師が自殺をしている。

²⁹ 2007 年施政報告にて、政府は 1.8 億香港ドルを拠出して、教師の労働環境を改善と補償を発表した(香港特別行政区政府, 2007)。

³⁰ Cheng, Kai Ming によると、教育統籌局は教育改革が始まった 2000 年から毎年、利害関係者である校長や教師を対象に教育改革に対する意識調査を実施していた(Cheng, 2007, pp. 267-268)。

第3節 非正規課程の二つの国民教育

本節では、回帰後の公民教育のなかに準拠していた国民教育が、カリキュラム改革の進行過程で知識面と情感面に分かれて展開した経緯について検証する。知識面の国民教育とは、第2節で取り上げた正規課程の高中課程「通識教育科」であり、諮問を通して香港人社会との間で合意形成を得られた、言わば本流としての国民教育である。それに対して、政府内部の意思決定で実行に移された国民教育が支流として存在する。すなわち、国民教育の実績と経験に乏しい政府と教育当局が、左派系愛国学校での実践例を参考に、非正規課程で情感面に訴えかける体験型学習を採用したことである。多元的教學を重視する観点から、非正規課程にはもう一つ民間団体へ委託される国民教育も伏流として存在する。これに関しても「教連会」が、政府関係者との特別な関係によってその業務のほとんどを請け負っている。なぜ、政府と教育当局は支流と伏流の国民教育を必要と見なし、どのような経緯で「教連会」は国民教育への関与を深めていったのか検証する。

(1) 正規課程の国民教育

回帰10周年のBBCとのインタビュー³¹で、教育統籌局「課程發展處」徳育と公民教育総課程主任〔2007年当時の所属と役職〕の張永雄³²は、「1997年までの学校公民教育は、ユニバーサルな価値観を学生に注入し世界市民になることを最も強調していた。…教育当局が回帰後に直面した課題は、回帰までにすでに確立された世界市民モデルの公民教育の中にどのようにしてナショナル・アイデンティティと国家への帰属感を確立させることが出来るかであった」（李慧敏, 2007）と述べている。さらに、張永雄は、回帰後に学校訪問した時の印象から、「ほとんどの学生は認知面が不十分で、特に国情に対する理解に欠け、その学習態度も受け身であることに気付いた。……そこで、国民教育を強化するために、カリキュラム面では異なる科目を通して学生のナショナル・アイデンティティを育成することを始めた」（李慧敏, 2007）と語っている。

祖国回帰に伴い教育当局は、国民教育をあらゆる教育現場と教育機会を通じて包括的に取り扱うことに専念した。ナショナル・アイデンティティの育成は、教育改革とカリ

³¹ このインタビューは2007年に実施されており、後述する回帰5周年という一つの節目を迎えた2002年から2004年にかけて、既存のカリキュラムのなかで知識面を重視した浸透式の国民教育から体験型学習を含めた情感面での国民教育へと軌道修正されたことを含めた解釈がなされていると思われる。

³² 張永雄は、「12年国民教育論争」での『徳育と国民教育科課程ガイドライン』特別委員会にも教育局代表として参加している。言わば、回帰前から公民教育と国民教育を担当する教育官僚の一人である。

キュラム改革のなかで、以下の通り、それぞれ重要な位置づけを与えられた。まず、『00年改革建議』では、教育改革の展望として徳育を教育システムのなかで重視し、道徳・感情・精神の各方面で学生に十分な経歴と系統的学習をさせ、社会と国家に対して責任を負わせることで国民教育への比重を増す方向性が示された(教育統籌委員会, 2000, p. 5)。続くカリキュラム改革では、公民教育は国民教育の要素を強化する為に『00年改革建議』の中で徳育を重視した「徳育と公民教育」へと改編され、短期計画(2001-2005年)の「四つの鍵項目」の一つに位置付けられた。さらには、学生が優先的に体得すべき「五つの価値観と態度」の一つにもナショナル・アイデンティティが掲げられた。以下の通り、短期計画と中期計画(2006-2010年)の10年間を通した「七つの学習目標」の一つにもナショナル・アイデンティティは挙げられている(課程発展議会, 2001b)。

- ① 責任感。
- ② ナショナル・アイデンティティ。
- ③ 読書の習慣。
- ④ 中国語(普通語を含む)と英語の能力。
- ⑤ 学習能力。
- ⑥ 八つの学習領域の知識。
- ⑦ 健康的な生活様式。

このように、教育当局は、回帰直後に彼らが描いた国民教育を推進する為に、あらゆる学習機会を利用し、細部にわたり出来る限り用意周到な配慮を施すことで国民教育を推進しようとしていたと見なせる。

しかし、実際に学校で行われていた国民教育とは、必修科目でも独立科目でもなく、先述した通り、既存の関連カリキュラムのなかで学生に彼らのナショナル・アイデンティティを育成する機会を出来るだけ多く提供することと、公民教育政策の基本方針である『96年ガイドライン』に準拠させた学校独自の公民教育カリキュラムや課外活動のなかで国民教育の課題³³を織り込みながら進めていくという消極的なものであった。すなわち、回帰後「徳育と公民教育」へと展開した公民教育政策ではあったが、教育改革の基本構想が知識型経済への対応であった為、カリキュラム改革では世界市民を志向した公民教育が主体で、国民教育は正規課程のみならず非正規課程でも副次的な取り扱いであったと思われる。

「教連会」の幹部たちは、『96年ガイドライン』の策定過程で正式メンバーとして参加して以来、カリキュラム開発を含めた公民教育政策の決定過程には当然関与すべき存

³³ 具体的に挙げられているのは、①中国人の地位、国家の象徴、②中国の重要都市、祝日と風俗、③国民としての国家への帰属感、④中国の政治、経済、市民の権利と責任の四項目であった(教育統籌局, 2002)。

在として影響力を増してきていた³⁴。2000年、カリキュラム改革が進行する過程で、「教連会」は教育当局に対して「国史と国情教育」を第九個目の学習領域に組み入れるように要望したが、教育当局からは以下の理由で拒否されている。

「国情教育」の学習は、「徳育と公民教育」の一部であり、「徳育と公民教育」は五つの主要な学習経験の一つであり、全人教育の発展においては一つの学習経験である。「国情教育」と「徳育と公民教育」は、ナショナル・アイデンティティ、責任感、社会と国家を改善する請け合い精神などの価値観を包括するものである。各学習領域が内包する中国文化の要素（例えば、歴史、芸術、科学技術の発達、傑出した華人による成就など）を認識することを通じて、学生のナショナル・アイデンティティを育成する。「徳育と公民教育」は学校生活と各学習領域と関係のある全方位的な活動から学生に学習させる。または、身近な日常生活に関する諸問題を釣り上げる方式で、学生に自我を体現させ真の自我を発掘させる。これによって、本報告では「徳育と公民教育」を提唱し、生活事件方式を採用し、「国情教育」と「徳育と公民教育」を分離して、中国歴史を第九個目の学習領域とすることはしない(課程発展議会, 2001a, p. 21)。

すなわち、2000年当時の教育当局の判断は、「国情教育」は各種の既存の人文系の科目と様々な課外活動と浸透式の組み合わせで行うことが適切であるというものであった。その教育当局に対して、当時の「教連会」にはまだ教育当局の判断を再検討させるほどの影響力は無かった。さらにこの議論から読み取れるのは、教育当局の描いていた国民教育とは、客観的な知識の取得が主であり、知識の来現である歴史や文化などを考慮していないという点ではないだろうか。なぜなら、「教連会」側が主張する国民教育とは「国史と国情教育」で表現されている通り、歴史とその背後にある国情を一体化させた情感を描いていると思われる。「教連会」幹部の黄均瑜によると、「国史とは中国文化の重要な運び手であり、国史を認識するという事は国家民族の帰属感とアイデンティティの育成に根本的な影響を与えるものである。認識がなければ、アイデンティティを抱くことはない。国民教育を推進するには、同時に国史教育を推進し発展させなければならない」(『明報』、2011年5月17日)。回帰直後には、教育当局と「教連会」の間に、国民教育の推進方法とその中身について食い違いがあったのではないかと筆者は考えている。さらに「教連会」側から見た香港の国民教育不在の教育現場の実情について、黄均瑜は記憶する実話を以下の通り挙げて批判している。

³⁴ 1998年に公布された初中課程「公民教育科」では、民間メンバーによって構成される「課程発展議会」中学公民教育科委員会の主席に、『96年ガイドライン』の作業部会メンバーでもあった「教連会」幹部の馮敏威が就任していた。

ある音楽科担当教師が、国歌の歌唱指導において学生から「我們万衆一心/冒着敵人的砲火/前進」[万人が心を一つにし、敵の砲火に立ち向かうのだ]の歌詞について「敵からの砲火が轟いたならば、すぐに後退すべきであるのに、なぜ死の危険を冒してまで前進するべきなのか何が何だかわからない」との質問に対して、教師が「この歌詞は全く理不尽だ!」と応答した。……抗日戦争のこの段階での歴史の重要性を全く理解していない学生が、このような疑問を持つのは理解できる。しかし、歴史感の全くない教師が、いかに現代中国の事件を理解し解釈し、学生の思考と判断を導くことができるというのか(『明報』、2011年5月17日)。

(2) 回帰5周年での国民教育政策の検証

回帰後の国民教育政策は、それまでのほぼ無に等しかった状況と比較すると大幅に増強されたと言えるであろう。しかし、各研究機関が実施した回帰前から青少年の国民意識調査の結果を見る限り、教育当局がデザインし「教連会」が期待していた結果とは程遠い状況であったと推測される。例えば、王家英と沈国祥の回帰前からの追跡調査の結果では、1996年調査で示された香港と自由人権の擁護を重視する香港人意識が2002年調査でも依然として高いことが示されていた(王家英 & 沈国祥, 1997, 1998, 2002)。香港青年協会が2002年に実施したシティズンシップに関する調査でも、26%の被験者が『基本法』を完全に認識しておらず、半数を超える被験者が国歌を斉唱できないという結果が示されていた(香港青年協会, 莫漢輝, & 陳瑞貞, 2002)。「教連会」が2002年に実施した「青少年国民意識調査」でも、香港の青少年の国家民族に対する観念は極めて薄弱であるという結果であった(香港教育工作者連会, 2004b)。これらの調査結果をもとに、回帰5周年という一回目の節目を迎え、立法会では国民教育の推進方法やその内容および方向性に関する議論が交わされた。

2002年12月4日の立法会は、「教連会」幹部である楊耀忠議員の以下の三つの質問に対する教育統籌局(主権移行に伴い教育統籌科を改称)の李国章³⁵局長の回答から、国民教育の推進方法と内容に関して各派の議員を交えた議論へと発展している(立法会行政管理委員会, 2002, pp. 1114-1119)。

質問(1): a) 今年の国慶節で国旗掲揚を行った公立小中学校の数と全体の比率、
b) 国旗掲揚台が設置されているのに当日に国旗掲揚を実施しなかった学校数、c) 実施しなかった理由。

回答(1): a) 約1,100校の公立の小・中学校のうち約670校が実施、b) 未実

³⁵ 李国章は1945年香港生まれ、外科医。1996年から2002年まで香港中文大学の学長を務めた後、2002年7月1日から2007年6月30日までの董政権2期目の教育統籌局の局長。「親中派」に属する。

施は約 400 校、その内約 300 校で設置あり。c) 一部は環境面での制限、現在の掲揚台の位置が不適合または改修予定を除けば、未設置の学校には行政面において設置できない理由が個別にある。私立の小中学校の約 3 割が今年実施したが、ほとんどの私立校には国旗掲揚台が未設置のままである。

質問 (2) : a) 小中学校が国慶節やその他の重要な祝日に国旗を掲揚する規定を設けるか否かについて『升旗国旗ガイドライン』改訂の有無。b) もししない場合はその理由。

回答 (2) : a) 教育署 (2002 年 1 月に教育統籌局に吸収合併) はすでに「官立校」に対しては国慶節と重要な日には国旗を掲揚するように要求し、実施に至っている。しかし、非官立校 (「資助校」と私立校、「直資校」も含む) での実施に関しては、現時点では政府の政策は「非官立校」に対しては、奨励するのみである。b) 毎年、教育署は通達を出し、各学校に国旗と区旗掲揚への注意を喚起している。学校側は、現時点でのアレンジを受け入れている。(※傍点は、筆者加筆)

質問 (3) : 国旗掲揚以外で、小中学生の国家観念や民族意識を増強する措置を何かとっているのか。

回答 (3) : カリキュラム改革においては学生のナショナル・アイデンティティの育成が「七つの教育目標」の一つになっている。学校が「徳育と公民教育」を実施する際には、「五つの価値観と態度」の一つであるナショナル・アイデンティティを優先することになっている。現在進行中のカリキュラム改革以外では、小学課程「常識科」と初中課程「個人・社会と人文教育」において学習領域の異なる学習段階でそれぞれ学生の祖国に対する認識を強化している。その他は、教育署が教師に対して国民教育指導カリキュラムや研修会を実施、教育署による「中国文化活動資助計画」の継続、教育署によるテレビ教材の制作 (2002-03 年度で幼稚園児用「私は中国が大好き」テレビ番組の制作含む) などを実施している。

続いて、楊議員から、公立小中学校の 4 割が回帰 5 周年を迎えても国慶節に国旗掲揚を実施しない現状から、教育当局が国民教育の実施に対する指標を制定、および定期的に学生のナショナル・アイデンティティの確立状況を図る点に関して教育当局の見解が問われた。李局長からは、工事中の「官立校」を除く「資助校」と私立校での国旗掲揚台が未設置の問題について、「該当学校は政府からの資金援助を受けたとしても学校側には自主権があり、各学校に異なる考え方がある。例えば、ある学校の国慶節当日に国

旗掲揚を実施しない考え方について、掲揚台が屋上にあること、国慶節は祝日であり学生は登校する必要がないこと、学生の権益が優先されること、国慶節当日以外で国旗掲揚をしていくつもりであること、また国慶節当日以外に国旗掲揚を実施しても学生のナショナル・アイデンティティを深めることは十分可能だと考えていること」という実態を紹介したうえで、教育当局の立場は、「国慶節当日に国旗掲揚を実施するように出来る限り推奨することである」と説明している。

続いて、「教連会」幹部の葉国謙議員から、北京での早朝の国旗掲揚が幼い子供や学生にとって重要な国民教育の機会となっていること、回帰後5年間という時間の長さを強調した上で、「全体の1割にあたる100校余り³⁶の学校が未だに国旗掲揚台を未設置である状況のなかで、どのように学生に対する愛国主義教育を強化していきけるのか」教育当局の見解を求める質問がなされた。李局長からは、未設置校が抱える環境面での理由として、「①一部の学校は借用の校舎であり改修工事は難しいこと、②すでに設置されていても場所が屋上など不適切な配置であること³⁷」を挙げたうえで、「当該学校が政府に〔移設または撤去新設工事に関する〕資金援助の申請をすれば適切な配置は可能であること」が付け加えられている。しかし、葉議員からは、「借用校舎や屋上に掲揚台があることが国慶節当日に国旗掲揚をしないという正当な理由には当たらない」との反論が示され、「過去5年間の未実施校をこれから実施校にさせることは可能なのか」との質問がなされた。李局長は「掲揚台未設置校の多くが私立校である」とだけ回答した。

「民主派」の李卓人議員³⁸は、李局長の回答に賛同を伝えたいうえで、「教連会」幹部の二議員から示されたナショナル・アイデンティティは国旗掲揚を見ることで深まるという考え方は表面的なものにすぎない」と反論をしている。さらに、李議員からは、李局長が紹介した「徳育と公民教育」のHPにはナショナル・アイデンティティに関するトピックがあり自分も閲覧したことが述べられたうえで、このHPの中のリンク先に「支連会」が入っていなかったことが指摘された。李議員からの「教育署が提供するHPが偏ったものではないというならば、「支連会」を加えるべきである」との提案に対し、李局長からは「検討する」との回答が示された。

「民主派」の麦国風³⁹議員が、李局長の国家観念と民族意識を強化する措置を支持すると表明した後、体験型学習の重要性から、香港の学生に国内の民族意識を理解させるために内地交流活動の実施予定の有無について質問がなされた。李局長からは、すでに

³⁶ 葉議員はこの質問の中で、回答(1)の未設置数は約4割ではなく、約100校の1割ではないかと教育当局側のデータミスを指摘している。

³⁷ 筆者が、2002年9月から2003年2月に現地調査を行った3校の中学校の内、左派系愛国学校を除く2校の実態は、未設置と掲揚台が正門にあるという状況であった。したがって、国慶節前に実施された集会では講堂内にいる学生と教師たちは誰も国旗が掲揚されている場面を実見していないという状況であった(中井智香子, 2005)。

³⁸ 李議員は、司徒華議員の没後の2011年から「支連会」主席を務めている。

³⁹ 2006年から「泛民主派」内で過激的な言動を辞さない「社会民主連戦」メンバーとなる。

各学校が最高5万香港ドルを申請できる交流計画⁴⁰があることが示された。

「民建連」所属の陳鑑林議員からは、市民の国民意識と民族意識を高めるには学校での学習時期が最良であるとの一般的な認識が示された。その上で、「現在政府が堅持している学校に対する推奨方式、つまり学校側の自主決定は理想的とは言えない」との意見が示された。したがって、国旗掲揚も含め、奨励方式ではなく、強制力のある政策を制定するつもりが有るかないか政府側の見解を求める質問がなされた。李局長からは、「まず奨励方式の採用を希望するが、教育当局としては学校に対して『ガイドライン』を提供し、国慶節、回帰記念日、元旦などの重要な祝日には国旗を掲揚するよう要望する。一部の学校が国旗を掲揚しないで教育当局の政策に賛成する場合、当該学校の問題を注視し実施する上で弊害となっている問題点を処理していかなければならない。教育当局の見解としては、数年内に私立校を除いて大部分の学校が国旗掲揚を実施するものと信じている」との回答が示された。

「前線」所属の劉慧卿⁴¹議員は、回答（3）の2002-03年度に制作された幼稚園児向け教育テレビ番組「私は中国が大好き」で描かれている「愛国」とは「愛党」と同等として描かれているのか否かについて質問がなされた。李局長は、「中国と中国共産党を幼稚園児が分けて理解することは出来ない」との個人的見解を述べ、「実際にそのテレビ番組を見ていない」と回答するにとどめた。

回帰5周年という一回目の節目で、立法会では国民教育の推進方法に強制力を行使すべきとの「親中派」議員からの要請がある一方で、「民主派」議員からは現時点での教育当局の奨励を主体とした推進方法を支持する意見が示された。さらに、「民主派」議員からもナショナル・アイデンティティを強化する上で、内地交流などの体験型学習の有効性と必要性が示されている。

教育統籌局はこれまでカリキュラム改革において正規課程での国民教育の推進に専念してきた立場を一転させ、非正規課程で自ら内地交流を企画し運営する立場へと方針転換をはかった。その第一弾が、2004年7月に中6学生⁴²170名と10名の專業教育学院学生を対象に北京で実施された「香港学生リーダー育成計画：国情教育課程」であった。

張永雄の解説によると、情理兼備の国情教育と名付けられた非正規課程の国民教育とは、理をカリキュラムから入手し、学生に自己のナショナル・アイデンティティを認識

⁴⁰ 1997年からスタートした教育統籌局が管轄する「中国文化活動資助計画」。

⁴¹ 劉慧卿は1952年香港生まれ。1991年立法局の直接選挙枠で「民主派」政党の「前線」から立候補し当選して以来、現在までも強硬派の立法會議員の一人と言われている。しかし、2008年に「民主党」へ移籍した後、「泛民主派」内の激進派からは穏健派と批判されている。2012年からは、「民主党」の党首を務めている。

⁴² 香港の中6学生とは、大学進学予科課程の言わばエリート学生である。特に初回の参加者は、各学校から一名選抜された学業面も含めて将来性を期待されている優秀な学生ばかりが参加していた。したがって、教育当局が期待した結果が得やすい条件面は整っていたと筆者は推測する。なぜなら、その後、回を重ね参加人数が増やされていくにしたがい、参加学生の感想からは教育当局が期待した結果とは反対に、中国への拒否反応をさらに増幅させるものが少なくないからである(林匡正, 2012)。

させ、中国の国情を理解させ批判思考を生み出す。しかし、国民教育を推進するには、知識面からのみの発展では不十分であり、情を持って動かすことがとても重要である(張永雄, 2006)。それ故に、教育統籌局は、国民教育のなかで学生の学習経験を増やすことにした⁴³。すなわち、2004年夏を起点に、教育統籌局の国民教育政策は、情と理の複線で発展させる方針へと転換された。

2003年11月に中国初の宇宙飛行士である楊利偉が内地での市民との交流行事に先行して香港を訪問したことが、教育統籌局による路線転換の決定を後押しした。教育統籌局主席教育主任の潘漢雄によると、教育統籌局は2003年の段階で同計画の構想を練り、学生を教室から北京に連れ出し、有りのままの状況下で学生に自己のナショナル・アイデンティティを感受させることの有効性について検討していた。楊宇宙飛行士が香港を訪問した後⁴⁴、学生のナショナル・アイデンティティが大きく向上したことを受けて、教育統籌局は同計画の導入をその後もなく決定している(潘漢雄, 2006)。さらに、教育統籌局は、同計画の参加学生たちから自己の中国人意識が覚醒されたと情感面での高揚を綿々と綴った体験談⁴⁵を得たことで、国民教育の推進方法において情感面アプローチの有効性に対する確証を得たと思われる。その後、同計画は「赤子情・中国心」と名称され、毎年3回北京で開催されている。

実際、教育統籌局が新たに採用した内地交流を主とする体験型学習は、もともと左派系愛国学校で長年にわたり実施されてきた国情教育を継承したものであった。その背景としては、教育官僚たちは国民教育の実績と経験に乏しかった為、「親中派」寄りとなった董政権のもとで、北京政府とのパイプ役でもある「教連会」の影響が増していたことがあった。つまり、教育統籌局にとって「教連会」の提言は無視できない状況から、徐々に国民教育の指南役として受け入れざるを得ない状況になったと見られる。この状況から、国民教育を巡る主導権は徐々に教育統籌局から「教連会」へと移っていったこ

⁴³ 教育統籌局は、2004年10月1日の国慶節での中華人民共和国建国55周年を記念して、9月から11月の期間に「我愛中華賀国慶2004」と題して、『『赤子情・中国心』研修旅行報告のコンペ』『全国学界国慶文芸ショー』『和平発展 - 中国外交55周年成就展』『慶祝国慶升旗礼と国民教育活動』『宋慶齡 - 永遠に中国心』巡回展』など一連の「情と理をもって」祖国と全面的に触れ合おう活動を大々的に開催した(張永雄, 2006)。その後、教育当局は、短期間ではなく常設の国民教育展覧施設が必要との立場に立ち、「国民教育センター」の設置に賛同している。

⁴⁴ 2003年はSARS発生や「七一デモ」の余波を受けて、市民の間に政府に対する不満が鬱積していたが、楊宇宙飛行士の訪問は熱狂的な市民の歓迎を受けた。北京・香港両政府による国威発揚の政治意図は達成され、暫くの間は維持していたとの見方が一般的である(倉田徹, 2009, pp. 301-303)。

⁴⁵ 「身を持って体験したことでこれまでの偏見が認識不足によるものだと分かった、これからは祖国に対して建設的な批判を行いたい」(陳芸尹)、「これまでの怯えを改革の原動力に変えていきたい、眼耳鼻で国情を感受した」(何子聡)、「これまで中国人と思ったことがなかったが、今回の旅で愛国の心情が大きく向上した」(吳惠儀)、「天安門の国旗は私の愛国心を向上させ、中国人の血は水よりも濃いという感覚を感受させた」(王家兒)、「国家は発展途上にあり、多くの後方支援を必要としている」(李嘉)、「学生は容易に騙され国家の全てを白か黒かで盲目的に受け入れる、それとは逆に香港の学生は常に批判精神を抱いている」(劉芷琳)(教育統籌局, 2006)

とが伺える。

これまでの公民教育政策は、『96年ガイドライン』において「民主・人権」という理性的なもの、「ナショナル・アイデンティティ・愛国主義」という感情的なものとの対立構図のなかで知識面を重視してきた。なぜなら、公民教育が目指した批判的思考能力と独立思考能力の育成は、国民としての国家への帰属感を抱かせるために政治的教化を強調する国家・民族主義的な教育とは矛盾・対立するものであったからである(Lee, 2008; Lee & Sweeting, 2001; 蔡宝瓊, 1996)。Leungらは、香港の公民教育が世界市民ナショナリズムと自由主義ナショナリズムおよび中国文化を主体としたナショナリズムの折衷タイプであると分析したうえで(Leung & Print, 2002)、国家・民族主義的な教育を取り扱うには認知と感情のバランスが最も重要であり、国家・民族主義的な教育の認知面で感情的な補完作業を達成するためには情から理への学習にリンクさせることが効果的であることを実際の教授法から検証している(Leung, 2003)。Leungらの検証でもその効果が裏付けされた情理兼備の国情教育は、2002年12月の立法会でも内地交流と体験型学習の有効性を大いに期待する発言が出されている。その一方で、香港の公民教育と国民教育を巡る問題は、共産党政権を愛国の対象とみなすナショナリズムを現場教師がどのように処理するかという点が鍵を握っていると思われる。教師の役割の重要性に関しては、教育当局だけでなく「教連会」も一致した意見であると見なせる(香港教育工作者連会, 2006)。したがって、青少年への国民教育を推進することは、同時に教師に対して国民教育を再教育するという政治意図も含まれていたことは明らかである。

(3) 情理兼備の国情教育と民間委託の国情教育

2004年11月3日、立法会において劉議員が自身の2002年12月4日での質問を改めて質問することで⁴⁶、再び国民教育の推進方法を議題の一つにしようとしたが、同年夏から情理兼備の国情教育がすでに始まっていたことで、他の議員から推進方法や方向性などに対する活発な論議はなかった。但し、表⑨の通り、国民教育を巡る公的資金の使途が初めて開示された。

これら公開可能なものとは別に、立法会での議論を必要としない公的助成金が教育当局には存在していた。それは回帰後から、教育の多元性を確保する観点から教材づくりは民間に委託されていた。表⑨の「赤子情・中国心」は教育統籌局が実施する情理兼備の国情教育課程であるが、これとは別に民間委託の内地交流も非正規課程の国民教育を

⁴⁶ 質問(1): 2002-03年度幼稚園児向け「私は中国が大好き」教育テレビ番組は、「愛国」と「愛党」を分けて教えようとしているのか、もしそうならば詳しい説明を、もしないのならばその理由。回答(1): この質問に対して、李局長は「同番組の目的は学生の国家への帰属感や国旗や国歌に対する態度を育成し、中国の優良伝統文化を重視し堅持することを奨励することである」と一般的な見解を述べるのみで、劉議員の質問の意図である「愛国」と「愛党」の分け方には何も言及しなかった(立法会行政管理委員会, 2004, pp. 671-675)。

補完する目的で強化された。そして、「教連会」も委託を受ける民間団体の一つとして名を連ねていた。

表 ⑨：2002-03 年度と 2003-04 年度の国民教育関連予算と支出

措置	2002-03 年度		2003-04 年度	
	予算	支出	予算	支出
教師への訓練	250,000	144,053	250,000	161,098
「徳育と公民教育」 補助金	5,436,400	4,546,856 ※1	10,723,800	9,777,144 ※2
認識中国文化活动資助 計画	3,000,000	2,908,855	3,000,000	2,946,229
「赤子情・中国心」 学習の旅計画	なし（新計画）		850,000	594,630
学と教の資源製作	1,720,000	690,000	480,000	437,225
研究計画	192,000	96,000	なし（計画終了）	

※1：教育統籌局が 1997 年から小中学校を対象にした公民教育補助金。

※2：公民教育補助金は 2003 年カリキュラム改革後「徳育と公民教育」補助金へ改称。

※3：通貨単位は、香港ドル。

（出所）立法会行政管理委員会、（2004, p.673）より筆者作成

2001 年にかけて楊議員ら「教連会」幹部は、政府側の国民教育への支援体制はまだ不十分との判断で、常設の国民教育資料館の設置を董長官へ働きかけ、董長官から賛同を得ている。2002 年 7 月、楊議員ら「教連会」幹部は、教育統籌局と民政事務局へそれぞれ働きかけを行い「国民教育センター」設置だけでなく運営のための巨額な公的資金⁴⁷の提供を受けることになった。その際、「親中派」に属する教育統籌局の李長官と羅范椒芬常任秘書長との折衝で、「教連会」が入札なしで運営団体に選出されることが決まった。2004 年 12 月にオープンした「国民教育センター」は、大規模な常設展示だけでなく、專題交流活動の推進、工作教室の開設、学校に対する国情教育教材の提供を請け負った。楊議員は、「国民教育センター」は香港の国民教育の基地としての役割を担っていると発言している(楊耀忠, 2009)。そして、「国民教育センター」オープンから 2 年後には、政府側から現場教師のトレーニング機関として「国民教育サービスセンター」の新設が「教連会」側へ打診された。そして、「国民教育サービスセンター」では一般公募が行われたが「教連会」が再び選出されている。

⁴⁷ 「国民教育センター」の 2008 年度総収入 509.7 万香港ドルのうち公的助成金は 491.1 万香港ドル（96.9%）、「国民教育サービスセンター」の 2010 年度総収入 1,047 万香港ドルのうち 883.6 万香港ドル（84.4%）が公的助成金である（『明報』、2012 年 7 月 10 日）。

以下、劉議員と李局長との質疑応答は、現代中国の政治を教師がどう取り扱うべきかについて教育当局の見解が述べられている(立法会行政管理委員会, 2004, pp. 671 & 674)。

質問(4): 国民教育カリキュラムの内容には「六四」、中国と香港両地での民主運動の歴史や「七一デモ」などの記述は含まれているのか、もしないならばその理由。

回答(4): 学校は異なる科目⁴⁸を通して国民教育を推進しているなかで、「中国歴史科」カリキュラムは近代史から 20 世紀末まで学習範囲を延長した。カリキュラム内容はマクロな発展を重視してデザインされ、個別な歴史事件は課程綱要の中には列記されていないが、教師が関連する議題を教えることは可能としている。同時に、カリキュラムはテーマ別の学習法を採用しているので、学生に幅広い角度から歴史を学習することを推奨している。教育統籌局が考える教師による歴史課題や時事事件の処理方法とは、教師が客観的でバランスのとれた思想選択の方向性と学習促進者の役割で、学生にどのように資料を探し、事実と意見を区分して、十分な証拠に基づいた合理的な結論を導くことである。この教授法は、教育改革の精神に合致し、学生が未来の社会へ挑戦することを手助けするものである。(※下線は、筆者補足)

李局長の見解は、2005 年の高中課程「通識教育科」に通じる解釈であると考えられる。そして、2004 年に情理兼備の国民教育へと軌道修正された後の国民教育の推進方法とその原則は、それぞれ以下の通りである(容宝樹, 2006)。

【推進方法】

- ① 正規課程の授業の中で、国家国情の学習要素を加えること。
- ② 国旗掲揚儀式と国旗に関する講話で、学生の国家に対する意識を高めること。
- ③ 複数の科目での「学習週」系列活動を通して、多角的角度から国家を認識すること。
- ④ 娯楽行事への参加や鑑賞で、祖国の伝統文化と芸術を認識すること。
- ⑤ 内地交流で体験型学習を行うことで、祖国の人民としての「血は水よりも濃い」という感情を築くこと。

【推進の原則】

- ① 「両制のみを語って、一国を語らない」のは不可。学生に一国両制の意義を正確に理解させ、香港の位置づけを思考させなければならない。

⁴⁸ 小学課程の「常識科」「中国語科」「普通話科」、中学課程の「公民教育科」「中国語科」「中国歴史科」「社会教育科」「経公科」「政公科」「地理科」「通識教育科」など。

- ② 「権利のみを語って、義務を語らない」のは不可。学生に国家発展の為にいかに責任を負い貢献できるかを思考し理解させなければならない。
- ③ 「成就のみを語って、欠点を語らない」のは不可。的を射た事実に基づいた事実を求めるには、学生に物事の道理を全面的に体得させ既存の幅広い視野と卓越した見識をもたせることである。
- ④ 教室の学習だけに依存してはいけない。実地交流や国情への実体験によって、ナショナル・アイデンティティを認識させなければならない。
- ⑤ 「国民教育」を一科目と見なしてはいけない。国民教育の要素を各学科の各学習活動の中で幅広く浸透させれば全面的に始動していき、気づかないうちに変わっていくものである。
- ⑥ 政府が単独で推進するのではなく、各方面が同じ目的の下に力を合わせ社会全体のパワーを形成していかなければならない。

しかしながら、教育当局が推進してきた国民教育は、期待された程の結果を出せていなかった。その為に、教育当局は徐々に「教連会」実践モデルの国情教育の内容と推進方法を取り入れざるを得ない状況に追い詰められていったと思われる。江関生は、2004年から「12年国民教育論争」までの8年間を左派主導の国民教育と見なし、教育当局が権力を利用して市民からの税金を軽率に社会の少数派側へ私的に流していたとみなし、この状況を左派側による国民教育のハイジャックであるとの見方を述べている(江関生, 2012)。国民教育の支流と伏流の非正規課程では、本流の正規課程と異なり、諮問などの民主的な手続きと市民との間の合意形成を必要とはされていない。つまり、教育当局内で権力を握る少数の間で私的に決定され、多額の公的助成金が投入されている。別の角度から考えると、支流と伏流よりは本流の正規課程において一般市民との間で合意形成を図ることは甚だ難しい状況にあったからこそ、後述する「12年国民教育論争」へと必然として展開していったのではないかと思われる。

第4章 政治任務としての正規課程の国民教育

第3章でも述べたように教育統籌局は、2004年夏から内地考察を主とする体験型学習を自らも企画・運営し、知識面と情感面での相乗効果を狙った。教育統籌局は、それを情理兼備の国情教育を名付け非正規課程の国民教育として新たにスタートさせた。その傍らで、北京政府と「教連会」側は、教育統籌局の国民教育推進に対する責任の取り方とその推進方法に強い疑念を抱き続けていた。

本章では、「03年七一デモ」以降の北京政府の対香港政策の変更に伴い、国民教育政策へも北京政府の影響力が及んだ経緯と「12年国民教育論争」を巡る推進派と断固反対派側の主張から、それぞれの愛国愛港像の違いを検証する。

第1節 北京政府の対香港政策の変更

「03年七一デモ」は、回帰後の香港政治の分水嶺として位置付けられている(谷垣真理子, 2007, p.171; 陳韜文 & 李立峰, 2009, p.72)。その理由の一つとしては、「03年七一デモ」が北京政府に対香港政策を変更するきっかけとなったことが挙げられる。それ以外の理由として、香港市民の間にも「03年七一デモ」後に政治意識に大きな変化が生まれたとの見方が示されている¹。

本節では、「12年国民教育論争」の前段階として、香港人の間に新たに芽生えた政治意識が、北京政府が期待する「人心回帰」²と「03年七一デモ」後の北京政府からの恩

¹ 陳韜文らの分析では、デモ参加者の大多数が自主的な参加者であり、社会の中堅を形成する高学歴の中産階級であった点以外に、デモ参加者の言動が理性的かつ冷静で平和的であり法を遵守し自律性を兼ね備えていた点に注目している。そして、彼らのシティズンシップの特徴は、香港に民主化の条件が整っている証であるとの見方を示している(陳韜文 & 李立峰 2009, pp. 60, 70)。

² 劉兆佳によれば、北京高官が通用させている「人心回帰」という用語に対する明確な定義はないとしながらも、劉兆佳自身の解釈を以下の通り示している。「香港人は中国共産党と中国の特色ある社会主義に賛同したくないのだけれども、自己の利益の為にも中国共産党と国家に不利になることはしたくない。同様にその他の人(特に香港の「反対派」と反攻勢力[反政府勢力])がそのようなことをするのを支持しないし認めない。最高レベルの境界から言えば、「人心回帰」とは香港人の主体的で積極的な中共と国家の利益と安全に対する関心と保護を意味し、中共と国家の憂慮する点を先んじてやり遂げることである。最低レベルの境界から言えば、「[中間派]の」香港人は香港の「反対派」と中共が敵対することを承知しながらも、特区政府と「親政府派」にコントロールさせる為に、香港の議会選挙のなかで「親政府派」に投票する。反対に、最高レベルの境界のなかでは、香港と中央および内地との関係を良好に保つために、「[中間派]の」香港人は「反対派」に対する支持の放棄を望んでいる」(劉兆佳, 2013, p. 58)。

惠的な経済支援との間に対して、どのような反応を示しているのか検証する。

(1) 「03年七ーデモ」以前の不干渉政策と高度自治

1979年当初、鄧小平が描いた一国両制構想は、香港と大陸との差異が前提であり、その差異を温存することを重視していた³(中央人民政府駐香港特別行政区連絡弁公室, 2014)。鄧小平はこの「差異尊重論」を前提に50年間にわたる高度自治と港人治港を強調することで、香港の繁栄を維持するだけでなく市民の間に広がる不安を払拭する狙いがあった。したがって、回帰後の北京政府は、鄧小平の基本構想と指示に従い如何なる部署に対しても香港への内政干渉を厳しく控えさせていた。香港担当の部署である國務院香港マカオ事務弁公室[以下、弁公室]や中連弁の官員ですら厳格にその通達を守り、彼らの言動はかなり低調で目立たぬ存在であった⁴。その結果、香港内外からは高度自治に対して肯定的な評価がなされていた⁵(The Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, 2003)。

その一方で、財界出身で執政経験のなかった董長官の1期目を総括すると、回帰直後に始まったアジア金融危機や鳥インフルエンザの発生といった不運に見舞われただけでなく、自らの民生での失策⁶も重なり市民からの支持は5年間低迷したままであった。しかし、北京政府は香港政治への不干渉政策を貫き、董長官から北京政府に相談があっても自力で解決するようにと指示するのみで、1999年の終審法院判決の再解釈⁷を除けば具体的な支援の措置をほとんど行わなかった。劉兆佳の分析によると、回帰直前の北京政府は回帰後の香港の動向に楽観的な態度を示していた。その理由として、北京政府高官のなかで香港の内政問題へ関与できる担当者が極めて限られていたことと、香港研究を専門とする部署が回帰前には大幅に削減されていた為、香港で想定外の内政問題が

³ 北京政府の公式見解によると、1979年1月1日に全人代常務委員会が発表した『台湾同胞に告ぐ』の中で、台湾との平和的な統一の為に、台湾の現状維持を前提とした一国両制の基本構想が示された。

⁴ 2002年8月の姜恩柱の離任報道で、2000年1月に新華社香港分社が改組し中連弁となっていたこと、姜氏が初代中連弁の主任であったことが初めて公にされた。

⁵ 2002年香港中文大学アジア太平洋研究所の民意調査によると、58.3%の香港人が一国両制の実施に肯定的な評価を示していた。しかし、2012年の同一調査では、30.8%にまで減少している。

⁶ 不況下での住宅供給政策の頓挫や、自身に対する世論調査の中止を巡る学術の自由への不当介入問題などが挙げられる。

⁷ 例外的な対応としては、1999年12月、全人大常務委員会が『中国憲法』第67条と『基本法』第158条に照らして全人代の再解釈権を有効と見なしたうえで、香港の最高裁にあたる終審法院が下した「香港永住権を持つ中国大陸生まれの子供が非嫡出子であっても香港の居住権を与えられる」という判決を覆した。この前段階で、香港政府側が市民の大多数が終審法院の判決に反対であるという世論調査の結果と、市民の福祉を最優先すべきという観点等から終審法院の判決を憂慮した末に、香港政府側が全人代へ再解釈を求めていた。興梶一郎と林泉忠は、この「終審権論争」の争点について「一国を優先すべきか、両制を厳守すべきか」という一国両制の根幹に関わる問題として議論している(興梶一郎, 2000; 林泉忠, 2005)。

起きても北京政府の対応能力や支援体制が万全ではなかったことを指摘している(劉兆佳, 2013, pp. 5-9)。この劉兆佳の分析から、董長官が政権運営において孤立していた状況がうかがわれる。

このように北京政府の董長官に対する支援体制は未整備であったのにも関わらず、北京政府は董長官を2期目も続投させる決定を下した⁸。さらに、北京政府側から董長官に対して、2期目の任期内早々に『基本法』23条の自主法制化に向けた作業に着手せよとの指示がなされている⁹。なぜなら、前年4月には、董政権内での最強の反対勢力と目されていたナンバー2で公務員トップの要職にある政務司司長の陳安方生が早期退職しており、董政権内において法制化に向けた環境は整っていたからである。

2002年9月24日、董長官は2期目のスタートから3ヶ月も経たないタイミングで、『基本法』23条の法制化に向けた作業の着手を発表した。『基本法』23条は一国両制下の香港において国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府の転覆など国家の安全保障に関わる如何なる行為を禁止する法律であるが、その法制化は回帰後の香港政府に託されていた。董政権の法制化に向けた作業では、市民との間でわずか3ヶ月の間に公開討論会と諮問が1回行われただけであった。議論全体を見渡す限り、誰の目にも反対世論が支持を大きく上回っているのは明らかであった。しかしながら、翌年1月28日、董政権は市民からの意見書9,797通を集計した結果、過半数が法制化を支持しているとの大方の予測に反した結果を公表した。そして、董政権は諮問内容に基づき一部の削除と12カ所の修正を加え、『基本法』23条法案として制定すると発表した。董政権の示した諮問結果は民間調査機関が示した反対60%に対して支持37%の世論とは大きく異なっていた為、専門家からは集計方法の明らかな誤謬であるとの指摘が示された(『明報』、2003年1月30日)。その後、董政権が執った拙速かつ強引な法制化の手続きに対し、市民の間から董政権に対する不信感がさらに募ったと言われている(谷垣真理子, 2004, pp. 158-159)。

3月に入り、『基本法』23条の法制化を急ぐ董政権にとって全く予期せぬ大きな逆風が吹きはじめた。前年暮れから中国国内で発生していた原因不明の新型肺炎が、中国内地と香港との間の人々の往来によって香港へも到来し始めた。3月11日、その新型肺炎は新界沙田地区にある病院関係者の間で発症が初めて報告された。そして、その数週間後には一般市街地でも発症が確認されるという深刻な事態へと一気に拡大していった。重症急性呼吸器症候群SARSと名付けられた新型肺炎は、5月までの3ヶ月間にわ

⁸ 董長官は香港独自の景気浮揚策を持っていなかった為、このままでは財界からの2期目の信任を得ることは不可能と見られていた。したがって、北京政府は董長官の業績づくりの為に、香港と中国本土との間におけるCEPAを財界に提示することで董長官の再任への支持固めを行った。その結果、2002年3月の本選挙を待たずに董長官の続投が無投票当選によって決まった(竹内孝之, 2007, p. 20)。

⁹ この指示は、回帰5周年の記念行事の前夜、銭其琛副総理から董長官に対して示されたと言われている(中園和仁, 2010)。

たり香港内で猛威を振るった。4月2日にはWHOが香港に渡航延期勧告を出した為、香港の経済機能は麻痺状態に陥った。SARS発生によって3月下旬から全学校が休校されるなど市民生活も大きく混乱した。景気低迷に喘いでいた香港経済への悪影響は甚大であり、失業率はあつという間に8.8%まで上昇した¹⁰。

WHOが6月23日に香港を感染指定地域から解除したことで、SARS禍はようやく終息した。が、香港内での死者296名に加えて感染者1,755名にも及んだ未曾有の惨事において、香港市民が受けた心の傷は物質的なもので簡単に癒されることはなかった。政府はSARS禍によってさらに深刻となった不況対策、経済復興策、再発予防策などを中心に市民生活の改善に努めたが、市民の間からは政府の初期対応の遅れを厳しく非難する声はやまなかった。董政権を取り巻く情勢は極めて不利であったにもかかわらず、董長官はSARS発生に伴い2月下旬から一時中断させていた『基本法』23条法案の審議を6月には再開させ、2002年度会期内での法制化を目指した。

回帰6周年目を迎えた7月1日、50万もの市民が『基本法』23条法案への反対のみならず政府への様々な不満¹¹を行動で示すため街頭デモに自主的に参加した。想定外のデモ参加者数を目の当たりにして、「親中派」の内部から造反者が現れた。「自由党」¹²党首の田俊英が3日に北京を訪問し、6日には採決延期を要求することを引き換えに行政会議¹³メンバーを辞職した。そしてその翌日、董長官は9日に予定されていた採決の延期を発表せざるを得ない事態に陥った。そして、16日には「03年七一デモ」で名指しされた2名の高官も辞任した。政府に対する逆風が徐々に和らいだ9月5日、董長官は同法案の白紙撤回を正式に発表するに至った。

(2) 「03年七一デモ」以降の積極介入と「従属関係論」

北京政府の対香港政策の変更は「03年七一デモ」前にすでに始まっていた。つまり、SARS不況に喘ぐ香港経済へのCEPAによる経済支援策がその始まりであった¹⁴。そし

¹⁰ 失業率の推移は、2003年1-3月値7.4%、3-5月値8.2%、5-7月値と6-8月値8.8%、9-11月値7.6%で、2003年通年では7.9%となり2002年よりも高水準であった(谷垣真理子, 2004, p. 164)。

¹¹ 市民の間からは、『基本法』23条反対・撤回以外に、同法案の自主法制化を担当する保安局局長の葉劉淑儀と、自身の高級車購入に関し税金逃れを指摘された財政長官の梁錦松、そして董長官に対する辞任要求が示されていた。

¹² 「自由党」は、「親中派」寄りの財界保守派。

¹³ 行政会議は、香港特別行政区政府の最高意思決定機関である。回帰前までは、行政局と呼ばれていた。行政長官の諮問機関であり、行政長官が議長を務め、政府の重要な政策は行政会議で議論される。議題に対する決定権は行政長官にあり、議事に理由を明記すれば行政会議の多数意見を採用しないことも可能である。そのメンバーは、政府の政策決定部門の首長である政府側メンバーと行政長官が任命する民間側メンバーとで構成されている。任期は特に定めがないが、任命した行政長官の任期を越えないのが慣例である。メンバーには会議での討論内容に関する守秘義務が課せられ、また決定した政策に対しては対外的に支持を表明することが課せられている。

¹⁴ CEPAの締結日が6月29日であった点に関して言えば、上述した通り香港財界からの董政権2期目の支持を獲得するために北京政府と香港政府との間で1年以上前から協議されていたもの

て、「03年七一デモ」以降の北京政府は、CEPA締結を皮切りに大型国有企業の香港株式上場や「自由行」¹⁵の拡大など、一国両制における香港側の特権を最大限に活用することを認めた経済優遇政策を矢継ぎ早に講じた。これら恩恵的な経済支援策を契機に、今まで言動を控えていた担当部署の官員たちの言動は解禁され、北京政府による香港政治に対する水面下での内政干渉は活発化し始めた(『明報』、2007年6月7日)。とりわけ中連弁の官員は各選挙での「親中派」政党への票集め、行政会議の人事調整から新聞紙上での反「親中派」の立場をとる学者への批判など露骨に香港政治への干渉を行うようになり、いつの間にか「西環治港」¹⁶と揶揄されるまでになっていた。

劉兆佳は、北京政府が「03年七一デモ」を境に対香港政策を全面的に見直さざるをえなくなった要因として、次の四つを挙げている。①香港内には「両制が一国よりも優先される」という北京政府とは異なる解釈が存在すること、②北京政府の不干渉政策により董長官を孤立させてしまったこと、③北京政府が主体となって董政権に対する支援体制づくりの為に左派を中心とした愛国勢力を香港内に組織化させてこなかったこと、④北京政府の不干渉政策によって董政権が経済不況を自力では解決できず民意の不満を招き、その結果として市民の不満を民主化要求へと向かわせてしまったことを指摘している。特に、『基本法』23条を巡る問題では、「反対派」が市民の間に広がる董政権への不満を巧みに利用して自由と人権をアピールする絶好のチャンスを得たと分析している(劉兆佳, 2013, pp. 13-14)。

「03年七一デモ」以降、北京政府は香港の内政問題を高次レベルに引き上げ、中国国内の香港研究の専門家たちを再び始動させることになった¹⁷(『明報』、2007年6月7日)。その後、2回目の節目である回帰10周年を迎えるまでの4年間のなかで、北京政府の高官たちは一国両制に関する解釈を鄧小平の「差異尊重論」の継承から胡錦濤体制下での「従属関係論」へと徐々に転換させていった。

2005年9月19日、中国共産党第16期中央委員会第四回全体会議『党の統治能力の強化に関する中央の決議』[以下、「05年中共決議」]において、香港とマカオの一国両制に関して具体的な言及がなされた。その中でも注目すべきは、次の2点である。第一

であった。SARS発生により協議がずれ込んだ為、温家宝首相が回帰6周年行事に参加する為に香港を訪問したタイミングと重なっただけであった(竹内孝之, 2007, p. 55)。

¹⁵ 大陸の大都市住民に対する香港への短期旅行の拡大によって香港内での民間消費を増大させる経済政策のこと。2002年1月1日中国内地から香港への団体旅行の制限枠が撤廃された後、2003年には個人旅行も解禁された。同年6月28日の広東省内4市を皮切りに、各省大都市へも拡大されている。

¹⁶ 中連弁の建物が香港島西環地区にあることを、一国両制のあるべき統治形態を意味する「港人治港」を揶揄したものである。

¹⁷ 「12年国民教育論争」後の普通選挙要求への高まりを受けて、北京政府は弁公室の直属で2013年12月に「全国香港マカオ研究会」を正式に立ち上げた。最高次レベルに引き上げられた同会のメンバーには、内地の香港・マカオ研究の専門家240名以外に香港から40名とマカオから13名の専門家を招いている。会長には前弁公室常務副主任の陳佐洱、副会長には香港側から前中央政策組首席顧問の劉兆佳が就任している。

点目は、香港とマカオの長期安定を保持することは党が新たに形成しつつある国政管理においてまさに直面している重大な問題であるとの認識を示したうえで、香港問題を「真新しい問題」として中国の特色ある社会主義建設のなかで中国共産党の重要な任務の一つと見なしていることである。第二点目は、如何なる外部勢力も香港・マカオに干渉することを断じて許さないと明言していることである。「05年中共決議」での決定には、董政権1期目の不干渉政策によって本来の意図とは異なるメッセージを対外的に発してしまっただけを訂正する狙いが込められていた。

続いて全人代常務委員会委員長の呉邦国が、2007年6月6日に行われた「基本法実施10周年座談会」では、香港社会内部に顕在する一国よりも両制を優先する解釈を牽制する為、北京政府側の解釈を以下のように明確に述べている。

香港の政治制度発展は『基本法』に則って進められ、同時に一国に配慮しなければならない。香港特別行政区の高度自治権は中央から授与されたものであり、剰余権利は存在しない。中央〔北京政府の意〕が最終決定権を持っている(呉邦国, 2007)。

また、胡錦涛国家主席は回帰10周年記念行事で演説のなかで、この呉邦国の「権在中央論」(または「授權論」)に基づいた「一国の原則の下での両制」という国家と特別行政区の「従属関係論」を繰り返し強調した¹⁸(胡錦涛, 2007)。

2007年10月15日、中国共産党第17回全国代表大会では、「05年中共第16回四中全会」において香港問題を「真新しい問題」という評価から「重要な問題」へと表現を改め、さらに香港の長期的な繁栄と安定の重要性とその任務の長期的な維持を強調している。この変更によって北京政府の香港問題への積極的な介入が正当化されただけでなく、党の重要問題の一つに香港問題が加えられた。これらの点に注目するならば、北京政府は二つの一国両制のうちマカオ¹⁹よりも香港の方を、台湾との平和的統一に与える影響力の大きさからより重要視していると推測できる。

¹⁸ 回帰10周年を前に、北京の人民大会堂で『基本法』に関する大規模なシンポジウムが開かれている。香港でも香港特区政府政制事務局の賛助の下、「親中派」寄りのNGOシンクタンク(「一国両制研究センター」や「基本法研究センター」)が主催するシンポジウムが行われている。これらシンポジウムは、呉邦国や胡錦涛が北京政府側の一国両制の新解釈を示す布石となっている(『明報』、2007年6月7日)。

¹⁹ もう一つの一国両制マカオは、香港より2年遅れの1999年12月20日に中国へ返還された。1966年に文革の影響を受けて発生したマカオ暴動を共産党勢力が制圧して以来、マカオはポルトガル領でありながら共産党の実質的支配下におかれてきた。その為、民間団体を含めた反政府勢力は香港と比較にならないほど弱小で、マカオには北京政府が影響力を失うような反政府勢力はほぼ皆無と見られてきた(『明報』、2012年7月24日)。さらに、マカオ政府は2009年に『基本法』23条を自主法制化しており、北京政府はマカオを一国両制の成功例として高く評価していた(『明報』、2012年2月6日)。しかし、2014年5月29日、マカオ市民の間から行政長官が任期中に刑事責任を免除される等を盛り込んだ法案の撤回を求める大規模な抗議デモが起こった。マカオ政府は、デモの翌日には同法案の撤回を決定した(SCMP, May 30, 2014)。マカオ市民の間からも、政府に対する不満をデモや集会といった政治行動で示す動きが起こっている。

2012年7月1日、回帰15周年の記念行事に出席した胡錦濤国家主席は、改めて一国両制の全面的かつ正しい理解とその完全な履行を堅持するように訴えた。さらに、『基本法』に基づいて、一国の原則と両制の差異の尊重、中央の権力の擁護、特別行政区の高度自治権の保障、国家全体の利益の擁護、香港人社会における各界の利益の保障、香港が積極的に対外交流を持つことへの支持、そして外部勢力が香港の内政問題などに対して干渉することへの反対という原則的な事項を強調した(胡錦濤, 2012)。

北京政府の対香港政策の展開について、劉兆佳は以下のような分析を行っている。北京と香港の「共同での発展」と「共同での責任負担」を前提とした経済面での運命共同体構想が、北京政府の中心的原則になっている。但し、香港人社会側が一国両制における中央の権力と特別行政区の権限を尊重する必要があるが、現状は不十分である。したがって、北京政府は基本法教育と国民教育のさらなる普及促進が必要不可欠との認識にある。さらに、胡錦濤国家主席が回帰15周年記念スピーチの最後で、香港政府と社会に対して愛国愛港の人材の育成、特に優秀な若者が政治を担う人材として育成されることを要望し、一国両制事業の後継者の必要性を訴えている(胡錦濤, 2012)。この背景には、香港人社会には北京政府側が憂慮する根強い香港人意識、両制を一国よりも上位とする考え方や祖国回帰を拒否する心理状態などが残っていること、さらに北京政府側から言えば、香港には一国両制の履行への妨害²⁰や「人心回帰」を妨げる行為が存在しているとの認識に基づいた発言である。特に、北京政府の高官たちは、香港の青少年の思想や心理状態に注目している(劉兆佳, 2013, pp. 27-31)。

15周年を迎えても、上述のような原則的な事項が記念式典の国家主席のスピーチでなされるということは、香港には依然として深刻な矛盾と問題が内在しているという危機意識を北京政府側が持っている証である。その上で、北京政府が青少年への国民教育の重要性を繰り返し強調してきている点において、国民教育政策への積極介入も辞さずとの立場にあるとみてはば間違いない。後述する通り回帰10周年目に北京政府は香港政府に国民教育の更なる強化を政治任務として課し、回帰15周年の記念行事でも国民教育事業の重要性を言及した後に、「12年国民教育論争」に至っているのである。そして、上述した通り、『基本法』23条の自主法制化も回帰5周年目に北京政府から香港政府へ課された政治任務であった。しかし、北京政府の香港問題への認識の甘さから白紙撤回という最悪の結果を招いている。国民教育と基本法教育の共通項は、一国両制である。香港に内在する深刻な矛盾と問題の焦点は、一国両制の枠組みの有り様と愛国心の有り様にあると筆者は考えている。

²⁰ 80後の若者を中心に、植民地時代のユニオンジャック旗をかざして香港独立を訴えるグループが存在する。香港内部では、ごく一部の若者の間で広がりつつある社会に対する一種の閉塞感の表れであるとの冷ややかな反応が示されている。その一方で、北京政府の高官たちは彼らの言動に過敏に反応を示しているとの見方が大勢である(竹内孝之, 2013; 『明報』, 2012年8月1日)。

(3) 北京政府と香港市民との駆け引き 経済支援 vs 民主化要求

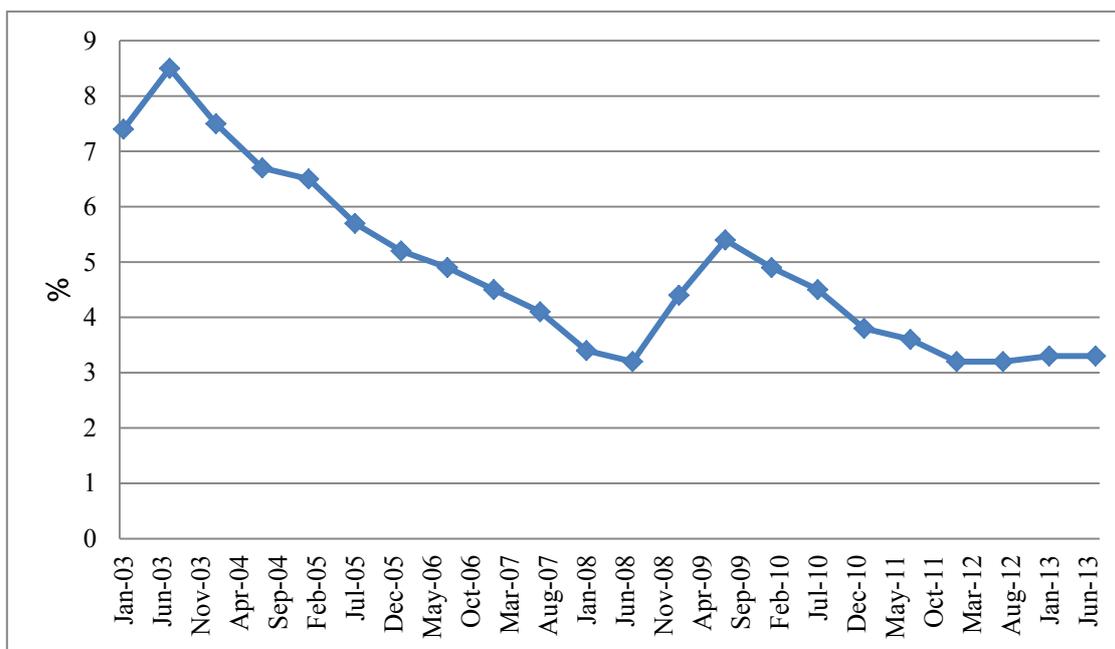
董長官がデザインした再度の非政治化構想は、少なくとも「03年七一デモ」までは機能していたとの見方が一般的である(倉田徹, 2009)。回帰前後での香港人社会の非政治化の状況について、李栄安は「市民は香港に対して帰属心を抱いているが、十分な安心感を持っているわけではない。彼らは社会ネットワーク組織に参加はするが、それは投票のような伝統的な市民活動や社会活動に限られ、政治性のある市民活動への参加はむしろ少ない。すなわち、彼らの間には「市民社会」としての無力感、とりわけ政治に対する無力感が感じられている」(李栄安, 2003, p.112)との見方を示していた。李栄安の分析は、今日の政治状況を見る限り、市民としてのあるべき行動をとる「中間派」市民のシティズンシップを過小評価していたものと言わざるを得ない。しかし、別の見方をすれば、「03年七一デモ」が香港政治の分水嶺と位置付けられる所以の一つであるとも言えよう。

しかしながら、「03年七一デモ」の主たる要因は、自由・功利主義の香港人が『基本法』23条によって突然政治的に覚醒され、香港の核心価値と言われている思想の自由を死守する為に立ち上がったと簡単に結論付けられるものではない。たまたま董政権が『基本法』23条の自主法制化へ着手した後に、SARS禍が香港経済と市民生活に大打撃を与え、同法案の法制化に逆風をもたらした。1期目の董長官の施政は失策の連続であり、市民からの支持率は低迷していた。2期目を迎えた董長官は、SARSでの初期対応の不手際、不動産価格の大暴落、最高値8.8%にまで上昇した失業率、董長官自身と2高官への辞任要求なども追い打ちをかけ、市民の信頼を回復する決め手に欠けていた。それに対して、所有不動産の価値暴落で負債を抱えることになった市民の多くが政府の施政に対して抗議行動を起こすことで、停滞した政治環境を変える突破口となったのではないだろうか。しかしながら、市民のなかには『基本法』23条とSARS禍が一つのきっかけとなって、市民運動に主体的に参加するようになったものも少なくないと考えられる。すなわち、中国系住民が香港人意識を形成してきた歴史的淵源に、それらの行動を読み解く鍵があるのではないだろうか(『連合早報』、2012年10月30日)。

先述した通り、香港人社会の底流には大陸からの難民第一世代が築いた経済重視の価値観があり、それは世代を越えて継承されている。回帰前後の香港経済は、財界からの要請を受け中国経済依存から脱却し、国際金融センターとしてグローバル市場での確固たる地位を築く方向へ舵を切ったにもかかわらず、「03年七一デモ」後の10年余りで再び中国経済へ大きく依存する体質へ逆戻りしてしまった。今日の香港経済は、もはや中国経済との一体化によって命脈を保っていると言っても過言ではないだろう。2003年の香港経済は、SARS禍によって自力では再起不能な状態に陥っていた。その状況を急速にV字回復させたのがCEPAであった。それ以降、香港政府の経済政策はCEPAに大きく依存し、グラフ②が示す通りCEPAの拡大に比例して失業率は3%台にまで回

復している。しかしながら、CEPA は香港に経済面での恩恵をもたらしただけでなく、「自由行」「大陸人妊婦の出産問題」²¹「粉ミルクの持ち出しの数量制限」²²などに象徴される通り香港人と大陸中国人との間に新たな軋轢ももたらしている。

グラフ ②：失業率の半年毎の推移（2003 年－2013 年）



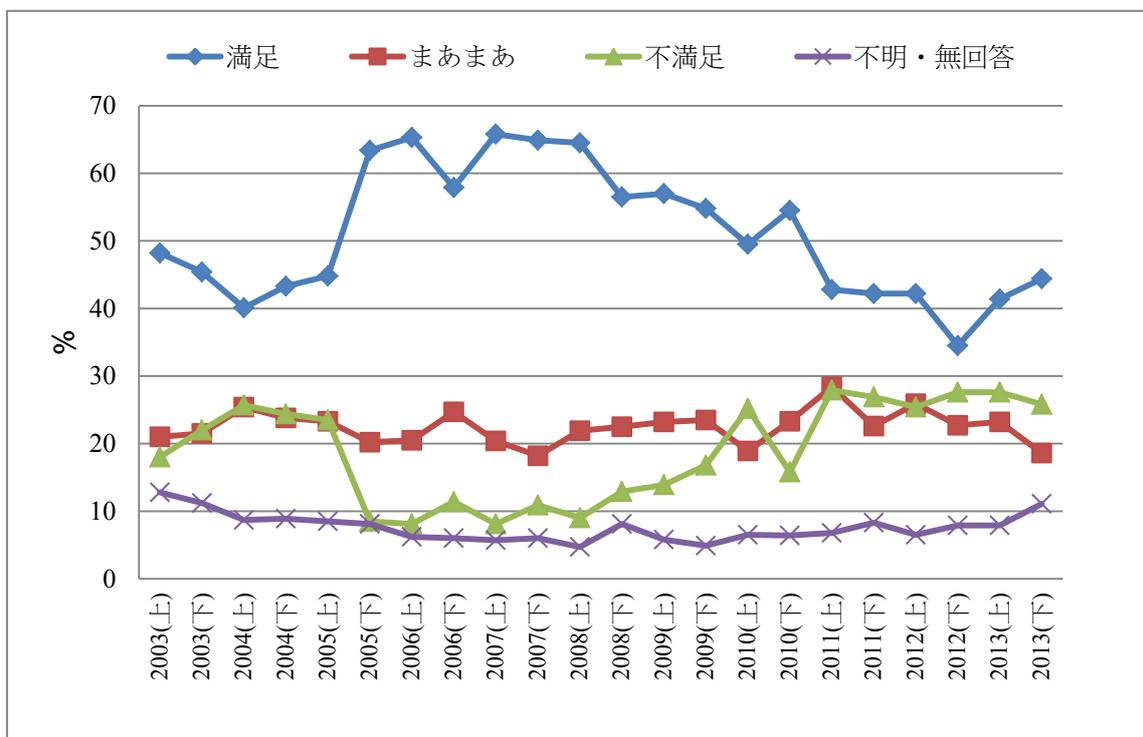
(出所) 香港統計データより筆者作成。

グラフ②と③が示す通り、北京政府からの経済支援カードは、香港市民の両政府への満足度を維持させる万能薬ではない。特に、2008 年以降の動向にその兆候は表れていると考えられる。まず、2008 年 7 月に失業率は 3.2%にまで回復したが、反対に両政府への満足度は下がりはじめた。その後再び失業率は 5.4%まで上昇したことに付随して不満足度の増加と満足度の低下という相関的な反応を見せている。

²¹ 2001 年以來、香港に永住権のない大陸人妊婦が、「自由行」を利用して一人っ子政策適用外の香港で二人目以降を出産し、その子に香港永住権と本土より手厚い社会福祉を獲得させるケースが急増した。さらに、香港人妊婦の公立病院での出産枠に悪影響を及ぼしている点も含めて社会問題化していた。政府は公立病院での大陸人妊婦の出産をゼロとする規制を設けることで、香港人妊婦の公立病院での出産枠を確保したが、香港人を夫に持つ本土出身者の出産も規制されるという弊害も出ている。

²² 大陸メーカーによるヒ素混入の粉ミルク事件が発覚した後、安全な粉ミルクを求めて、香港から大量の粉ミルクを密輸するために、「自由行」の悪用が横行していた。そのために、香港内での粉ミルクの供給が慢性的に不足する事態が続き、政府が一回の持ち出しに数量規制を設ける緊急措置を講じた。

グラフ ③：香港政府と北京政府に対する満足度



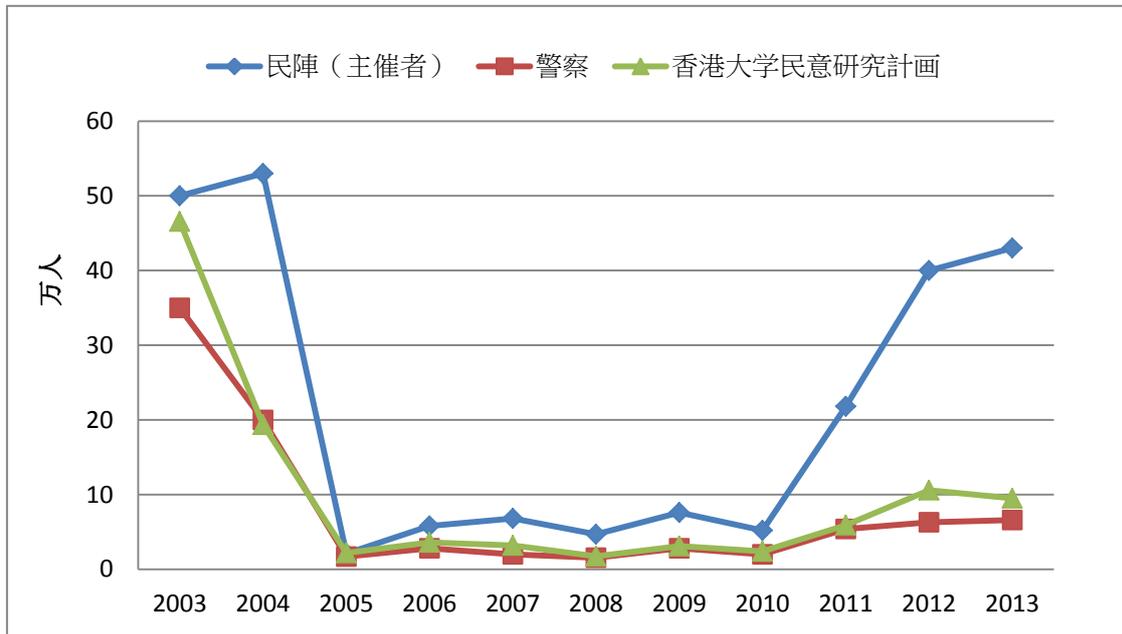
(出所) 香港大学民意研究計画 (2013年6月28日発表データ) より筆者作成。

2009年7月以降、失業率は徐々に3%台へと回復基調をみせていったが、両政府に対する不満足度は低下せず、満足度も大きく改善することはなかった。ほとんどの香港市民が、両政府への満足度を見極める際に最も重視するのは経済である。経済支援カードは、満足度を一時的に上昇させるという点においては即効性が認められる。しかし、満足度の維持という面では必ずしも万能ではないということが、失業率と両政府への満足度の推移から指摘できよう。なぜなら、香港市民の間には、経済以外の要因で両政府に対する満足度を見極めているものが少なくないからである。その傾向は、特に「03年七一デモ」以降に始まった。

グラフ④が示す通り、「03年七一デモ」は主催者側発表で50万人規模であり、警察と香港大学民意研究計画の数字との大差はない。2004年の参加者数は、主催者側発表では前年を上回る53万人（警察発表は13万人、民間調査機関では16-17万人）という数字が示されている²³。「03年七一デモ」後に一体何が起こったのだろうか。

²³ 主催者と警察およびその他の調査機関が発表する数字との間に大きな隔たりがある点は考察するうえで慎重に斟酌する必要があるが、民主化への気運、いわゆる香港人の民意を見極めるにあたり一つのバロメーターであると言われている(陳韜文 & 李立峰, 2009, pp. 53-54)。

グラフ ④：「七一デモ」への参加者数



(出所) 新聞に発表されたデータより筆者作成。

「03年七一デモ」後、董長官を支持する伝統左派を中心に、国家の安全保障を蔑ろにする行為は愛国心が足りないからだとの論調で「民主派」を想定した批判が繰り返された。そして、香港政府に対しては愛国教育を強化すべきとの主張が目立っていた（『大公報』、2003年7月29日；『明報』、2003年7月29日）。

董長官が『基本法』23条の白紙撤回を発表した前日の9月4日、北京では弁公室副主任の徐沢が「香港青年リーダー北京訪問団」と会見している。その席で、徐沢副主任は「03年七一デモ」に大学生が多数参加していたことと大学生の『基本法』に対する理解不足とを関連付けて次のような発言を行っている。「香港人の心情を回帰させるためには、愛国教育を強化して国家民族の観念を築くことから始めなくてはならない。香港政府の『基本法』に対する宣伝はマカオに比べて熱意に乏しく、その方法も不十分である」（HKS, Sep 5, 2003; 『大公報』、2003年9月5日）。その後、北京政府の高官たちは、香港側の民間代表団との会談の席で、愛国教育以外に国史・国情教育と基本法教育を強化するようにも発言している。これらの発言を総合的に判断すると、北京政府と伝統左派は、「03年七一デモ」と『基本法』23条の白紙撤回を香港市民の愛国心に起因した問題と見なし（倉田徹, 2009, p. 301）、回帰後の香港政府の国民教育に彼らの不満の矛先を向けていることが伺える²⁴（『大公報』、2003年9月6日）。

²⁴ 「起草委員会」メンバーで伝統左派に属すると言われている鄔錐庸の発言は、伝統左派の考え方を代表しているものと思われる。「回帰から6年も経つのに23条を法制化できないとは有り得ない話である。23条の法制化は自己の国家安全の為の予防接種であるが、怖がって打たな

こうして香港市民の間では民主化への気運が高まり、2003年11月23日の区議会選挙では予想通り「民主派」が圧勝した。そして「民主派」はこの勢いに乗じて、民主化要求の行動目標を2007年行政長官選挙と2008年立法会議議員選挙での一人一票の普通選挙の実施に目標を定めて動き出した。一方、『基本法』23条の自主法制化の必要性を訴えて董長官を最後まで支持し続けた「民建連」は大敗を喫し、曾鈺成主席が引責辞任に追い込まれた²⁵。

胡锦涛体制に移行したばかりの北京政府は、「03年七一デモ」以降の香港情勢に対して暫くの間は沈黙を続けていたが、2004年2月8日から10日まで香港政府が派遣した3名の高官と中国側の法律専門家を交えて政治制度改革について意見交換を行っている²⁶。この会談では、北京政府側から「一国は両制の前提であり、「港人治港」は愛国者を主体とする香港人が香港を統治すること、高度自治とは香港特別行政区が中央から授与された権限のもとで実行する高度自治であること」との意見が示されている(『大公報』、2004年2月11日)。

香港では立法会の内と外で、誰が愛国者なのか、愛国者の定義とは何なのかについて「民主派」と「親中派」および北京政府高官との間で激論が展開された²⁷ [以下、「04年愛国者論争」]。「04年愛国者論争」の始まりにおいて、香港政府の高官たちは低調な対応であった。倉田徹の分析によると、「04年愛国者論争」の時点での香港政府と市民の大多数が共有していた愛国者の定義は、「香港人は皆愛国者である」と「愛国と愛共産党は異なる」との立場に近いものであったと見なしている(倉田徹, 2009, pp. 305-310 & pp.316-318)。

そして、鄧小平の七回忌に当たる同年2月19日、新華社は鄧小平が1984年6月22日に香港財界代表団に語った談話「愛国者の基準は、自己の民族を尊重し、祖国の主権行使権の回復を誠心誠意に擁護し、香港の繁栄と安定を損なわないこと」(鄧小平, 1984)を配信した(『新華社』、2004年2月19日)。その翌日には、『人民日報』も関連評論の中で上述の鄧小平の基準を再び引用しながら『基本法』104条に則った愛国愛港者の大

い人がいる。……香港人の素養は、国民教育の失敗を示している」(『大公報』、2003年9月6日)。

²⁵ 後任の主席には、左派系愛国学校の卒業生で、曾鈺成よりもより伝統左派の考え方を継承していると評されている馬力が就任した(呉康民(口述) & 方鋭敏(整理), 2011, p. 145)。

²⁶ 2005年1月7日の董長官の施政報告で「選挙制度改革を検討する特別チーム」の設置が伝えられた。メンバーには、曾蔭権政務司司長、梁愛詩律政司司長、林瑞麟政制事務局局長の3名が選ばれた。2月8日から10日、北京で行われた会談には、香港政府側代表3名と、徐沢副主任、全人代常務委員会法制工作委员会副主任の李飛などの北京政府高官と、法律専門家として北京大学の蕭蔚雲教授などが出席していた。

²⁷ 伝統左派と言われている全人代常務委員の曾憲梓は、「民主党」所属の李柱銘、司徒華、張文光の3議員を名指しで「非愛国者」と批判している。その批判発言を受けて司徒華は、「愛国と共産党を支持することは異なる。……「民主派」に属する人の愛国とは、美しい山河、悠久の歴史、優秀な文化を愛することであり、政権を愛することではない」(『大公報』、2002年2月23日)と自身の愛国論を述べることで反論している。各発言者の詳細な内容は、倉田徹『中国返還後の香港「小さな冷戦」と一国二制度の展開』第5章「愛国者論争」を参照のこと。

原則を公表している(『人民日報』、2004年2月20日)。

一方、今回の香港側代表団メンバーであった曾司長は、当初「民主派」から要求されている2007年行政長官と2008年立法会での普通選挙の実施方法についての対応が協議の議題であったのに、いつの間にか愛国者の大原則へと北京政府が議論を展開していったことに戸惑いを禁じ得なかったとコメントしている(倉田徹, 2009, p. 311)。谷垣真理子は「04年愛国者論争」の口火を切った北京政府側の対応について、次のような分析を行っている。「北京政府内部では香港側からの政治制度改革に関する原案の提出を待たずに自らが[香港の政治制度改革の]主導権を握ったうえで、香港側からの要請もないまま『基本法』45条²⁸で明記された2007年以降での普通選挙の実施についての解釈を行うことを決定していた」(谷垣真理子, 2005, p. 171)。換言すると、北京政府側は、「民主派」勢力を香港政府および「親中派」がうまくコントロールできていない現況のもとでは、2007年における普通選挙の実施は時期尚早との決定をすでに行っていたと考えられる。したがって、「04年愛国者論争」は北京政府による政府系メディアを使った香港人社会への愛国を巡る再教育の始まりであった。つまり、「03年七一デモ」以降の北京政府の対香港政策の変更は、一国両制や愛国者の大原則を徹底的に香港側へ理解させることから始まったと見なせる。

2004年4月26日、全人代常務委員会は『基本法』に対する解釈権を行使して、2007年行政長官と2008年立法会議員選挙では普通選挙を実施しないという決定を下した。竹内孝之は、北京政府のこの決定を拡大解釈の範疇を越えた強引な措置であるとしたうえで、「03年七一デモ」以降の「民主派」勢力の急成長をけん制する狙いから香港の政治体制の最終的な決定権が北京政府に有ることを印象付けたと分析している(竹内孝之, 2007, p. 41)。この決定はその後の北京政府の香港政治への積極介入を正当化する布石となった。さらに、北京政府の立場から見ると「03年七一デモ」以降から暫くの間は香港政治の主導権を「民主派」側が握っていたが、この決定によって北京政府側が完全に掌握するに至ったと言えよう。

しかしながら、この全人代常務委員会による決定は、「民主派」勢力をより一層勢いづかせてしまったと思われる。「支連会」主催の「六四」追悼集会には、主催者発表によると過去最多の8.2万人(警察発表では4.8万人)の市民が参加している。15周年目の節目を迎えた同年の集会では、「六四」の再評価と「政治を市民に返せ」という二大テーマ以外に、「2007年と2008年のダブル普通選挙の否決」が同集会のテーマに掲げられた。これら三つのテーマが結合しあえるのは、「支連会」の掲げる愛国に「民主

²⁸ 行政長官の選出方法は「行政長官は香港における選挙または協議を通じて選出され、中央人民政府(国务院)がこれを任命する」と規定されている。行政長官の選出方法については「香港特別行政区の実情および順次漸進するという原則に基づいて規定され、最終的には広範な代表制を有する指名委員会が民主的手続きにより指名した後、普通選挙による選出を目指す」と規定されている(中華人民共和国, 1990, p.14)。したがって、『基本法』45条は将来的な選挙制度の改正の可能性を含意している。

と抗共」とが完全に表裏一体化している所以である。

さらに、同年の参加者の特徴としては、初参加の市民が約3割含まれていた。この頃から若者の参加が目立ちはじめたことが指摘されている(『信報』、2013年7月2日)。谷垣真理子は、若者の参加について政治不満を表明する新たな層の形成の出現と見なしていた(谷垣真理子, 2005, p. 171)。「六四」追悼集会での氣勢は「七一デモ」へと引き継がれ、「政治を市民に返せ」のスローガンもそのまま引き継がれた。このように、市民の間には「03年七一デモ」後の民主化の気運は、ある程度のレベルまでは衰えることなく持続していたと思われる。

つまり、続いて迎えた同年9月12日の第3回立法会議員選挙では、前年10月での区議会議員選挙での「民主派」の圧勝と「04年愛国者論争」での北京政府や伝統左派の強硬な発言が「民建連」の支持を低下させる要因となっていると予測されていた為、「民主派」の躍進が期待されていた。史上最高の投票率55.64%を記録したことで有権者の政治への関心が高まりを示す結果とはなったが、その一方で大方の予想を裏切り「親中派」の「民建連」が第一党に躍進した。反対に「泛民主派」内²⁹では、「民主党」の票が伸びなかった。その為、議会内での勢力配置でみると、民主化の気運は大きく後退する結果となった³⁰。さらに、今回の選挙結果で最も重要な点は、香港市民の間には「泛民主派」政党の北京政府への対決姿勢に嫌気を指している者が少なくないとの指摘である(谷垣真理子, 2005, pp. 172-174)。

すなわち、経済支援カードが市民の両政府への満足度を維持させないのと同様に、民主化要求カードも持続性がないことが明らかとなったと言えよう。さらに言えば、市民の間の民主化要求には多様性があるため、長期戦の民主化要求では必ずしも凝集性を持たないことも指摘できよう。

そして、100万人もの市民が集会に参加したにも関わらず、「六四」の風化は1年後にはすでに始まっていたと言われている(『信報』、1990年6月28日)。「中間派」と称される多くの香港市民の間で最も重視されるべきは、経済の繁栄と社会の安定であり民主化ではない。Cheng, Yu Shek, Josephによれば、「香港市民の最大多数は、ある程度の民主主義を獲得する為に繁栄と安定を民主化要求に置き換えることを受け入れた。しかし、民主主義が彼らにとって現実的なゴールではないことを理解し得たことで、民主主義への期待値を下げた。そして、香港政府が彼らに提供してきた高水準の生活と自由を評価する判断を下した」との見方も示されている(Cheng, 2005, p. 41)。

²⁹ 「03年七一デモ」後、普通選挙の実施を求める法曹界と学者らが「45条關注組」[『基本法』45条の主旨である完全な普通選挙の実現を目標とした準政党組織]を結成した。その後、同組は新政党「公民党」を立ち上げて2004年選挙に参加した。さらに、同選挙では過激な政治手法をとる「社会民主連戦」も新政党として加わったことにより、「民主派」内の民主の志向性が細分化された。その為、同選挙から、政治政党を指す「民主派」は「泛民主派」と呼称されるようになっていく。

³⁰ 「泛民主派」の敗因は、「民主党」からの立候補者個人のスキャンダルと「泛民主派」陣営内での選挙戦略の稚拙さであるとの分析が一般的であった(谷垣真理子, 2005, p.173)。

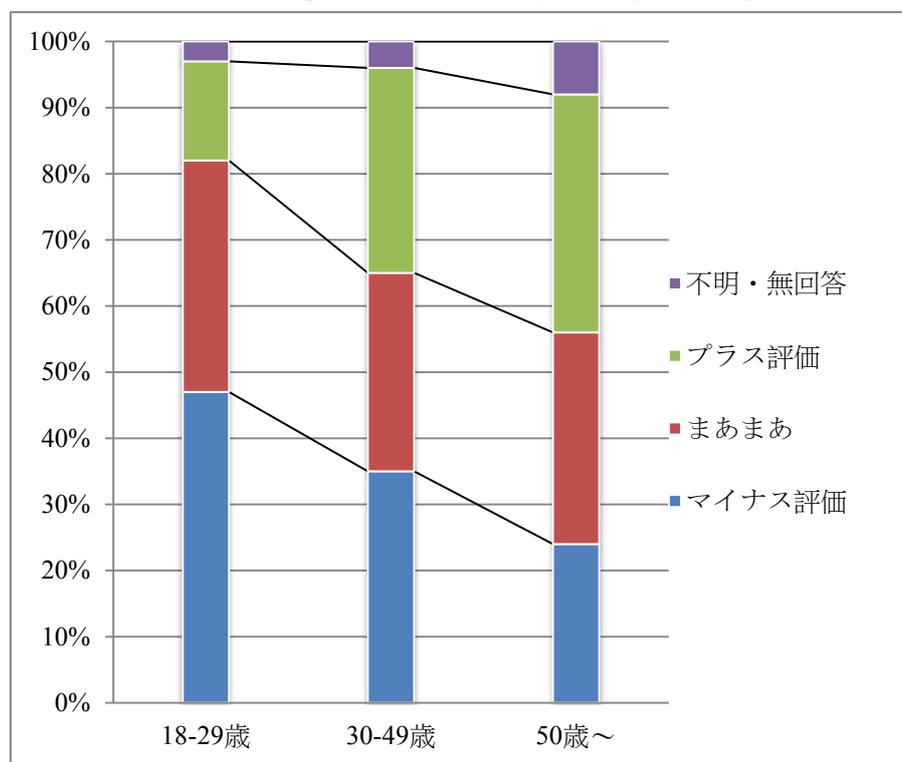
特に、多くのシニア世代の間では、香港人意識の芽生え始めた 1970 年代において、六七暴動での経済と社会の大混乱が集団の記憶として生々しく残っている。その為、行き過ぎた民主化による対立や混乱を回避するには、シニア世代の中立的な政治判断や政治に関与することをタブー視する志向が、香港人社会のなかである程度までは制御機能の役割を果たすことが出来るのではないかと筆者は考えている。

その一方で、「六四」を知らない若者世代は、インターネットなどを通して様々な情報を自由に手に入れている。加えて、若者世代は大陸との日常的な接触が少ないだけでなく、まだビジネスセクターに属していない為、北京政府からの経済カードの有効性とは比較的な無縁な存在と考えられる。

「03 年七一デモ」以降、多くの研究者が 80 後世代の香港人意識と新たな市民運動の高まりについて取り上げている(Lam, 2004; Lam & Lam, 2010; Tse, 2010; 陳健民, 2011)。

「民主派」勢力の中には、80 後を中心に新たに市民運動に主体的に参加する市民や民間団体が形成され、北京政府が強硬な態度をとればとるほど北京政府との対立を激化させるグループとして台頭し、「民主派」勢力と北京政府の対立構図が先鋭化されるといふ悪循環が始まったと言える。

グラフ ⑤：北京政府の対香港政策への評価

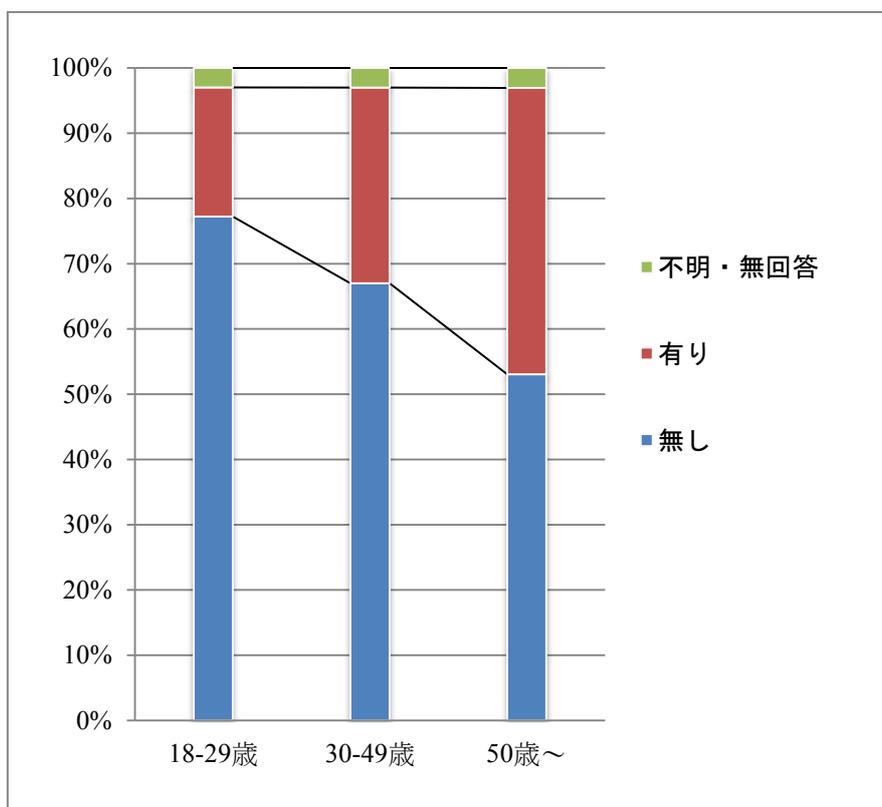


(出所) 香港大学民意研究計画 (2013 年 6 月 28 日発表データ) より筆者作成。

この傾向と並行して、民間調査機関が定期的に行っている香港人アイデンティティ

に関する意識調査でも、世代別の差異に着目し始めている。グラフ⑤と⑥が示す通り、年齢が下がるにしたがってアイデンティファイの程度に関する問いに対して否定的な数値が示されている。この点に関して、次のような見方が示されている。「今日の若者は、ただ生活と仕事に対する物質的要求だけでなく、自由・民主・法治といったユニバーサルな価値や基本的な権利といった非物質的なものを追及している。彼らが新たな市民運動で重要な役割を果たしている事は、香港人社会にとっては最高の誇りであるが、北京政府と香港政府にとっては最も頭の痛い問題である」(『信報』、2013年7月2日)。

グラフ ⑥：中国国民となったことへの誇り



(出所) 香港大学民意研究計画 (2013年6月28日発表データ) より筆者作成。

さらに、近年において注目すべきは、「七一デモ」や「六四」追悼集会の参加者の更なる低年齢化である。2013年には、小中学生の姿が特に目立ったと言われている(TVB, 2013a)。香港理工大学社会政策研究センターの鐘劍華の分析によると、「今の若者世代は、過去10年間の社会変化と共に成長し「通識教育科」を受けた世代である。したがって、彼らの政治意識は自ずと覚醒され、新たな市民運動において一つの強力なパワーとなっている」(『信報』、2013年7月2日)。香港中文大学伝播と民意調査センターが2012年に行った80後と非80後の間のアイデンティティを比較した調査でも、80後世代の香港人意識の強さが示されている(香港中文大学伝播与民意調査中心, 2012)。とす

れば、若者層とシニア世代の間での香港人意識と中国人意識は異なる要因によって形成されていると考えて差し支えなかろう。

80 後と 90 後のナショナル・アイデンティティと香港人アイデンティティの形成に多少なりとも影響を与えた要因の一つが、学校を教育装置として行われた公民教育であり国民教育であったのである。それゆえ北京政府は、香港に内在する深刻な矛盾と問題を解決する為、一国両制の将来を託する青少年への国民教育に「教連会」を積極的に介入させ、青少年の多くが「親中派」にならなくとも少なくとも「中間派」に留まることを狙っている、といえよう。そして、北京政府側は、青少年への国民教育を通して「教協」所属の現役教師の再教育も視野に入れている。一方、政治改革に関しては『基本法』を後ろ盾としながら『基本法』に明記された大原則に則って、「民主派」に一切妥協しない強硬姿勢を堅持している。そうして、「民建連」を中心とした「親中派」と北京政府からの経済支援を通して民生を改善させ「中間派」を取り込もうとしていると考えて間違いないだろう。

第 2 節 政治任務としての国民教育政策

回帰 17 年間を振り返ると、北京政府は香港人の「人心回帰」を見極めることを政治任務として課してきたと言えよう。北京政府側の要求とは、香港政府と香港人社会との合意によって『基本法』23 条が出来るだけ早く自主法制化されることである。しかし、その確認作業は回帰 5 周年目に着手されたが、両政府にとって想定外の事態が発生し、同法案は白紙撤回を余儀なくされた。そして、その後の香港政治は、香港政府が『基本法』23 条の自主法制化に向けた審議の目途すら全く立てられない厳しい情勢に陥っている。この香港政治の動静こそが、北京政府と「親中派」側に国民教育への積極的な干渉は、当面、最も重要な政治的な判断をさせた主因であると考えられる。「03 年七一デモ」後、北京政府と「親中派」は、「03 年七一デモ」に多くの若者が参加していた点を最も憂慮した。そして、北京政府と「親中派」は、回帰後の国民教育が青少年に自分たちの期待する国家意識を育成できていないと断定し、その後「教連会」が主体となって青少年への国民教育政策に対して積極的な介入を始めた。

そして、迎えた回帰 10 周年の記念晩餐会で胡錦涛国家主席が、「香港の青少年に対する国民教育を更に強化するように」(胡錦涛, 2007)との強いメッセージを香港政府と「親中派」に対して発した。しかし、そのメッセージに込められていた真意は、現行の公民教育政策に準拠した国民教育を強化するのではなく、一国両制と『基本法』の大原則に則った国民教育へと再編成することを要求するものであった。つまり、先述した通り、北京政府と「教連会」は香港政府の国民教育政策について長年にわたり抱いてきた強い不満を、現行の公民教育に準拠した国民教育という枠組みを全面的に見直すことによって一気に解決しようとしていた。その一方で、北京政府から国民教育の強化を 2 期目の

政治任務に課せられた曾蔭権行政長官は、自身の任期内に確固たる業績を残そうと、5年計画で国民教育の再編成に取り組んだ。しかし、その政治任務は、回帰前から継続して国民教育政策を統括してきた教育局（2007年に教育統籌局から改称）が実質的に遂行する役割を負っていた。

本節では、2005年6月21日、董長官の辞任を受けて2代目の行政長官に就任した曾司長³¹が、先述した北京政府の対香港政策の変更と「親中派」からの積極介入を徐々に受け入れながら、董長官から継承した国民教育政策をどのような段階を経てどのような内容へと徐々に再編成しようとしたのかを中心に、「12年国民教育論争」に至るまでの政策面の変容について概観しておく。

（1）回帰後の国民教育政策の問題点

「03年七一デモ」が発生する前までは、国民教育政策の主導権は教育統籌局にあった。しかし、北京政府と「親中派」は、「03年七一デモ」以降、回帰後の国民教育に対する不満を一気に噴出させた。こうして教育統籌局は、回帰後に推進した公民教育と「03年七一デモ」に多数の学生が参加していた事実との間に何らかの因果関係を問われ、北京政府と「親中派」からその責任を追及される立場になった。「03年七一デモ」を契機に、国民教育政策の主導権は教育統籌局から次第に「教連会」へと移っていった。まず、彼らが指摘する国民教育政策の問題点を明らかにしたうえで、香港政府が国民教育政策を変更していった軌跡を検証する。

「教連会」幹部の黄均瑜は「03年七一デモ」に多くの青少年が参加していた点を取り上げ、その原因が回帰後の国民教育の不足にあること、「官立校」での不適切な指導³²を激しく非難する発言をしている。さらに、これまで「優質教育基金」が「教連会」主催の両地青少年交流活動の申請を「活動に新しいアイデアがない」との理由で却下した点³³を引き合いに出して厳しく非難している。

愛国教育や国民教育のような長期的な取り組みに、毎回何か新しいアイデアが必要というのか。……これまで公民教育と言われてきたものは、「ゴミを捨ててはいけない」「香港を清潔にしましょう」など愛国教育政策とは全く無関係な事を注視している。今後は愛国教育と国民教育を強化して、『基本法』23条の自主法制化は

³¹ 董長官は2期目の任期途中の2005年3月10日に辞任した為、曾長官の1期目の任期は董長官の2期目の残りの任期である2007年6月30日までであった。

³² 黄均瑜は、ある官立小学校の美術教師が小学生に対して『基本法』23条の自主法制化反対を宣伝するものをどのように作成するか授業で教えたと伝え、教師による学生への特定の意識を教化するような指導が不適切であるだけでなく、このような教師こそが政府が行ってきた国民教育の実態であると厳しく非難している（『大公報』、2003年7月29日）。

³³ この発言の後、董長官の働きかけによって「優質教育基金」は「教連会」からも含めて国民教育に関する申請を許可することになった（『大公報』、2003年10月2日）。

香港市民の責任であること、香港市民は国家安全保障の職責の履行する義務があることを理解させ、青少年の国家観念をさらに深めるべきである」(『大公報』、2003年7月29日)。

そして、立法會議員で「教連会」幹部の楊耀忠は、北京政府から国情教育・国史教育・『基本法』教育を強化するようにと直接指示を受けている³⁴(『明報』、2003年9月29日)。楊耀忠らは、非正規課程での国情教育を強化させるために教育統籌局に更なる働きかけを行った³⁵以外に、「教連会」としても独自の国情教育活動を主催し非正規課程での国情教育を後押しした³⁶。

教育統籌局は、「03年七一デモ」以降、国民教育政策への批判の矢面に立たされていた。そこで、2004年夏には非正規課程で新たに情理兼備の国情教育を自ら主催するに至った。しかし、教育統籌局側は、情感面からのアプローチで知識面の国民教育を補完できると主張していたが(張永雄, 2006)、しかし「教連会」以外の教育関係者からは現行の国民教育が中国に関する知識の習得のみを重視しており、ナショナル・アイデンティティの育成にはつながっていないと指摘されていた。特に、独立科目の「中国歴史科」がカリキュラム改革の中で選択科目へと格下げされたことを問題視する声は少なくなかった³⁷(『大公報』、2003年9月29日)。しかしながら、教育統籌局側が主導するカリキュラム改革の基本方針では、新設された学際科目、例えば高中課程「通識教育科」と小学課程「常識科」および初中課程「総合人文科」のなかでも中国歴史の要素は含まれているとして一連の指摘を一蹴していた(陳嘉琪, 2006)。

「教連会」が上述した国民教育の教育内容と同様に現行の国民教育で最も問題視して

³⁴ 楊耀忠と『基本法』連席會議代表の黃富樂は、2003年9月28日北京で徐沢副主任との会見の後に行われた教育事務担当の國務委員である陳至立との会見でも愛国主義教育を強化するように指示されている(『明報』、2003年9月29日)。

³⁵ 「教連会」幹部は教育統籌局と民政事務局に働きかけを行い、2002年7月に非正規課程での国情教育を補充する為に、常設の国民教育展覽施設である「国民教育センター」(2004年12月オープン)の設置に対する賛同を得ただけでなく、自らがその運営事業者になることに對しても両局長から同意を得ている。

³⁶ 政府と教育当局は国民教育を推進するにあたり実績と経験に乏しかった為、「教連会」や左派系愛国学校で実践され効果が高いと言われている活動に公的資金を提供することが主であった。例えば、幼稚園と小中学校向けの無料で配布された「私は中国人」ビデオは、「教連会」と教育統籌局の共同制作である(『大公報』、2003年9月26日)。

³⁷ 「12年国民教育論争」後に再び「中国歴史科」の履修者数が年々減少している実態が明らかにされた。特に、2012-13年度の初中課程では「総合人文科」の履修率87%に対し、独立の「中国歴史科」を教えている学校は55校のみであった。2009年新学制への移行に伴い高中課程では選択科目数も3-4科目から2-3科目へと削減された。2013年度の統一試験での「中国歴史科」の受験者数は全ての選択科目の中で8番目であったというデータに加えて、進級に伴い「中国歴史科」の履修辞退者率37%(2010-12年度)というデータも示されている(TVB, 2013b)。「国教科」の断固反対派側からも初中課程「中国歴史科」を必修にすべきとの意見が出されている(『頭條日報』、2013年8月29日)。教育関係者だけでなく市民の間でも、カリキュラム改革によって「中国歴史科」離れが進み知識面での国民教育が不十分であるのは否めないとの見方が一般的である。

いたのは、教育当局の推進方法であった。つまり、国民教育の実態は、非必修・非独立科目を前提に既存科目の中での浸透式と「校本化」を原則とするだけで、具体的な学習内容は学校側の自主判断に委ねていた。教育当局は「校本化」を正当かつ合理的な理由とすることで、各学校が正規課程の既存科目および非正規課程での各種課外活動で行う浸透式の国民教育に対して、統一基準を設けてこなかったのである。換言すると、国民教育の実態がインプット側だけでなくアウトプット側でも多元性が重視されていた。

「教連会」は、「資助校」が大多数を占める公立学校において校風や運営団体からの要求によって国民教育のポイントが異なること以外に、学校側にとって思想の自由を維持するのに浸透式と「校本化」は好都合であるが、政府側〔教育当局を指す〕は国民教育に対する自らの責任を放棄するのに浸透式と「校本化」を利用していると批判している（『明報』、2011年5月17日）。実際、『85年ガイドライン』当初から教育当局の役割は、教材の提供や教師へのトレーニングの提供など裏方であった。その為、回帰後の教育統籌局は、民間団体に国情教育を委託して教育の多元性を確保する一方で、自らの役割を国民教育の実行責任者ではなく後方支援に徹していた(容宝樹, 2006)。

さらに、「教連会」側は、正規課程である知識面の国民教育が高中課程「通識教育科」に準拠していることも問題視していた。すなわち、教育統籌局がデザインした正規課程の「通識教育科」は、学生に批判的思考を用いて政治面での中国人アイデンティティの形成に関わる共産党政権の政治と中国現代史について、学生が非編的思考能力を用いて学ぶことを目指している為、情感面に訴えかける非正規課程での国情教育との間で相乗効果を十分に発揮できていないとの見方が一般的であった(Mathews, Ma, & Lui, 2008; 公民教育委員会, 2010)。

(2) 正規課程での国民教育の必修・独立科目化計画

2005年3月10日、董長官は健康上の理由から任期途中での辞任を発表した。董長官に対する辞任要求は、当初「03年七ーデモ」に参加した市民の間から出ていた。しかし、董長官が辞任を決断したのは、香港経済が北京政府からの恩恵的支援を受けてようやく回復基調に向かいはじめたことで、香港市民の両政府に対する不満が徐々に軽減し始めた頃であった。さらに言えば、前年9月の立法会選挙において「民建連」が第一党となったことで北京政府側の面子がたったタイミングでもあった(竹内孝之, 2007, p. 22)。

2005年10月10日、曾長官は就任後初の施政報告において、国民教育と国情教育には一切触れなかった。2006年3月10日、全人代のパネルディスカッションに出席した「親中派」で立法会主席の范徐麗泰³⁸が、昨年6月の選挙公約で掲げた国民教育と国情

³⁸ 植民地時代は「親英派」寄りと見られていたが、1990年代に「親中派」へと転じている。立法会主席就任(1998-2008年)と同時に、全人代香港地区代表(1998年3月-)を務める。また、

教育の推進を蔑ろにしていると曾長官を公然に批判する発言を行い、北京政府の高官をはじめ同席していた出席者を驚かせたと言われている(HKS, Mar 11, 2006; SCMP, Mar 11, 2006)。范主席は国民教育は行政主導で香港政府が行うべきと主張し、曾長官に強い政治主導のリーダーシップを発揮するように要求した(『大公報』、2006年3月11日)。范主席のこの発言は、「03年七一デモ」以降の国民教育政策が依然として期待した結果を残せていないことに対する「親中派」の苛立ちを表したものと捉えるべきであろう。

なぜなら、公務員出身の曾長官は前任の董長官と異なり、CEPAを主軸にした経済政策を最優先課題として取り組んでいた。曾長官は、2006年10月11日の施政報告でも国民教育には一切触れず、経済と民生重視の政策を打ち出していた(香港特別行政区政府, 2006)。10月17日に行われた財界との昼食会の席でも「北京政府の全面的な経済支援を梃に、香港をアジアの中の世界都市へ躍進させる」(Tsang, 2006)とのスピーチを行い、経済ナショナリズムの構築という持論を述べていた。

2007年3月、曾長官は「民主派」候補との間で初めて行われた選挙に圧勝して再任された。国民教育の強化は、曾長官の2期目の重要政策には当初入っていなかったが、胡錦濤国家主席から政治任務として課せられたことで重要政策の一つに急遽追加された。曾長官は胡錦濤国家主席からの指示を受け、10月10日の施政報告の中で国民教育の強化を政府一丸の政治任務として取り組むと宣言した(香港特別行政区政府, 2007)。施政報告に先立つ9月下旬には、政府内の「中央政策組」³⁹直属下に「策略委員会国民教育特別チーム」[以下、「国教特別チーム」]を立ち上げ、現行の国民教育の再編成について検討を始めた。楊議員の証言によると、楊議員と黄均瑜の二人が胡錦濤国家主席の指示に従い、2期目がスタートして間もない7月半ばには曾長官と新任の教育局局長である孫明揚と非公式に面会し、国民教育について10項目の建議を提出している(『明報』、2012年8月5日)。したがって、上記二つの動きは、「教連会」側と意見調整があったうえでの対応と見るべきであろう。

翌年4月14日、「国教特別チーム」は各界から3回にわたって意見収集を行ったうえで『香港で推進中の国民教育の現況・挑戦と前途』[以下、『08年報告書』]を取りまとめた。『08年報告書』では、拙速かつ強制的な政治手法で国民教育を推し進めてはいけないこと、多元思想の愛国愛港の新香港人を育成することを政府に提言していた(策略発展委員会国民教育專題小組, 2008, pp. 29-30)。厳密に言うと『08年報告書』の提言とは、香港社会の多数派を占める「非親中派」を対象とした国民教育を検討したものであった。

曾長官は、2期目の在任期間に行った施政報告で毎年国民教育を重点項目の一つに取り上げ、青少年のナショナル・アイデンティティを育成し祖国に対する認識を向上させる為の具体的な強化策を打ち出している。しかしながら、最初の3年間は、知識面にお

立法会主席辞任後(2008年一)には全人代常務委員会の委員にも就任している。

³⁹ 行政長官直属のシンクタンクで、2008年当時の主席は劉兆佳であった。

いては進行中のカリキュラム改革に支障のない範囲で正規課程内の既存科目を活用し出来る限り学習機会を増やすのみであり、情感面においては学校での国旗掲揚儀式の実行、現行の内地考察や内地交流を中心とした非正規課程での国情教育の強化を繰り返すのみで、その他に挙げるとすれば教師に対するトレーニングの支援ぐらいで目新しいものはなかった。予算面においては、内地考察や内地交流への参加者を大幅に増やすという数値目標⁴⁰を掲げたことに比例して、その額が年々増額されていった(香港特別行政区政府, 2007, pp. 116-120; 2008, pp. 123-127; 2009, pp. 116-118)。

その一方で、水面下では着々と「教連会」側が目指した正規課程での国民教育の再編成計画が同時進行していた⁴¹。2008年4月に『新修訂徳育と公民教育課程架構』[以下、『08年新修訂版』]が発表された。この『08年新修訂版』は、2001年に始まったカリキュラム改革のなかで「四つの鍵項目」の一つに位置付けられた「徳育と公民教育」に対して、国民教育の推進を強化し学生のナショナル・アイデンティティの育成と国家への認識を高めることを目的としていた。『08年新修訂版』に伴い「五つの価値観と態度」には、「思いやり」と「正直」が追加され合計で七つになった。これら「七つの価値観と態度」は、各既存の学習領域や科目のカリキュラム内容と結合して、学生の学習経歴に相互作用を与えるものとして説明されている。具体的に高中課程「通識教育科」で補足するならば、社会的トピックの討論を通して背後の価値を理解すると同時に、肯定的な価値観を育成することと示している(教育局課程發展処 & 徳育及公民教育組, 2008, p. 7)。かなり抽象的な理論ではあるが、筆者が推測するに、今回の『08年新修訂版』に「思いやり」が加えられたことは、相手を理解するうえで相手の立場になってその背景を理解するという価値観と態度の育成を企図したと思われる。先述した通り、「通識教育科」の学習領域のなかでも「思いやり」は「今日の香港」の学習単元のなかで関連する価値観と態度に列記されている(課程發展議會与香港考試及評核局連合, 2007)。「思いやり」を学習領域の全体に拡大することで、共産党政権の政治を学習対象とする単元「現代中国」でも「思いやり」は適用されることとなる。さらに、『08年新修訂版』のなかで教育統籌局は自らの役割を、学校側が「国家に対する認識の増大」「国家に対する感情の育成」「国家に対する責任の請け負いの実践」という三つのアプローチから全ての学習経験を通してナショナル・アイデンティティの育成を後方支援する立場であると明記している(教育局課程發展処 & 徳育及公民教育組, 2008, p. 8)。

2010年7月、教育局は『08年新修訂版』が公布されてからわずか2年足らずで、「徳育と公民教育」を「徳育・公民と国民教育」へ改称した。楊議員の証言によると、同年8月に曾長官との非公式な面会で、小・中学校の「徳育・公民と国民教育」のなかで国

⁴⁰ 小・中学生は義務教育期間中に、最低1回は内地交流活動に参加することが明記された(香港特別行政区政府, 2010, p.159)。

⁴¹ 2008年7月10日、「公民教育委員会」に「教連会」幹部の黄均瑜と呂如意[「国民教育センター」の総監]の2名が新たなメンバーとして加わり、国民教育部会のメンバーも兼務している(公民教育委員会, 2008, p. 2)。

民教育をさらに強化するよう直接働きかけている。楊議員からの提案を受けて、同年10月13日に行われた曾長官の施政報告では、2013-14年度から「德育と国民教育科」を独立科目として小・中学校の「德育と公民教育課程架構」に組み入れることが決定事項として発表された以外に、小・中学生の『基本法』理解を深める為に、『基本法』と一国両制の教学支援を強化も同時に発表された⁴²(香港特別行政区政府, 2010, p. 160)。曾長官は残りの任期が2年となったタイミングで、国民教育を12年間の義務教育期間を通した独立科目とすると発表した。しかし、この発表の時点ではあくまでも開始は2013-14年度であり、必修化については何も言及されていなかった(香港特別行政区政府, 2010, p. 161)。曾長官は、10月中に「德育と国民教育特別委員会」[以下、「国教特別委員会」]を設置し、具体的な検討作業に取り掛かった。「国教特別委員会」は通常であれば少なくとも1年は要する検討過程をわずか7ヶ月に短縮し、翌年の5月5日には『德育と国民教育科課程ガイドライン(小学1年から中学6年) 諮詢稿』[以下、『11年諮詢稿』]を発表した。『11年諮詢稿』は、小学校での実施時期を1年前倒しの2012-13年度に変更してただけでなく⁴³、「国教科」を必修科目としていた。

『11年諮詢稿』に対する諮問は、発表直後から8月末までの4ヶ月間だけであった。その諮問をもとに若干の修正と削除が行われ、2012年4月30日には『德育と国民教育科課程ガイドライン』[以下、『国教科課程ガイドライン』]が公布された。それから、わずか4ヶ月後の新学期(9月)には小学校で先行導入という異例のタイムスケジュールが組まれていた。実際、諮問によって実施時期に3年間の準備期間⁴⁴が新たに設けられていたが、「国教特別チーム」が『08年報告書』で示した「拙速かつ強制的な政治手法で国民教育を推し進めてはいけないこと」(策略發展委員会国民教育專題小組, 2008, p. 30)という提言が完全に無視されたことは誰の目から見ても明らかだ⁴⁵。

5月7日、教育局主席助理秘書長の張国華はラジオ番組に出演し、教育局が「国教科」を必修・独立科目化した経緯について、「過去10年間の社会は複雑に変化した為、この方面の教育を強化する必要があった」(『成報』、2011年5月8日)と述べている。

⁴² 2010年には上海での世界万博と広州でのアジア大会も控えており、学生がこれらのイベントに参加することでナショナル・アイデンティティを深める良い機会であることを強調している(香港特別行政区政府, 2010, p. 160)。

⁴³ 小学校での実施時期の変更に関して、教育局と「国教特別委員会」からの説明はなかった。R・ドーンソンらの政治的社会化理論によると「前期児童期(5-9歳)に国家への一体感や国旗などの重要な象徴に対して抱く情緒的な政治的帰属意識は、児童が国家・国民意識や政党を支持するように導く」(R.ドーンソン, K.プルウィット, & K.ドーンソン, 1989, pp. 86-90)との説明にある通り、低年齢での国民教育は国家への帰属意識を育成する上で有効であると見なされている。

⁴⁴ 小学校は2012-13年度から2014-15年度の間、中学校は2013-14年度から2015-16年度の間で各校が実施時期を決定できるという措置。

⁴⁵ 2008年当時「中央政策組」主席であった劉兆佳(2012年6月末に離任)は、「12年国民教育論争」最中の8月『明報』紙とのインタビューで「国民教育については、決して強硬に推進できるものではなく、愛国情感の育成を過剰に強調すると小細工をすることになりかえって失敗する」と答えている(『明報』、2012年8月1日)。

さらに、張国華は英字新聞とのインタビューで、既存科目⁴⁶のなかの単元「現代中国」との学習内容の重複とそれに伴う教師側の負担増への懸念に対して、「国教科」は学生のナショナル・アイデンティティの育成に焦点をあて、これまでにはなかった系統的学習の枠組でデザインされている点を強調し、他の既存科目との重複はないとの立場を表明している(HKS, May 6, 2011)。後日のインタビューでは、「国教科」が「通識教育科」と同様に必修ではあるが試験科目ではない点について、「必修の試験科目でなければ、基準が存在しないというものではない。その一方で評価方法については、教師と保護者が学習の前と後で学生の行為に変化があるかないかを観察するという新たな方法を採用している」(『東方日報』、2011年5月15日)と述べている。国民教育に基準枠を定めて学生を評価する役割を教師と保護者に全面的に委ねるということは、評価される学生への教育だけでなく評価する側への再教育が企図されている。

「国教特別委員会」主席の李焯芬⁴⁷は、「国民教育学会」⁴⁸主席の梁炳華からの「国教科」が中国共産党の功績を礼賛し過去をごまかすような臣民教育ではないか」という疑問に対して、「香港は、開放的な社会であり情報通信も発達している。そのような社会で単一科目が学生を「洗脳」するようなことは不可能である」(『東方日報』、2011年5月15日)と回答した以外に、「六四」や投獄中にノーベル平和賞受賞した劉曉波など、いわゆる敏感な政治問題をどのように教えるかについては教師側に自由が認められている。様々な観点において、昨今の問題をどのように考え学生を導くかは教師次第である」(HKS, May 6, 2011)との見解を示している。

「国教科」は、系統的学習によって学生が一個人と一国民としての質を高め、肯定的な価値観と態度を発達させることに焦点が当てられていた(SCMP, May 6, 2011)。つまり、「国教科」は、これまで公民教育政策では回避されてきた狭隘なナショナリズムを扇動することにつながる系統的学習を採用しており、まさしく国民意識の発達を目的としたものであった(中井智香子, 2014, p. 13)。

さらに「国教科」は、上述した「教連会」が回帰後の国民教育政策で問題視してきた教育内容、教授法、推進方法の3点を教育局がほぼ受け入れたと見られる。つまり、「国教科」が発表された時点での国民教育の主導権は、すでに「教連会」側が掌握していたことは明らかである。

⁴⁶ 小学課程「常識科」と高中課程「通識教育科」を指す。

⁴⁷ 香港大学副学長も歴任している一方で、「教連会」の荣誉顧問も長年務めており「親中派」寄りの研究者であると見られている(香港教育工作者連会, 2014)。

⁴⁸ 主席の梁炳華によれば、「国民教育学会」は「中国歴史教育学会」と相前後して2000年に設立された非営利団体である。後者が「中国歴史科」を中学課程で独立科目を堅持し、必修科目の一つになることを活動目標に掲げている点を除くと、両者は中国歴史を主体とした国民教育を推進するという点においてほぼ近似している。会員は主に現役の中学教師と校長であるが、理事会メンバーを見る限り教育評議会幹部らが所属している点から「中間派」寄りと見られる。梁炳華は後者の第1期から第3期(2000-06年)まで主席を務めていた(香港電台公共事務組, 2011; 中国歴史教育学会, 2014)。

第3節 「12年国民教育論争」と香港式国民教育

本節では、まず「12年国民教育論争」に至った過程と断固反対派と推進派の動静、および同論争を収束する時機ともなった第5回立法会議員選挙の結果から同論争を巡る「中間派」世論の志向性の一端を検証しておきたい。その上で、同論争の過程で表面化した推進派内の香港政府、教育局、「教連会」の三者の間での不協和音を検証した上で、推進派と断固反対派との間にある愛国愛港像の差異を越えた香港式国民教育の可能性について反対派の主張から検討を加える。

(1) 「12年国民教育論争」の経緯

「国教科」は、香港政府と教育局〔以下、政府側〕が、2012-13年度の新学期から全ての公立枠の小・中学校で順次導入を計画していた初の必修・独立科目化された国民教育であった。政府側は、如何なる反対があろうとも「先に導入、後で検討することは可」という姿勢をギリギリまで崩さず、同計画を政府主導で強引に推し進めようとしていた。この政府側の強硬な姿勢の背景として、国民教育のより一層の強化が北京政府から課せられた政治任務であったことが指摘されている。

2011年5月5日、教育局が『11年諮詢稿』を発表した直後から、現行の公民教育内での国民教育の継続を強く支持する立場から、「国教科」を共産党による「洗脳」道具とみなし全面撤回を求める反対運動をスタートさせた学者⁴⁹、「学民思潮」⁵⁰、「教協」、「通識教育教師連会」⁵¹などの民間団体〔以下、断固反対派〕が現れた。しかし、この段階では「洗脳」疑惑を裏付けるような証拠はなかった為、中立系と言われる新聞各紙⁵²の取り上げ方は、国民教育の重要性から「国教科」に対して反対の立場を明確には示しておらず(Hong Kong Standard〔以下、HKS〕, May 6, 2011; SCMP, May 6 & May 9, 2011; 『成報』, 2011年5月8日; 『明報』, 2011年5月9日; 『星島日報』, 2011年5月6日)、

⁴⁹ 代表的な学者としては、香港の国民教育について批判的愛国者論を主張する香港教育学院〔教育養成課程を専門とした単科の高等教育機関〕の政策とリーダーシップ学コースの副教授で同学院内のガバナンスと公民研究センター副総監も兼務する梁恩榮が挙げられる。梁恩榮は、『96年ガイドライン』作業部会に民間メンバーとして参加していた。

⁵⁰ 90後世代である現役の中・高学生3名がfacebookを立ち上げ、「国教科」反対運動を開始した。

⁵¹ 2005年に設立。会員資格は教育局に正式に登録されている中学教師および「通識教育科」に興味がある者とされている。しかし、ウェブサイトを見る限り歴代も含めて幹事会に名を連ねる教師の所属はいずれも「資助校」のみで、「官立校」や国際学校および左派系愛国学校に所属する教師の名前は見当たらない(香港通識教師連会, 2009, 2014)

⁵² 香港マスメディアの政治的立場に関しては、ニュース配信会社WiseNewsの各紙の位置づけに関する説明を参考にした。その他には、森一道『「香港情報」の研究：中国改革解放を促す＜同胞メディア＞の分析』(森一道, 2007)が詳しく解説している。

断固反対派側の主張を後押し「国教科」に対する市民の関心を喚起するほどのインパクトはなかった。したがって、政府側は、いかなる反対があろうとも当初の計画通り 2012 年 9 月から「国教科」を小学校から先行導入しようと強硬姿勢で臨んでいた。

しかし、2012 年 7 月 1 日に新政権が発足してから僅か数日後、「国教科」を取り巻く環境に激震が走った。それは、推進派側の内部事情によって引き起こされた。「教連会」が運営する「国民教育サービスセンター」が出版した『中国模式；国情專題教学手冊』[以下、『中国模式』⁵³]という学習教材の僅か数行の記述が、同論争の発端となった。

中国共産党は、進歩的で私心のない団結した執政集団である。……アメリカの二大政党政治は、民主党と共和党が政権交代を繰り返すことで民生に悪影響を与えている(当代中国研究所, 2012, p. 10)

この記述の発覚を契機に、中立系の新聞各紙は一斉に政府主導の国民教育を厳しく糾弾する論調に一変した。しかし、各紙ともに断固反対派の「洗脳」疑惑を確証へと変える裏付けが必要であった。例えば『明報』は、「親中派」寄りではない学者や「教協」所属の教育関係者⁵⁴から前者の記述が共産党政権を全面的に賛辞し、後者はアメリカの民主主義を一方向的に否定するものであるとのコメントを紹介し、社会で多数派を占める「非親中派」に向けて発信した(『明報』、2012 年 7 月 6 日)。さらに間なしに発覚した新事実が、疑惑を確証へと導く決定的な証拠として発信された。それは、教育統籌局が、『中国模式』の出版元と同じ「教連会」が運営する「国民教育センター」に対しても、2004 年から立法会での承認を必要としない非公式ルートを使って多額の公的資金を 2004 年頃から提供していたという事実⁵⁵であった(SCMP, Jul 7, 2012; 『明報』、2012 年 7 月 7 日)。中立系各紙でさえも、このような偏った記述こそ共産党政権による「洗脳」を証明するものとみなし、政府主導の国民教育の実態は「洗脳」教育であること、そして香港の高度自治や思想の自由が脅かされつつあることを一般市民に訴えかけ危機感

⁵³ 同書は、「香港浸会大学当代中国研究所」が編製し、「国民教育サービスセンター」が出版した参考書である。大陸の学者が、大部分を執筆したのと言われている(『明報』、2012 年 6 月 28 日)。2012 年 3 月に印刷され、同年 6 月末に各小・中学校へ一斉に配布された。「洗脳」疑惑として争点となった上述の記述内容以外に、「六四」や人権問題など共産党政権にとってマイナス評価につながる事実も一切取り上げられていない。この点からも、左派系以外のマスメディアや断固反対派は、バランスを欠いた教材であると問題視している。

⁵⁴ 7 月 6 日付けの『明報』で、は香港中文大学政治と行政学コースのシニアインストラクターである蔡子強と、「通識教育教師連会」の主席(第 3 期 2009-11 年度)で保良局李城璧中学[「資助校」]の「通識教育科」主任教師の張銳輝(「教協」第 21 期 2014-16 年度の理事会メンバー)(香港教育專業人員協會, 2014)の 2 名のコメントを紹介した。

⁵⁵ 回帰後の左派系団体と政府の関係について「民主派」に属する香港城市大学教授の鄭宇碩は「政府の政策は大財閥へ対して有利で、公的資金の分配は左派系団体へ流れやすくなっている」(『星島日報』、2012 年 7 月 26 日)と発言している。社会の多数派が回帰後の政府と左派系団体との親密な関係に抱いている不満を代弁したものとして紹介しておく。

を煽るようなセンセーショナルな記事をほぼ連日のように発信した(SCMP, Jul 11 & 16 & 23 & Aug 11, 2012 ; 『明報』、2012年7月11日18日&19日&20日&21日&24日&26日&27日&28日&8月3日)。

このような状況のなかで、推進派の中核である「教連会」幹部は劣勢に立たされた。しかし、彼らは、主に左派系マスメディアを介して教育の多元性を逆に利用し社会の少数派である左派側の正統性を訴える手法で応戦した(『明報』、2012年7月28日 ; 『文匯報』、2012年7月13日)。さらに、中国国内の新聞からの応援も得ながら、新学期からの「国教科」実施が香港の将来の為にとっても重要であることをアピールした(Global Times, Aug 2, 2012; 『環時時報』、2012年8月1日)。しかしながら、左派系マスメディアの一般市民への影響力は極めて限定的と言わざるを得ない。左派系各紙が連日のように教育局と「教連会」を擁護する記事を発信しても、一般市民の多くは左派系以外のマスメディアのみを情報源としているのが現実であり、異なる意見に積極的に耳を傾けるような一般市民はほとんどいないと考えるのが自然だろう⁵⁶。これこそ、香港人社会が内包する政治イデオロギーの対立の実相であると言えよう。

推進派側の教育局も「教連会」と同様に、劣勢に立たされた。新政権発足に伴い新任された教育局局長の呉克儉は、『中国模式』の記述が発覚した直後のメディアとのインタビューで、同教材も教育局が民間団体へ委託した教材の一つにすぎない点を強調しながらも、教育局の記述内容への関与を完全否定したうえで、教育局の公式見解として同教材が不適切であることをあっさり認めた(『明報』、2012年7月7日)。その後も呉局長や教育局の高官⁵⁷から「教育の多元性の観点から、異なる意見を受け入れる態度を持たねばならない。したがって、同教材を回収する必要まではない。同教材も民間団体へ委託した一つに過ぎない。毎年異なる民間団体が様々な教材を出版しているが、教育局が事前に審査を行うのは不可能である。教育局は責任を回避している訳ではないが、学校と教師側には教材選択の自由があるなどの発言が繰り返された(SCMP, Jul 23, 2012 ; 『明報』、2012年7月23日&24日 ; 『文匯報』、2012年7月23日)。このような発言では、「非親中派」市民の間で芽生え始めた教育局への不信感と「国教科」に対する「洗脳」道具との疑惑を打ち消すことはもはや不可能な状況になっていった。『中国模式』の不適切な記述問題が発覚して以後、「国教科」に猛烈な逆風が吹き始めたにも関わら

⁵⁶ 筆者の2002年9月から2003年2月にかけての現地調査において、左派系学校では毎朝15分ではあるが学校側の指定した『文匯報』『大公報』『SCMP』のいずれかを購読する時間が設けられていた。同校の図書館で中立紙の『明報』は閲覧可能であるが、個々の学生が有償で定期購読する指定新聞にはされていなかった。一方、政治教育に比較的熱心なキリスト教系の「資助校」では、左派系新聞は図書館にも一切置かれていなかった。政治と距離を置いていたもう一校のキリスト教の「資助校」では、学校内で学生が新聞を日常的に触れる機会すら設けていなかった。3校だけの実態ではあるが、政治的立場の異なる新聞の論調を通して異なる意見を見聞するという姿勢は見られなかった(中井智香子, 2005, p. 69)。

⁵⁷ 教育局首席助理秘書長の張国華による2012年7月23日『千禧年代』ラジオ番組での発言(『明報』、2012年7月24日)。

ず、政府側は「如何なる理由があっても「国教科」計画を中止させる事はない」との強硬な発言を続けていた(SCMP, Jul 15, 2012 & July 27, 2012)。

一方の断固反対派は、左派系以外のマスメディアからの影響を受けたと推測される一般市民の間で「国教科」問題への関心が高まっていったことを追い風に、政府が主導する「国教科」計画を全面撤回させようと個々の反対運動を活発化させていった。一方で、納税者でありながらこれまで政治に無関心であった若い保護者、いわゆる 80 後世代がわが子を「洗脳」教育から守るために「国民教育を憂慮する保護者グループ」[以下、「保護者グループ」]⁵⁸を組織し、新たに断固反対派に加わった⁵⁹。その後、別々に反対運動を行っていた 15 の民間団体が結集し、「民間反対国民教科大連盟」[以下、「大連盟」]を結成した。

そして「大連盟」は、7月29日(日)に「国教科」反対のデモ「全ての市民が行動を起こし「洗脳」教育に反対しよう。7月29日には1万人参加のデモを成功させよう」を主催し、一般市民にデモへの参加を呼びかけた(SCMP, Jul 23, 2012 ; 『明報』、2012年7月23日)。当日は33度の酷暑にもかかわらず、主催者が予測した1万人をはるかに上回る9万人以上(警察発表では3.2万人)の市民がデモに参加した⁶⁰。政府側にとっても予想を遥かに超えた参加者数であった為、その夜のうちに林鄭月娥政務司司長と呉局長が政府側のコメントを急遽発表するという異例の対応を迫られた(香港政府, 2012b)。しかし、計画通りの導入に向けて政府側は強硬な姿勢を崩すことはなかった。

8月に入り、現役小学生の保護者を中心に組織された「保護者グループ」は、「一人一通の手紙を出そう運動」を展開した。この運動は、我が子が通う小学校や母校に対して新学期から「国教科」を導入するのか否かを手紙で問合せ⁶¹という主旨であった。

⁵⁸ 現役の中・高校生3名が facebook に「学民思潮」を立ち上げたのと同様に、保護者の有志も facebook に「保護者グループ」を立ち上げた。わずか数週間の内に約5,000名がメンバーとなった。「家長組」ウェブサイトによると、活動資金はメンバーからの寄付で運営される民間団体である(国民教育家長關注組, 2012b)。しかし「保護者グループ」発起人の陳惜姿が『壹周刊』の副編集長であったことから、「国教科」断固反対派は『苹果日報』も含む「壹传媒集团」の創始者で、「民主・抗共」派の筆頭格の一人と言われる黎智英から、何らかの指示および資金援助を受けているといった批判キャンペーンが「親中派」によって展開された。選挙を間近に控えた8月後半にはその声はさらに激しくなっていた(『文匯報』、2012年8月27日)。

⁵⁹ 「保護者グループ」は、1,100人余りのメンバーから集まった12万香港ドルの寄付金を投じて7月23日に『明報』『苹果日報』『東方日報』の大衆向け中文紙に「保護者グループ」は政府主導の国民教育に反対すること、諮問を全面的にやり直すよう政府に求める一面広告を掲載した(『文匯報』、2012年8月27日)

⁶⁰ 「七一デモ」とは異なり、今回のデモ参加者はベビーカーに幼い子供を乗せた家族連れと小学生や中・高校生および大学生の姿が目立ったと報道されている(『苹果日報』&『星島日報』、2012年7月30日)。実際、筆者もデモを視察した。そして、デモ参加者と街頭で見守る市民にインフォーマルなインタビューを行ったが、参加者の中には孫の為として参加する高齢者の姿もあった。デモには参加しないが、少なくとも彼らの反対行動に理解を示している市民(商店や公共交通機関の関係者)が大勢街頭でデモの様子を見守っていた。複数の高齢者が筆者に対して「自分は共産党が大嫌いである」とのコメントが印象に残っている。

⁶¹ 8月8日から当月末日までに、約6,000通の手紙が8割の小学校に届けられた(国民教育家長関

しかし、導入予定と回答した小学校の存在が明らかになると、当該校の保護者や卒業生から脅迫と受け取れるほどの凄まじい圧力によって、学校側が最終的に導入を見送らざるを得なくなる事態にまで発展していった。新学期を間近に控え、学校関係者からこのような悲痛な声も聞かれるほど、断固反対派が抱く危機感は緊迫の様相を呈してきていた⁶²。その一方で、教育局は8月下旬には各学校に対して「国教科」導入の為に53万香港ドルの公的資金の援助を予定通り提供することを力説した。

こうして推進派と断固反対派の対立は膠着状態のまま、9月3日（月）に新学期を迎えた。新学期直前からはじまった断固反対派の新たな抗議活動は当初から非暴力を貫き、よく組織化されていた⁶³。メディアが連日彼らの一挙手一投足の映像をトップニュースで配信したため、絶食や一切の交渉を断固拒否する彼らの姿勢は、近年見かけることのなかった真剣さとして一般市民の眼に映っていったと思われる。特に「学民思潮」メンバー⁶⁴を含めた現役の中・高生たちは、登校時には抗議の意思を表す黒色ミサンガを身に付け、放課後には黒色Tシャツに着替えて抗議会場へ駆けつけていた。連日、中・高生たちが深夜にまでおよぶ抗議集会へ参加する姿を目の当たりにした一般市民の間には、国民教育問題を他人事とは考えない意識、言わば中・高生たちとの間に一体感を抱く市民も少なくなかったと思われる。

このような緊迫した状況のなか、両者の対立を収束させる糸口は、推進派側の内部事情からもたらされた。9月9日（日）立法会議員選挙の投票日を直前に控え、「親中派」政党側から梁振英行政長官に対して事態収拾を求める要請がなされた。緊急要請を受けた梁長官は、7日にロシアで開催されるAPEC経済会議への参加を急遽キャンセルしてまでも、その対応策の検討を最優先しなければならなかった。なぜなら、「国教科」問題は7月下旬頃から選挙の重要な争点の一つになっており、「親中派」政党の立候補者に不利な状況が予測されていたからである。

2ヶ月余りの対立の末、推進派側が大幅な譲歩案を示すことで事態は収束することに

注組, 2012c)。

⁶² 新界沙田地区にある浸信会呂明才小学校は、8月下旬まで新学期からの導入を予定し準備を進めていたが、9月1日に見送りの決定を下した。同校校長は、沙田地区の区議会議員も勤め、「親中派」に近い立場であったため導入に前向きであったと思われる(SCMP, Sep 4, 2012; 『明報』、2012年10月11日)。筆者の同校長に近い関係者とのインフォーマルな聞き取り調査において、昼夜を問わず保護者から校長の携帯電話に相当数の着信があったことを確認した。同校は、1997年7月1日の回帰日に香港で唯一中国国旗を掲揚した学校でもある。

⁶³ 「学民思潮」の呼びかけで、9月1日から連夜、政府総本部ビル前〔通称タマール広場〕で抗議集会（主催者発表では4万人、警察発表では8,100人）を行った。彼らの反対行動は、新学期の3日から「国教科」撤回を勝ち取るまで無期限にタマール広場を占領するにとどまらず、「学民思潮」メンバーを含めた反対派の一部有志がタマール広場内に仮設された拠点で絶食をはじめた。日に日に集会への参加者は増え、7日夜には12万人（警察発表では3.6万人）に達していた。一般市民の中には抗議集会への参加ではなく、現場への物資の差し入れによって間接的な支持表明を示す者も少なくなかった。

⁶⁴ 「学民思潮」ウェブサイトによると、当初のメンバーは発起人の3名だけであったが、「12年国民教育論争」の頃には500名以上にまで増えていた。

なった。つまり、新学期に入り全面撤回を求めて抗議活動をさらにエスカレートさせる断固反対派と彼らを支持する「中間派」世論⁶⁵の前に、推進派が屈することになったのである。まず初めに、投票日前夜の8日、梁長官が政治判断として大幅譲歩案⁶⁶を示し、政府主導の国民教育の導入計画を一旦見送る緊急声明を出した(香港政府, 2012a)。2日後の10日には、教育局は断固反対派が最も問題視した【国家範疇】「当代国情」⁶⁷を『国教科課程ガイドライン』から削除した(教育局, 2012c)。この段階で、政府主導の国民教育は本来の政治任務を見失いかけたが、最終的に政府側は『基本法』23条の時のような無期限での白紙撤回という最悪の事態を回避することができた。

詳細は後述するが、それから1ヶ月後の10月8日⁶⁸、政府が招聘した「徳育と国民教育科に対する再検討委員会」[以下、「再検討委員会」]⁶⁹が、「中間派」世論のみならず推進派側内の「教連会」にも特に配慮し『国教科課程ガイドライン』の「失効」⁷⁰と国民教育に関する議論の5年間棚上げを政府に建議した(教育局, 2012b, 2012e)。そして、政府側はその建議を全面的に受け入れたが、断固反対派にとっては要求し続けた全面撤回ではなかった。その為、断固反対派のなかで中心的役割を担った「保護者グループ」と「学民思潮」は、市民運動に参加する新生勢力としてそれぞれ独自の活動を始めた。

「保護者グループ」はこれまでボランティア有志による民間団体として活動していたが正式に会社法人を立ち上げ、政府主導の国民教育への監視を組織的に継続している⁷¹。

⁶⁵ 『苹果日報』が香港大学民意研究計画に委託した国民教育民意調査(実施日8月14日-15日)を見ると、57%が撤回を要求し、16%が支持を示していた。その後の情勢を分析する限り、新学期に向けて反対世論は拡大していったと予測できる。

⁶⁶ 「①3年間の準備期間の取消、②「国教科」の開設をするかしないか、および開設したとしてもその際の教授法は各学校の自主決定とする」すなわち、「『国教科課程ガイドライン』を採用するも可、不採用も可、独自の国民教育科を開設するも可、現行のままでも可」(香港政府, 2012a)。この譲歩案は、後述するこれまで香港の教育文化で尊重されてきた学校運営団体と教師の專業自主、すなわち「校本化」に国民教育を戻すものであった。②については、2012-13年度には5校が開設していた。保良局香港道教連合圓会玄小学・鮮魚行学校は独自の学科を開設、香港教育工作者連会黄楚標学校・漢華中学(小学部)・新界婦孺福利会梁省徳学校の3校が開設している(国民教育家長關注組, 2012b)。

⁶⁷ 現任の国家指導者(国家主席や國務院総理など)の顔と名前および経歴の認識。具体的には、共産党側が認定する基準で国家指導者が行った努力や貢献および直面した困難や挑戦を理解することを取り扱った項目(課程發展議會, 2011, p. 28)。

⁶⁸ 教育局は、最終決定が下された10月8日、昨年8月末までの4ヶ月間に実施され諮問において、市民から寄せられた1,000通余りの意見書の内容をウェブサイトに掲載している(教育局, 2012a)。

⁶⁹ 8月3日、林司長が設置を宣布し、断固反対派へも参加を招聘した。しかし、彼らは全面撤回のみを要求する立場から、同委員会への参加を拒否した。したがって、同委員会は中立性が保たれているとは言えない。

⁷⁰ 「再検討委員会」の説明によると、「失効」とは『国教科課程ガイドライン』に対して修訂することを前提とした検討は行わないと言う意味。

⁷¹ 民間団体「保護者グループ」は、政府主導の国民教育への反対活動に持久戦で臨む決意の下、同論争が終結した直後にまず準備会を立ち上げた。その後、会社法人を正式に発足させ、常勤職員1名を雇用している。運営資金は、すべて支持者からの寄付で賄っている(国民教育家長關注組, 2012a)。

もう一方の「学民思潮」は、「国教科」論争の再燃を防ぐ為に、現役の中・高校生としてこれまで堅持していた政治的中立の立場を脱皮して、高度自治のなかでの完全民主化を求める政治改革への関与を主体的に始めた⁷²(学民思潮, 2013)。

いずれにしても、香港人社会の現状から言うと、国民教育を巡る双方の攻防は一時的な休戦状態に過ぎない。

(2) 第5回立法会議員選挙の結果と「中間派」世論

2012年9月9日(日)に投票日を迎えた今回の選挙⁷³では、国民教育論争がエスカレートすることで有権者の関心が高まり、投票率は過去最高の53.05%(有効投票者数1,838,722人)にまで達した(『苹果日報』、2012年9月10日)。選挙全体の結果を見ると、70議席の内「親政府派」43議席に対して「泛民主派」27議席であり、「親政府派」が議会内では優勢のままである。したがって、「泛民主派」は、重要法案を議会内で否決させる三分の一以上、すなわち「6対4の法則」の議席数を辛うじて確保している状況である。

民意を見極める指標は、一般有権者が投票する直接枠の投票者数である。第4回までの直接枠に限っては「泛民主派」と「親政府派」の勢力は「6対4の法則」で、議席内全体の優勢とは逆転していた。しかしながら、国民教育が新たな争点と加わった今回の選挙では、これまでの法則が崩れ「泛民主派」と「親政府派」との差が縮まるという予想外の結果に終わっている⁷⁴。

今回の結果だけを見て、政治勢力の配置に変動が始まったと判断するのは早計であろう。先述した通り、香港人社会のなかには高度自治の範囲内での完全民主化を要求して北京政府との政治対立を深めるよりも、民生と経済問題を重視し北京および香港の両政府との協調路線を志向する政治勢力、つまり「中間派」が香港政治の鍵を握っている事が改めて確認された⁷⁵。

⁷² 政治改革への本格的な関与の宣言は、長期戦を想定している。その為、拠点となる事務所の確保が必要である。彼らは、一般市民からの寄付金を同時に依頼している(学民思潮, 2013)。「学民思潮」は「国教科」争議では一貫して非暴力で冷静かつ理性的な抗議活動を行い、多くの市民から好感をもたれ「国教科」反対への支持を得た。しかしながら、政治改革への本格的な活動では同争議の時とは異なり、冷静さを欠いた過激な抗議活動になりつつある。その為、警察側と衝突する場面が頻繁に生じている。この点について、これまで好意的であったメディアの論調は、「泛民主派」内で過激な政治手法をとる「人民力量」や「社会民主連戦」などを手本としないよう、彼らに自制を求める否定的な論調へと一部変わりつつある(『東方日報』&『太陽報』&『頭條日報』、2013年11月25日)

⁷³ 70議席のうち、直接枠が35席、間接枠が35席の配分である。

⁷⁴ 第4回59.3%対39.7%で20ポイント近くの差があったが、今回は55.7%対41.7%で14ポイントまで差が縮小された。

⁷⁵ 投票後の街頭アンケート「政党所属よりも独立系議員を支持する」(Mr.Pang, Wing Cheung 技術者47歳)「経済と法治で候補者を選んだ」(Mr.Chan, Eric 学生23歳)、「民生重視、国民教育の影響は小さい」(Dr.Leung 整形外科医60歳代)、「両派のバランス重視で「親中派」と「泛民

今回の選挙結果と「12年国民教育論争」を併せて総括すると、香港の政治勢力の鍵を握る「中間派」は「非親中派」でありながら、経済や民生政策によっては香港政府および北京政府を支持する立場にまわるという機動性と柔軟性をもち、「民主派」側には必ずしも固定されていない。その反面で、政治イデオロギーを争点にした場合には「民主派」側につく可能性も高いという二面性をもっているのではないだろうか。

(3) 推進派内の不協和音

「国教科」推進派として、北京政府の意向に沿って香港政府に対して強力に働きかけをしたのは「教連会」幹部たちである。彼らは「12年国民教育論争」が始まる前の2012年5月25日、「国教特別委員会」の李主席を交えて、7月1日に政権交代を迎える新政府がどのように国民教育を推進すべきかについて座談会を開いている⁷⁶(中国評論新聞, 2012)。この座談会から「教連会」と「親中派」が、「国教科」に企図した本音がいくつか見えてくる⁷⁷。まずは、この座談会で語られた内容から「教連会」側の政治的な企図を確認したうえで、「12年国民教育論争」で表面化した教育局との国民教育を巡る方向性の違いについて明らかにしたい。

まず第一点目には、国民教育を公民教育から切り離す必要があると考え、「よい国民」に対して批判的思考能力や独立思考能力を特に求めないという立場である。李主席によると、「国教科」の【国家範疇】に込められた政治意図とは、「学生に自己の国家についての理解、すなわち文化や歴史、現在の中国が直面している挑戦すべき課題や獲得した成就および将来的問題などを含めた基本的知識を土台に、価値観に焦点を当てることであり、多くは暗記学習である」と述べている。但し【国家範疇】に対比して、【世界範疇】では、学生にマクロな視点からユニバーサルな関心事を理解させることと見なし、「よい市民」の育成を目指している。「コミュニティー国家—世界市民モデル」という展開過程で、国民に関してのみ異なる価値観と態度を要求していると言える。

第二点目は、インプットとして国民教育を「校本化」から切り離して中央化させ、最

主派」へ各1票」(Ms.Ng, Siu Kei 事務職 26歳)、「民主制度の発展を重視、国民教育は無関係」(Mr.Shum, Alvin IT 関連 32歳)、「民生重視」(Mr.Lee, Wai 退職者 76歳) (SMCP, Sep 10, 2012)。選挙後(9月19日-25日)に実施された追跡調査では、18歳以上の市民(1,248名のうち996名が登録済み有権者)が期待する重要政策は、「土地と住宅」(26%)、「社会福祉」(20%)、「政治制度とガバナンス」(16%)、「経済」(13%)、「教育」(16%)、「医療」(6%)などの順であった(蘇祉祺, 2012)。

⁷⁶ この座談会の主催は「親中派」の中国評論通訊社と同社の月刊誌『中国評論』であり、会の議長は「全人代香港基本法委員会」委員の劉迺強(「国粹派」出身)である。その他の出席者は、楊耀忠(「教連会」会長)、黄志明(「国民教育サービスセンター」総監、呂如意(「国民教育センター」総監、公民教育委員会の民間委員)、連文嘗(培僑小学(小西湾)校長)、王翠蘭(香島中学「通識教育科」と「中国歴史科」担当教師)である。

⁷⁷ 『苹果日報』が、この座談会を「教連会」による「洗脳」の確証を得たという論調で取り上げている(『苹果日報』、2012年8月4日)。

終的にはアウトプット（価値観と態度）を一元化させることである。連校長の指摘によると、「香港の教師は仕事量が多い。内地の教師と比較すると2倍の仕事量であり、思考する時間がとても少なく、教科書に依存しがちである。しかも香港には中央化の概念が弱く、内地教育部のように強力な指導性がない」。その点を検討して連校長は、「国民教育に限っては中央化を推し進めるべきで、それ以外の科目に関しては「校本化」を継続すべきである」と建議している。連校長からのこの建議に対して、李主席は「香港の国民教育は、これまで各学校が異なる方法、すなわち「校本化」で実践してきているという歴史的経緯がある。この現状を踏まえると、「校本化」の現実をまずは受け入れなければならない。これは、[妥協]可能な範囲での第一歩である。そして10年後には多くの経験が得られるだろうから、よりよいプラットフォームを中央式でデザインすることになるだろう。必要な時間をかけて徐々に改善させることができるだろう」。

続いて、楊会長は、すでに政府が3年間の準備期間を設けたことに絡めて運用面に関する懸念を述べている。「もしも有る学校が多角的思考を提供しないで、全面的に[共産党政権に対して]批判的な教学を行った場合、予想した目的が達成できない。その場合、教育局が学校に対して是正を求める指導をすると、教学の自由を抑圧していると反対に糾弾される可能性がある」。李主席からの回答は、「検査制度を通して教師に是正を指導し、教学の基準を設けることで解決される。さらにこの3年間の準備期間に、教師に対して教学トレーニングを行えば運用面での問題は軽減され、状況は徐々に改善される」。つまり推進派側は、これまでの『学校公民教育ガイドライン』のように学校や教師の「校本化」を尊重するのではなく、国民教育に限っては教育局による規範化、いわゆる『国教科課程ガイドライン』によってインプット側を徐々に中央化へ移行させるだけでなく、最終的にはアウトプット側も一元化させることを企図している。

第三点目は、社会の多数派に対して多元性の尊重と少数派への包容の態度を身に付けさせることである。「国教科」の対象は、「親中派」側から見て社会の多数派に当たる「非親中派」である。すなわち、「国教科」は「非親中派」が多数を占める公立学校を対象にしている。とりわけ「非親中派」側の教育関係者と保護者に対して、学生の将来の就職先は中国と不可分であること、それ故に中国に関する学習内容を排斥してはいけないこと、社会には異なる意見があることを強調している。すなわち、「非親中派」側が社会の少数派である「親中派」の価値観を認知し理解する必要があると主張している。

すなわち、香港人社会の内部に存在する政治的価値観の矛盾が社会を分極化させ、妥協や和解に向けた協議を行うことさえ難しい現況に対して、劉議長の「香港が母胎である国家に依存しさえすれば、出口は必ずある」とする発言は、社会を分極化させている原因を社会の多数派側だけにあると見なしている。さらには、社会の多数派側が包容の態度を身に付けることで、この分極化した状況を改善すべきと主張している。

香港が国際金融センター機能をもった国際都市として完全な民主化を志向するのではなく、中国の一地方都市として祖国に依存し一國兩制の下での高度な民主化に留めて

いた方が香港の発展にとってプラスであることが述べられている。推進派側が再編成した国民教育を通して「非親中派」側が包容力を身に付けることが出来れば、香港人社会が直面する多くの問題は解決され、香港の発展にとってプラスとなると強調している。

第四点目は、国民教育については情意面を強調するアプローチの有効性を主張している点である。連校長は内地の小学校で実施されている德育学習モデル（知・情・意・行）を参考にして、「情意を強調する教育は、内面化は自然に沸き起こるだけでなく、行動も自然と長続きする」との経験から「教連会」が運営する「国民教育センター」と「国民教育サービスセンター」が担う情意教育の役割に期待している。推進派側の間では、情意教育の最も有効な方法は内地考察や内地交流などの体験型学習であるとする認識で一致している。もう一つ有効な方法としては、上述した 2004 年 10 月から TV 放映が始まった国歌宣伝のための短編放映⁷⁸による浸透式アプローチである。しかし一方で、内地考察などによる情意教育は一時的な感情の高揚にすぎないのとする否定的な意見も寄せられている。また、実際に参加した学生のなかには、反対に嫌悪感を抱く者も少なくなく、必ずしも万人に有効とは言い難いとの見方もある（『明報』、2012 年 7 月 6 日；『明報』、2013 年 1 月 9 日）。

第五点目は、国民教育の再編成とは現役教師を再教育することも企図としていることである。この点に関して、香港で情意教育がうまくいかない根本的な原因が二つ指摘されている。一つは香港メディアの偏狭な国家認識が内地と香港の政治的価値の差異を過大に際立たせていることであり、もう一つは国民教育を担当する現役教師の資質に問題があることである。黄総監の発言によれば、「国民教育の成功させる鍵は、現役教師に対する教授法の訓練である。これを上手に行わなければ、永遠に悪循環に陥ることになる」。つまり、学生では無く現役教師への国民教育の重要性を指摘している。なぜなら、現役教師の多くは「教協」に所属しており、政治的な立場では「民主派」であり、植民地時代に教育を受けた世代である。彼らの分析によると、現役教師は国家に対する感情が不十分な為に、学生を前に自己の民族感情や愛国情操を語ることを回避している。学生への国民教育を通して「教協」に所属する教師の思想を再教育するというのが、必修・独立科目を必須条件とした「国教科」構想のもう一つの重要な政治任務であると思われる。

第六点目は、愛国の解釈に関して「親中派」と「非親中派」の間に違いがあることである。王女史は個人の意見として、香港人が長きにわたり持ち続けている独特な愛国感情と政治行動様式を指摘している。具体的には、2008 年 5 月に発生した四川大地震で香港人が熱心に救援活動を行ったこととは対照的に、『基本法』23 条のような内地政治

⁷⁸ 2004 年に「公民教育委員会」内に新設された「国民教育部会」が製作を担当している。2004 年 10 月 1 日から始まった放映では、これまでに「国家成就」で 12 本、「輝煌里程」6 本のビデオが製作された。毎日、夕方の広東語局ニュース番組（TVB 翡翠台 18:30）（ATV 本港台 18:00）が始まる前に約 1 分間放映されている。その他、夜のゴールデンタイムの広東語局ケーブル放送でも放映されている。

に関わる問題では香港人は必ず反対する点である。

「親中派」側から見れば、愛国に関する問題を解決するには、社会で多数を占める「非親中派」側が共産党政権に対する解釈をどのように処理するかに尽きると考えている。つまり、愛国と「愛党・愛政権」の違いである。「愛党・愛政権」とは、Fairbrother や梁恩榮らが指摘する「盲目的愛国者」を指している(Fairbrother, 2003; 梁恩榮 & 阮衛華, 2011a)。「国教科」の断固反対者は「盲目的愛国者」になることを一切拒否しているが、「中間派」市民に関してはどこまで「愛党・愛政権」を許容できるかは未知数である。つまり、「中間派」は時勢のなかで経済や民生問題と駆け引きすることが可能であり、流動的な要素が大きい。しかし、若年層に限って言えば、小学校低学年からの国民教育を受けることによって、その許容範囲は広がる可能性が高いとする理論面を裏付ける実証データも示されている(R.ドーソン、K.プルウィット & K.ドーソン, 1989; Ma & Fung, 2007)。

本座談会の総括として、「教連会」幹部が示した国民教育の信念とは、国家の光明面だけを話し、暗黒面は敢えて話さないことであった。この信念は、香港政府と教育局側がデザインした国民教育では、「六四」、劉曉波逮捕などの暗黒面も含めてありのままの事実を直視し、批判的思考能力をもって包括的に理解すべきとする教学方針とは明らかに食い違っている。

実際、第三点目に関して言えば、『中国模式』の取り扱いにおいて教育局と「教連会」との間で国民教育の主導権を巡り激しい駆け引きがあった。「教連会」幹部たちは、『中国模式』が発覚した翌日の6日、呉局長がメディアとのインタビューで『中国模式』の内容は偏っているとコメントしたことを厳しく非難した。なぜなら、「教連会」側は、呉局長のこの発言を自分たちを裏切って断固反対派側の「洗脳」疑惑を肯定したと同等の意味だと解釈したからである。『中国模式』が発覚した後、教育局以上に「教連会」は一気に窮地に追い込まれた。しかし、教育局と協議して少数派の立場を多元社会のなかで再び正当化しよう画策した。まず10日に「教連会」側は、以下のような声明を発表している。

我々〔の推進する国民教育〕は、合法的で合理的で明確な良心を持っており、心に疾しいことはない。社会は、頻繁に中国国情を肯定的に表現すると「洗脳」であると罪を着せる。教育局の高官が、詳細な調査もしないままに軽々しく教材を否定した。甚だ遺憾である(香港教育工作者連会, 2012a)。

「教連会」側がこの声明を出した翌日の11日には、「国民教育サービスセンター」と教育局との間で『中国模式』の取り扱いについて意見交換がなされている。その結果、『中国模式』は回収しないが重刷もしないこと、ネット上に補充教材を提供するということで双方が合意に達したと発表された。そして翌12日、「国民教育サービスセンター」

は「専門の自主を守る、政治審査に反対する」とのタイトルで記者会見を開き、「中国側も含めた多角的な視野を堅持すべきこと、多元社会では異なる政治的価値観を尊重すべきであること」を主張している(香港教育工作者連会, 2012a)。

この後、教育局の対応は、「教連会」側の上述した主張をほぼ受け入れながら、学校側に与えられた教材選択の自由を強調することで、教育局に向けられた責任追及論をすり替えようとしていた。一方の「教連会」幹部たちも、各メディアを通して「もし『中国模式』を教育局が禁止したら、政治検閲と学術の自由に違反する」(SCMP, Jul 16, 2012)と反論し、社会の多数派側の思想および言論の自由と多元性を逆に利用して、少数派側である自分たちの権利を主張していた。しかしながら、「非親中派」側市民のなかから「教連会」側の主張に賛同する者はほとんどおらず、反対に断固反対派を支持する世論が拡大していったと思われる(香港大学民意研究計画, 2012)。

他方、「教連会」側にとって『中国模式』が回収を免れたことは、「国教科」の最終的な取り扱いにおいて『基本法』23条のように「国教科」が無期限に白紙撤回されるという最悪の結果を未然に防ぐ先手を打つことができたと見なせる。とすれば、「教連会」の優勢は「12年国民教育論争」が始まってから7月下旬頃まではまだ維持できていたと見られる。

しかし、第六点目に挙げた政治的価値観を巡る問題と、第一点目で挙げた批判的思考能力と独立思考能力をどのように用いるかという根本的な問題において、『中国模式』が発覚して以後、教育局は「教連会」の主張を一切受け入れなかった(黄志明, 2012)。なぜなら、教育局側は、「通識教育科」において中国の歴史・現状を一つの教材として批判的思考能力の育成を奨励することには変わりはなく、香港人社会にも批判的思考能力の重要性に異議を唱える者はほとんどいないからである(『明報』、2012年8月3日)。批判的思考能力に関しては、表⑩の通り『国教科課程ガイドライン』【国家範疇】の関連する価値観と態度に含まれている。

教育局は、『中国模式』発覚によって「国教科」に向けられた共産党による「洗脳」道具という疑惑を払しょくする為に7月24日と8月3日に異例の対応を行っている。教育局の公式見解は、「国教科」は批判的思考能力ではなく敢えてもう一つの独立思考能力の育成を目的としていることを際立たせ、決して「洗脳」の為の道具ではないことを繰り返し強調している(教育局局長(張国華博士代行), 2012; 教育局局長吳克儉, 2012)。『中国模式』が、奇しくも教育局側と「教連会」側の政治的価値観に直結する国民教育の方向性、つまり最終目標に根本的な違いがあることを浮き彫りにした。したがって、『中国模式』が発覚するまでの「教連会」と政府側との関係は、国民教育の推進という共通の目標のもとで協調路線をとっていたが、発覚後、双方の関係には不協和音が出始めた。

9月8日、香港政府が大幅譲歩案を示した後(香港政府, 2012a)、10日には断固反対派が問題視していた【国家範疇】「当代国情」が『国教科課程ガイドライン』から正式に

削除された(教育局, 2012c)。この削除は、「教連会」の影響力を一旦断ち切るための教育局の決断であり、後述する通り『国教科課程ガイドライン』を教育局の面子にかけて延命させる手段でもあったと思われる。別の観点から言うと、この削除とは香港人社会と北京政府との間で愛国愛港像に対する合意形成が図られていない現状において、教育局が名義だけでも国民教育を推進しようとしたことの限界を表したのではないだろうか。

表 ⑩：第4学習段階（中4から中6）【国家範疇】

学習目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国家が政治・外交・科学技術などの各方面および社会・民生の発展に対して果たした影響および民主・法治・人権などの価値の体現に関心を抱き、国家と全世界の市民との密接な関係を理解し、喜んで国家と民主の為の福祉を追及する。 ・マクロ的な視点および内外を比較する視点で、中国歴史の重大事件を探求する。客観的な角度で国家が苦しみながら改革開放に邁進し奮闘する歴史過程を内外から理解し、苦難・闘争・困難・進歩と成果を体得する。
学習内容	<p>「当代国情（国是と世情）」；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人を主とした民生の発展を探求すること。 ・国家の政治・外交・科学技術などの各方面の発展に即して、社会・民生に対する影響および挑戦すべき課題と改善の方向を認識させること。 <ul style="list-style-type: none"> －国家の民主・法治・人権などのユニバーサルな価値を体現する問題と処理。 ・国家の政治・経済・社会・民生などの各方面の発展において直面するチャンスと挑戦すべき課題を探求し、国家の現代的発展に対する個人が負うべき役割を考えること。 ・国家とグローバルの密接な関係を探求し、異なる角度から世界的な議題を理解すること。
関連する技能	<ul style="list-style-type: none"> ・国家の発展を社会・民生の影響において理解すること。 ・理性と批判的思考能力を用いて、国家の発展と挑戦すべき課題および完成されるべき方向を分析すること。
関連する価値観と態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナル・アイデンティティ、理性、<u>民主</u>、<u>法治</u>、<u>人権</u>、帰属感、愛国心、鑑賞、自由、参与、文化伝承、持続可能な発展。 <p>※波線部は、『11年諮詢稿』には無く諮問後に追加されたものである。</p>

(出所) 課程發展議會 (2012, pp. 19, 51) より筆者作成。

続いて、「再検討委員会」の最終決定を巡る香港政府と教育局および「教連会」の間の食い違いを検証してみたい。

8月3日、林司長が「再検討委員会」の設置を決定し断固反対派へも参加を呼び掛けたが、同月22日に招聘された「再検討委員会」に断固反対派は含まれていない(教育局, 2012d)。10月8日、「再検討委員会」は3回の会議を経て、「国教科」が社会不安を継続させている点を重視して、国民教育の議論を向こう5年間「棚上げ」⁷⁹にすることを政府側に建議した。政府側は「再検討委員会」の建議を全面的に受け入れたが、この決定が国民教育の「撤回ではない」⁸⁰ことを改めて強調した。一方の「教連会」側は、「再検討委員会」の最終決定に対して失望との声明を発表している⁸¹(香港教育工作者連会, 2012b)。実際、「再検討委員会」メンバーのなかでは、政府側が任命した委員と教育官僚との間で意見の対立があったなかで、最終決定された建議は政府側が任命した委員の意見が反映されたものであった。

林司長および「再検討委員会」主席の胡紅玉ら政府側が任命した委員の意見としては、「もし「国教科」を取消さなければ、教育界と保護者からの「国教科」に向けられた共産党による「洗脳」道具という嫌疑を永遠に拭い去れないだろう。まずは彼ら反対派の勢いが治まった後に、硬軟織り交ぜた手法を用いて一部の学校に教育局が作成した『国教科課程ガイドライン』に沿って自発的に「国教科」を開設してもらおう。その後、これらの学校から成功例が得られれば、再び全ての学校に対して「国教科」の開設を推進することができる。その為には、政府側がまず先に「国教科」を撤回させるか棚上げして、社会的な争議を一旦収束させ、教師・保護者・学生ら利害関係者との信頼関係を再建した後、新たにどのように国民教育を推進するべきか理性的に討論する。このやり方は表面的には時間を要するかもしれないが、実際にはより効果的であるより長続きすることになるだろう」(教育局, 2012e)。

正式に棚上げが決定された翌日の新聞では、9月27日の議論過程についての公式発言(教育局, 2012f)で胡主席が用いた「失効」という用語が、10月8日の最終決定の正式発表(Education Bureau, 2012)では用いられなかった点に注目が集まっていた(SCMP, Oct 9, 2012; 『明報』、2012年10月9日)。つまり、「失効」の言葉のもつ意味について「教連会」所属の委員⁸²から「もし学校が『国教科課程ガイドライン』を用いて「国教

⁷⁹ 「再検討委員会」の説明によると、「棚上げ」とは国民教育に関する如何なる議論も5年間を行わないという意味(教育局, 2012e)。

⁸⁰ 「再検討委員会」の説明によると、「撤回ではない」という意味は、政府はすでに学校が「国教科」を開設するかしないか、またはいかなる既存科目で推進するのかということも一切規定しない。政府は、学校の自主決定した開設科目を禁止したり干渉したりしないという意味(教育局, 2012e)。

⁸¹ 「再検討委員会」20名の委員のうち、最終決議に出席したのは17名であった。15名が同ガイドラインの棚上げに同意し、2名が棄権した。棄権者は、「教連会」副主席の鄧飛と浸会大学教育学コース教授の馬慶強であった(『明報』、2012年10月9日)。

⁸² 「教連会」側からはもう一人、「教連会」が運営する香港教育工作者連会黄楚標学校校長の梁

科」を開設した場合、そのこと自体が「失効」、すなわち全否定という意味になる」(『明報』、2012年10月9日)との解釈から、9月27日で胡主席が用いた「失効」という用語に強い警戒感を示したことが伝えられている(SCMP, Oct 9, 2012; 『明報』、2012年10月9日)。

一方の、教育官僚の意見としては、「学校が「国教科」を開設することを強制してはならないし、学校が開設する如何なる「国教科」も禁止してもいけない。多元で自由な香港社会の実情に則り、自主決定がふさわしい。『国教科課程ガイドライン』は「国教科」を開設する学校には必ず必要だが、今回のガイドラインは『当代中国』の部分に問題があるので、この部分を再検討し修正するか、この部分を撤回または取り除くだけで十分である(李先知, 2012a)。教育局常任秘書長の謝凌潔貞ら教育官僚側は、「国教科」の実施時期を遅らせることで「国教科」を延命させること、問題箇所さえ取り除けばよいので『国教科課程ガイドライン』を棚上げにする必要性はすでにないことを強く主張した(『明報』、2012年10月9日)。

実際、教育官僚側は、「国教特別委員会」で「国教科」導入に向けた検討が始まった当初から必修化には強い難色を示していた(『明報』、2012年10月10日)。さらに、『11年諮詢稿』が発表された後の公式の場においても、「国教科」は必ずしも独立学科でなくでもよい(『星島日報』、2012年6月28日)という個人的な見解を示す教育官僚もいたほどである。

香港政府高官と教育官僚および「教連会」幹部は「国教科」推進派ではあるが、その実態は決して一枚岩ではなかったという事実が明らかとなったと言えよう。加えて、国民教育の必修・独立科目化に拘ったのは北京政府からの政治任務を達成したい「教連会」幹部と前任の曾長官であり、教育官僚ではなかったことも明らかにされている⁸³

国民教育に関する議論の5年間棚上げが意味していることは、教育局が承認したくない対象も含めて何を教えどのような教材を選ぶかを学校側が決定できるということである(SCMP, Oct 9, 2012)。「再検討委員会」が下した最終決定は、国民教育を巡る主導権が断固反対派を中心とした「非親中派」、すなわち社会の多数派側にあることを意味している。いずれにしてもこの主導権は5年間に限定されており、2017年には再び国民教育を巡る新たな議論が展開されることになると思われる。

兆棠が資助小学校主席の立場で参加し、反対票を投じている。

⁸³「国教特別委員会」と「再検討委員会」の両メンバーに招聘された「私立学校議会」主席の譚秉源校長によると、「当初から、教育局側委員は必修・独立科には消極的であった。自分の役割は、政府側が取りまとめた骨子に異議を唱えずに追認することであり、その為に招聘されたと感じた。そして審議の過程において、曾長官の強い意向が反映していることを感じ取った」(『明報』、2012年10月10日)と述べている。

(4) 反対派の主張と香港式国民教育の可能性

「12年国民教育論争」を通して、香港人社会は国民教育を巡り新たな合意形成を得ることが出来たと言われている。例えば、馬傑偉は教育内容に関する合意点として、①愛国と愛党は異なること、②国民である為には、よい世界市民でなければいけないこと、③学生に国史と国情を認識させることは、教育界にとって時代の使命であること、④自国を完全に理解するためには悪い点を隠すべきではなく、成就と国家の短所を認識する必要があることの四つを挙げている(馬傑偉, 2012)。

愛国の解釈の違いに関して言えば、林泉忠は「04年愛国者論争」と「12年国民教育論争」を関連付けて、次のように指摘している。「両制の設計において、回帰後の香港には愛国についての異なる解釈の空間が依然としてあり、2004年での議論以後、愛国を巡る議論は終わっていない。……回帰15周年を迎えても「香港人は犬だ」「中国人はイナゴだ」などと互いを罵りあう争いも出現し、香港人と中国人の関係はますます険悪化している。……回帰後、中国政府と香港政府が国民統合に失敗したのは明白であり、「一国」と「両制」の間の内在する矛盾を克服する術はない」(『明報』、2012年7月30日)。さらに、政府主導の国民教育は、中国国内の愛国基準を香港へ移植、つまり愛国基準の統一化を図ろうとしたものであるとも言われている(『信報』、2012年7月30日)。すなわち、中国国内の愛国基準とは、「愛国＝愛共産党」を指している。

香港人の中では、断固反対派も含めて国民教育の必要性を否定する者はほとんどいない。さらに、自らは愛国者であると自認する者が多いのにも関わらず、なぜ国民教育を巡って激しい政治対立が起きるのだろうか。それは、香港人の多くが自身のアイデンティティ形成において中国人意識よりも香港人意識の方がより大きいと考えているからである。その第一の理由として、中国共産党に対する評価が極めて低いことが挙げられる。「12年国民教育論争」を通して明らかになったことは、多くの香港人が中国共産党については、自分たちが知り得た客観的事実に基づいて個々に評価すべきであり、決して中国共産党が押し付ける一元的な評価基準に従うべきでないと確信したことだと筆者は考えている。

以下では断固反対派の議論に即して、香港人が中国共産党を深く理解し評価するうえで、現行の国民教育に欠けているものを確認しておく。そして、香港式国民教育を考える手がかりを探す為に、断固反対派側の反対理由を個別に確認する。

はじめに、「教協」側は教師の自主的な裁量権を弱めると言う独自の主張を除いては、教学の内容と方法面から以下の四つを挙げている(香港教育專業人員協会, 2012)。

- ① 世界市民観：学生が国家に対する情感を育む事は必要であるが、必ず国家発展に対する認識は全面的で世界市民観を備えたものでなければならない。
- ② 中国式「洗脳」：「徳育と公民教育」から[「徳育・公民と国民教育」を経て]

「徳育と国民教育科」へと枠組みを替え、ナショナル・アイデンティティを育成するために「国民教育」を強調しようとする意図とは、徐々に西欧式公民教育 [ユニバーサルな価値・多元的視野と批判的思考力の育成] を排斥し、学生に中国式「洗脳」 [学生の視野を制限し健全な成長に不利益を与える] を行うことである。

- ③ 教学機会への悪影響：「徳育・公民と国民教育」を推進する上で、各学校は「校本化」に則り独自の手法を採用し、すでに多元的教育モデルが発展している。したがって、不要な独立科目を増設する事は、教学機会へ悪影響を及ぼすことになる。
- ④ 既存科目との重複：多元的教學が実践されているなかで、既存科目（「通識教育科」「中国語科」「中国歴史科」など）と『基本法』の学習教材で国家・社会・文化を認識し、ナショナル・アイデンティティなどの内面的な修養を高める内容は網羅されている。

続いて「保護者グループ」は、保護者と納税者としての立場、そして新たな市民運動メンバーとして、以下の五つを挙げている(陳惜姿, 2012)。

- ① まずは「国教科」を全面撤回し、新たに保護者・現場の教師と学生を主要な対象とした包括的な諮問を要求する。
- ② 子供たちが中国を認識することに反対しないが、中国に対する認識は狭隘なナショナリズムを超越しなければならない。と同時に、香港・国家および国際レベルでの市民の役割を担い世界とつながる公民教育の内容を取り入れなければならない。そして、公義・平和・多元・包容・人権および民主などのユニバーサルな価値を育成しなければならない。
- ③ 教育は、本来学生の批判的思考能力を育成しなければならない。多角的な角度から、客観的かつ公平に国家の政治・経済・歴史や社会状況を認識すると同時に、学生に中国の多元的な民族と文化を理解させ尊重させなければならない。
- ④ 我々は、教育局の公的資金の浪費、すなわち「国民教育サービスセンター」が公的資金の援助を受けて出版した『中国模式』が偏った観点であっただけでなく内容にも誤りのあったことを強く非難する。と同時に、全ての学校と教師がこのような劣悪な教材を破棄するように強く求める。
- ⑤ 政府が民間の教育団体に外部委託した国民教育教材の表現に対して、深く失望している。教育局が、現時点で公的資金を助成している民間の教育団体に対して、透明性を持って審査基準を公開することを強く要求する。

最後に「学民思潮」は、現役の中・高校生も「国教科」の利害関係者の一員であると

の立場で発言をしている。特に、彼らは、自分たちの思想の自由、すなわち「洗脳」に対する強い疑念を抱いている(学民思潮, 2011, 2012)。

- ① 学習内容が「通識教育科」と「常識科」との間で重複している箇所が多く、貴重な授業時間の浪費であり、学生と教師の負担が増えるばかりである。
- ② 学生思想の空間を支配することだけが目的で、学生は「洗脳」教育の犠牲者にされる。「通識教育科」は批判的思考能力を提唱し、授業や試験答案では学生に自己の立場と意見を述べることを許容し、思想の自由な発展空間を学生に提供している。しかし、「国教科」では評価の基準が政府と同一であることが強要され、丸暗記の反復学習によって画一的な知識が注入される。
- ③ 国民教育と国情教育を混用していけない。政府が定義した国民教育は不要で、必要なのは国情教育を推進するのみである。国家の発展の光明面ばかりを見るのではなく、暗黒面も必ず見なければならない。
- ④ 条文の解釈において曖昧な表現の多い『基本法』23条と同様に、「国教科」の内容にも曖昧な表現が多い。

上述した三つの断固反対派の団体に限らず、「非親中派」である社会の多数派側はユニバーサルな価値を重視する立場で多元・自由な世界市民モデルの公民教育を推進する「通識教育科」を支持している。と同時に、若者の中国歴史に対する学習不足から生じている国情理解が不十分な点に関しては、反対派、推進派を問わず香港人社会の間ではほぼ一致した認識である。2007年12月に香港大学民意調査計画が行った青少年に対する歴史認識調査でも、青少年の国情に対する理解が不足している実態が示されている。具体的な調査結果から言うと、530名余りの18-35歳までの被験者のなかで、中国の重大事件と言われている南京大虐殺や抗日戦争の歴史、中華人民共和国の建国年を正確に答えられたのはわずか30-35%のみであった(香港大学民意研究計画, 2008)。この事実に対して教育関係者からは教育当局による一連のカリキュラム改革において「中国歴史科」が学際科目へ組み込まれ、必修科目から選択科目へ格下げされたことで、多くの中学校が「中国歴史科」を重視しなくなっていることに対する弊害が指摘された⁸⁴。そして、若者の間で中国歴史離れが加速していることに警鐘が鳴らされている(『大公報』、2008年1月9日&8月27日; 『頭條日報』、2008年1月9日; 『文匯報』、2008年1月16日)。

⁸⁴ 2007-08年度の教育局のデータでは、456中学校のうち初中課程で「中国歴史科」を常設したのは315校、初中課程1年間と2年間のみが73校、「総合学科」で「中国歴史科」で代替しているのが57校という結果であった。一方、教育評議会の調査では、常設校は僅か87校、289校は一部教えているのみで(例えば、1年生でのみ教え、残り2年間は「総合人文科」「通識教育科」「歴史科(中国史と世界史)」との回答)、100校近くが「中国歴史科」を取消しているという異なる結果が示されている(『大公報』、2008年1月10日)。

実際、必修・試験科目の「通識教育科」は公民教育として多くの市民そして教師・学生から支持され、国民教育もその一部として取り扱われている。その一方で「中国歴史科」の履修者数が相対的に減っているのは事実であり、その推移だけをみれば大きな問題なのかもしれない。しかし、「中国歴史科」を代替する科目もあり、学習機会が減少しているとは言えないのではないだろうか。だが香港、そして中国の将来を考えた時、断固反対派が主張する通り、中国の暗黒面と言われている人権、民主、法治などユニバーサルな価値に関する歴史的事実をどのように処理するかという点が、香港式国民教育を考える場合、最も重要な鍵となる。さらに言えば、先述した通り、「通識教育科」は「独立專題探究」という新しい教授法を採用している。その点から、教える教師側の技量、知識、経験が政治的に敏感なテーマを授業で取り上げる際には問われることになる。教育政策上の問題だけでなく、香港の現代史の展開を踏まえ、学校の現場でどのような教育がおこなわれているのか、運用面も含めた包括的な検討が今後は必要となろう。

終章

本稿のまとめとして、本章ではナショナル・アイデンティティに関する香港人社会の今日的問題を、序章で提起した四つの展開過程から整理する。続いて、回帰後の国民教育カリキュラムを巡る主導権争いを素材として、一国両制の根幹に関わる政治イデオロギーの違いをどのように処理することが可能なのかという視点から試論を提示する。

第1節 香港人アイデンティティの展開過程

植民地時代に確立された香港人アイデンティティのなかに、政治イデオロギーの違いを越えてどのようなナショナル・アイデンティティをいかにして構築するかという点が、香港人アイデンティティを巡る今日の問題である。しかし、香港人社会と北京政府および香港政府の三者の間で合意形成が未だに出来ていない為に、回帰 17 年目を迎えても「愛国」を巡る対立は引き続けている。

つまり、回帰 15 年目に起こった「12 年国民教育論争」は、北京政府と香港政府の二者間での合意だけで、このアイデンティティ問題の抜本的な解決が計画されたことで引き起こされた。すなわち、両政府は、回帰後へ継承された公民教育とそれに準拠する国民教育が、この問題の形成に深く関与しているという共通認識で一致しており、両政府は香港人社会との合意形成を無視して、両者の関係を完全に切り離すことで、この問題の抜本的な解決の糸口を見つけようとしていたのである。しかし、「非親中派」に属する香港人にとって、回帰後に継承された公民教育と国民教育の有り様を変更することこそ、植民地時代に確立され今日へと継承されてきている彼らの香港人アイデンティティの根幹に抵触するものであった。

そこで本稿では、回帰前からの公民教育と国民教育の展開が、香港人アイデンティティを巡る今日の問題の淵源と捉え、以下の三つの視点から教育政策史を軸に検討を行った。第一点目は、香港人アイデンティティには香港人意識と中国人意識が共存し、中国人意識を表す愛国すなわちナショナル・アイデンティティは、さらに政治的なアイデンティティと非政治的なアイデンティティの二重構造であること、第二点目は回帰前の香港は特殊な植民地であった為、世界市民を志向する公民教育が国民国家の理論に基づく国民教育より先行して始まり、回帰後は中国的価値観を折衷した独自の発展モデルであること、第三点目は香港人社会には中国共産党政権を支持するか否かを対立軸とする政

治対立があることである。

これらを踏まえて、香港人アイデンティティの問題を政治的アイデンティティの形成に焦点を当て、その形成に深く関与した公民教育と国民教育の展開過程を、以下の四つに区切って改めて整理してみたい。

- ① 植民地時代の臣民教育から返還過渡期の公民教育（1970年代－1995年）
- ② 世界市民モデルの公民教育とそれに準拠した国民教育（1996年－2001年）
- ③ その枠組みのなかでの国民教育の正規課程と非正規課程での複線化（2002年－2006年）
- ④ 正規課程において世界市民モデルの公民教育から一国両制下の国民教育としての独立（2007年－2012年）

【第1期（1970年代－1995年）】

1970年代が今日の香港人社会の起点とされるのは、1960年代半ばに香港出生者が人口の半数以上となり、英語を話すことで西欧文化に精通し西歐式の生活様式を身に付けた若者世代の間から、大陸の中国人とは異なる「われわれ意識」が芽生え始めた為であった。その変化は、1960年代後半に起きた二度の暴動にも起因していた。さらに1970年代にかけて香港人社会は「親中派」・「民主派」・「中間派」という三つの政治勢力への分岐が始まった。

植民地教育と社会の多数派＝「非親中派」との関係でみると、1970年代に始まった大衆教育は、植民地体制の正統性を強化する反共教育という側面と、経済と民生を重視する価値観を強化する臣民教育との側面がある。両者の役割を果たしたのが「経公科」であった。「経公科」は、思想の自由と多元性を最も重視する香港人社会の価値観と、国家観念の欠落と政治的無関心という香港人アイデンティティの根幹を形成したと言える。

返還過渡期を迎え、教育署が作成した『85年ガイドライン』は、1997年6月30日までを照準としていた。すなわち、『85年ガイドライン』は、英国政府が主導した限定的な民主化と行政主導体制の維持を目的としていた為、政治知識中心の政治教育というのが実態であった。さらに『85年ガイドライン』は、『中英共同宣言』での中英合意に基づき、回帰後も行政主導体制の継承を意図していた北京政府側の要望も満たしているだけでなく、中英間の協調関係を維持する役割も担っていた。

しかし、1989年に発生した「六四」を契機に、英国政府側は1997年7月1日以降を見越した長期的な展望にたち、中英間の政治対立を辞さない戦略へと方向転換した。そして、香港市民に対して積極的な政治参加を伴う民主化を促進させたことで、『85年ガイドライン』と現実の政治環境との間には大きな齟齬が生じていた。教育署は、「親中派」も含めた市民からの要望を取り入れ、『85年ガイドライン』を全面的に刷新した。

香港人社会では、「六四」を起点に「民主・抗共」を掲げる「民主派」の台頭が始まり、彼らを中心に香港人アイデンティティのなかに中国共産党政権を支持しないことを基軸とした香港人意識の確立が始まった。

さらに、1970年代の臣民教育から『96年ガイドライン』が公布される前までは、公民教育の主導権は唯一英国政府側にあった。その為、英国政府は、中国人としてのナショナル・アイデンティティの確立を不要とした。したがって、この第1期では、非政治的な臣民教育から政治参加を伴う公民教育へと移行する前過程にはあったが、国民教育の要素は全くなく国家観念を育成できない状況が持続していた。

【第2期（1996年－2001年）】

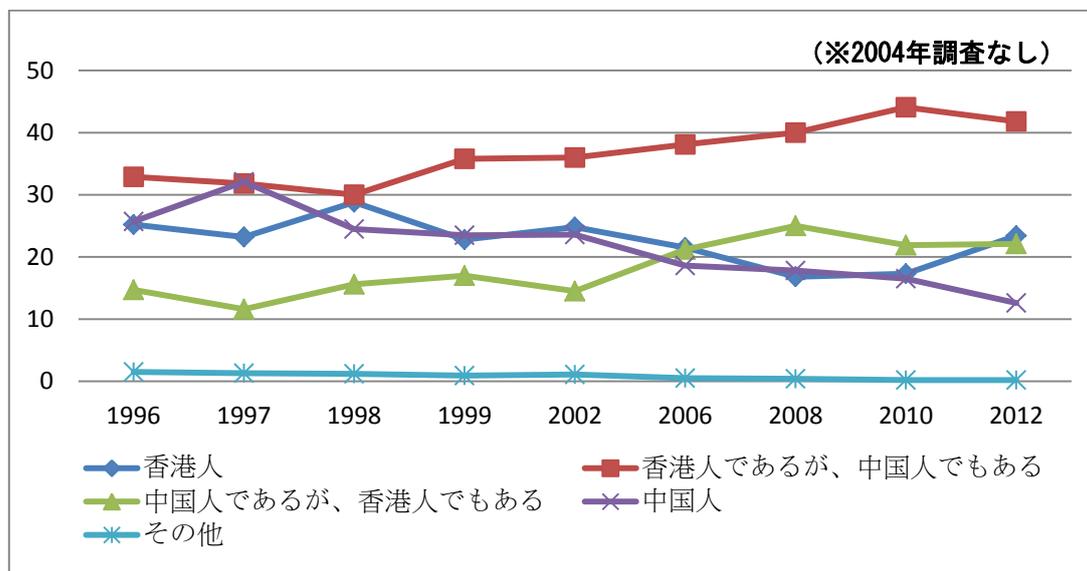
第2期の起点は、世界市民モデルを志向した『96年ガイドライン』の公布である。公民教育の課題として、民主教育・人権教育・法治教育と、民族教育・愛国主義教育が並列化された。すなわち、国民教育は『96年ガイドライン』において、初めて世界市民モデルの公民教育に準拠することが公式に承認された。しかし『96年ガイドライン』は、愛国と公民教育の解釈に決定的な相違がある「民主派」と「親中派」からともに支持されるという矛盾を内包していた。その為、その矛盾は国民教育の方向性と推進方法での食い違いとなって徐々に表れていった。

回帰後の教育改革では、経済と政治の需要の両方を満たすように設計され、グローバル化と知識型経済に即応する人材育成と、中国国民としてのナショナル・アイデンティティの育成を基本方針として共に掲げた。さらに、西欧モデルを志向していた公民教育は「六四」以降から政治化に向かっていったが、回帰後、「親中派」の董長官の強い意向で中国伝統の儒教的価値観との融合が図られ、再び非政治化に向かうように誘導された。この戦略は、冒頭で述べた通り三者間での合意形成が出来ていなかった為、中国人としてのナショナル・アイデンティティを確立するうえで、中国共産党に対する忠誠心を育成する政治的アイデンティティをできるだけ希薄化し、中華民族や中国文化に対する愛郷心を育成する非政治的なアイデンティティを偏重した。つまり、回帰後の非政治化とは、「非親中派」がまずは受け入れ易い非政治的なアイデンティティを先に確立させるという「親中側」が妥協可能な戦略を意味していた。

続くカリキュラム改革において、教育当局と財界および市民の間では、知識型経済を担える人材育成の方が最優先課題であるとの合意形成が図られた。その為、教育当局は『96年ガイドライン』のなかで提唱された批判的思考能力の育成を正規課程の公民教育の軸に据えた。加えて、教育当局が新たにデザインした「通識教育科」は、中国共産党の暗黒面を取り上げることで、学生の批判的思考能力を育成することを奨励していた。つまり、教育改革で示された非政治化に向けた政治戦略は、運用面のカリキュラム改革において知識面での政治化を促進し、若者の香港人意識を強化するという反対の方向へ向かい始めていた。その一方で、中国国民としての非政治的なアイデンティティの

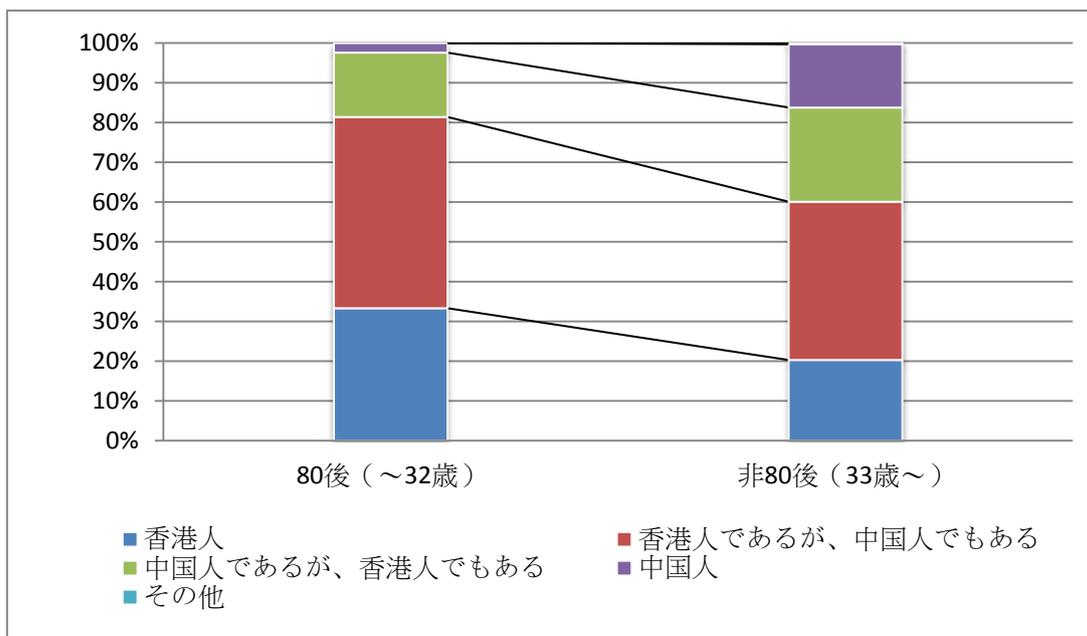
育成は、既存の科目や課外活動といったあらゆる学習機会を通じた浸透式で行うという消極的な推進方法であった為、知識面での政治化の抑止力にはならなかった。

グラフ ⑦：香港人アイデンティティとナショナル・アイデンティティ



(出所) 香港中文大学伝播と民意調査センターの発表データより筆者作成。

グラフ ⑧：80 後と非 80 後の比較 (2012 年調査)



(出所) 香港中文大学伝播と民意調査センターの発表データより筆者作成。

香港人アイデンティティを巡る今日の問題の一つは、第4章のグラフ⑤「北京政府の対香港政策への評価」で示した通り反政府的な政治志向を示す傾向が強まっていることに加えて、若者を中心に香港人意識と中国人意識の共存ではなく、香港人意識のみを志向する傾向に注目が集まっていることである。

例えば、回帰前から香港中文大学伝播と民意調査センターが定期的に行っている「香港人アイデンティティとナショナル・アイデンティティ調査」の結果を一つの指標として示しておきたい(香港中文大学伝播与民意調査中心, 2012)。グラフ⑦で示す通り、全体では「香港人でもあるが、中国人でもある」と「中国人でもあるが、香港人でもある」という二重アイデンティティが主流である。しかし、2012年の調査では単一アイデンティティを示す「香港人である」の値が上昇している。グラフ⑧によると2012年の調査での80後世代と非80世代との比較において、80後世代に「香港人である」という単一アイデンティティを選択する者が非80後世代より多いことが示されている。

【第3期（2004年－2006年）】

若者の政治化によって香港人意識が強化される方向へ向かっているとの指摘が「親中派」側から始まったのは、第3期の起点である回帰5周年目以降であった。それゆえ「03年七一デモ」に多くの大学生が参加していたという事実に対して、「親中派」側は回帰後の公民教育〔国民教育も含む〕が影響を与えていると見なし、教育当局へ国民教育の推進方法を見直すべきと圧力をかけた。

教育当局は、左派系愛国学校でも長年実践され、情感面に訴えかけることでナショナル・アイデンティティの育成に効果があると言われている内地考察などの体験型学習を、2004年夏から非正規課程の国民教育として正式に採用した。しかし、この情理兼備の国情教育とは、あくまでも知識面における非政治的なナショナル・アイデンティティの確立に有効であり、理性的な認知を求める政治的なアイデンティティとは相容れないものである。

つまり、第3期において教育当局の推進した国民教育とは、世界市民モデルを志向する公民教育の枠組みに国民教育が未だ置かれていた為、知識面の正規課程では「通識教育科」のなかで行われていた。その「通識教育科」は、従来通り批判的思考能力の育成を目指したために、中国共産党に対して否定的な政治態度を示す若者を市民運動へ参加させることを促進した。と同時に、若者の市民運動への参加は、彼らの香港人意識の強化にもつながっている。

また、非正規課程で情感面に訴えかける情理兼備の国情教育が採用されたことは、これまで浸透的に依存してきた知識面での非政治的なナショナル・アイデンティティの育成との相乗効果を期待したものであった。いわゆる、香港人アイデンティティと共存するナショナル・アイデンティティの二重構造に対して、異質なアプローチを複線的に行っていたと見なせる。

【第4期（2007年－2012年）】

第4期の起点は、回帰10周年に胡錦濤国家主席から国民教育の更なる強化が政治任務として課せられた時である。教育当局は、正規課程における公民教育と国民教育の関係性を含めて、国民教育の方向性と推進方法を抜本的に見直す必要に迫られたのである。つまり、北京政府と香港政府〔曾長官を指す〕は、若者の香港人意識の強化（グラフ⑧参照）が、回帰後に推進された公民教育〔国民教育を含む〕に起因したものであるとの前提に立っていたと思われる。

そこで、正規課程の国民教育を世界市民モデルの公民教育に準拠する枠組みから完全に切り離し、一国両制に基づいた国民教育へと再編成することが計画された。そして北京政府と香港政府は、香港人社会との合意形成を無視して、曾長官の政治決定に基づき強硬な手法で推し進めようとした。反対派市民が支持する現行の公民教育のなかでの国民教育で、教育当局は批判的思考能力を用いて共産党政権を理解することを推奨し、非必修・非独立科目化での浸透式という基本方針を堅持していた。つまり、思想の自由と多元性を重視する香港人社会の価値観の継承を後押していた。

しかし、教育当局は、国民教育の強化が北京政府からの政治任務と課されたことで、共産党政権に対して批判的思考能力を用いて理解することを積極的に推奨してきた立場から消極的に推奨する立場へとトーンダウンした。それは北京政府が「国家＝共産党」に対して忠誠心を抱き、「政府＝共産党」に抵抗しない国民を愛国者の唯一の基準と見なしていることへの対応策であった。北京政府が香港人社会の価値観と香港人アイデンティティの根幹に抵触する思想の自由を否定し、価値基準を統一化させていく方向へと舵をきろうとしていたことに対して、教育当局はその時点では消極的な奨励へ転じることで、北京政府と香港人社会の双方ともに妥協が可能だと考えていたと思われる。

ところで、中国系住民のアイデンティティのルーツは大陸中国にある。が、なぜ、彼らのアイデンティティは戦後から30年余りで異質したのであろうか。まず外的要因として挙げられるのは、大陸の混乱が長期化したことで帰郷する機会を失い、大陸と物理的に切り離された事である。さらに、香港が英国植民地であった為、彼らが西欧文化の影響を身近に触れる機会が多かった事である。特に、香港出生世代は大陸での生活経験を持っていない為、西欧文化の影響を受けやすい素地が備わっていた。さらに1970年代の大衆教育は、香港出生世代に反共教育と臣民教育を推進し、大陸中国とは異質な価値観を注入した。すなわち、思想の自由と多元性を体得した彼らが、大陸中国人とは異なる「われわれ意識」を持つことは自然の成り行きであった。

大陸中国人から離反することで形成された香港人アイデンティティであるが、その内実には中国人意識が維持されていた。しかし、その実態は共産党政権と距離をおくことで自らの中国人意識を非政治的なナショナル・アイデンティティに帰属させ、大陸中国人との異質性から芽生えた香港人意識とを共存させていた。しかし、返還過渡期の折り返し時期に発生した「六四」によって、香港人意識は共産党政権を支持しないことを基

軸とした意識へと変質していった。

香港人アイデンティティの質的变化を補完したのが、香港市民との合意形成によって作成された『96年ガイドライン』である。『96年ガイドライン』は、回帰後の公民教育を世界市民モデルとすることを基本路線としただけでなく、国民教育をその枠組みに基づき規定した。さらに、財界と市民との合意形成によって、カリキュラム改革の基本方針がグローバル化と知識型経済に即応する人材育成を最優先課題とした為、教育当局は『96年ガイドライン』で提唱された批判的思考能力の育成を主眼に新たな公民教育を設計した。カリキュラム改革の総仕上げと位置づけられた「通識教育科」は、回帰前からの公民教育の基本路線を継承し、学生が共産党政権に対して批判的思考能力を用いて考察するように促した。その為、回帰後、世界市民モデルの公民教育を受けた若者世代を中心に、反政府的な政治志向と香港人意識を強める傾向が顕著になっていった。

一方、北京政府が期待する愛国者の基準とは、「国家＝共産党」に対して忠誠心を抱き、「政府＝共産党」に抵抗しない国民であったが、この基準を回帰後の香港人社会に導入することは明らかに不可能であった。そこで、北京政府は「教連会」を介して現行の国民教育に段階的な修正を加え、最終的には現行の世界市民モデルの公民教育との切り離しを必要不可欠と考えていた。

香港人アイデンティティの形成と公民教育および国民教育の歴史的展開を検証することで、香港人アイデンティティの形成と1970年代の臣民教育から現行の世界市民モデルへの公民教育の展開は相互補完の関係にあると見なされる。祖国との離反によって形成され始めた香港人アイデンティティではあるが、「六四」の発生によって香港人意識に質的变化が起こり、共産党を支持しないことを基軸とする香港人アイデンティティへとすでに変容している。

したがって、現在の共産党が祖国の政権の中枢にある限り、香港人に北京政府が基準とする愛国者モデルを受け入れさせることは極めて困難であろう。この点こそ、「香港は祖国に回帰しても、香港人の心情が回帰しない」と言われる所以であろう。さらに北京政府が、現行の国民教育の路線変更を強制的に行うことは、今日に至る公民教育の展開によって形成されてきた香港人アイデンティティの根幹を棄損し、香港人社会の歩んできた歴史を否定することにもつながると考えられよう。

第2節 国民教育カリキュラムを巡る主導権争い

(1) 「教連会」幹部と教育当局との駆け引き

回帰直前に「民主派」と「親中派」の双方から支持された『96年ガイドライン』は、「民主・人権」対「ナショナリズム・愛国主義」という政治対立の構図を孕んだまま回帰後に継承された。回帰後の教育改革とカリキュラム改革は、財界と一般市民との諮問

によって知識型経済に即した公民教育を最優先課題にすべきとの合意形成を獲得した。この合意形成は、北京政府と董長官が描いていた香港の資本主義自由経済を国家の発展の為に貢献させることにも合致していた。回帰後の香港経済は中国経済に依存せざるを得ず、その結果、一国両制下の経済統合は促進されたと言えるであろう。その反面、この合意形成は、一国両制下の政治統合を大きく後退させたと言わざるを得ない。

謝均才は、回帰後の教育政策は経済と政治の需要を満たすように、学生をグローバル化の下での競争力のある人材として育成し、「国家＝共産党」に忠誠心を抱き、「政権＝共産党」に反抗しない国民とするように設計されてきたと指摘している(謝均才, 2013)。すなわち、北京政府が回帰後の国民教育に期待したのは、共産党体制に忠誠心を抱き社会秩序の維持に役立つような政治イデオロギーを青少年に注入することであった。しかし、回帰後の教育当局は、『96年ガイドライン』と教育改革の基本方針に則って、世界市民を志向する公民教育政策を推進した。なぜなら、教育当局の合意形成に関する解釈では、香港の国際金融センターとしての経済機能を維持することに力点が置かれ、中国国民としてのナショナル・アイデンティティを育成する国民教育よりも、知識型経済を担ったグローバルな人材を育成する公民教育の方をより重視していたからである。つまり、回帰後の香港新政府は、行政のトップが英国人から「親中派」香港人に変わっただけで、『96年ガイドライン』を基本方針とする公民教育政策とその執行人である教育官僚は植民地政府からそのまま継承されていた。

したがって、董長官ら新政府側の設計した教育政策と、カリキュラム改革を通して教育政策を具体化させる教育官僚との間には、運用面において温度差があったものと筆者は考えている。さらに言えば、Morris, Paul らが「回帰直後の公民教育政策は初中課程「公民教育科」が代弁するように、政府を監視する市民運動の形成を促進する方向に向かっている」(Morris, Kan, & Morris, 2000)と指摘した通り、董長官の非政治化構想とは相反する方向に向かっていた。したがって、『96年ガイドライン』に端を発した公民教育と国民教育の相克は、「03年七一デモ」が発生するまでは希薄化されていたに過ぎなかったと言うべきであろう。公民教育と国民教育の主導権争いという観点で言えば、「03年七一デモ」までは董長官ではなく教育官僚側に主導権があったと見られよう。

その点において、董長官が「03年七一デモ」によって『基本法』23条の自主法制化を無期限の白紙撤回に追い込まれたことは、北京政府と「親中派」にとって一国両制の政治統合だけでなく、共産党政権の正統性を脅かす危機的事態として映ったと考えられる。両者は、回帰後の国民教育を現行の世界市民を志向する公民教育に準拠させたままにしておくと、香港政府はいつまで経っても『基本法』23条を自主法制化できないという否定的な認識で一致していたと考えられる。

「03年七一デモ」後から、北京政府高官と「親中派」たちは、異口同音に「03年七一デモ」に多くの大学生が参加していたと言う事実に基づき、回帰後の国民教育を問題視する発言を一斉に始めた。彼らの発言の共通点は、カリキュラム改革によって教育現

場では「中国歴史科」が選択科目へと格下げされただけでなく、ナショナル・アイデンティティや愛国心の育成および『基本法』の理解といった国民教育が蔑ろにされているという教育内容に関するものであった。

実際、回帰後の国民教育に関しては、「親中派」以外からもカリキュラム改革によって「中国歴史科」が軽視されていることへの指摘がなされていた。「教連会」幹部も国民教育の推進方法と教育当局の無責任な態度に対して発言していたが、教育当局は「教連会」らの提言を検討することなく、行政主導でカリキュラム改革を推進していた。したがって、2004年夏までの国民教育は、『85年ガイドライン』で採用された非必修・非独立科目の原則に基づき、正規課程の既存科目において中国的要素を浸透式で深めていくという消極的な推進方法が主であった。

2002年秋、江沢民体制から胡錦涛体制となった北京政府は、「03年七一デモ」を境に香港問題はすでに解決済みとの楽観的認識を改め、対香港政策を不干渉政策から積極介入政策へと180度転換した。さらに、北京政府は一国両制の基本構想であった鄧小平の「差異尊重論」を一国の原則を重視する「従属関係論」へと徐々に変更し、実践面での対香港政策の変更を理論面で正統性しようとした。一方の教育官僚は、国民教育政策の主導権を独占していたが、北京政府と「親中派」から「03年七一デモ」に大学生が多数参加していた責任を追及され、徐々に政策の見直しを迫られるようになった。つまり、「03年七一デモ」を境に、教育当局と「教連会」の関係は、徐々に逆転し始めたと思なせる。

回帰後、「教連会」幹部は北京政府の指示を受け、「親中派」寄りとなった香港政府高官との個人的な関係を生かし国民教育の政策面へ水面下で働きかけを行うと同時に、国民教育の経験と実績に乏しい教育当局の影の指南役として国民教育の運用面にも深く関与していた。また、教育当局に限って言えば、第3章で先述した通り、2002年7月1日から2007年6月30日までの董長官2期目において、教育統籌局のトップが「親中派」の李一羅体制¹になってから「教連会」との関係はより深まっている。「教連会」幹部は、教育当局に対して左派系愛国学校で長年実践され、高い学習効果を上げている情感に訴えかける体験型学習を提案し、教育当局は「教連会」の提案に同意し導入を決定するに至っている。こうして2004年夏から、教育当局は非正規課程での情理兼備の国情教育と正規課程での知識面の国民教育を浸透式で推進したが、その後も北京政府側が満足するような結果は得られていなかった。

そこで、回帰10周年目に北京政府は、国民教育の更なる強化を政治任務として香港政府に課した。したがって、回帰10周年を境に、「教連会」と教育当局の主導権争いは、北京政府からの公式の後ろ盾を得たことで「教連会」側に有利に働いたと思なせる。そこで「教連会」幹部は、曾長官と教育当局に対して正規課程での国民教育を抜本的に再

¹ トップの局長が李国章とナンバー2の常任秘書長が羅范淑芬の体制を指す。兩人とも、2012年7月1日に発足した梁政権では「親中派」で組織される行政会議のメンバーに就任している。

編成するように更なる働きかけを非公式なルートで行った。すなわち、「教連会」幹部たちは、これまで教育当局と学校側が「校本化」を重視することで、国民教育に統一基準を設けてこなかった為に、いくら情理兼備の国情教育を推進しても、情感面と知識面で相乗効果は発揮できていないと見なしていた。その一方で「校本化」は、国民教育の多元性を重視する社会の多数派側からの要望に合致した推進方法であった。つまり、『96年ガイドライン』からの公民教育政策の基本方針を継承した高中課程「通識教育科」では、「校本化」による多元的教学をより推進させるために、新しい「独立專題探究」アプローチを採用していた。そして、「通識教育科」は現実の中国政治の暗黒面を学ぶことで青少年の批判的思考能力と独立思考能力を育成する公民教育を奨励していた。香港では大陸の国民教育とは、正規課程において狭隘なナショナリズムを扇動する為に自国の光明面を強調し、暗黒面は敢えて語らない系統的学習であると理解されており、こうした教育を排除することが、社会の多数派側からの強い要望であったのである。

しかしながら、「通識教育科」を導入するに当たり、現場教師が最大の抵抗勢力となって立ち上がった。彼らは、教育改革が年々進むにつれて、心身共に疲弊困憊していた。そこで、教育当局は3年の歳月をかけた諮問で財界と一般市民からまず「通識教育科」に対する支持を獲得することに成功した。続いて、教育当局は世論からの支持を後ろ盾に現場教師の抵抗を徐々に瓦解させるだけでなく現場教師の意識改革にも成功し、「通識教育科」の必要性について合意を社会的に得ることに成功した。その意味で、「通識教育科」に対する財界と一般市民からの期待と関心は大きく、学校と教師が「通識教育科」を推進するうえでの支援体制は構築されている²。

一方で、「教連会」幹部は曾長官の2期目の任期内で国民教育の更なる強化に向けて動き出していた。それは、曾長官に直接働きかけ、正規課程の国民教育を現行の公民教育から切り離し、必修・独立科目化させることであった。同計画では、それまで新規科目の導入時に慣例化されてきた導入計画前の諮問³が割愛され、同計画は曾長官の政治決定事項として発表された。さらに、社会の多数派と国家との間にある政治イデオロギーの相違を無視して、曾長官と「教連会」側は、『11年諮詢稿』に対する諮問も僅か4ヶ月間の1回だけという異例づくしの手続きとスピードで、2012-13年度新学期からの導入を強硬に推し進めていた。

こうして、「教連会」幹部と教育当局は、国民教育の強化が北京政府によって政治任務と課されたことで同じ推進派となった。しかしながら、『中国模式』発覚後のメディア対応によって、両者の間には愛国の解釈に決定的な違いがあることが露呈した。つまり、教育当局は現実の中国政治を光明面だけでなく暗黒面も含めて包括的に見ることで

² 新聞各紙は、「通識教育科」学習用に高校生向けの時事問題を討論する場をウェブサイトにかけている。その他、学習教材も豊富で、書店では「通識教育科」コーナーが一角を占めている。

³ これまで諮問には、小学課程「常識科」（2001年新設、2011年改訂）では2年余り、初中課程「生活と社会科」（2012年新設）は2年間の歳月がかけられている。「通識教育科」は現場教師からの抵抗が大きかった為、合意形成までには3年を要している。

学生の批判的思考能力を育成する立場を堅持し、この点については一貫して妥協しない立場を貫いていた。それは、断固反対派の主張とも合致し、「教連会」が意図するような盲目的な愛国者になってはいけないという立場であった。その為、「12年国民教育論争」へと発展すると、「教連会」幹部と教育当局の協調関係には致命的な亀裂が生じた。言わば、愛国を巡り同床異夢であった両者が、矛盾を孕んだまま政治任務によって表面的な協調関係にあったと見なせる。これまで両者の間で駆け引きされてきた国民教育を巡る主導権争いは、推進派である両者と断固反対派側の間の駆け引きに移っていった。「12年国民教育論争」の収束後、国民教育の主導権は断固反対派の市民側へと移っている。

(2) 北京政府と香港人社会の政治対立

こうして『96年ガイドライン』に描かれた公民教育と国民教育の相克は、「社会合意の公民教育」対「政治任務の国民教育」という一国両制下に内在する政治イデオロギーの違いを背景とした国家と社会の政治対立の構図のなかに位置付けられることになった(香港教育專業人員協會, 2012)。とはいえ、「12年国民教育論争」の断固反対派も含めて、香港人社会のなかには国民教育の必要性を否定する者はほとんどいない。それにもかかわらず、香港人の多くが、政府が主導した国民教育の内容と方法論に異議を唱えた。なぜなら、同論争の最大の争点は、「国教科」には香港人社会が最も重視する思想の自由を侵害する恐れが隠されていたからである。その点に関して言えば、「03年七一デモ」も同様であった。共産党政権が、国家の秩序を維持するために不可欠な『基本法』23条も、「非親中派」が多数を占める香港人社会にとっては思想の自由を侵害するものでしかない。

すなわち、香港人社会は一国両制の下で社会主義国家中国に組み込まれたが、被支配層である香港人社会の多数派が、共産党の統治を当然のものとして受け入れる思想構造、いわゆる「思想の統一」は多数派の内面には存在していないのである(R. ドーソン, K. プルウィット & K. ドーソン, 1989, p. 53)。

さらに、政府が「先に導入し、後で検討することは可能」との公式見解を繰り返しても、断固反対派は、一旦「国教科」導入を容認してしまうと、香港青少年への「洗脳」を阻止できないばかりでなく、いつの間にか共産党政権に対する「盲目的愛国者」にさせられてしまうとの強い危機感があった。その歴史的原因について程介明は、「植民地時代に自由市場のもと競争が尊重された香港では、国家統制主義を著しく軽蔑してきた。さらに、欧米の自由思想の薫陶を受け、言論・集会・出版・学術などあらゆる自由が尊重される多元文化社会が形成されてきた。反対に、大陸では1949年以来イデオロギーの統一が追求され、文化大革命に発展する極端な思想教化が尊ばれ、思想の領域の至るところに「敵対闘争」が蔓延した。多くの香港人の記憶には、自身または身近な友人の

実体験から思想領域の「闘争」に対して未だに恐怖心と反感が残っている」(『信報』、2012年7月27日)と分析している。

香港人社会には、現存の支配関係を維持するような政治イデオロギーが社会の支配者側から被支配者側へ伝えられる過程で、まず被支配者側が拒否を表明できるシステムが確保されている。一般市民の間ではデモ・請願などの権利が認められ、社会には政府による検閲の無いマスメディアが発達していることで、反対者の意見も新聞投稿などで自由に触れることが出来る。さらに、政府を監督する圧力団体が発達していることも挙げられる。

ここでは、「12年国民教育論争」についてさらに検討を深めてみたい。回帰前までの香港人社会には、政治イデオロギーの違いを包容する思想空間が存在していた。それは、多元性という思想空間であった。『中国模式』の不適切な記述が発覚した後、「教連会」幹部は多元性を盾に異なる思想も受け入れるべきだとの主張を社会の多数派側に向けて繰り返した。回帰後、彼らは社会の少数派ながら勝者側についたが、社会の少数派として多数派に対して不満を漏らす立場のままであった。回帰後の香港の政治勢力図では、社会の少数派が政治権力側として支配者となっている。共産党政権の意をくむ香港政府が政治権力を握っても、一定の民主主義な権利が保障された社会では政治諸勢力間の権力闘争が発生した場合、左派系の団体が主導権を掌握できていないというねじれ現象がある以上、やはり当権者よりも在野の勢力である「民主派」と「中間派」を主体とした世論の影響力が大きいのである。

社会の少数派である「教連会」が、支配側の権力を利用して公的資金を得るには用途や金額を精査しないで済む非公式なルートを用いることになる。鄭宇碩が「回帰後の政府の政策は財界寄りに、公的資金は左派系に流れやすくなっている」(『星島日報』、2012年7月26日)と指摘する通り、却ってガバナンスの透明性を監視する市民運動にますます活躍の場を与えるというモデルが出来上がっていると考えられる。社会の少数派にとって政治権力と政治勢力のねじれ現象は、厳しい政治環境におかれているという事を意味している。

Tse, Kwan Choi, Thomas は、「回帰後 [から 2007 年まで] の国民教育 [を巡る対立と] は、「国家」対「市民運動」という政治対立の構図のなかで、学校教育をイデオロギー装置として中国人アイデンティティを作り直すために、ナショナリズムと愛国主義に統一基準を設けようとしたヘゲモニー闘争であった」と分析している(Tse, 2007a)。

「国家」と「市民運動」の間には、愛国と民主の解釈に違いがある。民主を巡る政治制度改革の議論に関しては、どの立場であろうとも『基本法』を無視して進めることは出来ない。民主に関しては、『基本法』の解釈権を全人代常務委員会が握っていることで、北京政府側が主導権を掌握している。しかし、愛国を巡る国民教育の議論では、『基本法』は北京政府側に主導権を与えていない。その為、北京政府側は国民教育の主導権を握らない限り、市民運動をコントロールすることはできない。

しかし、その点に関して、政治イデオロギーの異なる二者間で妥協的な結論を導くことは現状では不可能であろう。とすれば、鍵を握るのは「中間派」世論である。両派ともに「中間派」を取り込むことで主導的な立場を獲得し、対立側のイデオロギーを封じ込めることが求められている。「12年国民教育論争」において、香港政府側は大幅な譲歩案を示して、断固反対派と彼らを支持する世論の不満を鎮静化させなければならなかった。同論争によって国民教育を巡る主導権は、「国教科」推進派の「教連会」と教育局から、断固反対派を中心とした新生の市民運動に完全に移行したと見なせる。彼らを含めた香港人社会が諮問という手続きと合意形成を重視している限り、彼らを中心とした市民運動団体との合意なしに政府が新たな国民教育政策を始めるには、経済と民生を重視する「中間派」からそれ相当の支持を獲得して世論を後ろ盾にするしかないだろう。いずれにしても、国民教育を巡る主導権争いは5年間の期限付きの休戦状態に過ぎず、2017年後半には再び何らかの議論が始まることになるであろう。

Tseのヘゲモニー闘争という分析に学びながら、「再検討委員会」の出した提議から、若干の試論を加えてみたい。「再検討委員会」の胡主席が「失効」と言う表現を二度と使わなかったのは、国民教育を全否定することにつながると解釈する「教連会」への配慮であった。

「再検討委員会」には断固反対派も招聘されていたが、彼らは全面撤回以外の交渉の余地はないとして参加しなかった。断固反対派の主要メンバーの「教協」は、教育界では圧倒的優位な立場にあり、言わば主導権を獲得している。さらに、今回の「12年国民教育論争」では、「中間派」世論は断固反対派を支持する勢力が優勢であった。これらの条件から、断固反対派は交渉や妥協には一切応じない強硬な立場であった。

一方の推進派は、政治権力の座にはあるが、政治勢力から言うと劣勢におかれていた。しかし、「再検討委員会」の示した提議は、すでに政府側が『国教科課程ガイドライン』の取り扱いを学校側の自由裁量にすることで、必修と言う強制力を取り除いた。あくまでも、今回のガイドラインは一つの教学モデルにすぎないという解釈である。そして、5年間の棚上げという提議を行うことで、国民教育の議論を再び行う機会を留保している。これは、国民教育の必要性を否定していない断固反対派も受け入れることが可能な範疇であろう。

言わば、「再検討委員会」は政府が招聘しているが、北京政府と香港「民主派」との間で中庸を導きたいという、香港政府も含めた「中間派」の想いを代弁したものではなかったであろうか。筆者は国民教育を巡る論争において、香港政治の鍵を握る「中間派」の立場から、主導権争いを回避する手段の模索が行われていたのではないかと考えている。

続いて、「12年国民教育論争」に特化した場合、断固反対派で中心的役割を担ったのが公教育の受益者であり、これまで政治とはほぼ無縁な生活を送っていた80後世代の保護者とまだ有権者資格のない90後世代の中・高校生であったことは、「03年七一デ

モ」と同等以上のインパクトを北京政府に与えたと言われている(『明報』、2012年7月28日)。「03年七一デモ」以降、北京政府は経済支援カードを有効に使って、「中間派」市民の両政府に対する不満を軽減する特効薬とした。しかしながら、「国教科」断固反対派の彼らには、同様な経済支援カードを切っても「中間派」市民とほぼ同等な効果は期待できないと思われる。なぜなら、特に90後世代の中・高校生は、まだビジネスセクターとの直接的な関わりがないからである。つまり、80後・90後世代は、非物質的な価値を重視する新生勢力として市民運動に加わっている。彼らの存在が、香港の市民運動の形成をさらに促進していると言えよう。ということは、北京政府が、多元性と思想の自由を重視する香港人社会に対して、大陸で通用している思想の一元化、中央集権的な政策決定を高圧的かつ強硬な態度で押し付けようとするほど、香港人社会を無用に刺激することになり、「12年国民教育論争」において80後世代の保護者や90後世代の中・高校生が激しく抵抗したように、国家と市民運動との政治対立がさらに先鋭化する可能性があると言われている。

ところで、「国教科」推進派の「親中派」と教育局は、程度の違いこそあれ正規課程の国民教育を現行の高中課程「通識教育科」に継承された世界市民モデルの公民教育から完全に切り離し、学生と教師が政治的アイデンティティの育成に通じる共産党政権を無批判かつ盲目的に受け入れることを企図していた。すなわち、公民教育を認めることで世界市民的な価値の育成を認めつつも、国民教育によって「愛国＝愛党心」を育成しようとしていたと筆者は考えている。「親中派」と教育局側には公民教育と国民教育を併存させることは可能なことなのかも知れない。

しかし、香港人の多くは80後・90後も含めて複雑な様相を示しているとはいえ、中国人意識を政治的アイデンティティと非政治的なアイデンティティに分け、非政治的なアイデンティティを志向することで中国人意識と香港人意識を併存させている(あるいは香港人意識に中国人意識を包摂している)と考えられる。とすれば、共産党政権を無条件で支持することは、香港人としてのアイデンティティに抵触することである。香港における公民教育と国民教育の困難さは、この点にも起因していることを改めて確認し、本稿を終えることとする。

参考文献

1. 政府等文書

施政報告

1997 Policy Address.

『2006年施政報告』

『2007年施政報告』

『2008年施政報告』

『2009年施政報告』

『2010年施政報告』

政府刊行物

Curriculum Development Council. (1995), A Study on the Development of Civic Awareness and Attitudes of Pupils of Secondary Schools in Hong Kong.

(1984)、『代議政制白皮書：代議政制在香港的進一步發展』

策略發展委員會國民教育專題小組(2008)、『香港推行國民教育的現況，挑戰與前瞻』

教育局(2012a)、『「德育及國民教育科」課程諮詢及修訂報告』

教育統籌局(2002)、『透過現行的學校課程進行國民教育』

——(2004)、『改革高中及高等教育新學制』

——(2006)、『京城難忘錄』

教育統籌委員會(2000)、『二十一世紀教育藍圖 終身學習 全人發展：香港教育制度改革建議』

教育署(1989)、『1989至90年度以學校為本位的課程設計簡介;校本課程設計計畫簡介』

——(1996)、『學校公民教育指引(初稿)』

教育署公民教育常務委員會(1995)、『學校公民教育簡訊』

課程發展處(1998)、『課程檢視報告：學校課程內的中国元素』

課程發展處 and 德育及公民教育組 (2008)、『新修訂德育及公民教育課程架構；匯眾百川流 德雨育青苗』

課程發展委員會(1985)、『學校公民教育指引』

課程發展議會(1996)、『學校公民教育指引』

——(2001a)、『學會學習 終身學習 全人發展－課程發展路向』

——(2002)、『基礎教育課程指引：從四個關鍵項目學會學習 3A德育及公民教育』

——(2011)、『德育及國民教育科課程指引 (小一至中六) 諮詢稿』

——(2012)、『德育及國民教育科課程指引 (小一至中六)』

課程發展議會與香港考試及評核局連合(2007)、『通識教育科課程及評估指引』

一九六六年九龍騷動調查委員會(1966)、『一九六六年九龍騷動調查委員會報告書』

政府ウェブサイト

課程發展議會 (2001b)、 「七個學習宗旨」 (2014年8月14日最終アクセス
<http://www.edb.gov.hk/tc/curriculum-development/7-learning-goals/about-7-learning-goals/index>

[.html](#)よりダウンロード)

議事録

Legislative Council. (1984). Official Report of Proceedings,

- 立法会行政管理委員会(2002)、「會議過程正式記録」(2002年12月4日)
- (2004)、「會議過程正式記録」(2004年11月3日)
- 立法局(1985a)、「立法局會議過程正式紀錄」(1985年11月28日)
- (1985b)、「立法局會議過程正式紀錄」(1985年12月11日)
- (1989)、「立法局會議過程正式紀錄」(1989年7月12日)
- (1990a)、「立法局會議過程正式紀錄」(1990年3月21日)
- (1990b)、「立法局會議過程正式紀錄」(1990年7月4日)

談話・声明・問答等

Education Bureau. (2012), Transcript of remarks by Secretary for Education and Chairperson of Committee on Initiation of Moral and National Education Subject. (Oct 8, 2012)

Tsang, Y. K. (2006). Speech by CE at Hong Kong Business Community Luncheon. (Oct 11, 2006)

- 教育局(2012b)、「德育及国民教育科課程指引正式擱置」(2012年10月8日)
- (2012c)、「教育局就德育及国民教育科声明」(2012年9月10日)
- (2012d)、「教育局局長及開展德育及国民教育科委員會主席与伝媒談話重点」(2012年8月22日)
- (2012e)、「教育局局長吳克儉及開展德育及国民教育科委員會主席与伝媒談話全文」(2012年10月8日)
- (2012f)、「開展德育及国民教育科委員會主席与伝媒談話重点」(2012年9月27日)
- 教育局局長吳克儉. (2012)、「不打分、不排名次:德育及国民教育科的評估」(2012年7月24日)
- 教育局局長(張國華博士代行) (2012)、「教育局有關德育及国民教育科:德育及国民教育科的問和答」(2012年8月3日)
- 香港政府(2012a)、「政府就德育及国民教育科的声明」(2012年9月8日)
- (2012b)、「政務司司長和教育局局長會見伝媒談話全文」(2012年7月29日)
- 吳克儉, and 胡紅玉(2012)、「教育局局長吳克儉及開展德育及国民教育科委員會主席与伝媒談話全文」

2. 新聞

『日本經濟新聞』

Hong Kong Standard

Global Times

South China Morning Post

The Standard

BBC中文網

『成報』

『大公報』
『東方日報』
『環球時報』
『華僑日報』
『快報』
『明報』
『苹果日報』
『人民日報海外版』
『時報』
『頭條日報』
『文匯報』
『香港經濟日報』
『信報』
『星島日報』
『星島晚報』

3. 単行書

- G.ディランティ(2000)、『グローバル時代のシティズンシップ：新しい社会理論の地平』（佐藤康行訳、原著は2000年発行）日本経済評論社。
- R. ドーソン、K.プルウィット、and K.ドーソン(1989)、『政治的社会化 市民形成と政治教育』（加藤秀治郎他訳、原著は1977年発行）芦書房。
- 加々美光行(1988)、『漂泊中国 転換期アジア社会主義論』田畑書店。
- 倉田徹(2009)、『中国返還後の香港 「小さな冷戦」と一国二制度の展開』名古屋大学出版会。
- 興梠一郎(2000)、『「一国二制度」下の香港』論創社。
- 竹内孝之(2007)、『返還後香港政治の10年』アジア経済研究所。
- 中園和仁(1998)、『香港返還交渉：民主化をめぐる攻防』国際書院。
- 久末亮一(2012)、『香港「帝国の時代」のゲートウェイ』名古屋大学出版会。
- 森一道(2007)、『「香港情報」の研究：中国改革開放を促す<同胞メディア>の分析』芙蓉書房。
- 山田美香(2011)、『公教育と子どもの生活をつなぐ香港・台湾の教育改革』風媒社。
- 林泉忠(2005)、『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス-沖縄・台湾・香港』明石書店。
- Cottrell, R. (1993), *The End of Hong Kong: the Secret Diplomacy of Imperial Retreat*, London: John Murray.
- Fairbrother, G. P. (2003), *Toward Critical Patriotism Student Resistance to Political Education in Hong Kong and China*, Hong Kong: Hong Kong University Press.
- Lam, W. M. (2004), *Understanding the Political Culture of Hong Kong: the Paradox of Activism and Depoliticization*, Armonk, N.Y. ; London: M.E. Sharpe.
- Lau, S. K. (1982), *Society and Politics in Hong Kong*, Hong Kong Chinese University Press.
- Lau, S. K., and Kuan, H. C. (1988), *The Ethos of the Hong Kong Chinese*, Hong Kong: The Chinese University Press.
- Lawton, D. (1983), *Curriculum Studies and Educational Planning*, London: Hodder and Stoughton.
- Marsh, C. (1992), *Key Concepts for Understanding the Curriculum*, London: Falmer Press.
- Marshall, T. H. (1950), *Citizenship and Social Class, and Other Essays*, Cambridge: Cambridge

- University Press.
- Morris, P. (1996), *The Hong Kong School Curriculum: Development, Issues and Policies* (second ed.), Hong Kong: Hong Kong University Press.
- Sweeting, A. (1993), *A Phoenix Transformed: the Reconstruction of Education in Post-War Hong Kong*, Hong Kong Oxford University Press.
- Tsang, Y. S., Steve. (2004), *A Modern History of Hong Kong*, Hong Kong: Hong Kong University Press.
- Tse, K. C., Thomas. (1997), *The Poverty of Political Education in Hong Kong Secondary Schools*, Hong Kong: Hong Kong Institute of Asia-Pacific Studies, Chinese University of Hong Kong.
- Vickers, E. (2003), *In Search of an Identity: the Politics of History as a School Subject in Hong Kong, 1960s – 2002*, New York: Routledge.
- Waller, D., and Jackson, H. W. (1973), *The Good Citizen: Method of Identification* (1974 ed.), Hong Kong: Everyman's Book.
- Watson, K. (1982), *Education in the Third World*, London: Croom Helm.
- Wong, W. P. T. (1998), *Colonial Governance and the Hong Kong Story*, Hong Kong: Hong Kong Institute of Asia-Pacific Studies, The Chinese University of Hong Kong.
- 曾榮光(2006)、《尋找香港高中通識教育意義》香港: 香港中文大學教育學院。
- 當代中國研究所(2012)、《中國模式: 國情專題教學手冊》香港: 國民教育服務中心。
- 鄧小平(2004)、《鄧小平論「一國兩制」》香港: 三連書店。
- 李曉惠(2010)、《困局與突破: 香港難點問題專題研究》香港: 天地圖書。
- 李子建(1999)、《學校改革與廿一世紀香港特區教育》香港: 香港中文大學。
- 梁慕嫻(2012)、《我與香港地下黨(增訂本)》香港: 開放出版社。
- 林匡正(2012)、《夾縫: 夾九十後看中國》香港: 次文化堂。
- 劉兆佳(2012)、《回歸十五年以來香港特區管治及新政權建設》香港: 商務印書館。
- (2013)、《回歸後的香港政治》香港: 商務印書館。
- 劉智鵬(2011)、《香港達德學院: 中國知識分子的追求與命運》香港: 中華書局。
- 陸恭蕙(2011)、《地下陣線: 中共在香港的歷史》香港: 香港大學出版社。
- 呂大樂(1997)、《唔該, 埋單!》香港: 閒人行。
- (2012)、《那似曾相識的七十年代》香港: 中華書局。
- 馬嶽(2010)、《香港政治: 發展歷程與核心課題》香港: 香港中文大學香港亞太研究所。
- 培僑中學(1996)、《培僑中學五十周年校慶特刊1946-1996》香港: 培僑中學。
- 司徒華(2011)、《大江東去: 司徒華回憶錄》香港: 牛津大學出版社。
- 王家英 and 沈國祥(1997)、《香港青少年公民意識: 1996》香港: 香港中文大學香港亞太研究所。
- (1998)、《回歸後的香港青少年公民意識》香港: 香港中文大學香港亞太研究所。
- (2002)、《回歸後香港青少年的公民意識及公民教育態度: 延續與變化》香港: 香港中文大學香港亞太研究所。
- 吳俊雄、馬傑偉 and 呂大樂(2006)、《港式文化研究》香港: 香港大學出版社。
- 吳康民(口述) and 方銳敏(整理)(2011)、《吳康民口述歷史: 香港政治與愛國教育, 1947-2011》香港: 三連書店。
- 香島中學四十週年校慶特刊編輯部(1986)、《香島四十年: 1946-1986》香港: 香島中學。
- 香港教育工作者連會(1995)、《香港教育工作者連會成立二十周年暨香港教育資料中心成立十周年: 紀念特刊, 1975-1995》香港: 香港教育工作者連會。
- 許家屯(1993)、《許家屯香港回憶錄》香港: 香港連合報。
- 余繩武 and 劉蜀永(1995)、《20世紀的香港》香港: 麒麟書業。
- 張家偉(2012)、《傷城記: 67年那些事》香港: 火石文化。
- 鄭宏泰 and 黃紹倫(2004)、《香港身分証透視》香港: 三連書店。
- 中華人民共和國(1990)、《中華人民共和國香港特別行政區基本法》北京: 法律出版社。

4. 単行書所収論文

- 可児弘明(1991)、「歴史としての香港」(可児弘明編『香港および香港問題の研究』東方書店)、1-36ページ。
- 姜英敏(2008)、「中国におけるシティズンシップ教育-東アジア的シティズンシップ育成の可能性について」(日本社会科教育学会 and 国際交流委員会編『新しい社会科像を求めて—東アジアにおけるシティズンシップ教育』明治図書出版)、30-50ページ。
- 岸田由美 and 渋谷恵(2007)、「今なぜシティズンシップ教育か」(嶺井明子編『世界のシティズンシップ教育—グローバル時代の国民/市民形成』東信堂)、3-15ページ。
- 日野みどり(1997)、「香港人であることと中国人であることと —香港の社会変動とアイデンティティ」(瀬川昌久 編『香港社会の人類学 総括と展望』風響社)、195-230ページ。
- Cheng, K. M. (2002), "Reinventing the Wheel: Educational Reform." in S.-k. Lau ed., *The First Tung Chee-hwa Administration: The First Five Years of the Hong Kong Special Administration Region*, Hong Kong: Chinese University Press, pp. 157-174.
- (2007), "Reforming Education beyond Education." in Y. M. Yeung ed., *The First Decade : the Hong Kong SAR in Retrospective and Introspective Perspectives*, Hong Kong: Chinese University Press, pp. 251-272.
- Cheng, Y. S. J. (2005), "Political Participation and the Strength of Civil Society." in R. J. Estes and Hong Kong Council of Social Service (eds.), *Social Development in Hong Kong: The Unfinished Agenda*, Oxford ; New York: Oxford University Press, pp. 29-42.
- Choi, P. K. (1990), "A Search for Cultural Identity; the Students' Movement of the Early Seventies" in A. Sweeting ed., *Differences and Identities: Educational Argument in Late Twentieth Century Hong Kong*, Hong Kong: Faculty of Education, University of Hong Kong, pp. 81-107.
- Kennedy, K. J. (2005), "Reframing Civic Education for New Citizenship: the Civic Needs of "One Country, Two Systems"." in K. J. Kennedy ed., *Changing Schools for Changing Times: New Directions for the School Curriculum in Hong Kong*. Hong Kong, London: Chinese University Press, Eurospan, pp. 131-150.
- Kennedy, K. J., and Fairbrother, G. P. (2004), "Asian Perspectives on Citizenship Education in Review: Postcolonial Constructions or Pre-colonial Values?." in W. O. Lee, D. L. Grossman, K. J. Kennedy and G. P. Fairbrother (eds.), *Citizenship Education in Asia and the Pacific: Concepts and Issues*, Hong Kong: Comparative Education Research Centre, University of Hong Kong, Kluwer Academic, pp. 289-301.
- Lam, W. M., and Lam, C. Y. K. (2010), "Civil Society and Cosmopolitanism: Identity Politics in Hong Kong." in R. A. Coate and M. Thiel (eds.), *Identity Politics in the Age of Globalization*, Boulder, Colo. : First Forum Press, pp. 57-82.
- Lee, W. O. (1999), "A Comparative Study of Teachers' Perceptions of Good Citizenship in Three Chinese Cities: Guangzhou, Hangzhou and Hong Kong." in 魯洁 ed., *華人教育：民族文化傳統的全球展望*, 南京: 南京師範大学, pp. 270-293.
- (2004a), "Concepts and Issues of Asian Citizenship: Spirituality, Harmony and Individuality." In W. O. Lee, D. L. Grossman, K. J. Kennedy and G. P. Fairbrother (eds.), *Citizenship Education in Asia and the Pacific: Concepts and Issues*, Hong Kong: Comparative Education Research Centre, University of Hong Kong, pp. 277-288.
- (2004b), "Emerging Concepts of Citizenship in the Asian Context." in W. O. Lee, D. L. Grossman, K. J. Kennedy and G. P. Fairbrother (eds.), *Citizenship Education in Asia and the Pacific: Concepts and Issues*, Hong Kong: Comparative Education Research Centre, University of Hong Kong, pp. 25-36.
- (2004c), "Perceptions of Citizenship Qualities among Asian Educational Leaders." in W. O. Lee, D. L. Grossman, K. J. Kennedy and G. P. Fairbrother (eds.), *Citizenship Education in Asia and*

- the Pacific: Concepts and Issues, Hong Kong: Comparative Education Research Centre, University of Hong Kong, pp. 137-156.
- (2008), “The Development of Citizenship Education Curriculum in Hong Kong after 1997: Tensions between National Identity and Global Citizenship.” in D. L. Grossman, W.-o. Lee and K. J. Kennedy (Eds.), *Citizenship curriculum in Asia and the Pacific*, Hong Kong Comparative Education Research Centre, The University of Hong Kong, pp. 29-42.
- Lee, W. O., and Bray, M. (1995), “Education: Evolving Patterns and Challenges.” in Y. S. J. Cheng and S. H. S. Lo (eds.), *From Colony to SAR: Hong Kong's Challenges ahead*, Hong Kong: Chinese University Press, pp. 357-378.
- Lee, W. O., and Sweeting, A. (2001), “Controversies in Hong Kong's Political Transition: Nationalism versus Liberalism.” in Lee Wing On and M. Bray (eds.), *Education and Political Transition: Themes and Experiences in East Asia* (2nd ed.), Hong Kong: Comparative Education Research Centre, The University of Hong Kong, pp. 101-121.
- Leung, Y. W., Chai, W. L., Teresa, and Ng, S. W. (2000), “The Evolution of Civic Education: from Guidelines 1985 to Guidelines 1996.” in Y. C. Cheng, K. W. Chow and K. T. Tsui (eds.), *School Curriculum Change and Development in Hong Kong*, Hong Kong: Hong Kong Institute of Education, pp. 351-368.
- Mathews, G., Ma, K.-w., Eric, and Lui, T.-l. (2008), “Hong Kong Schools and the Teaching of National Identity Hong Kong”, in G. Mathews, K.W. E. Ma, and T.L. Lui (eds.), *China: Learning to Belong to a Nation*, London ; New York: Routledge, pp. 78-94.
- Morris, P. (1990), “Preparing Pupils as Citizens of the Special Administrative Region: Curriculum Change and Control during the Transition Period.” in P. Morris., *Curriculum Development in Hong Kong*, Hong Kong: Faculty of Education, The University of Hong Kong, pp. 120-143.
- (1997), “Civics and Citizenship Education in Hong Kong.” in K. J. Kennedy ed., *Citizenship Education and the Modern State*, London: Falmer Press, pp. 107-125.
- Morris, P., Kan, L.-f. F., and Morris, E. (2001), “Education, Civic Participation and Identity: Continuity and Change in Hong Kong.” in M. Bray and W.-o. Lee (eds.), *Education and Political Transition: Themes and Experiences in East Asia* (2nd ed.), Hong Kong: Comparative Education Research Centre, University of Hong Kong, pp. 163-181.
- Morris, P., and Sweeting, A. E. (1992), “Education and Politics: the Case of Hong Kong from a Historical Perspective.”, in P. Morris., *Curriculum Development in Hong Kong* (2nd ed.), Hong Kong: Faculty of Education, University of Hong Kong, pp. 144-169.
- Tsang, W. K. (1998), “Patronage, Domestication or Empowerment? Citizenship Development and Citizenship Education in Hong Kong.” in O. Ichilov ed., *Citizenship and Citizenship Education in a Changing World*, London ; Portland,: Woburn Press, pp. 221-253.
- Tse, K. C. T. (1999), “Civic and Political Education.” in M. Bray, R. Koo and Comparative Education Research Centre (eds.), *Education and society in Hong Kong and Macau: Comparative Perspectives on Continuity and Change* (2nd ed), Hong Kong: Comparative Education Research Centre, The University of Hong Kong, pp. 175-200.
- (2004), “Civic Education and the Making of Deformed Citizenry: from British Colony to Chinese SAR.” in S. A. Ku and N. Pun (eds.), *Remaking Citizenship in Hong Kong: Community, Nation, and the Global City*, London ; New York: Routledge. pp. 54-73.
- (2010), “State and Civil Society Embattled in Colonialism, Capitalism and Nationalism: Civic Education and its Politics in Hong Kong.” in A. Reid, J. Gill and A. M. Sears (eds.), *Globalization, the Nation-state and the Citizen: Dilemmas and Directions for Civics and Citizenship Education*, New York: Routledge, pp. 97-113.
- Turner, M. (1995), “Hong Kong Sixties/Nineties: Dissolving the People.” in M. Turner and INgan (eds.), *Hong Kong Sixties: Designing Identity*, Hong Kong: Hong Kong Arts Centre, pp. 13-34.
- Vickers, E., and Kan, F. (2005), “The Reeducation of Hong Kong: Identity, Politics, and History Education in Colonial and Postcolonial Hong Kong.” in E. Vickers and A. Jones (eds.), *Hong*

- Kong History Education and National Identity in East Asia, New York: Routledge, pp. 171-202.
- Yahuda, M. B. (2007), "A British Perspective on Hong Kong: a Decade Later." in Y.-m. Yeung ed., *The First Decade: the Hong Kong SAR in Retrospective and Introspective Perspectives*, Hong Kong: Chinese University Press, pp. 23-42.
- 陳健強(1996)、「香港公民教育的回顧与前瞻」(劉国強 and 李瑞全編『道德与公民教育：東亞經驗与前瞻』香港：香港中文大學香港教育研究所)、229-248ページ。
- 陳韜文 and 李立峰(2009)、「從民意激盪中重構香港政治文化：七一大遊行公共論述分析」(馬傑偉, 吳俊雄 and 呂大樂編『香港文化政治』香港：香港大學出版社)、53-77ページ。
- (2011)、「香港不能忘記六四之謎 伝媒・社会組織・民族国家和集体記憶」(呂大樂, 吳俊雄 and 馬傑偉編『香港・生活・文化』香港：牛津大學出版社)、153-195ページ。
- 陳智傑, 吳俊雄 and 馬傑偉(2011)、「「港式」公共知識分子初探」(呂大樂, 吳俊雄 and 馬傑偉編『香港・生活・文化』香港：牛津大學出版社)、230-250ページ。
- 程介明(1997)、「教育的回顧(下篇)」(王賡武編『香港史新編(下冊)』香港：三連書店)、465-492ページ。
- 金耀基(1985)、「行政吸納政治：香港的政治模式」(邢慕寰 and 金耀基編『香港之發展經驗』香港：中文大學出版社)、3-22ページ。
- 李榮安(2004)、「多元化的校本公民教育：香港特色公民教育的建構」(李榮安編『中學公民教育—多元化的校本實踐』香港：商務印書館)、3-22ページ。
- 梁恩榮 and 阮衛華(2011a)、「道德教育+政治教育=公民教育？香港公民教育的政治化与非政治化」(梁恩榮 and 阮衛華編『公民教育 香港再造！：迎向新世代公民社会』香港：印象文字、香港基督徒学会)、46-57ページ。
- (2011b)、「公民教育在通識？ 前瞻香港公民教育的發展与機遇」(梁恩榮 and 阮衛華編『公民教育 香港再造！：迎向新世代公民社会』香港：印象文字、香港基督徒学会)、58-73ページ。
- (2011c)、「製造香港公民 香港公民教育的歷史回顧」(梁恩榮 and 阮衛華編『公民教育, 香港再造！：迎向新世代公民社会』香港：印象文字、香港基督徒学会)、36-45ページ。
- 呂大樂(1990)、「認受性与政制改革」(陳慶社會服務中心小組工作部編『由臣民到公民：民主運動与香港』香港：旺角街坊會陳慶社會服務中心)、55-61ページ。
- 馬傑偉, 吳俊雄 and 呂大樂(2009)、「蛻變中的香港文化政治」(馬傑偉, 吳俊雄 and 呂大樂編『香港文化政治』香港：香港大學出版社)、1-11ページ。
- 阮衛華(2011)、「公民教育与身分認同？：從香港公民教育課程發展看身体認同的演變」(梁恩榮 and 阮衛華編『公民教育, 香港再造！：迎向新世代公民社会』香港：印象文字、香港基督徒学会)、74-85ページ。
- 冼玉儀(1997)、「社会組織与社会轉變」(王賡武編『香港史新編(上冊)』香港：三連書店)、157-210ページ。
- 謝均才(2011)、「学做中国人：後殖民地時代香港国民教育的文化政治」(呂大樂, 吳俊雄 and 馬傑偉編『香港・生活・文化』香港：牛津大學出版社)、21-53ページ。
- (2013)、「是非不断、紛擾不休的教育改革」(羅金義 and 鄭宇碩編『留給梁振英的棋局：通析曾蔭權時代』香港：香港城市大學出版社)、164-194ページ。
- 許宝強(2009)、「告別犬儒的文化政治 - 從中學通識的設計和教学看教改的局限和希望」(馬傑偉, 吳俊雄 and 呂大樂編『香港文化政治』香港：香港大學出版社)、101-118ページ。
- 楊耀忠(2009)、「不變的堅持」(劉大慶編『北行紀事』香港：經濟導報社)、122-126ページ。
- 葉健民(2009)、「殖民統治与愛国学校」(本土論述編集委員會 and 新力量網絡編『本土論述：香港的市民抗争与殖民地秩序』台北：漫遊者文化出版、大雁出版基地)、53-59ページ。

張炳良(1989)、「新中産階級的冒起与政治影響」(馬国明編『階級分析与香港』香港: 青文書屋)、9-26ページ。

張彗真 and 盧乃桂(1996)、「中共理想人格的塑造: 論「英雄模範」雷峰」(劉国強 and 李瑞全編『道德与公民教育: 東亜経験与前瞻』香港: 香港中文大学香港教育研究所)、165-198ページ。

5. 雑誌掲載論文

中井智香子(2014)、「香港の学校公民教育の多元的空間: 『学校公民教育指引』改定の軌跡」『中国四国歴史学地理学協会年報』第10号、28-41ページ。(第2章のもととなった論文であるが、収録に際して相応の加筆をおこなった。)

中園和仁(1996)、「中国への返還を控える香港—英国の撤退と香港住民に対する責任」『国際問題』(430)、38-57ページ。

——(2010)、「書評: 倉田徹 中国返還後の香港—「小さな冷戦」と一国二制度の展開」『現代中国』(84)、188-191ページ。

水岡不二雄(1983)、「英国における英系白人支配と「計画された競争」政策—戦後工業化過程における労働力政策を例として—」『世界経済評論』27(10)、53-61ページ。

老潔慧(1991)、「香港における学校の公民教育」『東京大学教育行政学研究室紀要』(11)、25-35ページ。

谷垣真理子(2007)、「返還後10年の香港政治—香港経験の越境の可能性—」『問題と研究』36(4)、1-22ページ。

Cheng, Y. C. (2009) "Hong Kong Educational Reforms in the Last Decade: Reforms Syndrome and New Developments," *International Journal of Educational Management*, 23(1), pp. 65-86.

Deng, Z. Y. (2009) "The Formation of a School Subject and the Nature of Curriculum Content: Analysis of Liberal Studies in Hong Kong," *Journal of Curriculum Studies*, 41(5), pp. 585-604.

Fairbrother, G. P. (2006) "Between Britain and China: Hong Kong's Citizenship Education Policy Paradigm," *Journal of Comparative Policy Analysis*, 8(1), pp. 25-42.

Fok, S. C. (2006) "Meeting the Challenge of Human Rights Election: the Case of Hong Kong," *Asia Pacific Education Review*, 2(1), pp. 56-65.

Fung, C. L., and Yip, W. Y. (2010) "The Policies of Reintroducing Liberal Studies into Hong Kong Secondary Schools," *Educational Research for Policy and Practice*, 9(1), pp. 17-40.

Heater, D. (1992) "The History of the Concept of Citizenship," *Curriculum*, 13(3), pp. 149-157.

Kennedy, K. J. (2007) "Student Constructions of "Active Citizenship": What Does Participation Mean to Students?," *British Journal of Sociology of Education*, 55(3), pp. 304-324.

Kennedy, K. J., Hahn, C., and Lee, W. O. (2008) "Constructing Citizenship: Comparing the Views of Students in Australia, Hong Kong, and the United States," *Comparative Education Review*, 52(1), pp. 53-91.

Ku, A. S. (2004) "Immigration Policies, Discourses, and the Politics of Local Belonging in Hong Kong (1950-1980)," *Modern China*, 3(3), pp. 326-360.

Lau, C. S. (2008) "Contestation and Curriculum: the Efforts of Chinese Patriots in Hong Kong, 1946-1984," *Journal of Basic Education*, 17(2), pp. 125-137.

Lee, L. F. F., and Chan, M. J. (2005) "Political Attitudes, Political Participation, and Hong Kong Identities after 1997," *Issues and Studies*, 41(2), pp. 1-35.

Lee, S. M. (1987) "Political Education and Civic Education: the British Perspective and the Hong Kong Perspective," *International Journal of Educational Development*, 7(4), pp. 243-250.

- Lee, W. O. (2003) "Students' Concept and Attitudes toward Citizenship: the Case of Hong Kong," *International Journal of Educational Research*(39), pp. 591-607.
- Leung, Y. W. (2003) "Use and Misuse of Affective Approach in Nationalistic Education within the Context of Civic Education," *Pacific Asian Education*, 15(1), pp. 6-24.
- (2006) "How Do They Become Socially/Politically Active ? : Case Studies of Political Socialization of Hong Kong Secondary Students," *Citizenship Teaching and Learning*, 2(2), pp. 51-67.
- (2008) "An 'Action-poor' Human Rights Education: a Critical Review of the Development of Human Rights Education in the Context of Civic Education in Hong Kong," *Intercultural Education*, 19(3), pp. 231-242.
- Leung, Y. W., and Ng, S. W. (2004) "Back to Square One: the Re - depoliticizing of Civic Education in Hong Kong," *Asia Pacific Journal of Education*, 24(1), pp. 43-60.
- Leung, Y. W., and Print, M. (2002) "Nationalistic Education as the Focus for Civics and Citizenship Education: the Case of Hong Kong," *Asia Pacific Education Review*, 3(2), pp. 197-209.
- Leung, Y. W., and Yuen, W. W., Timothy. (2009) "School Civic Education Since 1980s: a Brief Review of the Literature in Hong Kong," *教育研究學報*, 24(2), pp. 257-292.
- Luk, H. K., Bernard (1991) "Chinese Culture in the Hong Kong Curriculum: Heritage and Colonialism," *Comparative Education Review*, 35(4), pp. 650-668.
- Ma, K. W. E., and Fung, Y. H. A. (2007) "Negotiating Local and National Identifications: Hong Kong Identity Surveys 1996–2006," *Asian Journal of Communication*, 17(2; Special Issue: Media and Politics in Post-handover Hong Kong), pp. 172-185.
- Morris, P. (1988) "The Effect on the School Curriculum of Hong Kong's Return to Chinese Sovereignty in 1997," *Journal of Curriculum Studies*, 20(6), pp. 509-520.
- Morris, P., Kan, F., and Morris, E. (2000) "Education, Civic Participation and Identity: Continuity and Change in Hong Kong," *Cambridge Journal of Education*, 30(2), pp. 243-262.
- Morris, P., and Morris, E. (1999) "Civic Education in Hong Kong: from Depoliticisation to Chinese Values," *International Journal of Social Education*, 14(1), pp. 1-18.
- (2000) "Constructing the Good Citizen in Hong Kong: Values Promoted in the School Curriculum," *Asia Pacific Journal of Education*, 20(1), pp. 36-52.
- (2002) "Educational Reform in Hong Kong: a Focus on Civic Education," *Pacific Asian Education*, 14(1), pp. 17-25.
- Po, S. C., Lo, T. Y., Joe, and Merryfield, M. (2006) "Teaching about the World: Two Case Studies," *Research in Comparative and International Education*, 1(3), pp. 286-300.
- Tse, K. C., Thomas. (2000) "Deformed Citizenship: Critique of the Junior Secondary Economic and Public Affairs Syllabus and Textbooks in Hong Kong," *Pedagogy, Culture and Society*, 8(1), pp. 93-110.
- (2007a) "Remaking Chinese Identity: Hegemonic Struggles over National Education in Post-Colonial Hong Kong," *International Studies in Sociology of Education*, 17(3), pp. 231-248.
- (2007b) "Whose Citizenship Education? Hong Kong from a Spatial and Cultural Politics Perspective," *Discourse: Studies in the Cultural Politics of Education*, 28(2), pp. 159-177.
- Vickers, E., and Kan, F. (2003) "The Reeducation of Hong Kong Identity, Politics, and Education in Postcolonial Hong Kong," *American Asian Review*, 21(4), pp. 179-228.
- Yuen, W. W., Timothy, and Byram, M. (2007) "National Identity, Patriotism and Studying Politics in Schools: a Case Study in Hong Kong," *Compare: a Journal of Comparative Education*, 37(1), pp. 23-36.

曾榮光(2011)、 「香港特區國民教育的議論批判」 『教育學報』 39(1-2)、 1-24ページ。

陳健民(2011)、 「香港的公民社會與民主發展」 『二十一世紀雙月刊』 總第128期、 23-31ページ。

程介南(1991)、 「競選落敗以此為教」 『香港教育』 159期、 8ページ。

- 董秀紅(1999)、「主權回歸下的香港學校公民教育」『福建公安高等專科學校學報—社會公共安全研究』13卷(5期(總第51期))、89-92ページ。
- 黃炳文(1983)、「經公科客場炮製出怎麼樣的「香港公民」?」『明報月刊』18(216)、56-59ページ。
- 黃顯華(1989)、「教育工作者,你們都犯癩了! 教育發展與教育規例的矛盾」『明報月刊』24(216)、16-18ページ。
- 黃志明(2012)、「國民教育議題、究竟出了什麼問題」『教連報』40期、7ページ。
- 關信基(1997)、「香港政治社會的形成」『二十一世紀 雙月刊:一九九七特刊』(41)、152-159ページ。
- 李榮安(1997)、「香港學校公民教育新指引中的國家民族教育」『比較教育研究』(3)、2-6ページ。
——(2003)、「香港回歸前後的公民教育:社會資本的反思」『香港青年協會出版』6(1)、112-125ページ。
- 梁恩榮(1990)、「公民教育工作者的陷穽:「1990年教育(修訂)條例草案」政治部分」『時代論壇』(156)、4-5ページ。
——(2008)、「香港公民教育老師對國民/民族教育的理解和教學法」『基礎教育學報』第17卷(第2期)、139-157ページ。
- 龐朗華(1987)、「四十年来香港中學的中國歷史科課程」『教育學報』15(2)、68-75ページ。
- 王賡武(1997)、「談香港政治變遷」『二十一世紀 雙月刊:一九九七特刊』(41)、76-82ページ。
- 吳國珍 and 過偉瑜(2003)、「為教師專業化爭取時間和創造時間——港澳京滬四地教師活動時間及特點比較研究」『教育研究學報』18(1)、113-131ページ。
- 香港教育工作者連會(1984a)、「教育評論 香港教育欠少民主氣息」『香港教育』86期、1ページ。
——(1984b)、「教育評論 政治教育與政治禁令」『香港教育』88期、1ページ。
——(1985)、「社論 檢討香港教育法令」『香港教育』99期、6ページ。
——(1989)、「五四特刊 紀念五四運動七十週年」『香港教育』135期、1-6ページ。
——(1990)、「八九年教育大事回顧(3) 北京風波,師生反應強烈」『香港教育』143期、5ページ。
——(1996)、「對「學校公民教育指引(初稿)」的回應」『香港教育』3期、4ページ。
——(2012a)、「國民教育科爭議事件簿(7月至8月)」『教連報』40期、1ページ。
——(2012b)、「教連會關與開展國教科委員會決議的聲明」『教連報』41期、2ページ。
- 香港教育專業人員協會(1996)、「本會對『學校公民教育指引(初稿)』的意見(徵求意見稿)」『教協報』、1ページ。
- 謝均才(1997)、「香港中學的課外活動和公民教育」『教育研究學報』12(1)、117-122ページ。
——(1998)、「四個華人地區的公民教育:中國大陸、台灣、香港和澳門」『教育學報』26and27(2 and 1)、179-200ページ。
- 星河(1975)、「港托派淵源之二 ; 香港托派與青年學生運動」『雷月刊』創刊号、8-17ページ。
- 楊耀忠(1996)、「民教育的反思」『香港教育』5(204)、4ページ。
- 袁小倫(2002)、「戰後初期中共利用香港的策略運作」『近代史研究』(6)、129-142ページ。
- 張家偉(2013)、「1967: 殖民地的左派抗爭」『月刊讀書好 閱讀殖民地管治解讀』16-18ページ。
- 張文光(1996)、「香港應在人類文明和民主進程中作出貢獻」『教協報』(316)、1ページ。
- 鄭宏泰 and 黃紹倫(2003)、「論香港華人的身分認同—從身分證的沿革談起」『明報月刊』(5月)、48-51ページ。

6. 報告書

- 竹内孝之(2013)、「「香港独立論」の登場？」(日本貿易振興機構(JETRO)『海外研究員レポート』アジア経済研究所)、1-10ページ。
- 谷垣真理子(2004)、「2003年の香港特別行政区：「23条立法化」の頓挫と「7月1日」ショック」(『アジア動向年報』アジア経済研究所)、158-176ページ。
- (2005)、「2004年の香港特別行政区：中央政府主導の選挙制度改革」(『アジア動向年報』アジア経済研究所)、170-188ページ。
- 中井智香子(2005)、「香港の公民意識と公民教育 -中学校での現地調査を事例として」(石川啓二 and 西村俊一編『地域研究と現地理解 -グローバル化時代の教育動向-』東京学芸大学国際教育センター)、57-77ページ。

The Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs. (2003) “Six-monthly report on Hong Kong 1 January - 30 June 2003”, London: Stationery Office.

TVB (2013a), The Pearl Report ;Officials Forced the Government to Change Public Opinion, Nov 19, 2013,

——(2013b)、「星期二档案 与歴史対話」(2013年10月8日)

公民教育委員会(2008)、「第一次会議記録 二〇〇八至〇九年度公民教育委員会」香港: 公民教育委員会。

——(2010)、「国民教育推广活動意見調査 -調査報告摘要-」香港: Consumer Search。

蘇祉祺(2012)、「市民对2012年立法会选举的意见跟进调查」香港: 香港研究協會。

香港健康情緒中心(2004)、「教師压力与情緒病調查」香港: 香港健康情緒中心。

香港教育工作者連会(2004a)、「教師工作压力調查報告」香港: 香港教育工作者連会。

——(2004b)、「青少年国民意識調查報告」香港: 香港教育工作者連会。

——(2006)、「教師看国情教育」香港: 香港教育工作者連会。

香港教育專業人員協會(2003)、「教師工作压力調查：超乎負荷，必須起來還擊」香港: 香港教育專業人員協會。

香港中文大学伝播与民意調查中心(2012)、「香港人身份和国家認同」香港: 香港中文大学伝播与民意調查中心。

香港青年協會、莫漢輝 and 陳瑞貞(2002)、「社会資本之公民身分狀況研究」香港: 香港青年協會青年研究中心。

7. 未刊行論文

Ip, K. Y. (1994), Organisational Change the Case of a 'Leftist School' in Joining the Direct Subsidy Scheme, Master, University of Hong Kong.

Lau, C. S. (2008), From Factional Nationalism to Functional Nationalism: the Transformation of Hong Kong's Nationalism in a Patriotic School, PhD, University of Hong Kong.

Vickers, E. (2000), History as a School Subject in Hong Kong 1960s-2000, PhD, University of Hong Kong.

Wong, H. W. (1988), A study of Hong Kong Secondary School Civic Education Curriculum Development (1984-1986), Ed, University of California, Los Angeles.

Wong, P. M. (1992), The Evolution of a Secondary School Subject in Hong Kong the Case of Social Studies, PhD, University of Hong Kong.

Yau, H. Y. (2006), Middle Class Identity in Hong Kong: a Qualitative Study in the Post-SARS Period,

Master of Philosophy, University of Hong Kong.

- 黄炳文(1981)、『從比較觀點看香港戰後之經公科課程与公民教育』、修士、香港中文大学。
- 黄顯華(1983)、『修讀(甲)社会教育科 (乙)經公、地理、歷史 兩種初中課程之学生在公民意識學習之比較』、修士、香港中文大学。
- 林嘉嘉(1994)、『政治与教育之相同作用之「一所香港「愛国学校」之研究」』、修士、香港中文大学。

8. ウェブサイト

- 房寧(2010)、「「協商民主」は中国の民主政治発展の重要な形式」(2014年1月11日最終アクセス、<http://j.people.com.cn/94474/6861015.html>よりダウンロード)
- Tsang, Y. S., Jasper. (2013), Hong Kong Must Get a Real Conversation Going If It Wants Democracy (2013年11月25日最終アクセス <http://www.hkdf.org/newsarticles.asp?show=newsarticlesandnewsarticle=346>よりダウンロード)
- 陳嘉琪(2006)、「国民身分認同:課程改革重要目標之一」(2012年11月23日最終アクセス <http://resources.edb.gov.hk/mce1/nebook/pdf/rationale.pdf>よりダウンロード)
- 陳健民 and 鍾庭耀(2012)、「還民意一個公道. 民意專欄」(2013年12月20日最終アクセス <http://a2012.hkupop.hku.hk/chinese/columns/columns20.html>よりダウンロード)
- 曾澍基(2001)、「“国粹派”、“社会派”源考. 有關中港台政經關係之中中文文章」(2013年8月16日最終アクセス <http://www.sktsang.com/Archive.html>よりダウンロード)
- 鄧小平(1984)、「一個国家, 兩種制度 —鄧小平分別會見香港工商界訪京团和香港知名人士鍾士元等的談話要点」(2014年6月3日最終アクセス http://www.locpg.hk/big5/gjldrnxc/xiaoping/200702/t20070225_1859.aspよりダウンロード)
- 国民教育家長關注組(2012a)、「Donate 捐助」(2013年11月12日最終アクセス <http://parentsconcern.hk>よりダウンロード)
- (2012b)、「更新国教版図· 齊来守護孩子」(2013年11月12日最終アクセス <http://www.parentsconcernschool.hk/>よりダウンロード)
- (2012c). 公民教育VS国民教育事件簿 (2013年12月4日最終アクセス <http://parentsconcern.hk/log/>よりダウンロード)
- 胡锦涛(2007a)、「在慶祝香港回歸祖国10周年大会 — 暨香港特別行政区第三届政府就職典礼上的講話. 国家領導人論香港」(2013年9月30日最終アクセス http://www.locpg.hk/big5/gjldrnxc/hujingtao/200707/t20070709_2601.asp#よりダウンロード)
- (2007b)、「在香港特別行政区歡迎晚宴上的講話 香港特別行政区歡迎晚宴」(2013年9月30日最終アクセス http://www.locpg.hk/zyzc/2004-12/22/c_125991959_5.htmよりダウンロード)
- (2012)、「慶祝香港回歸祖国15周年暨香港特別行政区第四回政府就職典礼」(2014年5月19日最終アクセス <http://www.xinhuanet.com/politics/2012qzdh/zbyz.htm>よりダウンロード)
- 李慧敏(2007)、「香港的国民教育. 建立歸屬」(2013年2月28日最終アクセス http://news.bbc.co.uk/go/pr/fr/-/chinese/trad/hinewsid_6230000/newsid_6230000/6230002.stmよりダウンロード)
- 潘漢雄(2006)、「透過教育提升国民身分認同」(2012年11月23日最終アクセス

http://hkedcity.net/article/reform_interview/040927-003/china.phtml?print.1よりダウンロード)

容宝樹(2006)、「認識国情・情系家國・貢獻中華：香港國民教育的路向」（2012年11月23日最終アクセス <http://resources.edb.gov.hk/mce1/nebook/pdf/rationale.pdf> よりダウンロード)

司徒華(1989)、「這是光明與黑暗決戰的時代．十年風雨聲」（2014年1月7日最終アクセス <http://www.szetowah.org.hk/works/?p=4682> よりダウンロード)

吳邦國(2007)、「在紀念中華人民共和國香港特別行政區基本法 實施十周年座談會上的講話．國家領導人論香港」（2014年5月19日最終アクセス http://www.locpg.hk/zyzc/2007-06/07/c_118817344.htm よりダウンロード)

香港大學民意研究計劃(2008)、「本港青年人對現代中國歷史認知調查」（2014年6月1日最終アクセス <http://www.hkupop.hku.hk/chinese/report/NJM07/index.html> よりダウンロード)

——(2012)、「『蘋果日報』國民教育民意調查（第四輪）」（2014年4月17日最終アクセス http://hkupop.hku.hk/chinese/report/applenational_w4/index.html よりダウンロード)

香港電台公共事務組(2011)、「香港家書：國民教育要符合港情」（2014年7月23日最終アクセス <http://programme.rthk.hk/channel/radio/programme.php?name=radio1/hkletter&d=2011-05-14&p=1085&e=140399&m=episode> よりダウンロード)

香港教育工作者連會(2011)、「基本資料歷史回顧1975-2004」（2013年11月13日最終アクセス <http://www.hkfew.org.hk/about-history#1975-2004> よりダウンロード)

——(2014)、「2014-16年度 榮譽顧問．簡介」（2014年6月20日最終アクセス <http://www.hkfew.org.hk/about-intro> よりダウンロード)

香港教育專業人員協會(1973)、「教協簡介 立會宗旨」（2013年11月13日最終アクセス <http://www.hkptu.org/about/ptu> よりダウンロード)

——(2012)、「「國民教育」政治任務、「公民教育」社會共識 叫停獨立成科、紓緩師生壓力」（2013年2月3日最終アクセス <https://www.hkptu.org/5198> よりダウンロード)

——(2014)、「理事会」（2014年7月23日最終アクセス <https://www.hkptu.org/about/exco> よりダウンロード)

香港考試及評核局(2014)、「考評局簡介」（2014年7月30日最終アクセス http://www.hkeaa.edu.hk/tc/about_hkeaa/introduction/ よりダウンロード)

香港市民支援愛國民主運動連合會(2013)、「關於支連會；支連會簡介」（2013年8月19日最終アクセス <http://www.alliance.org.hk/> よりダウンロード)

香港通識教育教師連會(2009)、「會員類別」（2014年7月23日最終アクセス http://www.hklsta.org/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=52&Itemid=75 よりダウンロード)

——(2014)、「組織與幹事」（2014年7月23日最終アクセス http://www.hklsta.org/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=51&Itemid=74 よりダウンロード)

學民思潮(2011)、「學民思潮 反對德育及國民教育科連盟 組織成立宣言」（2013年11月13日最終アクセス <http://scholarism.com/?cat=54&paged=2> よりダウンロード)

——(2012)、「聲明：撤回國民教育科 只可推展國情教育 不要官方定義國民教育」（2013年11月13日最終アクセス <http://scholarism.com/?p=3326> よりダウンロード)

——(2013)、「募集捐款 儲足彈藥 迎戰政改！．新聞消息」（2013年11月13日最終アクセス <http://scholarism.com/2013/10/07/%E5%8B%9F%E9%9B%86%E6%8D%90%E6%AC%BE-%E5%84%B2%E8%B6%B3%E5%BD%88%E8%97%A5-%E8%BF%8E%E6%88%B0%E6%94%BF%E6%94%B9%EF%BC%81/> よりダウンロード)

張永雄(2006)、「國情教育 情理兼備」（2012年11月23日最終アクセス http://hkedcity.net/article/reform_interview/040927-003/china.phtml?print.1 よりダウンロード)

ド)

中国歴史教育学会(2014)、「本会簡介」(2014年7月23日最終アクセス http://www.ches.org.hk/01.about_us/01aboutus.htm#004 よりダウンロード)

中国評論新聞(2012)、「中評論壇；港新政府如何推国民教育」(2013年8月6日最終アクセス <http://www.chinareviewnews.com/crn-webapp/new/doc/docDetail.jsp?coluid=9andkindid=2870a&nddocid=102131742> よりダウンロード)

中央人民政府駐香港特別行政区連絡弁公室(2014)、「和平統一 一国兩制」(2014年5月18日最終アクセス http://www.locpg.hk/zggq/2014-01/04/c_125956426.htm よりダウンロード)